

# 令和 7 年度 包括外部監査結果報告書

土木費に関する財務事務の執行について

令和 8 年 1 月  
柏市包括外部監査人  
税理士 弁護士 小林 義和

(本報告書における記載内容等の注意事項)

## 1. 端数処理

報告書の数値は、割合や比率の計算を除き、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

## 2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として柏市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、柏市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

## 3. 結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【指摘】と【意見】に分けて記載している。【指摘】(指摘事項)は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関する事項(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【指摘】として記載している。

また、【意見】は【指摘】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

## 4. 消費税及び地方消費税（消費税等）の表記

本報告書に記載されている取引金額は、原則として消費税等を含んだ金額である。消費税等を含まない金額で表記する場合には、別途その旨の記載を行っている。

## 5. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

地方自治法	⇒	自治法
地方自治法施行令	⇒	自治令
柏市財務規則	⇒	財務規則

## 目 次

<b>第1章 監査の概要</b>	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
4. 監査の対象期間	2
5. 監査の実施期間	2
6. 監査従事者の資格及び氏名	2
7. 利害関係	2
<b>第2章 監査の視点</b>	3
1. 監査の基本的な方針	3
(1) 事業の有効性について	3
(2) 法令等への準拠性について	4
(3) 事業の効率性・経済性について	4
(4) 情報開示の適正性について	5
2. 監査要点	6
(1) 事業の有効性について	6
(2) 法令等への準拠性について	6
(3) 事業の経済性・効率性について	7
(4) 情報開示の適正性について	7
3. 監査手続	8
(1) 監査対象事業の概要把握	8
(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問	8
(3) 現地視察	8
(4) 監査報告書の作成	8
<b>第3章 監査対象の基本的事項</b>	9
1. 土木費の概要	9
(1) 土木費について	9
(2) 柏市のまちづくりについて	10
(3) 道路・橋梁について	13
(4) 柏市公共施設等総合管理計画	17
(5) 柏市地域公共交通計画	21
(6) 柏市緑の基本計画	22
2. 監査対象事業	25
(1) 土木費（決算額）の推移	25
(2) 土木費のうち監査対象とした事業	26
(3) 監査対象とした財政援助団体	27

<b>第4章 外部監査の結果及び意見－総論－</b>	<b>28</b>
1. 監査の結果及び意見の総括	28
(1) 事業の有効性について	29
(2) 事業者の選定に関する事項	41
(3) 事業の効率性・経済性について	43
(4) 情報開示の適正性について	46
2. 指摘事項及び意見一覧	48
<b>第5章 外部監査の結果及び意見－各論－</b>	<b>52</b>
1. 道路の境界査定に関する事業	52
(1) 事業の概要	52
(2) 監査の結果	53
(3) 監査対象事業に対する意見	53
2. 建築物確認及び検査等業務	55
(1) 事業の概要	55
(2) 監査の結果	56
(3) 監査対象事業に対する意見	56
3. 建築物の耐震改修促進事業	59
(1) 事業の概要	59
(2) 監査の結果	60
(3) 監査対象事業に対する意見	60
4. 駐輪場整備事業	61
(1) 事業の概要	61
(2) 監査の結果	62
(3) 監査対象事業に対する意見	62
5. 駐車場管理事業	64
(1) 事業の概要	64
(2) 監査の結果	65
(3) 監査対象事業に対する意見	65
6. 道路の敷地施設等管理事業	69
(1) 事業の概要	69
(2) 監査の結果	70
(3) 監査対象事業に対する意見	70
7. 道路の維持管理	76
(1) 事業の概要	76
(2) 監査の結果	77
(3) 監査対象事業に対する意見	77
8. 交通安全施設整備事業	82
(1) 事業の概要	82
(2) 監査の結果	83
(3) 監査対象事業に対する意見	83
9. 私道整備事業	85
(1) 事業の概要	85
(2) 監査の結果	87
(3) 監査対象事業に対する意見	87

<b>10. 道路改良事業</b>	90
(1) 事業の概要	90
(2) 監査の結果	97
(3) 監査対象事業に対する意見	97
<b>11. 道路新設・拡幅事業</b>	103
(1) 事業の概要	103
(2) 監査の結果	104
(3) 監査対象事業に対する意見	104
<b>12. 雨水処理施設管理事業</b>	108
(1) 事業の概要	108
(2) 監査の結果	111
(3) 監査対象事業に対する意見	111
<b>13. 雨水排水施設管理事業</b>	114
(1) 事業の概要	114
(2) 監査の結果	115
(3) 監査対象事業に対する意見	115
<b>14. 樋管管理事業</b>	119
(1) 事業の概要	119
(2) 監査の結果	121
(3) 監査対象事業に対する意見	121
<b>15. 都市計画事務、都市計画調査等事務、都市景観形成関係事業</b>	123
(1) 事業の概要	123
(2) 監査の結果	126
(3) 監査対象事業に対する意見	126
<b>16. 宅地開発の調査指導事業</b>	129
(1) 事業の概要	129
(2) 監査の結果	133
(3) 監査対象事業に対する意見	133
<b>17. 柏駅周辺整備事業</b>	136
(1) 事業の概要	136
(2) 監査の結果	138
(3) 監査対象事業に対する意見	138
<b>18. 街路整備事業</b>	140
(1) 事業の概要	140
(2) 監査の結果	142
(3) 監査対象事業に対する意見	142
<b>19. 交通政策事業</b>	144
(1) 事業の概要	144
(2) 監査の結果	145
(3) 監査対象事業に対する意見	145
<b>20. 北部総合整備事業</b>	150
(1) 事業の概要	150
(2) 監査の結果	156
(3) 監査対象事業に対する意見	156
<b>21. 土地区画整理事業</b>	164
(1) 事業の概要	164
(2) 監査の結果	168
(3) 監査対象事業に対する意見	168

<b>2 2. 旧吉田家住宅歴史公園管理事業</b>	170
(1) 事業の概要	170
(2) 監査の結果	173
(3) 監査対象事業に対する意見	173
<b>2 3. リフレッシュプラザ柏管理事業</b>	175
(1) 事業の概要	175
(2) 監査の結果	178
(3) 監査対象事業に対する意見	178
<b>2 4. あけぼの山公園・あけぼの山農業公園管理事業</b>	181
(1) 事業の概要	181
(2) 監査の結果	185
(3) 監査対象事業に対する意見	185
<b>2 5. 公園樹木管理事業</b>	186
(1) 事業の概要	186
(2) 監査の結果	187
(3) 監査対象事業に対する意見	187
<b>2 6. 柏リフレッシュ公園整備事業</b>	188
(1) 事業の概要	188
(2) 監査の結果	188
(3) 監査対象事業に対する意見	189
<b>2 7. 緑化推進事業</b>	190
(1) 事業の概要	190
(2) 監査の結果	191
(3) 監査対象事業に対する意見	191
<b>2 8. アクションプランの推進</b>	194
(1) 事業の概要	194
(2) 監査の結果	196
(3) 監査対象事業に対する意見	196
<b>2 9. あけぼの山周辺地域振興事業</b>	197
(1) 事業の概要	197
(2) 監査の結果	198
(3) 監査対象事業に対する意見	198
<b>3 0. みどりを守り・育てる一般事務費</b>	199
(1) 事業の概要	199
(2) 監査の結果	202
(3) 監査対象事業に対する意見	203
<b>3 1. 都市公園整備事業</b>	204
(1) 事業の概要	204
(2) 監査の結果	205
(3) 監査対象事業に対する意見	205
<b>3 2. 森林環境譲与税基金活用事業</b>	208
(1) 事業の概要	208
(2) 監査の結果	209
(3) 監査対象事業に対する意見	209
<b>3 3. 一般財団法人柏市みどりの基金</b>	211
(1) 法人の概要	211
(2) 監査の結果	215
(3) 監査対象事業に対する意見	215

# 第1章 監査の概要

## 1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項に基づく包括外部監査

## 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

土木費に関する財務事務の執行について

## 3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

土木費は、土木管理費、道路橋梁費、河川費、都市計画費、住宅費などの主に都市インフラの整備や管理にかかる支出である。これらは、市民の移動やそれを支えるための交通の整備を行い、また、災害や事故から市民を守り、あるいは経済活動を活発にするなど様々な場面で欠かせない行政サービスを展開している。一方、現在の日本社会においては、インフラの整備にかかる事業は過去のものと見る向きもあり、近年は民生費の増加や地方交付税交付金の削減の影響も相まって土木費の歳出総額に占める割合は減少傾向にあるのが実情である。

柏市の令和6年度当初予算では、土木費は128億7,602万円であり、令和5年度に比べ4億8,534万円減少している。また、土木費の歳出総額に占める割合は、令和5年度が8.9%であったのが、令和6年度は7.8%となっている。なお、この歳出総額に占める割合は、年々減少しており、例えば平成17年度は13.0%、平成23年度は12.0%であった。

しかし、それでもなお、柏市においては、土木費の重要性や必要性が年々重みを増していると考える。それは、次のような理由による。

一つは、道路や橋梁などのインフラ資産が更新時期を迎えていることである。柏市は、昭和50年に初めて人口が20万人を突破し、平成22年に40万人に達した。つまり、人口増加が明瞭になった始期は古く、老朽化したインフラ資産も少なくない。そして、これらのインフラ資産の更新時期は迫っており、そのための準備は喫緊の課題といえる。

もう一つは、人口増加に地域的な偏りが見られることである。このことは、上述した古くからあるインフラ資産の更新需要と並行して人口増加地域における都市インフラの新設需要があることを意味する。このような点から、柏市における土木費の設定や配分は高度な戦略性を求められるものになっている。

さらにもう一点挙げられるのが、過去には見られなかった行政上の問題に対処するための事業も近年益々発生するに至ったことである。例えば、自動車や自転車の駐車・駐輪にかかる事業やゲリラ豪雨を想定した浸水対策のための事業などであり、

これらも土木費の範疇で処理することが求められている。

このような状況から、柏市における土木費の重要性が年々高まっていることを考慮し、その財務事務の執行が適切に行われているかを検証することは意義があると考える。

私は、これらのことと踏まえ、柏市の土木費にかかる事務の執行が適切に行われているかを検証する必要があると考え、令和 7 年度の包括外部監査の対象事件を「土木費に関する財務事務の執行について」とした。

#### **4. 監査の対象期間**

原則として令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)  
ただし、必要に応じて令和 5 年度以前及び令和 7 年度の執行分を含む。

#### **5. 監査の実施期間**

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

#### **6. 監査従事者の資格及び氏名**

包括外部監査人	税理士 弁護士	小林 義和
監査補助者	公認会計士	青山 伸一
	税理士 公認会計士	加藤 聰
	税理士 公認会計士	木下 哲
	公認会計士	宮本 和之
	税理士 公認会計士	棟田 大介
	税理士 公認会計士	森田 清人
	税理士 公認会計士	柳原 匠巳

#### **7. 利害関係**

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 監査の視点

### 1. 監査の基本的な方針

令和7年度柏市包括外部監査における特定の事件（監査テーマ）を選定した理由は前述したとおりである。この選定理由を踏まえて決定した監査の基本的な方針は、以下のとおりである。

#### （1）事業の有効性について

##### ① 計画と事業の整合性

市は、まちづくりや都市開発にかかる施策を体系的に行うために様々な計画を定めている。これらの計画では、市の目指すべき将来像を掲げ、この将来像を実現するための事業を展開している。

個々の事業については、その事業目的の達成状況を検証することで事業の有効性を検討することはいうまでもないが、さらに、個々の事業がこれらの計画に定める施策と結び付けられているならば、個々の事業の達成状況が計画全体に及ぼす影響をも検証し、もって計画が全体として機能しているかどうかについても監査上検討しなければならない。

##### ② 事業効果の測定

地方公共団体が行う事業の有効性を検討するには、数値化された指標に基づいて行うのが最もわかりやすい。民間企業では、わかりやすく事業の執行状況を示すために損益状況や財政状態を数値化し、これを企業の利害関係者に報告している。

地方公共団体が行う事業では全ての事業についてこのような指標を設定することは難しいかもしれない。しかし、事業の性質によっては可能である。

指標を設定する場合には、以下のような条件を考える必要がある。

ア 指標の算出過程における準備は整っているか。

イ 指標に目標値が定められ、かつ、それが住民に開示されているか。

ウ 目標値は、事業実施における目標として妥当なものか。

本来、指標が設定できる事業については、このような指標とその目標値による事業の有効性管理を住民に示すことが、わかりやすい行政という点から望ましいと考える。

市は、様々な計画において施策展開に生かすことを目的として、各施策において成果指標を定めている。また、一部の指標については、事業目的の達成状況の目安となるような目標値を設定している。当該目標値の達成状況などはそのまま市の事業の効果の測定にも役立つものであり、市の事業又は事業の実施方法の見直し

に役立つものである。したがって、目標値の達成状況は、事業の有効性の評価においても重視するものである。

特に、監査を実施する上では、これらの目標値が達成されていない場合、これを達成するために実施された事業の実施方法の妥当性も検討することになる。

### ③ 事業のPDCAサイクル

事業は、その効果を測定するだけではなく、その結果が次のステップに生かされなければならない。まちづくりや都市開発にかかる施策は単年度ベースで、結果が出るものはむしろ少なく、官民挙げた長年の努力の積み重ねによって効果が現出するものが多い。市にはその中核的な役割が期待されるのであるから、各事業の内容及び実施方法などについて評価と改善の仕組みを確立することが責務である。

また、まちづくりや都市開発にかかる事業は、その実施が法律や条例等(以下「法令等」という。)によって定められているものも多い。市がこれらの事業を行う際には、単に法令等に定められた事項を毎年度実施していくが故に、その結果をどのように次年度以降の環境施策に生かしていくかという視点が欠落しているのではないかとも危惧される。監査上は、このような観点に立った検証を行っていくこととする。

## (2) 法令等への準拠性について

監査対象事業における事務は、関連する法令等に準拠して執行されるべきものである。ここでいう法令等には自治法及び自治令、さらには市が自ら定めた条例等の諸規則及び関連の計画等も含まれる。また、まちづくりや都市開発関連の法令等に定める市の責務が明文の規定に沿い、事業の実施という形で実行されているかについても重要な監査のポイントである。

## (3) 事業の効率性・経済性について

事業を行う際、同様の効果を期待するものについては、より効率的な、あるいは経済的な方法が選択されるべきである。したがって、監査においては、事業における事務の執行に非効率な部分がないか、あるいは事業を実施する際に最も経済的な方法が選択されているかを検証する。

例えば、市が事業を実施する方法として直営とするか、あるいは委託として外部者に行わせるかは、その事業の性質による重要性を勘案した上で、効率性や経済性を検討し、その結果として選択されなければならない。

また、まちづくりや都市開発にかかる事業は、法令等によって実施が定められた事業が多いことから国からの補助金等を財源としている場合も多い。このような財源が市費だけではない事業は、当該補助金等を獲得することが目的化するおそれを持つており、その後の事務の執行については適正性に欠ける誘因が内在している。

このような事業であっても、効率性や経済性が勘案された方法を選択する必要がある。事業の効率性及び経済性は、このような観点から検証を行っていくこととする。

#### (4) 情報開示の適正性について

まちづくりや都市開発にかかる問題は、市民の生活にとって非常に重要である。これはその結果が自らの日常生活や経済活動に直接的な影響を及ぼす可能性があるためである。したがって、市はまちづくりや都市開発に関する情報を広く市民に開示していく責務があるといえる。

一方で、市は、その諸施策による成果については積極的に開示していると考えられるが、マイナスの情報（例えば、事業進捗の遅滞、住民や事業者にとっての不利益変更等）についても適正に開示されているかということについては市民には識別できない。したがって、その点についても留意して、市による情報開示の妥当性について検証していくこととする。

## 2. 監査要点

『1. 監査の基本的な方針』にしたがって定めた監査要点(監査手続によって検証すべき事項)は、以下のとおりである。

### (1) 事業の有効性について

- ・事業の実績や成果はわかりやすく整理され、市のまちづくりや都市開発における目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・事業の手法や実施内容は目的を達成するために効果的であるか。
- ・事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
- ・事業の実施において収集された情報は、担当部局以外の関連部署と適切に共有される仕組みとなっているか。
- ・長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
- ・財源に国または県の支出金等がある事業(もしくはあった事業)についても、市として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

### (2) 法令等への準拠性について

- ・契約にかかる事務手続が法律、条例、諸規則及び要綱などに準拠しているか。
- ・要綱、協定書、契約書及び仕様書等に記載されている内容は適切に遂行されているか。
- ・補助金等が補助対象外の事業または経費に充当されていないか。
- ・補助金等の交付を受ける団体の組織、財政状態、活動内容等は補助対象として適当か。また、特定の団体や個人に対する優遇措置となっていないか。
- ・結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・事業に供される資産の管理は適切に行われているか。
- ・財政援助団体等の経理は適切な処理が行われ、かつ開示されているか。

### **(3) 事業の経済性・効率性について**

- ・事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・事業の実施方法として、市の直営か民間事業者への委託かを適切に選択しているか。
- ・他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ・事業及び施設の対象や範囲は適切な規模でグルーピングされているか。
- ・他の団体(県、他市町村、各協同組合、商工会議所等)が実施する類似事業との関係は適切に考慮されているか。

### **(4) 情報開示の適正性について**

- ・当該事業による行政サービスは、市民が十分に利用しているといえるか。また、そのための広報または周知活動は十分に実施されているか。
- ・まちづくりや都市開発にかかる計画の進捗状況や変更事項は、市民に対し適時適切に開示されているか。

### **3. 監査手続**

『2. 監査要点』に記載したそれぞれの事項を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

#### **(1) 監査対象事業の概要把握**

監査対象事業についての事業説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、事業を所管する部署から意見聴取を行い、事業の概要を確認した。

#### **(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問**

監査対象事業について、予算の執行に関する資料及び事業の実績または効果を検証することができる資料を閲覧し、これを精査した。また、委託業務の契約相手先、補助金等の交付相手先に関する資料を閲覧し、これを精査した。

これらの内容については、必要に応じて適宜所管課に対し質問を実施した。

#### **(3) 現地視察**

監査対象事業によっては、必要に応じて実地に赴き、事業の状況を視察した。また、現場担当者に事業の概況について意見を聴取した。

#### **(4) 監査報告書の作成**

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

## 第3章 監査対象の基本的事項

### 1. 土木費の概要

#### (1) 土木費について

土木費は、地方公共団体における歳出科目の一つで、道路・橋・公園・港湾などのインフラ整備や維持管理に使われる費用を指す。

土木費に含まれる一般的な事業は、地域の基盤を支えるインフラ整備が中心であり、主なものとしては以下のようなものがある。

- 道路・橋・港湾・河川・公園の整備・管理
  - ・ 舗装補修
  - ・ 橋梁の耐震補強
  - ・ 港湾の浚渫
  - ・ 河川改良・雨水処理
  - ・ 公園の整備・遊具更新
- 交通安全対策
  - ・ 駐車場・駐輪場の整備
- 公共施設の整備
  - ・ 学校・体育館・公民館などの建設・改修
- 都市計画事業
  - ・ 再開発
  - ・ 景観整備
  - ・ 都市基盤の高度化
- 上下水道の整備
  - ・ 上水道管の更新
  - ・ 下水道の新設・改良
- 土地区画整理事業
  - ・ 市街地整備
  - ・ 宅地供給のための区画整理

土木費の役割には、以下のようなものが挙げられる。

- ・ 交通の円滑化: 道路・橋の整備で人や物の移動を支える
- ・ 経済活動の活性化: 物流・産業基盤の整備
- ・ 生活の質の向上: 公園や公共施設の整備
- ・ 衛生環境の確保: 上下水道の整備
- ・ 計画的な都市形成 : 区画整理や都市計画事業

## (2) 柏市のまちづくりについて

### ① 柏市都市計画マスターplan

市は、平成 21 年(2009 年)6 月に都市計画マスターplan(以下「マスターplan」という。)を策定し、まちづくりに関する様々な取組を進めてきた。その後、約 10 年が経過し、将来にわたり安定的かつ持続可能なまちづくりを推進するため、平成 30 年(2018 年)にマスターplanを改定している。さらに、マスターplanでは、「持続可能なまち」、「活力あるまち」、「安心、快適なまち」をまちづくりの目標としている中で、近年の社会情勢の変化に対応したまちづくりをより推進するため、令和 6 年(2024 年)3 月に一部改定を行っている。

マスターplanでは、「柏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(千葉県策定)や「柏市第五次総合計画」といった上位計画での方針及び市の現状と課題を踏まえ、「都市づくりの理念」及びそれに基づき設定される「将来都市像」を以下のように定めている。

#### ■ 都市づくりの理念

- ◇これから迎える人口減少・少子高齢化の時代を見据え、立地適正化を踏まえた効果的・効率的な土地利用、市街地整備を進めるとともに、市民や市を訪れる人々がいきいきと活動できる利便性が高く居心地のよい都市空間の形成を進めます。また、地域の資源や特性を活かしてまちづくりを進めるとともに、公共交通が利用しやすい環境を整え、市全体の魅力を高めていきます。
- ◇これらを通じて外出機会の増加や地域コミュニティの活性化を促進することで、「フレイルの予防による健康寿命の延伸」や「エネルギー消費の削減による都市の低炭素化」等を実現し、将来にわたって持続可能な「選ばれ続けるまち」、「子どもからお年寄りまで全ての市民が住み続けたくなるまち」をつくります。

#### ■ 将来都市像

未来へつづく先進住環境都市・柏

持続可能なまち

活力あるまち

安心・快適なまち

#### [目標1] 利便性や住環境が確保された持続可能なまち

鉄道駅等の拠点への都市機能の集積など、拠点の役割に応じた立地の適正化や、拠点へ移動しやすい公共交通ネットワークの構築に併せて、公共交通の利便性が高い地域における居住の持続や、既存の郊外住宅地におけるオ

・ プンスペースの有効活用等を通じた、良好な住環境の形成を促進することにより、持続可能なまちを目指します。

[目標2] 多くの人が行き交う活力あふれるまち

市内各地にある地域資源が持つ魅力をつなぎ、働く人や買い物・観光で訪れる人などの来訪者(交流人口)の増加を図るとともに、大都市近郊という立地の優位性を活かし、企業の誘致や農業の活性化などを通じた産業の振興を図ることにより、活力あふれるまちを目指します。

[目標3] 誰もが安心して快適に過ごせるまち

防災力の向上を図ることによる安全の確保、柏らしい地域らしい良好な景観づくりや環境負荷の低減に取り組むことにより、誰もが安心して快適に過ごすことができるまちを目指します。

## ② 柏駅東口駅前再整備事業の概要

柏駅東口は、昭和30年代の駅前通りの整備、そして、昭和48年に全国に先駆けて行われた市街地再開発事業により、現在の街並みがつくられた。これら半世紀前の大規模なまちの更新や、東口・西口への百貨店の進出などにより、柏駅周辺は千葉県北西部における広域的な商業拠点となった。平成28年のそごう柏店閉店の影響を受けながらも、今もなお多くの来街者で賑わっている。

市は、この柏駅周辺の高い求心力を維持し、さらに次の時代に向けて発展させていくためには、商業機能の強化とともに、子育て世代を含む多世代のニーズを満たす機能の充実や駅前空間の整備、駅を起点に人の流れがまちへと波及するネットワークの構築など、世代を問わず楽しめる価値あるまちへと進化していく必要があると認識している。

これらを背景に、柏市では柏駅東口駅前の地権者を主体に商店会・鉄道事業者等が一堂に会する「柏駅東口未来検討委員会」を立ち上げ、まちの未来のあり方にについて議論した。(令和4年12月～令和5年3月)

そして、本委員会で検討・共有された今後のまちづくりに必要な要素を踏まえ、柏市は、これから約50年に向けた「未来のすがた」と「未来への取り組み」を示した「柏駅東口未来ビジョン」を公表している。(令和5年5月策定)

現在は、「柏駅東口未来検討委員会」、「柏駅東口未来ビジョン」を踏まえたまちづくりの実現に向け、「柏駅東口地権者会合」と題し、地権者間並びに市と地権者の間で意見交換し、情報や認識を共有しながら、東口駅前の再整備に向けた検討を進めている。(令和6年2月～)

### ③ 柏の葉のまちづくり

市では、平成 17 年のつくばエクスプレス線の開業を契機とし、柏の葉にて「公・民・学」連携による「課題解決型のまちづくり」を進めており、平成 18 年 11 月には、柏の葉アーバンデザインセンター(UDCK)を設立した。UDCK は、行政(公)、市民・企業(民)、大学・研究機関(学)が、人・空間・金などの資源を持ち寄り、対等な立場で共にまちを創っていくために設立した、「公・民・学」連携の組織である。

また、平成 20 年 3 月には、立場や考えの異なるステークホルダーの共通の指針・将来ビジョンである「柏の葉国際キャンパスタウン構想」を策定した。

柏の葉のまちづくりは、この UDCK(組織)と柏の葉国際キャンパスタウン構想(ビジョン)の両輪で進められている。

柏の葉では平成 23 年 7 月に、課題解決型まちづくりコンセプト「世界の未来像をつくる街」を掲げている。何もないゼロからのまちづくりだったこともあり、その課題を一自治体レベルにとまらず、日本の大きな社会課題である「低炭素社会・超高齢社会対策・低成長社会」を設定した。この課題に対応する形で「環境共生・健康長寿・新産業創造」を 3 本柱とし、国が主導する環境未来都市、地域活性化総合特別区域への指定も受け、スマートシティによる様々な取組を推進してきた。

そして、令和元年には、これまでの柏の葉におけるまちづくりを加速する新たな取組として、「国土交通省スマートシティモデル事業(先行モデルプロジェクト)」へ選定を受けている。

この事業は、新技術や官民データを活用しつつ都市・地域課題を解決するものである。

柏の葉では、19 団体による柏の葉スマートシティコンソーシアムを立上げ、3 つの戦略「民間+公共のデータプラットフォームの構築、公・民・学連携のプラットフォームを活用したオープンイノベーションの活性化、分野横断型のサービス創出」、4 つのテーマ「モビリティ、エネルギー、パブリックスペース、ウェルネス」を設定し、駅を中心とするスマートコンパクトシティを推進していくとしている。

### (3) 道路・橋梁について

#### ① 第3次柏市都市計画道路等整備プログラム

##### ア 第3次柏市都市計画道路等整備プログラムとは

線となる道路と点である交差点の両面を整備し、誰もが実感できる交通円滑化の実現に向けて、対象となる都市計画道路及び問題交差点のそれぞれについて客観的かつ定量的な指標を用いた評価を行い、今後概ね 10 年以内に事業に着手する箇所を明らかにするものが道路整備プログラムである。

これまで市では、円滑で快適な交通環境の創出に向け、平成 12 年に定めた「柏市都市計画道路等整備プログラム」、平成 24 年に定めた「柏市都市計画道路等整備プログラム」に基づき、道路ネットワークの一翼を担う都市計画道路を新たに整備するとともに、慢性的に混雑している幹線道路等において交通流の妨げとなっている交差点についても対策を講じ、渋滞緩和等の問題の解消・緩和に向け計画的に道路整備を進めてきたが、社会情勢や道路整備環境の変化に対応するため、整備箇所の選定指標の見直しと、道路整備のさらなる重点化の推進を図ることを目的に、「第3次柏市都市計画道路等整備プログラム」を策定した。

##### イ プログラムの内容

「今後 10 年間の重点的な道路整備施策」及び「優先整備路線・交差点の評価方法」、「優先整備路線・交差点」を定めることとする。

##### ウ 計画の期間

計画期間は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間とする。

PDCA サイクルによる中間検証を行い、プログラムの取組み状況や上位計画の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

##### エ 優先整備路線・交差点

計画期間の概ね 10 年以内に事業着手する優先整備路線・交差点は次のとおりである。

図表 1 都市計画道路

路線番号	路線名	事業区間	延長(km)	新規・継続
3・3・2	箕輪青葉台線	増尾地先～増尾七丁目 地先	0.6	継続
3・4・12	南柏逆井線	豊四季地先～豊住一丁 目地先	0.8	継続

路線番号	路線名	事業区間	延長(km)	新規・継続
3・4・24	豊四季駅前線	高田地先～十余二地先	0.6	新規

(出所:第3次柏市都市計画道路等整備プログラム)

**図表 2 交差点**

交差点	所在地	新規・継続
県道柏流山線 富士見町ベルクス先交差点(流山行政界)	豊四季	新規
国道6号 旧日光街道入口交差点	南柏二丁目	継続
県道松戸柏線 南柏JR跨線橋南側交差点	豊四季	継続
県道松戸柏線 南柏駅東口入口交差点	今谷上町	新規
県道船橋我孫子線 高柳分署北側交差点	高柳	継続

(出所:第3次柏市都市計画道路等整備プログラム)

## ② 柏市道路維持管理計画

本計画については、『10. 道路改良事業（1）事業の概要』にて詳細を記載している。

### ア あらまし

市では、平成25年度から生活の中心となる幹線道路とその他の主要な道路(約250km)において、舗装の劣化度合いの調査(路面性状調査)を行い、平成27年度には調査結果から補修工事区間の優先順位の決定方法等を定めた道路維持管理計画を策定した。その後、舗装点検要領(国土交通省道路局\_平成28年10月)による道路の分類等、舗装維持管理方針が示されたことから優先順位の考え方等を見直し、今後の劣化状況と長期的な予算の予測を行った上で、補修を行う区間を定めた柏市道路維持管理計画を策定した。また、令和3年度となり、令和2年度に実施した路面性状調査(約302km)の結果を踏まえて、新たに補修を行う区間を定めた柏市道路維持管理計画の見直しを行った。

## イ 管理道路の分類（グループ分け）

効率的な維持管理を行うため、市が管理している道路(延長約 1,506km)の分類を行った。分類は舗装点検要領を参考に、道路特性に応じて分類 B～D に分類している。

図表 3 管理道路の分類

分類	舗装点検要領 の道路特性	柏市の対象道路	路線数	延長 (km)
分類A	高規格幹線道	該当なし	—	—
分類B	損傷の進行が 早い道路等	<ul style="list-style-type: none"><li>・主要な 1 級市道、2 級市道</li><li>・国道県道・国道県道と 1 級市道、2 級市道を結ぶその市道</li><li>・路線バスルートに該当するその他市道</li><li>・主要な工業団地内のその他市道</li></ul>	476	303
分類C	損傷の進行が 緩やかな道路 等	<ul style="list-style-type: none"><li>・幅員の狭い 1 級市道、2 級市道</li><li>・乗合タクシーに該当するその他市道</li><li>・分類 B 以外の工業団地内のその他市道</li></ul>	337	77
分類D	生活道路等	上記の条件に当てはまらない路線	7,677	1,126
合計			8,490	1,506

(出所:柏市道路維持管理計画)

## ウ 管理手法

管理手法は、分類 B の道路と分類 C 及び分類 D の道路のそれぞれに設定している。分類 B の道路は損傷の進行が早い道路なので、補修基準を定め計画的に補修を行う。分類 C 及び分類 D の道路は損傷の進行が比較的緩やかな道路や生活道路であるため、職員の目視点検等で補修が必要とされた段階で補修を行う道路とする。

分類 B の道路の補修基準は、MCI と IRI という舗装状態を表す指数を用いて設定している。舗装点検要領を参考に舗装状態を 3 段階の診断区分に分け、補修基準を表層機能保持段階または修繕段階にある道路としている。

図表 4 舗装状態の診断区分

診断区分		基準値
I	健全	MCI 4.0 超
II	表層機能保持段階	MCI 3.5 超～4.0 以下
III	修繕段階	MCI 3.5 以下 及び IRI 8.0mm/m 以上

※ MCI と IRI については、『10. 道路改良事業（1）事業の概要』参照。

(出所:柏市道路維持管理計画)

### ③ 柏市橋梁長寿命化修繕計画

本計画については、『10. 道路改良事業（1）事業の概要』にて詳細を記載している。

#### ア あらまし

市では、令和6年度末現在、市内全体で172橋の道路橋を管理している。これらの施設を安心・安全に保つためには、経年等による傷みを修理する「維持補修」が必要である。そのため、市では「維持補修」を計画的・効率的に行い、橋の寿命を延ばすため、平成24年度に「橋の長寿命化計画」を策定した。また、令和2年度には平成26年度以降に実施した近接目視による橋梁定期点検の結果を踏まえ、「柏市橋梁維持管理計画」として計画の見直しを行った。

そして、令和5年度にかけて実施された2巡目の定期点検結果を踏まえ、今回新たに「柏市橋梁長寿命化修繕計画」として道路橋の長寿命化修繕計画を策定することとなった。

#### イ 長寿命化修繕計画によるコスト縮減効果

柏市橋梁長寿命化修繕計画では、定期点検にて健全度がIVおよびIIIと判定された道路橋を優先的に修繕する。これらの道路橋の補修が完了した後は、健全性がIIの道路橋のうち、損傷度が大きい道路橋、重要性が高い道路橋を優先的に修繕する計画とする。

長寿命化修繕計画にて予防保全型維持管理(健全度がIIの段階で修繕する)と事後保全型維持管理(健全性がIVの段階で修繕する、または橋の寿命で架け替える)で今後50年間の事業費比較を行った結果、コスト縮減効果は約320億円となった。

図表5 道路橋の健全度の定義

健全度		
ランク		定義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずるべき状態

(出所:柏市橋梁長寿命化修繕計画)

## (4) 柏市公共施設等総合管理計画

### ① 計画策定の背景・目的

柏市における公共施設等は、高度経済成長期から昭和 50 年代に整備されたものが多く、それ以前に整備されたものも含め、今後は、一定期間に大規模改修や建替えが集中することが想定される。さらには、少子高齢化が一層進み、人口全体に対する高齢人口の割合が上昇する一方で、生産年齢人口と年少人口の割合が低下することから、将来的な財源の不足や余剰施設の増加が想定される。限られた経営資源の中で、公共施設等によるサービスを将来にわたり持続的に提供するためには、財政状況や社会情勢の変化を考慮しながら、公共施設等の全体を適正に管理していく必要がある。

この課題に対応するため、市では、公共施設等の現状及び課題を明らかにすることを目的として、平成 28 年 3 月に柏市公共施設等総合管理計画「施設白書編」を策定した。この中で、次のとおり課題及び検討すべき方策が整理された。

- ア 少子高齢化に伴う人口減少社会の到来
- イ 財政状況から予測される更新費用の不足
- ウ 施設の利用とコストの現状
- エ 地域によって異なる現状

「施設白書編」で明らかとなった課題を解決するために、総量の抑制や長寿命化といった取組を積極的に推進していくことが求められる。

「基本方針編」では、柏市の財政規模に見合った範囲の中で、どのようにして総合的かつ計画的な公共施設等の管理を実施していくべきなのか、中長期的な取組の基本的な考え方について整理をし、広く市民への周知を促し、将来の公共施設等の望ましいあり方について、全庁的な観点から検討していくことを目的として本計画を策定した。

### ② 計画の構成

柏市公共施設等総合管理計画は、「施設白書編」と「基本方針編」で構成されている。「施設白書編」は、公共施設等に係る各種データを収集・整理し、柏市の公共施設等の現状と課題を整理したものである。「基本方針編」は、「施設白書編」で整理した現状と課題を踏まえ、今後の公共施設等の管理の基本的な考え方を示したものである。

施設白書編	基本方針編
<p>公共施設等の現状と課題を整理したものの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 柏市の概要</li> <li>○ 施設用途ごとにみた現状</li> <li>○ 地域別にみた現状と課題</li> <li>○ 公共施設等に係る課題の整理と今後の取組</li> </ul>	<p>公共施設等の管理の基本的な考え方を示したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共施設等をとりまく現状と課題</li> <li>○ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</li> <li>○ 類型別方針</li> <li>○ 地域別の現状分析を踏まえた公共施設のあり方の検討</li> <li>○ 推進体制</li> </ul>

### ③ 計画の位置付け

柏市公共施設等総合管理計画は、この公共施設等の最適化を図るための取組等を推進するための計画として、「柏市第五次総合計画」及び「柏市第二次行政経営方針」に基づき策定するものである。

その中で、公共施設等総合管理計画「基本方針編」は、今後の公共施設（建築物系施設）やインフラ系施設の管理のあり方について、基本的な考え方や方向性を示すものである。

「基本方針編」に基づき、公共施設（建築物系施設）については、各施設の長寿命化に向けた方策を示す個別施設計画及び柏市市有建築物中長期保全計画を策定し、下位計画として位置付けている。

また、インフラ系施設については、施設種別ごとに長寿命化に向けた方策を示す個別施設計画を策定し、これを下位計画として位置付ける。

なお、既に策定済の計画がある場合は、「基本方針編」で示される基本的な考え方と整合を図りながら、計画の推進を図っていく。

### ④ 計画期間

「基本方針編」では、施設の耐用年数も視野に入れた中長期的な観点からの検討が必要不可欠であることから、平成 28 年度（2016 年度）から令和 37 年度（2055 年度）までの 40 年間を見通し期間とした。

計画期間については、柏市第五次総合計画の基本構想の計画期間と合わせ、平成 28 年度から令和 7 年度（2025 年度）までの 10 年間（第 1 期計画）とした。

また、時代の変化に伴って新たに生じた課題等に柔軟かつ臨機応変に対応するため、以後 10 年ごとに、第 2 期、第 3 期及び第 4 期の計画を定める。ただし、計画期間内であっても柏市第五次総合計画の前期基本計画の計画期間と合わせ、5 年をめどに検証・見直しを行うこととしている。

## ⑤ 対象施設

本計画で対象とする「公共施設等」について、総務省の「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」(平成 26 年 4 月 22 日)では、「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいい、具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設(上水道、下水道等)、プラント系施設(廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等)等も含む包括的な概念である」とされている。

これを踏まえた上で、本計画では、公共施設等を「建築物系施設」及び「インフラ系施設」に区分し、以下の表のとおり整理する。

**図表 6 建築物系施設**

大分類	中分類	施設数 (中分類)	延床面積(m <sup>2</sup> ) (中分類)
01 市民文化系施設	01 集会施設	37	25,415
	02 文化施設	2	9,576
	03 交流施設	1	64
	小計	40	35,055
02 社会教育系施設	01 図書館	18	5,481
	02 公民館	2	7,680
	03 博物館等	3	918
	04 その他社会教育施設	1	106
	小計	24	14,186
03 スポーツ・レクリエーション施設	01 スポーツ施設	17	16,358
	02 レクリエーション施設	1	1,331
	小計	18	17,689
04 産業系施設	01 産業系施設	2	4,836
05 学校教育系施設	01 学校	63	415,629
	02 その他教育施設	2	1,384
	小計	65	417,013
06 子育て支援施設	01 保育園	23	23,596
	02 幼児・児童施設	60	8,042
	03 幼児・児童福祉施設	3	2,200
	小計	86	33,839
07 保健・福祉施設	01 高齢者福祉施設	10	10,748
	02 障害福祉施設	8	4,526
	03 保健施設	5	9,464
	04 福祉施設	4	1,505
	小計	27	26,243

大分類	中分類	施設数 (中分類)	延床面積(m <sup>2</sup> ) (中分類)
08 医療施設	01 医療施設	2	13,015
09 行政系施設	01 庁舎等	30	34,488
	02 消防施設	54	17,553
	03 環境施設	4	3,676
	04 福祉施設	19	1,061
	小計	107	56,778
10 公営住宅	01 公営住宅	10	47,764
11 公園	01 公園	15	11,517
12 供給処理施設	01 供給処理施設	4	46,535
13 その他	01 その他	33	57,717
未利用施設		6	3,259
廃止予定施設		3	2,624
合計		442	788,069

※平成 27 年 3 月 31 日現在

図表 7 インフラ系施設

大分類	中分類	保有量	単位
上水道	配水管	1,350.2	管路延長(Km)
	導水管	15.9	管路延長(Km)
	送水管	9.7	管路延長(Km)
	水源地	6	箇所
雨水排水施設	管路	409	総延長(Km)
	調整池	126	箇所
	学校貯留施設	7	箇所
	雨水ポンプ	27	箇所
	樋管	3	箇所
下水道	下水道管	1,236.2	管路延長(Km)
	篠籠田貯留場	9,237	敷地面積(m <sup>2</sup> )
	柏ビレジ配水ポンプ場	1,516.9	敷地面積(m <sup>2</sup> )
道路	道路	7,991	路線数
		1,381.8	実延長(Km)
		808.4	面積(ha)
	橋梁	176	箇所
公園	都市公園	591	箇所
		167.2	面積(ha)

大分類	中分類	保有量	単位
その他		69	箇所
		18.5	面積(ha)

※平成 27 年 3 月 31 日現在。ただし、中分類「道路」については、平成 26 年 4 月 1 日現在の保有量。

## ⑥ 第 2 期計画について

柏市公共施設等総合管理計画は、「施設白書編」と「基本方針編」で構成されている。

第 1 期計画は、「施設白書編(平成 28 年 3 月)」、「基本方針編(平成 29 年 3 月、令和 4 年 3 月一部改訂)」で公共施設等の基礎的なデータを整理し、公共施設等の現状と課題を整理するとともに、建築物系施設における再編の方向性と取組、実施時期を示した「個別施設再編方針(平成 31 年 3 月)」で構成されており、今後の公共施設等の基本的な考え方を示した。

第 2 期計画では、第 1 期計画で作成した「施設白書編」、「基本方針編」、「個別施設再編方針」を一体化し、現状・課題とそれに基づく全体方針・施設類型別方針、さらに個別施設再編方針までが 1 つの計画のなかで確認できるようにした。

なお、第 2 期計画の計画期間は、令和 7(2025)年度から令和 16(2034)年度までの 10 年間である。本来の計画期間より 1 年前倒しで第 2 期計画の策定を行っている。

## (5) 柏市地域公共交通計画

### ① 計画策定の背景と目的

柏市では、これまでに「柏市バス交通網整備計画」(平成 18 年 8 月)、「柏市地域公共交通網形成計画」(平成 31 年 2 月)を策定し、これらに基づき事業を進めてきた。特に、この計画の前身である「柏市地域公共交通網形成計画」においては市内の公共交通を再編し今後の超高齢化社会に対応したまちづくりを目指し、5 つの基本方針「地域状況に応じたバス路線への再構築」「交通モード間の円滑化の推進」「高齢者に配慮した交通環境の構築」「中心市街地活性化に向けた公共交通と自動車の共存」「公共交通利用促進」を定めて事業を進めてきた。

しかし、「柏市地域公共交通網形成計画」に定める 5 年間の短期施策期間(平成 30 年度～令和 4 年度)が経過し、新型コロナウイルス感染症流行に伴う生活様式の変化や、令和 6 年施行の自動車運転者の労働時間の基準改正に伴うバス・タクシー運転士不足など、公共交通を取り巻く環境が大きな変化を迎えてる。柏市内においても、高齢化率が上昇傾向を示していることや、運転士不足による路線バスでの減便が生じるなど、国が推進する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の構築を目

指す考え方のもと、需要と供給のバランスに見合う適切な公共交通網の再構築が必要となってきた。

「柏市地域公共交通網形成計画」では「柏市第五次総合計画」(平成 28 年 3 月)のもと、「柏市立地適正化計画」(平成 30 年 4 月策定・令和 4 年 4 月改定)と整合を図りながら策定したが、この計画では前記の計画に加え、「第二次柏市総合交通計画」(令和 3 年 3 月)の内容を反映し、現状を踏まえた新たな交通計画への改訂を行うため、名称を改め「柏市地域公共交通計画」として策定している。

この計画においても、「柏市地域公共交通網形成計画」にて制定した 5 つの基本方針を踏襲し、「地域状況に応じたバス路線への再構築」「交通モード間の円滑化の推進」「ユニバーサル社会に対応した交通環境の構築」「中心市街地活性化に向けた公共交通と自家用車の共存」「公共交通利用促進」を基本方針として取り組みを進めていくとしている。

## ② 計画区域

計画の区域は、柏市全域である。

## ③ 計画期間

計画期間は、令和 9 年度までを短期とする。

また、中・長期は第二次柏市総合交通計画の計画期間と合わせ令和 19 年度までとする。

# (6) 柏市緑の基本計画

## ① 緑の基本計画について

緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づき、市町村が長期的な目標のもとに定める緑に関する総合計画である。

本計画は、緑に関する将来の望ましい姿を定め、それを実現する緑の保全、公園の整備、公共施設や民有地の緑化、緑化意識の普及啓発などを含めた施策の方針を明らかにし、緑豊かなまちづくりを総合的・計画的に進める指針となる計画である。

## ② 緑の基本計画の目指す方向

令和 2 年 3 月における緑の基本計画の改定では、緑の現況や緑に対する社会的・時代的要請を踏まえ、社会、経済、環境の統合的な課題解決により持続可能な社会づくりに貢献する水と緑の機能を特に重視し、単に緑の総量を増やしていくのではなく、緑の機能が十分に発揮できるように、質を向上させ、将来に向けて持続していくための仕組みの構築を新たな視点として取り入れた。

また、将来の人口の減少や、少子高齢化の進展による地域コミュニティの変化を

見据えながら、生活に身近な場に、地域の特徴や個性を活かした多様な水辺と緑を「守り、つくり、そして育てていく」取り組みに重点を置いている。

このため、これらの取り組みを総称して「グリーンインフラ」と定義し、令和 2 年度（2020 年度）から創出されるグリーンインフラ活用型都市構築支援事業の活用を図ることとしている。

基本理念	みんなで育てよう 環境にやさしい 水と緑豊かなまち 柏
目標 I	受け継がれてきた緑を守ります
目標 II	快適に暮らせる緑をつくります
目標 III	未来に伝える緑を育てていきます

### ③ 市民との協働による計画の推進

基本理念で掲げたように、「みんな」の協働によって緑の将来像を実現していくためには、誰がどのような役割を担って取り組んでいくかという役割分担が明確になっていることが重要である。

これまで市が主導的な役割を担って、公園・緑地の整備、保護地区の指定等による民有樹林地の保全、公共施設の緑化、開発などに伴う緑化の誘導などの取り組みを進めてきた。

しかし、市内における緑の現状や、緑に対する社会的・時代的要請を踏まえて、質の高い緑を保全し、地域の特徴・個性を活かした多様な緑の確保・創出を推進していくためには、主体としての市民の参加が欠かせないものとなっている。

そこで、本計画では市民を計画推進の主体として位置づけ、新たな役割分担の考え方に基づき、市と市民それぞれが、施策ごとにふさわしい役割分担を担いながら計画を推進していく必要があるとしている。

なお、市の市民協働に関する事例の一つとして、樹林地や空き地などのオープンスペースや一般公開可能な個人の庭を「カシニワ=かしわの庭・地域の庭」として位置づけ、みどりの保全・創出を図りながら人々の交流の増進などを図っていく「カシニワ制度」がある。

### ④ 新たな役割分担の考え方

市と市民は、次のような考え方に基づき役割を分担していくこととしている。

総合的な視点・全市的なまちづくりの観点に基づいて進める必要があるものや、骨格の緑・拠点の緑などの重要な緑の方向づけ、国・県・近隣市との調整・連携等については、これまでどおり市が主導的な役割を担っていく。また、市民活動への支援や活動の場づくりなど、コーディネーターとしての役割も担っていくとしている。

一方、身近な緑づくりの方向づけ、地域に根ざした協働による緑づくり、地域にお

ける連携・調整など、地域の視点に立って進める取り組みについては、市民が主体的な役割を担っていくことを期待する。

## ⑤ 柏市緑の基本計画の重点施策

本計画では、目標の実現に向けて、次のような先導的・重点的な施策を設定している。

### ○ 緑を守る施策

首都圏にありながら豊かな緑を有する柏市の広域的な役割や特性に配慮し、また、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の削減やヒートアイランドの緩和などにも寄与するために、豊かな緑を、土地所有者だけでなく、市民・団体・学校・事業者と市が協働で守る施策に重点を置きます。

- 重要性の高い緑地を保全するために優先度評価を実施します
- 河川や手賀沼沿いなどの斜面林を保全していきます
- 保全配慮地区を指定し、保全施策を展開していきます
- 土地所有者と市民団体を結ぶ仕組みである里山活動協定の運用を進めます
- 民間事業者の参加による里山などの保全を検討します
- カーボン・オフセットによる緑地保全を検討します
- 緑の保全のための新たな財源の確保を検討します

### ○ 緑をつくる施策

都市公園などの整備を中心として、多様なオープンスペースの確保や、中心市街地における緑化推進など、特徴のある緑と身近な場に緑をつくる施策に重点を置きます。

- 拠点となる緑や水辺の整備を進めます
- 柏の葉地域において先進的な緑のまちづくりを進めます
- 柏駅周辺において多様な手法による緑の創出を進めます
- 未利用地を活用した多様なコミュニティガーデンづくりを進めます
- 緑化推進重点地区を指定し、緑の街並みづくりを進めます
- 開発などに伴う緑化基準の見直しを行います

### ○ 緑を育てる施策

市民・団体・学校・事業者と市の協働による取り組みを持続していくために、緑を育していく仕組みづくりにかかる施策に重点を置きます。

- 緑の資源循環の仕組みづくりを検討します
- 里山保全活動の担い手を育成していきます
- ボランティア団体に対する支援を進めます

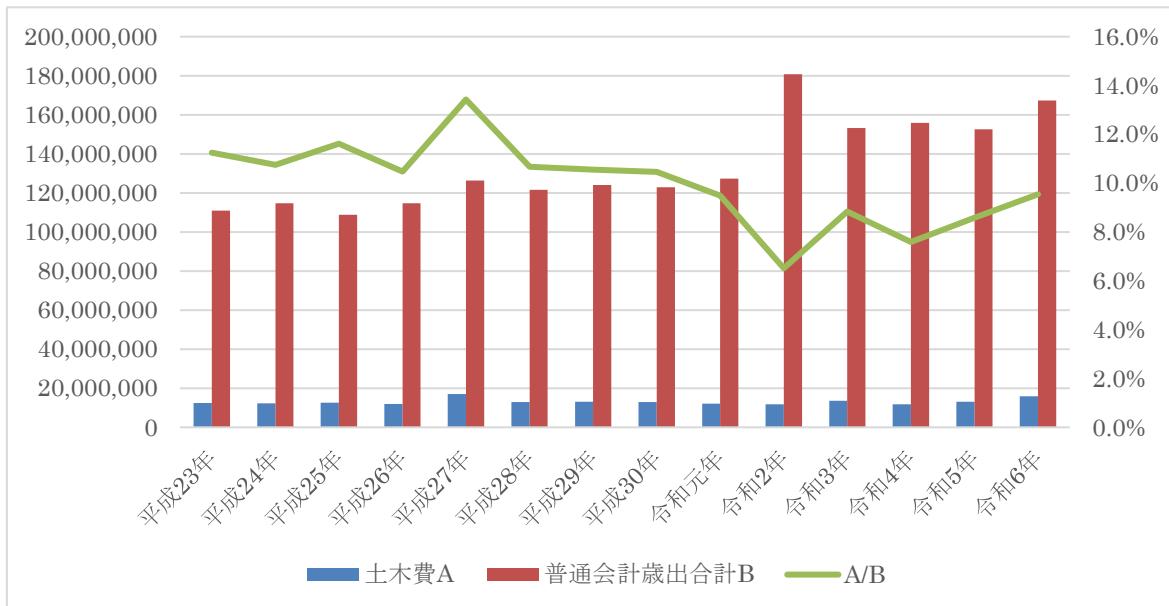
## 2. 監査対象事業

### (1) 土木費（決算額）の推移

図表8は、柏市における土木費(普通会計決算額)の過去14年間の推移をグラフしたものである。

土木費は近年110億円から170億円の中で安定的に推移しているが、歳出全体に対する割合については、平成の終わりに10%台を維持していたが、令和に入って10%を下回るようになっている。これは、土木費自体の水準は変わっていないが、歳出全体の額が増加していることによる。

図表8 普通会計歳出合計と土木費の比率の推移 (単位:千円)



図表9 土木費（決算額）の推移 (単位:千円)

土木費	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
	12,474,261	12,329,631	12,640,545	12,011,901	16,966,881	12,977,262	13,084,443
平成30年	12,874,248	12,083,781	11,777,278	13,537,836	11,822,764	13,090,198	15,958,614
令和元年							

(出所:各年度の決算カードのデータから監査人作成)

令和6年度の土木費は、令和5年度に比して30億円ほど増加している。その主な要因は、柏駅東口駅前再整備事業用地購入費10億円、都市整備基金積立金18億円、下水道事業会計繰出金△4億円、初石駅自由通路整備負担金1.5億円、吉野沢高野台線用地購入費1.1億円、こんぶぐろ池公園用地購入費3.1億円となっている。

## (2) 土木費のうち監査対象とした事業

土木費のうち監査対象とした事業は下記のとおりである。

**図表 10 監査対象事業一覧**

(単位:千円)

事業名	所管課	令和6年度 当初予算額
道路の境界査定に関する事業	道路総務課	16,861
道路管理事務	道路総務課	55,851
建築物確認及び検査等業務	建築指導課	18,985
市有建築物の設計、工事監督事業	営繕管理課	7,619
建築物の耐震改修促進事業	建築指導課	15,533
駐輪場の管理事業	自転車対策室	165,664
駐輪場整備事業	自転車対策室	7,788
放置自転車対策事業	自転車対策室	36,321
駐車場管理事業	自転車対策室	30,654
道路サービス事務所の管理事務	道路保全課	6,383
道路保全事務	道路保全課	7,241
道路の敷地施設等管理事業	道路保全課	188,500
一般事務経費	道路整備課	57,357
道路の維持管理	道路保全課	756,299
交通安全施設管理事業	道路保全課	70,466
交通安全施設整備事業	道路保全課	142,830
道路新設・拡幅事業	道路整備課	565,449
私道整備事業	道路保全課	5,000
道路改良事業	道路保全課、道路整備課	1,379,404
樋管管理事業	河川排水課	2,938
雨水処理施設管理事業	河川排水課	36,809
雨水排水施設管理事業	河川排水課	150,592
河川改良事務	河川排水課	8,140
浸水解消事業	河川排水課	581,128
都市計画事務	都市計画課、宅地課、住環境再生課	20,241
柏駅周辺整備事業	中心市街地整備課	62,484
北部総合整備事業	北部整備課	615,269
都市計画調査等事務	都市計画課、住環境再生課	37,852
都市景観形成関係事業	都市計画課、住環境再生課	2,311

(単位:千円)

事業名	所管課	令和6年度 当初予算額
交通政策事業	交通政策課	203,169
都市防災総合推進事業	宅地課	12,760
土地区画整理事業	市街地整備課	280,071
北柏駅周辺まちづくり事業	北柏駅周辺整備課	76,927
街路整備事業	道路整備課、中心市街地整備課	405,427
公園管理事業	公園緑地課	496,170
みどりを守る	公園緑地課	3,282
みどりをつくる	公園緑地課	322,230
みどりを育てる	公園緑地課	805,391
公園整備事業	公園緑地課	226,643
森林環境譲与税基金活用事業	公園緑地課	53,259

### (3) 監査対象とした財政援助団体

今般の監査においては、土木費により実施される事業に関連する財政援助団体についても監査対象としている。当該団体の主な業務内容は次のとおりである。

詳細は、『33. 一般財団法人柏市みどりの基金（1）法人の概要』に記載している。

図表 11 監査対象とした財政援助団体

団体名	主な業務内容
一般財団法人柏市みどりの基金	<p>【実施事業等会計】</p> <p>ア みどりの普及啓発事業  イ みどりの支援事業  ウ みどりの調査研究事業  エ 緑地保全事業  オ 募金事業</p> <p>【その他事業会計】</p> <p>ア みどりのコンサルティング事業  イ 都市再生整備計画事業・手賀沼周遊レンタサイクル事業  ウ 旧吉田家住宅歴史公園管理事業  エ 駐車場管理運営事業  オ 物販・貸出事業</p>

## 第4章 外部監査の結果及び意見－総論－

### 1. 監査の結果及び意見の総括

令和7年度柏市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)は、「土木費に関する財務事務の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その監査の結果及び意見の総括は、以下のとおりである。

また、本章『2. 指摘事項及び意見一覧』に事業ごとの指摘事項及び意見を一覧形式でまとめ、続く『第5章 外部監査の結果及び意見－各論－』において、事業ごとの指摘事項及び意見の詳細な内容を記載している。

#### ※【指摘】

【指摘】(指摘事項)は、今後、市において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関する事項(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【指摘】として記載している。

#### ※【意見】

【意見】は【指摘】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

## (1) 事業の有効性について

『第2章 監査の視点 1. 監査の基本的な方針 (1) 事業の有効性について』にて記載したとおり、市が実施する土木費にかかる事業の有効性を問うために、下記の3点を基本的な方針として設定した。

- 計画と事業の整合性
- 事業効果の測定
- 事業のPDCAサイクル

それぞれの方針に従い、監査対象となる事業を検証した結果は次のとおりである。

### ① 計画と事業の整合性について

『第3章 監査対象の基本的事項』に記載したとおり、市が実施するまちづくりや都市開発にかかる事業は様々な計画を策定した上で、それに沿った形で行われている。しかし、まちづくりや都市開発にかかる事業には、様々な制約がある。それによって、市が策定した計画どおりに事業が進まないことがしばしば発生する。今般の監査でもそのような事案がいくつか散見されている。

事業にかかる制約は様々であるが、最も大きな制約は財政的な制約である。土木費によって実施される事業には多額の資金を要する工事などが含まれる。したがって、財政的な制約がないならば多くの事業は計画どおりに進む可能性が高いが、財政的な制約は常にあるもので、行政側の姿勢としては甘受せざるを得ない面もある。

また、大規模な事業の場合、利害関係者が多数に上ることもある。その場合、多様な当事者の合意を得ることに多くの時間を要し、その分計画どおりに事業が進まないことも少なからず発生する。

しかし、いずれの制約が原因になっているにせよ、計画の進捗が捗々しくない場合には、その状況を放置せず、事業の実施方法を見直すことや予見可能な制約を盛り込んだ新たな計画を策定し直すなどの対応は必要である。

これらの意見の代表的なものとして、次の2つ意見を記載する。

『【意見 23】より実行可能性の高い道路維持管理計画の策定について』(道路改良事業)においては、次のような意見を記載した。

道路維持管理計画に基づき実施される市道の補修については、「補修区間進捗管理表」を作成しその実施状況を集約している。これによると、計画総延長 30.203km のうち、令和 6 年度末における補修工事の実施延長は 9.886km であり、進捗率は 32.7% である。既に道路維持管理計画の計画期間である 5 年間のう

ちの 6 割の期間(3 年間:令和 4 年度～令和 6 年度)が経過しており、計画に対する実施状況は芳しくない。

市によれば、毎年度、市財政当局への予算要望とともに国・県への補助金交付要望を行っているものの、必ずしも要望通りの財源が措置される訳ではないことが進捗率低迷の主要因とのことであり、特に計画上の優先順位が相対的に低い区間を中心に実施できていないことである。

道路維持管理計画においては、予防保全の観点から望ましい補修工事の規模やスケジューリングを行っており、計画に基づいて適切に実施されることが道路の維持管理の上からは望ましいものである。しかし、市のみならず国や県の財政状況も厳しい状況を踏まえると、実際に確保し得る工事財源に照らした場合には、その実行可能性が担保されていない計画であったものといえる。

道路維持管理計画は 5 年に一度の定期点検に基づき改定されるが、計画の実効性を高めるには計画期間中に適切な進捗管理を行うことが必要であり、そのためには各年度における補修工事のスケジューリングを、実際の事業進捗の基準値となり得るよう実行可能な水準で設定することが適切である。

この先、令和 8 年度における計画期間満了時には道路維持管理計画の改定がなされるものと思われるが、例えば、過去における道路改良事業の予算規模等を参考に財源的な制約を加味し、市の財政状況等を考慮した、より実行可能な道路維持管理計画の策定を検討されたい。

また、『【意見 47】柏駅周辺街路整備事業に係る今後の整備方針の見直しについて』(街路整備事業)においては、次のような意見を記載した。

元町通り線及び中通り線は都市計画決定後、平成 14 年 2 月に事業認可を取得し事業を開始しているが、用地取得交渉が難航したことから当初の事業認可後も変更認可を繰り返し、当初事業認可から 23 年が経過した令和 6 年度末時点においても用地進捗率は 46% にとどまっている。

市によれば、①駅至近の商業地であり賃貸需要が高く、用地取得時における補償交渉の相手方となるテナント入居者の入れ替わりが激しいこと、②面積当たりの賃料収入や売上高が大きく、わずかな面積の買収であっても地権者やテナント入居者等にとって大きな収益ダウンにつながる可能性もあること等から用地取得交渉が難航したことである。また、収用手続きへの移行は、市と他の地権者や周囲の店舗、商店会等との関係性に影響が及び難いことから、令和 7 年度末において終了する現事業認可を 5 年間延長し、用地買収を継続したいとのことである。

令和 10 年度には、中通り線のうち用地取得が先行している柏駅東口 A 街区第二地区第一種市街地再開発事業に接する区域において片側歩道部分の整備が一

且完了することが想定されている。このため、現状を踏まえた街路整備による効果と価格水準の変動等を反映した残事業費の双方を試算した上で、令和 11 年度以降においても同区間の未整備側の道路拡幅及び歩道整備を継続するのか、もしくは限られた財源を他の区間の整備に充当するのか優先順位を明確にし、費用対効果の観点から整備方針を見直されたい。

**図表 12 計画と事業の整合性について【個別意見】**

事業名等	結果または意見の内容	
道路改良事業	意見 23	より実行可能性の高い道路維持管理計画の策定について
道路改良事業	意見 24	橋梁維持管理計画に係る進捗状況の集計等について
道路新設・拡幅事業	意見 28	地域要望路線に係る総事業費等の試算について
雨水処理施設管理事業	意見 30	ポンプ施設の個別施設計画における取扱いについて
雨水処理施設管理事業	意見 31	ポンプ施設の整理について
雨水排水施設管理事業	意見 35	ポンプ施設以外の雨水排水施設の整理について
街路整備事業	意見 47	柏駅周辺街路整備事業に係る今後の整備方針の見直しについて

## ② 事業効果の測定について

事業の効果を測定する、すなわち事業を評価することについて言及した意見には総じて 2 種類ある。

一つは、そもそも現状において客観的な評価が行われていないケースである。これらの事案については、まずは将来における市の意思決定に資するような評価を実施することが望ましい旨、意見を記載している。

また、もう一つは、評価以前に既に事業の利用状況、実施状況が芳しくなく、市民の行政サービス需要に応えていないケースである。これらについては、何故市民が利用しないのかその理由を分析し、実施方法を見直すなどするか、もしくは事業そのものの廃止も視野に入れて検討する必要がある。

これらの意見の代表的なものとして、次の 3 つ意見を記載する。

『【意見 21】不明な私道所有者が存在する場合における取扱いの見直しについて』(私道整備事業)においては、次のような意見を記載した。

令和 6 年度においては柏市私道整備事業補助金の補助実績はなく、令和 4 年度～5 年度においても各々 1 件及び 2 件にとどまっている。市によれば、令和 6 年度中に 7 件程の相談があったものの、関連する私道所有者全員の同意が得られない等の理由により補助金の申請に至らなかつたものと推測している。その多くは個人負担となる工事費の面で同意が得られなかつたことを要因とするものとのことだが、中には、関連する私道所有者の所在を把握することが困難なこと等から同意が得られなかつたことによるものも想定される。

現状における柏市私道整備事業補助金の利用実績を踏まえると、市民にとって少しでも使いやすい制度とすることが必要であり、市においても令和 3 年 4 月の民法改正を踏まえ、例えば、私道所有者の登記上の住所及び住民票上の住所（登記上の私道所有者の死亡が確認される場合は法定相続人の住所）に連絡文書を郵送しても宛先不明で返送される場合等のように、一部の私道所有者の所在が確認できない場合においては、各共有者の持分の価格に従い、その過半数の同意を得ることを要件に補助対象とする運用が考えられる。

いずれにしても、私道の整備を促進し市民の生活環境の向上を図るため、柏市私道整備事業補助金の相談事案が申請につながらなかつた要因等をあらためて整理し、市民にとってより使いやすい制度となるよう運用の見直しを検討されたい。

また、『【意見 26】歩道橋の利用実態等の把握について』（道路改良事業）においては、次のような意見を記載した。

市では令和 7 年 3 月時点において 11 橋の歩道橋を管理しているが、主に昭和 45 年以降に架設されたものであり、当該時点において建設後 50 年を経過する橋梁は 1 橋であるが、令和 26 年には 5 橋まで増加し、将来的な維持管理費用の増大が見込まれている。

市においては、令和 7 年 3 月に策定された「柏市道路付属物長寿命化修繕計画」において、計画的かつ予防的な修繕対策による修繕及び更新コストの縮減を目指すとともに、歩道橋の集約・撤去を推進し歩道橋の維持管理コストの縮減を図ることも必要であるとし、今後の 10 年間で 1 橋の集約・撤去を検討することにより約 8,000 万円のコスト縮減を目指すこととしているが、現状、特段の検討はなされていない。

既設の歩道橋には個々に設置した理由や利用者が存在することから、その集約・撤去のためには、客観的な利用実態の把握や修繕及び更新コストの試算額等に基づく利用者や地域住民等への丁寧な説明と合意形成が求められる。そのためには一定の時間が必要となることが想定され、今後の 10 年間にて集約・撤去を行うとし

ても、早期に候補となる歩道橋の選定作業に取り掛かることが必要である。

まずは基礎情報となる実際の利用者数やその内訳等の実態を把握するとともに、通学路選定の有無、信号機や横断歩道等の代替経路の有無、老朽化の程度等の要素を加味した選定基準等についても具体的な検討を進められたい。

また、外郭団体である一般財団法人柏市みどりの基金における公益事業については、市としてどのような姿勢で臨むのかを評価し、その方法について検討するよう『**【意見 74】公益事業の費用負担**』(一般財団法人柏市みどりの基金)において記載した。

一般財団法人柏市みどりの基金(以下、本項において「財団」という。)の会計は、大きく分けて 2 つからなる。一つは、実施事業等会計であり、これは、事業内容に対応する収益がほぼ確保されていない事業であり、本来はこれらの事業に係る費用に基本財産や特定資産の運用益を充てることが予定されているものである。もう一つは、その他会計であり、事業内容に対応する収益が概ね確保されているもので、法人税法上の収益事業に該当するものである。

令和 6 年度における実施事業等会計は合計で 20,472 千円の赤字であり、その他会計は合計で 7,778 千円の黒字である。そして、これらと法人会計の 1,971 千円の赤字を合わせると財団総計では 14,665 千円の赤字となっている。

財団が実施している事業のうち、実施事業等会計は、対価が得られない都市環境整備事業や緑化活動であることから、その費用は市が責任もって用意すべきである。確かに財団も都市環境整備事業や緑化活動を行うために設立された法人ではあるが、一民間法人である以上、財務的余力には限界があるため、費用を工面させ続けることは困難である。

また、基金を作り、その運用益をもって事業を行っていくという財務体制も今後は見直される必要がある。事業に係る費用は、昨今のインフレ傾向により予定を大幅に上回ることが頻発しており、加えて、財産の運用益についても安定的に期待できるものではなくなっている。財源と費用の両面で不確定な要素を含むこのような財務体制は財団の経営努力でカバーできる範囲を超えていることは明らかである。

今後は、一つ一つの事業について、その損益ができる限り的確に把握し、そこで大きく赤字が予定されるような事業については、市が実施するかどうか、また実施するとしたらその費用をどうするか決定し、財団を指導していく必要がある。

**図表 13 指標による効果の測定について【個別意見】**

事業名等	結果または意見の内容	
私道整備事業	意見 21	不明な私道所有者が存在する場合における取扱いの見直しについて
道路改良事業	意見 26	歩道橋の利用実態等の把握について
北部総合整備事業	意見 50	UDCK への負担金の検証
北部総合整備事業	意見 52	環境コンビニステーションの意義について
緑化推進事業	意見 63	門松カードの印刷・配布の廃止検討について
アクションプランの推進	意見 65	目標数値のモニタリングについて
一般財団法人柏市みどりの基金	意見 74	公益事業の費用負担

### ③ 事業のPDCAサイクルについて(契約書や仕様書にかかる事項)

契約書、協定書及び仕様書は、市が事業を行う上でその協力者や現場実施者となる事業者に業務の実施要領を伝える基本となるものである。この内容に不備がある場合や不明確な点がある場合、事業全体のコントロールがうまくいかなくなる可能性が高まってしまう。したがって、そのようなことがないよう事業開始の前に十分な検討を加えて事業者との契約に臨む必要がある。無論、それでも不備等は予測できないところで発生することがある。そのため、事業者とのコミュニケーションを十分に取り、それによって得られた気づきを次年度以降の契約に反映させることは必要である。ここでは、契約書や仕様書にかかる事項として次の 2 点を記載する。

『【意見 6】収支実績における事務費の内容確認について』(駐車場管理事業)においては、次のような意見を記載した。

柏市市営駐車場の指定管理業務は、利用料金制を採用しており、駐車場の利用にかかる利用料金は、指定管理者の収入とされ、指定管理者が管理業務を行うために要する経費は、利用料金をもって充てるものとし、市は指定管理料の支払いは行っていない。その上で、指定管理者は管理業務に関する会計は、明確にするとともに、法人の本体と独立した会計を行わなければならない。

市は、指定管理者が作成した事業報告書をモニタリングし、指定管理業務が適正に実施されていることを確認している。

仕様書の記載内容のうち、「報告書及び計画書等の作成に要する経費」については具体的な記載がなく、どのような経費を指しているかが明確になっていない。指定管理者の事業報告にある本社人件費やシステム利用料が「報告書及び計画書等の作成に要する経費」に該当するのであれば、仕様書の記載内容を見直し、より具体的な記載に変更することが望まれる。

また、収支実績では、事務費に 320 万円がかかったとのことであるが、その計算根拠が示されていないため、当該金額の適正性については判断することが出来ない。

当指定管理業務においては、利用料金収入が一定額を超えると市への納入が発生する仕組みであり、この上限額を決めるためには、管理業務に必要な経費の総額等を正確に把握することは非常に重要と考えられる。

仕様書や実績報告の記載方法等をもう一度見直し、仕様書に準じた実績報告が行われるように見直すことを検討されたい。

また、『【意見 42】賃貸借契約における保守の取扱いについて』(宅地開発の調査指導事業)においては、次のような意見を記載した。

窓口支援システムの令和 7 年度の保守契約の仕様書では、業務の一つとして「機器等不具合及びシステム異常時の対応」を求めている。

一方、賃貸借契約にも保守の定めがある。窓口閲覧用 1 台、職員用 1 台の計 2 台のデスクトップ型パソコン、職員用として 2 台のノートパソコンの計 4 台が賃貸借契約の対象となっているが、これら 4 台について、仕様書に保守の定めがある。

保守契約を締結している状況で賃貸借契約にも保守の定めがあることについて市は、賃貸借契約の保守は「機器」に対するもの、保守契約の保守は「システム」に対するものとして取り扱っているとのことである。しかしながら、保守契約の仕様書には「機器等の不具合」の表現があり、機器の不具合も保守の対象に含めていると読める。また、実際に窓口システムに不具合が生じた場合、それが機器に起因するものなのか、システムに起因するものなのかを明確に区別することは困難と思われる。

令和 6 年度の賃借料 803,000 円について、市は事業者から令和 5 年 10 月 2 日付けの見積書を受領しているが、見積書では賃借料のなかに保守料が含まれているかは明確となっていない。賃借料に保守料が含まれていないとしても、保守契約を締結している以上、賃貸借契約で別途保守を求める必要性は低い。市においては賃貸借契約の内容を見直す必要がある。

**図表 14 事業のPDCAサイクルについて(契約書や仕様書にかかる事項)【個別意見】**

事業名等	結果または意見の内容	
駐車場管理事業	意見 6	収支実績における事務費の内容確認について
道路の敷地施設等管理事業	意見 8	南柏駅東口前広場上空通路等清掃業務委託仕様書の文言について
道路の敷地施設等管理事業	意見 12	柏駅前広場等清掃業務委託の特記仕様書について
道路の維持管理	意見 14	道路植樹帯年間管理委託 特記仕様書について
道路新設・拡幅事業	意見 29	協定書等の変更内容等の明確化について
宅地開発の調査指導事業	意見 42	賃貸借契約における保守の取扱いについて
交通政策事業	意見 49	乗合タクシー等事業補助金について
土地区画整理事業	意見 55	覚書、協定書の変更について
リフレッシュプラザ柏管理事業	意見 58	施設の修繕に係る費用について
リフレッシュプラザ柏管理事業	意見 59	過年度における余熱供給停止に伴うガス代の補償について
柏リフレッシュ公園整備事業	意見 62	賃貸借土地の地積について

#### ④ 事業のPDCAサイクルについて(実施方法の再検討)

本項では、事業の実施方法について再検討を促す意見を記載する。

市としては、様々な理由や経緯があって現行の方法を採用していると考えられるが、少なくとも現在の環境や事情においては、その方法が不適切であったり、不合理であったりする場合はあり得ることである。そのような場合には、適当な時期に現在の環境や事情に適合した方法に変更する必要がある。ここでは、事業の実施方法の再検討に関する意見を 2 つ記載する。

『【意見 5】指定管理者制度における回数券の取扱いについて』(駐車場管理事業)においては、次のような意見を記載した。

柏市市営駐車場では回数券の利用も可能であり、回数券については「柏市市営駐車場の管理に関する業務仕様書」にて取扱いが定められている。

前指定管理者が発行した回数券による利用は減少傾向にあるものの、有効期限のない現行の回数券では、前指定管理者が発行した回数券の対応についての準備が必要となり、効率的ではない。

また、旧回数券の交換は、券面額の2割引で行われており、仮に、利用者が現金等の回数券以外での支払いであったならば、指定管理者は駐車場利用料の全額を受け取ることができるところ、旧回数券の利用があった場合には、駐車場利用料の8割しか受け取ることはできないこととなるため、現管理者が不利益を被る状況にある。

さらに、指定管理期間の終了時において指定管理者が交代することを前提とする指定管理者制度では、前指定管理者は、販売した回数券の未利用分については、役務提供を行っていないにもかかわらず収入だけは得ていることになる。

以上のように、指定管理者制度のもとでの駐車場回数券については、手続的にも収入金額にも影響があり、公平な取扱いが難しいと考えられる。回数券については、有効期限や発行時期等を明確に定め、指定管理者の交代時には可能な限り未利用分が残らないように工夫し、運用することが望まれる。

また、『【意見 54】大室東地区の土地について』(北部総合整備事業)においては、次のような意見を記載した。

区画整理区域外用地は、平成24年9月の柏市議会において、大室東地区の区域縮小に向けた方針についてやむを得なく受け入れる旨を報告し、市が引き取ったものである。全部で94件(普通財産)あり、登記地積は43,906.06m<sup>2</sup>となっている。北部整備課は当該用地の所管課として、除草、防草等の適正な管理を実施しており、今後も、用地測量を順次実施し土地活用に向けた検討を行うこととしている。

本用地については、柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業の一部であったことから、北部整備課の所管のもと管理されている事情については理解できる。しかしながら、当該用地は普通財産であり、本来普通財産は行政財産とは異なり、直接行政目的のために供されるものではないことから、事務事業を実施する北部整備課が所管する性質のものではないとの考えもある。一方、当該除外区域を含む北部地域のまちづくりについては、北部整備課が実施しており、当該用地の売却も含めた活用の検討を北部整備課がインフラ整備状況をみながら検討し実施しているとの実態もある。

市では、普通財産の大部分を占める未利用地については、総務部資産管理課を中心となり、売却に向けた手続きや有効活用策として一時的な貸付けなどを検討している。北部整備課としては今後総務部資産管理課との連携の上、あるべき管理の方法を検討する必要がある。

**図表 15 事業のPDCAサイクルについて（実施方法の再検討）【個別意見】**

事業名等	結果または意見の内容	
駐車場管理事業	意見 5	指定管理者制度における回数券の取扱いについて
雨水排水施設管理事業	意見 34	除草委託の発注時期について
雨水排水施設管理事業	意見 36	雨水排水施設の管理方法について
樋管管理事業	意見 38	樋管操作業務の委託について
都市計画事務、都市計画調査等事務、都市景観形成関係事業	意見 39	公共サイン安全点検業務委託のフォロー
北部総合整備事業	意見 54	大室東地区の土地について
あけぼの山公園・あけぼの山農業公園管理事業	意見 60	フード事業の早期再開について
あけぼの山周辺地域振興事業	意見 66	あけぼの山アクセス道路の施工に係る実施体制について
みどりを守り・育てる一般事務費	意見 67	夏場の除草作業について
一般財団法人柏市みどりの基金	意見 75	財団の公益認定について

## ⑤ 事業のPDCAサイクルについて(事業の管理)

本項では、事業の管理について触れた意見を記載する。内容としては、工事や委託事業の契約相手となつた事業者が提出する資料の不備等に関するものが多い。確かにこのような資料の作成責任は契約先にあるが、これをもって市では事業に関する検収や支払事務、さらには次年度以降の事業設計も行っているはずである。したがつて、これらの資料の不備は、そのまま市の管理監督の不徹底ともいえることに注意が必要である。ここでは、事業の管理に関する意見を2つ記載する。

『【意見 16】応急措置業務委託（除草）の報告について』(道路の維持管理)においては、次のような意見を記載した。

市では市道の管理にかかる倒木した街路樹の撤去、視距不良又は通行の妨げとなる樹木の伐採や剪定、街路樹落葉の路面清掃、歩行者の通行空間を狭さくしている雑草の除草等の応急措置業務を委託している。

応急措置業務委託契約書では各依頼分の委託業務が終了したときは、速やかに

市の指定する報告書を作成し市に提出することにより、終了した旨の報告を行うことを求めている。

しかし、応急措置業務委託報告書の綴りを確認したところ、除草依頼分の委託業務が 8 月から 10 月に終了していた業務について、一定の受託者からの報告が 3 月となっている委託業務が散見された。委託業務終了後、半年超も応急措置業務委託報告書の提出が遅延している委託業務もあった。

市では受託者に応急措置委託業務報告書の提出の催促はしているが、一定の受託者からの提出がどうしても遅延する場合があるとのことであった。

除草依頼分の応急措置業務が終了しているにもかかわらず、受託者からの報告がなければ、応急措置業務委託の確認の完了ができず、委託料の支払いも行うことができない状態が続くこととなる。市は応急措置委託業務報告書をできる限り、速やかに提出するように適時、指導すべきである。

また、『【意見 18】十余二字翁台先道路照明灯設置工事の作業員名簿について』(交通安全施設整備事業)においては、次のような意見を記載した。

令和 6 年度に実施した十余二字翁台先道路照明灯設置工事の提出書類を確認したところ、元請会社の作業員名簿で建設業退職金共済制度の項目で「無」と記載されている作業員が建設業退職金共済証紙貼付実績書の被共済者氏名に記載があった。また、下請会社の作業員名簿では記載のない作業員が建設業退職金共済証紙貼付実績書の被共済者氏名に記載があり、提出書類の間に不整合な箇所があった。

担当者から工事請負者に確認すると、元請会社の作業員名簿で建設業退職金共済制度の項目で「無」との記載が誤っているとのことであった。また、下請会社の作業員名簿に記載のなかった作業員が当工事に従事していた理由は、作業員提出時点では、作業員名簿の者の従事を予定していたが、その者の都合がつかなかつたため、他の者を当工事に従事させることになったとのことであった。

工事請負者からの提出書類間に疑義がある場合には、工事請負者に確認を行い、適切に修正を依頼すべきである。

さらに、『【指摘 1】土地譲渡時における市の事前承諾漏れについて』(柏リフレッシュ公園整備事業)においては、次のような指摘を記載した。

柏リフレッシュ公園は、リフレッシュプラザ柏と一体の公園であるが、公園敷地の一部を土地所有者から借り受けている。

平成 21 年 7 月 23 日付の「土地賃貸借契約書」によれば、賃貸人(土地の所有者)が当該土地を売却する際は、市の事前承諾を必要としている。

当該土地の全部事項証明書を確認したところ、令和6年4月1日に売買を原因とする所有権移転が生じていたが、従前の所有者からの書面による事前承諾申請ではなく、譲受人からの事後通知があるのみであった。

当該土地の所有者が変更する際の市における事前承諾は、公園緑地の恒久性を担保するための重要な手続きとして契約書に規定されているものであり、当該土地の所有者変更に際しては、書面による事前承諾が必要であった。なお、市においては、事後通知を受けた際に、契約書に基づく書面による事前の承諾が必要である旨の指導を行っているとのことである。

**図表 16 事業のP D C Aサイクルについて（事業の管理）【個別意見】**

事業名等	結果または意見の内容	
駐輪場整備事業	意見 4	工事請負業者から提出を受けた書類の日付未記載について
道路の敷地施設等管理事業	意見 7	南柏駅東口前広場上空通路等清掃業務報告について
道路の敷地施設等管理事業	意見 9	柏駅ダブルデッキグリストラップ清掃報告書について
道路の敷地施設等管理事業	意見 10	柏駅東口昇降機監視業務委託の8月度の監視業務委託報告書の提出漏れについて
道路の敷地施設等管理事業	意見 11	柏駅昇降機保守点検業務委託の清掃報告書の記載誤りについて
道路の維持管理	意見 16	応急措置業務委託(除草)の報告について
交通安全施設整備事業	意見 18	十余二字翁台先道路照明灯設置工事の作業員名簿について
交通安全施設整備事業	意見 19	柏駅西ロシェルター照明改修工事の工事別共済証紙受払簿について
交通安全施設整備事業	意見 20	大室二丁目先区画線設置工事の週休2日制適用工事チェックリストについて
柏駅周辺整備事業	意見 45	柏市制施行70周年記念事業イベントに係る補助金の收支確認について
交通政策事業	意見 48	路線バス運行補助金について
北部総合整備事業	意見 51	負担金として支出する関係経費について
旧吉田家住宅歴史公園管理事業	意見 56	指定管理者による年次事業報告について
リフレッシュプラザ柏管理事業	意見 57	指定管理者による年次事業報告について

事業名等	結果または意見の内容	
柏リフレッシュ公園整備事業	指摘 1	土地譲渡時における市の事前承諾漏れについて
一般財団法人柏市みどりの基金	指摘 3	事業収益(駐車場)の期間帰属について
一般財団法人柏市みどりの基金	意見 70	活動計画書における費用負担内容の明示について
一般財団法人柏市みどりの基金	意見 71	緑地の取得価額に含まれる償却資産について
一般財団法人柏市みどりの基金	意見 72	取得価額が 20 万円未満の車両運搬具の会計処理について
一般財団法人柏市みどりの基金	意見 73	リース債権の回収総額について

## (2) 事業者の選定に関する事項

今般の包括外部監査の対象事業においては、重大な法令違反は発見されなかつた。一方で、法令等の解釈として合理性が認められないと判断したものや例外規定としての随意契約を安易に使うのではなく工夫の余地があったのではないかという事案は散見された。また、市の規定どおりに事業者の選定を行った場合でも、その事業の趣旨を踏まえるともっと適当な方法があったのではないかという意見も記載した。

ここでは、事業者の選定に関する事項について言及した指摘及び意見を 3 つ記載する。

『【指摘 2】施設の維持補修時における緊急発注について』(みどりを守り・育てる一般事務)においては、次のような指摘を記載した。

令和 6 年度に実施された維持補修工事の中で、「柏ビレジ近隣公園テニスコートネット交換工事」が随意契約の緊急発注として実施されていた。

当該工事は市民からの苦情・要望等への対応で実施された補修工事であるが、柏市随意契約ガイドライン第 5 号で規定する緊急性があるとは考えられず、緊急発注による随意契約を行うべきではなかった。

また、『【意見 33】調整池清掃及び水路清掃・除草委託の入札状況について』(雨水排水施設管理事業)においては、次のような意見を記載した。

市は、調整池並びに水路が、常に正常に機能するよう清掃及び除草等の維持管

理を委託している。委託は、対象とする場所を 11 のブロックに分け、それぞれ一般競争入札により受託者を選定することとしている。

11 ブロック中、8 ブロックが 1 者応札となっており、複数回応札となっているブロックが 9 ブロックある。1 者応札かつ複数回応札が 8 ブロックあり、受託者の選定がスムーズに進んでいないブロックが散見される。

市によると、応札業者に聴き取りを行った結果、水路清掃・除草は、1 つのブロックに作業箇所が複数あること、個々の作業箇所の除草範囲が比較的狭く、作業に手間がかかること、作業内容が複数あることなどがネックとなって、応札者が少ない可能性があるとのことである。

調整池清掃及び水路清掃・除草委託については、受託者の事務手続きが増加するなどメリットのない複数回応札を避けるための対応が必要である。

複数者の応札があり、1 回の入札で受託者が決定したブロックとの相違点を分析し、他のブロックに活かせる試みがあるかを検討することも一つの方法と考える。

また、再度の見積り合わせにおいて、当初一括で計上していた除草した草の処分運搬費について、作業場所を踏まえた各々適切な処分費を計上することに改め、仕様を見直したブロックがある。このような取組が調整池清掃及び水路清掃・除草委託にも適用できるか検討することも一つの方法である。

市においては、調整池清掃及び水路清掃・除草委託の発注のあり方を再検討することが望ましい。

さらに、『【意見 44】柏駅東口駅前再整備実現化方策検討業務委託に関する事業者選定』(柏駅周辺整備事業)においては、プロポーザル方式における事業者の選定においても、その選定委員の属性を事業の趣旨等から柔軟に決められるようにしてはどうかという意見を記載している。

柏駅東口駅前は施設や機能の更新の必要性が高まってきていることから、市が新たに取得する旧そごう柏店本館土地を含め、柏駅東口駅前の再整備に伴う「交通広場の再編」や「新たな改札口の配置」等の実現化方策の検討を行うことを目的として、令和 6 年度に事業者を選定することとなった。

事業者の選定にあたっては、プロポーザル方式によって選定することとし、選定のための「柏市プロポーザル方式選定委員会(柏駅東口駅前再整備実現化方策検討業務委託)」を設置した。

プロポーザル方式による選定は選定委員 5 名(学識経験者 1 名、その他市長が認める者 1 名、市職員 3 名)によって行われている。ここで委員の構成は、「柏市プロポーザル方式選定委員会規則」第 2 条に基づき、学識経験者、その他市長が認める者、市職員のうちから市長が委嘱し又は任命することとなっており問題はない。

ただし、より公平な選定を行うためには、過半数を外部の学識有識者によって構成されることが望ましかったと思われる。今後、同様の選定を行う際には、「柏市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」にも記載があるとおり、案件等の性質を勘案し、必要に応じて関係部署と調整の上、選定委員を決定したい。

**図表 17 事業者の選定に関する事項【個別意見】**

事業名等	結果または意見の内容	
雨水処理施設管理事業	意見 32	酒井根雨水貯留池ポンプ修繕の入札不調について
雨水排水施設管理事業	意見 33	調整池清掃及び水路清掃・除草委託の入札状況について
都市計画事務、都市計画調査等事務、都市景観形成関係事業	意見 40	都市計画窓口業務支援システムデータ更新業務委託について
宅地開発の調査指導事業	意見 41	「窓口支援システム」の一者随意契約について
柏駅周辺整備事業	意見 44	柏駅東口駅前再整備実現化方策検討業務委託に関する事業者選定
柏駅周辺整備事業	意見 46	令和 6 年度柏市中心市街地歩行者通行量調査委託
北部総合整備事業	意見 53	緊急性の随意契約
みどりを守り・育てる一般事務費	指摘 2	施設の維持補修時における緊急発注について

### (3) 事業の効率性・経済性について

報告書では、土木費にかかる事業について、その実施方法をもっと効率化できるのではないかという意見も複数記載している。以前から挙げられることが多かった契約形態や発注方法にかかる意見も見られたが、DX化やICTを用いた効率化の検討に言及している意見も記載した。このDX化やICTを用いた効率化については、市全体の事務にも関係する事項であり、人員や財政的なリソース不足が慢性的である自治体事務においては、可及的速やかに着手し、行政サービスの向上に役立てて欲しい。これらの意見の代表的なものとして、次の 3 つ意見を記載する。

『【意見 2】入力業務の効率化について』(建築物確認及び検査等業務)においては、次のような意見を記載した。

建築基準に係る事務処理業務委託においては、令和 4 年度と令和 5 年度は同じ事業者が落札したが、令和 6 年度については別の事業者が落札し、業務を実施している。一方、令和 6 年度の事務担当者の業務経歴には、A 氏と G 氏以外の 5 名については、前事業者が業務を実施していた期間も職務を担当している。この中で最も長い担当者は 12 年間も継続して業務に従事している。

当業務委託の目的は、建築基準法の申請等に係る事務処理を業務委託することにより、迅速で適切なデータ処理等を行い、確認申請業務や窓口照会業務の効率化・迅速化を図るものである。PC 入力が主となる当業務では、入力精度の向上や安定した高い処理速度や業務処理量が必須となり、人員を固定するメリットは大きいといえる。

一方で、人員を固定化することは業務の属人化も進むことになり、業務マニュアルの不整備や、急な退職等による業務の停滞への対応が遅れる恐れもある。特に、最近の DX における業務の自動化ツールは、種類も多く、高精度なシステムも入手可能となっているが、経験を重視した人員固定化の状況においては、これらを利用した業務改善の機会を逃す可能性も否定できない。これより、当業務委託においては、人員を固定化するメリットを享受しつつも、自動化ツール等を活用した更なる業務の効率化を図ることが期待される。

また、『【意見 17】道路の維持管理に関する報告方法について』(道路の維持管理)においては、次のような意見を記載した。

令和 6 年度では、除草の応急措置業務委託が 500 件、道路小規模工事が 350 件を超える業務委託や工事が行われていた。これらの業務委託や工事では、施工前、施工中及び施工後等の写真を付した報告書が受託者から紙で提出されており、膨大な量の紙の報告書を担当課で綴じて保管している。手作業で紙の報告書を綴じているため、各業務委託や工事の管理番号通りの順番に綴じられていない場合もあり、管理番号で報告書を探索した際、すぐに見つけることができない報告書も散見された。

報告書の検査にあたっては、紙の報告書の方が従来からの検査方法であり、担当者も慣れていることは十分に承知しているが、将来的にはクラウド等を活用した電子データでの報告書の提出も検討することが望ましい。

クラウドやサーバーの容量等の確保が必要にはなるが、電子データでの報告書になれば、紙の報告書の管理に比べると報告書の管理が容易になるものと想定している。

現状、検査や決裁などの一連の事務手続きは電子化されていないため、クラウド等を活用した電子データでの報告書の提出が困難な面がある。将来、市の一連の事務手続きが電子化するためのシステム導入の際には、道路の維持管理でもクラウ

ド等を活用した電子データでの報告書の提出、管理を検討することが望ましい。

さらに、『【意見 61】危険樹木処理委託に係る契約事務の効率化について』(公園樹木管理事業)においては、次のような意見を記載した。

危険樹木の処理は、住民からの苦情、市職員や公園管理受託事業者が現場で枯木等を発見した場合等に、公園内及び公園周辺の安全衛生を確保すべきと判断されるものについて、危険木の伐採・剪定を行うものである。

令和 6 年度における危険樹木処理委託の件数は合計 55 件であり、うち 48 件(87.3%)が緊急発注(※一般競争入札、見積り合わせ等の手続きを経ずに発注できる契約形態)となっている。受託者属性で見ると、緊急発注 48 件のうち 44 件(91.7%)が公園管理受託事業者による受託であり、各受託事業者が請け負っているブロック内での危険樹木処理は、多くの場合、当該受託事業者が実施している。

公園管理受託事業者が危険樹木の処理を行うことは、現場周辺の特徴を熟知し、迅速な対応が可能である点から合理性に問題はないと考えるが、緊急発注が通常契約より契約事務の面で簡略されているとはいっても、稟議書や契約書等の作成は必要である。この点、契約事務の効率化の観点から、みどりを守り・育てる一般事務費内の公園管理委託事業(総価契約)において、緊急時の危険樹木伐採に係る業務を単価契約で織り込むことができないか検討いただきたい。

**図表 18 事業の効率性・経済性について【個別意見】**

事業名等	結果または意見の内容	
道路の境界査定に関する事業	意見 1	翌年度への繰越数の縮減について
建築物確認及び検査等業務	意見 2	入力業務の効率化について
道路の敷地施設等管理事業	意見 13	柏駅前広場等清掃業務委託の清掃作業報告書について
道路の維持管理	意見 15	道路植樹帯年間管理委託の報告について
道路の維持管理	意見 17	道路の維持管理に関する報告方法について
道路新設・拡幅事業	意見 27	道路用地取得時における残地補償の検討について
公園樹木管理事業	意見 61	危険樹木処理委託に係る契約事務の効率化について
緑化推進事業	意見 64	公共施設モデル綠化工事の分割発注について

#### (4) 情報開示の適正性について

市が実施する事業に関して情報開示が適切に行われているかという論点では、次の 2 点についての意見を記載した。

一つは、各計画の進捗状況が適時適切に市民に開示されていないのではないかという論点であり、もう一つは、事業等の利用者が少ないので当該事業についてのPRが十分に行われていないからではないかという論点である。

前者については、確かに、本章『(1) 事業の有効性について ① 計画と事業の整合性について』でも記載したように、市ではどうすることもできない理由により、計画が遅延することは少なからずあることである。しかし、まちづくりや都市開発にかかる事業は、それによって発生する利害が直接関係する市民にとって非常に重要な問題である。したがって、市にはこれらにかかる情報を広く市民に開示していく責務がある。

また、後者については、市がせっかく市民の福祉向上に繋がる事業を実施しても誰にも知ってもらえない、利用してもらえないことは非常に残念であると同時に資源の無駄使いともいえる。これらの点を踏まえた意見の代表的なものとして、次の 2 つ意見を記載する。

『【意見 25】道路維持管理計画等に対応する実績の公表について』(道路改良事業)においては、次のような意見を記載した。

本来、一旦策定した計画は、その実施した結果をもってその効果等を評価し、評価結果を基礎として計画を見直していくことで実効性を担保し得る。その際、進捗の大幅な遅延や当初想定していなかった大きな環境変化等が生じた場合には、その要因等を分析した上で判断することとなる。これは道路維持管理計画や橋梁維持管理計画についても同様であり、市所管課等による内部管理面だけではなく、市民や議会等に対する説明責任を果たす上でも重要である。特に、厳しい財政状況が継続する中においては、多額の財源を要する道路や橋梁の維持管理業務の実態に対して、市民や議会等の正確な理解を得ていくことは、その重要性を増しているものといえる。

現状、道路維持管理計画については、市のウェブサイトに概要版のみが掲載され、計画本体やその進捗状況等は公表されていない。市民や議会等に対して、道路の維持管理が当所の想定に沿って適切に行われていることを示し、当該業務に係る説明責任を果たす材料の一つとなるよう、計画本体とその進捗状況並びに遅延の要因等に関する説明を併せて公表していくことを検討されたい。

また、橋梁維持管理計画については、現状、市のウェブサイトに計画本体及び概

要版が掲載されているが、その進捗状況等は公表されていない。橋梁維持管理計画についても同様に、計画の進捗状況並びに遅延の要因等に関する説明を付し公表していくことを検討されたい。

また、『【意見 69】緑地保全協働事業補助金の活用状況について』(森林環境譲与税基金活用事業)においては、次のような意見を記載した。

緑地保全協働事業補助金は、「柏市里山林等保全活動補助金」と「柏市緑地保全等活動団体支援事業補助金」から構成される。

里山林や緑地の保全については、今後も継続して市が単独で実施していくことは財政的に大きな負担となる状況であり、市民、団体、学校、事業者など様々な主体が連携・協力し、協働により緑を守り、育していく方向で進めていかなければならないと考える。その入り口として、当該補助事業を有効に活用してもらい、市民団体の基盤構築や活動を支援していく必要があるが、利用率は極めて低いと言わざるを得ない。

当該補助金の周知方法は里山ネットワークを通じての案内が主なものとのことであるが、十分に周知されているとは言えないため、当該補助金の利用促進に向けた具体的なPR手段を検討いただきたい。

図表 19 情報開示の適正性について【個別意見】

事業名等	結果または意見の内容	
建築物の耐震改修促進事業	意見 3	マンション耐震診断について
私道整備事業	意見 22	市ウェブサイトにおける周知内容等の充実について
道路改良事業	意見 25	道路維持管理計画等に対応する実績の公表について
樋管管理事業	意見 37	樋管を個別施設計画の対象外としていることについて
宅地開発の調査指導事業	意見 43	委任状の取扱いの明確化について
都市公園整備事業	意見 68	健康遊具設置公園の周知について
森林環境譲与税基金活用事業	意見 69	緑地保全協働事業補助金の活用状況について

## 2. 指摘事項及び意見一覧

指摘事項及び意見の一覧は次のとおりである。指摘事項が3項目、意見が75項目となった。なお、表中の右欄にある「頁」は、本報告書における当該項目の記載箇所である。

事業名	指摘事項または意見		頁
道路の境界査定に関する事業	意見 1	翌年度への繰越数の縮減について	53
建築物確認及び検査等業務	意見 2	入力業務の効率化について	56
建築物の耐震改修促進事業	意見 3	マンション耐震診断について	60
駐輪場整備事業	意見 4	工事請負業者から提出を受けた書類の日付未記載について	62
駐車場管理事業	意見 5	指定管理者制度における回数券の取扱いについて	65
駐車場管理事業	意見 6	収支実績における事務費の内容確認について	67
道路の敷地施設等管理事業	意見 7	南柏駅東口前広場上空通路等清掃業務報告について	70
道路の敷地施設等管理事業	意見 8	南柏駅東口前広場上空通路等清掃業務委託仕様書の文言について	71
道路の敷地施設等管理事業	意見 9	柏駅ダブルデッキグリストラップ清掃報告書について	72
道路の敷地施設等管理事業	意見 10	柏駅東口昇降機監視業務委託の8月度の監視業務委託報告書の提出漏れについて	73
道路の敷地施設等管理事業	意見 11	柏駅昇降機保守点検業務委託の清掃報告書の記載誤りについて	73
道路の敷地施設等管理事業	意見 12	柏駅前広場等清掃業務委託の特記仕様書について	74
道路の敷地施設等管理事業	意見 13	柏駅前広場等清掃業務委託の清掃作業報告書について	75
道路の維持管理	意見 14	道路植樹帯年間管理委託 特記仕様書について	77
道路の維持管理	意見 15	道路植樹帯年間管理委託の報告について	78
道路の維持管理	意見 16	応急措置業務委託(除草)の報告について	80
道路の維持管理	意見 17	道路の維持管理に関する報告方法について	81

事業名	指摘事項または意見		頁
交通安全施設整備事業	意見 18	十余二字翁台先道路照明灯設置工事の作業員名簿について	83
交通安全施設整備事業	意見 19	柏駅西ロシェルター照明改修工事の工事別共済証紙受払簿について	83
交通安全施設整備事業	意見 20	大室二丁目先区画線設置工事の週休2日制適用工事チェックリストについて	84
私道整備事業	意見 21	不明な私道所有者が存在する場合における取扱いの見直しについて	87
私道整備事業	意見 22	市ウェブサイトにおける周知内容等の充実について	88
道路改良事業	意見 23	より実行可能性の高い道路維持管理計画の策定について	97
道路改良事業	意見 24	橋梁維持管理計画に係る進捗状況の集計等について	99
道路改良事業	意見 25	道路維持管理計画等に対応する実績の公表について	101
道路改良事業	意見 26	歩道橋の利用実態等の把握について	101
道路新設・拡幅事業	意見 27	道路用地取得時における残地補償の検討について	104
道路新設・拡幅事業	意見 28	地域要望路線に係る総事業費等の試算について	105
道路新設・拡幅事業	意見 29	協定書等の変更内容等の明確化について	107
雨水処理施設管理事業	意見 30	ポンプ施設の個別施設計画における取扱いについて	111
雨水処理施設管理事業	意見 31	ポンプ施設の整理について	112
雨水処理施設管理事業	意見 32	酒井根雨水貯留池ポンプ修繕の入札不調について	112
雨水排水施設管理事業	意見 33	調整池清掃及び水路清掃・除草委託の入札状況について	115
雨水排水施設管理事業	意見 34	除草委託の発注時期について	116
雨水排水施設管理事業	意見 35	ポンプ施設以外の雨水排水施設の整理について	117
雨水排水施設管理事業	意見 36	雨水排水施設の管理方法について	117
樋管管理事業	意見 37	樋管を個別施設計画の対象外としていることについて	121

事業名	指摘事項または意見		頁
樋管管理事業	意見 38	樋管操作業務の委託について	121
都市計画事務、都市計画調査等事務、都市景観形成関係事業	意見 39	公共サイン安全点検業務委託のフォロー	126
都市計画事務、都市計画調査等事務、都市景観形成関係事業	意見 40	都市計画窓口業務支援システムデータ更新業務委託について	128
宅地開発の調査指導事業	意見 41	「窓口支援システム」の一者随意契約について	133
宅地開発の調査指導事業	意見 42	賃貸借契約における保守の取扱いについて	134
宅地開発の調査指導事業	意見 43	委任状の取扱いの明確化について	135
柏駅周辺整備事業	意見 44	柏駅東口駅前再整備実現化方策検討業務委託に関する事業者選定	138
柏駅周辺整備事業	意見 45	柏市制施行 70 周年記念事業イベントに係る補助金の収支確認について	139
柏駅周辺整備事業	意見 46	令和 6 年度柏市中心市街地歩行者通行量調査委託	139
街路整備事業	意見 47	柏駅周辺街路整備事業に係る今後の整備方針の見直しについて	142
交通政策事業	意見 48	路線バス運行補助金について	145
交通政策事業	意見 49	乗合タクシー等事業補助金について	148
北部総合整備事業	意見 50	UDCK への負担金の検証	156
北部総合整備事業	意見 51	負担金として支出する関係経費について	159
北部総合整備事業	意見 52	環境コンビニステーションの意義について	160
北部総合整備事業	意見 53	緊急性の随意契約	162
北部総合整備事業	意見 54	大室東地区の土地について	162
土地区画整理事業	意見 55	覚書、協定書の変更について	168
旧吉田家住宅歴史公園管理事業	意見 56	指定管理者による年次事業報告について	173
リフレッシュプラザ柏管理事業	意見 57	指定管理者による年次事業報告について	178
リフレッシュプラザ柏管理事業	意見 58	施設の修繕に係る費用について	179
リフレッシュプラザ柏管理事業	意見 59	過年度における余熱供給停止に伴うガス代の補償について	180

事業名	指摘事項または意見		頁
あけぼの山公園・あけぼの山農業公園管理事業	意見 60	フード事業の早期再開について	185
公園樹木管理事業	意見 61	危険樹木処理委託に係る契約事務の効率化について	187
柏リフレッシュ公園整備事業	指摘 1	土地譲渡時における市の事前承諾漏れについて	188
柏リフレッシュ公園整備事業	意見 62	賃貸借土地の地積について	189
緑化推進事業	意見 63	門松カードの印刷・配布の廃止検討について	191
緑化推進事業	意見 64	公共施設モデル緑化工事の分割発注について	192
アクションプランの推進	意見 65	目標数値のモニタリングについて	196
あけぼの山周辺地域振興事業	意見 66	あけぼの山アクセス道路の施工に係る実施体制について	198
みどりを守り・育てる一般事務費	指摘 2	施設の維持補修時における緊急発注について	202
みどりを守り・育てる一般事務費	意見 67	夏場の除草作業について	203
都市公園整備事業	意見 68	健康遊具設置公園の周知について	205
森林環境譲与税基金活用事業	意見 69	緑地保全協働事業補助金の活用状況について	209
一般財団法人柏市みどりの基金	指摘 3	事業収益(駐車場)の期間帰属について	215
一般財団法人柏市みどりの基金	意見 70	活動計画書における費用負担内容の明示について	215
一般財団法人柏市みどりの基金	意見 71	緑地の取得価額に含まれる償却資産について	216
一般財団法人柏市みどりの基金	意見 72	取得価額が20万円未満の車両運搬具の会計処理について	218
一般財団法人柏市みどりの基金	意見 73	リース債権の回収総額について	219
一般財団法人柏市みどりの基金	意見 74	公益事業の費用負担	219
一般財団法人柏市みどりの基金	意見 75	財団の公益認定について	221

## 第5章 外部監査の結果及び意見－各論－

### 1. 道路の境界査定に関する事業

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業の目的及び内容

道路の境界査定に関する事業は、市道と隣接する土地について、道路の管理区域の境界を確定する事業である。

土地の所有権の境界を確定する場合は、それぞれの土地所有者が協議により合意して境界を確定するが、その土地が市道と接している場合、道路との境界確定が必要となることから、境界確定を求める者(市道に隣接する土地所有者)からの申請に基づき、関係する土地所有者との立会いを実施し、関係者全員の合意により確定する。

なお、年間 400 件程度の境界確定の申請があることから、市担当者だけでは事務をまかないきれず、また、過去の沿線に係る境界確定の経緯等を精査しながら境界ラインを見出していくかなければならないような困難案件等もあることから、一部の案件について、公益社団法人千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)へ立会い及び報告書の作成等の業務を委託している。

##### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	13,154	19,643	16,861
決算額	10,226	13,374	12,345

##### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
報酬	1,099	会計年度任用職員人件費
職員手当等	424	同上
旅費	127	同上
需用費	643	道路境界石等購入費
役務費	0	
委託料	10,049	道路等境界確定に係る立会業務委託他
合計	12,345	

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 1】翌年度への繰越数の縮減について

道路境界査定業務の申請件数は年々増加し、令和 6 年度においては、令和 4 年度に比べて 60 件増加(増加率 13.9%)している。一方、翌年度へ繰越す案件数はそれ以上の割合で増加しており(増加件数:33 件、増加率 56.8%)、令和 6 年度末における翌年度繰越数は 91 件に上っている。

確かに境界の確定には、境界確定を求める申請者と市だけではなく、当該市道に接する隣接土地所有者や市道対向の土地所有者等を含む関係者全員の合意が必要とされ、関係者への連絡や合意に時間を要する案件も存在することから、一定の繰越案件が生じることはやむを得ないものと考えられる。

一方で、道路の境界査定に関する事業については、令和 6 年度においても 4,515 千円の不用額が生じており、予算的には、公囑協会への委託件数を増やすことにより年度内の処理数(確定数)を増加させる余地が残っている。市によれば、職員の習熟や経験値の向上を重視し、困難案件等を中心に外部委託の対象とする方針に基づき毎年度の委託数を一定割合にとどめているとのことであるが、特に市実施分の翌年度繰越数が増加していることから、職員の対応能力を超える数の案件については予算の範囲内で委託件数の増加を図り、翌年度への繰越案件の縮減を図られたい。

図表 20 道路境界査定業務の申請件数及び確定数等の推移 (単位:件)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
申請件数	429	481	489
確定数	369	398	390
うち市実施分	309	329	327
うち受託事業者実施分	60	69	63
不調	1	5	4
取り下げ	1	3	4
翌年度繰越数	58	75	91
うち市実施分	35	57	66
うち受託事業者実施分	23	18	25

(出所:市提供資料より監査人作成)

**図表 21 令和 4 年度～6 年度における不用額の推移** (単位 : 千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	13,154	19,643	16,861
決算額	10,226	13,374	12,345
不用額	2,927	6,268	4,515

(出所:市提供資料より監査人作成)

## 2. 建築物確認及び検査等業務

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

建築物確認及び検査等業務は、次の4つの細事業を実施している。

##### ア一般事務費

建築基準法第4条に基づく建築主事を置く特定行政庁として、同法第6条の規定に基づく建築物等の確認申請をはじめとする確認、許可、認定及び検査事務等に係る業務

##### イ違反建築物に対する措置に関する業務

建築基準法第4条に基づく建築主事を置く特定行政庁として、同法第9条の規定に基づく建築物又は建築物の敷地における違反を是正するための業務

##### ウ建築物の耐震改修の促進に関する事業

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずるための業務

##### エ建築確認支援システム事業

建築基準法第6条に基づく建築物等の確認申請や検査に関する履歴・内容を電子データ化することを目的とした建築確認支援システム等の運用・保守をする業務

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	14,846	15,672	18,985
決算額	13,418	14,703	18,130

#### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
報償費	16	建築パトロール協力者の謝礼金
旅費	147	出張、研修の交通費
需用費	1,513	事務用消耗品、コピー用紙購入代
役務費	156	郵便料、電信電話料
委託料	8,705	建築基準法に係る事務委託

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
使用料及び賃借料	7,025	電算システム・機器等
備品購入費	83	事務用備品代
負担金、補助及び交付金	482	研修参加負担金、年会費、損害保険料
合計	18,130	

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 2】入力業務の効率化について

市は、建築基準に係る事務処理業務委託について、直近 3 力年は次のとおり契約している。

**図表 22 直近 3 力年の建築基準に係る事務処理業務委託の概要**

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受注者	A 社	A 社	B 社
業務委託料	7,149,912 円	8,885,316 円	8,705,400 円
契約形態	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
入力件数等 (委託内容)	(1)本市受付の確認申請等の件数..... (2)指定確認検査機関からの報告件数..... (確認報告 約 2,300 件、計画変更 約 150 件、中間報告 約 550 件及び 完了報告 約 2,200 件) (3)長期優良住宅認定申請件数..... (4)建築物省エネ法の適合義務に関する書類及び届出書等の件 数..... (5)低炭素建築物新築等計画認定申請..... (6)建設リサイクル法の届出件数..... (7)各種証明書の発行..... (8)過去の確認台帳の件数..... (9)道路位置指定申請の件数.....	約 100 件 約 5,200 件 (確認報告 約 2,300 件、計画変更 約 150 件、中間報告 約 550 件及び 完了報告 約 2,200 件) 約 500 件 約 150 件 約 30 件 約 1,000 件 約 1,500 件 約 5,000 件 約 20 件	約 100 件 約 5,200 件 (確認報告 約 2,300 件、計画変更 約 150 件、中間報告 約 550 件及び 完了報告 約 2,200 件) 約 500 件 約 150 件 約 30 件 約 1,000 件 約 1,500 件 約 5,000 件 約 20 件

(出所:市提供資料より監査人作成)

また、令和 6 年度における業務担当者は次のとおりである。

**図表 23 令和 6 年度の事務担当者の一覧**

氏名	担当職務	業務経歴
A 氏	主任技術者又は担当者	B 社 一般事務業務全般
B 氏	業務担当者	平成24年4月～令和6年3月 12年 ・柏市役所 建築指導課 「建築基準法に係る事務処理等業務委託」に従事
C 氏	業務担当者	平成27年4月～令和6年3月 10年 ・柏市役所 建築指導課 「建築基準法に係る事務処理等業務委託」に従事
D 氏	業務担当者	令和2年8月～令和6年3月 3年9ヶ月 ・柏市役所 建築指導課 「建築基準法に係る事務処理等業務委託」に従事
E 氏	業務担当者	令和4年10月～令和6年3月 1年6ヶ月 ・柏市役所 建築指導課 「建築基準法に係る事務処理等業務委託」に従事
F 氏	業務担当者	令和5年8月～令和6年3月 8ヶ月 ・柏市役所 建築指導課 「建築基準法に係る事務処理等業務委託」に従事
G 氏	業務担当者	平成31年2月～令和6年6月30日 5年5ヶ月 医院にて受付、事務業務に従事

(出所:市提供資料より監査人作成)

『図表 22 直近3カ年の建築基準に係る事務処理業務委託の概要』に記載のとおり、令和 4 年度と令和 5 年度は同じ事業者が落札したが、令和 6 年度については別の事業者が落札し、業務を実施している。一方、『図表 23 令和6年度の事務担当者の一覧』に記載のとおり、令和 6 年度の事務担当者の業務経歴には、A 氏と G 氏以外の 5 名については、前事業者が業務を実施していた期間も職務を担当している。最も長い担当者では 12 年間も継続して業務を実施している。

当業務委託の目的は、建築基準法の申請等に係る事務処理を業務委託することにより、迅速で適切なデータ処理等を行い、確認申請業務や窓口照会業務の効率化・迅速化を図るものである。PC 入力が主となる当業務では、入力精度の向上や安定した高い処理速度や業務処理量が必須となり、人員を固定するメリットは大きいといえる。

一方で、人員を固定化することは業務の属人化も進むことになり、業務マニュアルの不整備や、急な退職等による業務の停滞への対応が遅れる恐れもある。特に、最近の DX における業務の自動化ツールは、種類も多く、高精度なシステムも入手可能となっているが、経験を重視した人員固定化の状況においては、これらを利用し

た業務改善の機会を逃す可能性も否定できない。

したがって、当業務委託においては、人員を固定化するメリットを享受しつつも、自動化ツール等を活用した更なる業務の効率化を図ることが期待される。

### 3. 建築物の耐震改修促進事業

#### (1) 事業の概要

##### ① 事業の目的及び内容

木造住宅の耐震診断・耐震改修、分譲マンションの耐震診断、危険コンクリートブロック塀等の除却工事を実施するものに対し、その費用の一部を補助金として交付する業務である。

##### ア 木造住宅耐震診断費補助金

平成 12 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅の耐震診断に要する費用の 3 分の 2 を補助(限度額:6 万円)

##### イ 木造住宅耐震改修費補助金

平成 12 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅の耐震改修に要する費用の 5 分の 4 を補助(限度額:100 万円)

##### ウ マンション耐震診断費補助金

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の分譲マンションの耐震診断に要する費用の 3 分の 2 を補助(限度額:予備診断 3.4 万円、本診断 100 万円)

##### エ 危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金

建築基準法上の道路または通学路に面する高さ 1.2m を超えるコンクリートブロック塀等の除却工事に要する費用のうち、塀等の長さ(m) × 1 万円分を補助(限度額:通学路 20 万円、その他の道路 10 万円)

##### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	14,116	26,685	15,533
決算額	8,784	8,826	31,033

##### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
報償費	192	木造住宅耐震診断相談会協力者の謝礼金
旅費	6	出張の交通費
需用費	89	事務用消耗品費、協力者賄料

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
使用料及び賃借料	5	木造住宅耐震診断相談会の会場使用料
負担金補助及び交付金	30,740	木造住宅耐震診断費補助金 木造住宅耐震改修費補助金 危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金
合計	31,033	

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 3】マンション耐震診断について

事業概要にも記載のとおり、令和6年度における当事業の補助金は(1)から(4)の4種類が準備されていたが、「(3)マンション耐震診断費補助金」だけは、利用実績が1件もなかった。

マンションの耐震診断・改修工事が進まない現状は、柏市に限ったことではなく、全国的にも同様の状況であるが、国土交通省のHP等によると、その主な理由として、①費用負担、②合意形成の困難さが挙げられる。

①費用負担についてであるが、耐震診断から耐震改修工事まで実施すると、その費用は数千万円に及ぶ可能性もあり、補助金が準備されていても自己負担が非常に大きくなることもある。

また、②合意形成の困難さについては、マンションには複数の区分所有者がおり、年齢構成や使用形態も異なる中で、耐震診断・改修について、積極的に合意することは難しいと考えられる。また、各マンションには管理組合や理事会が設置されているが、耐震診断等について意思決定するためには、専門的な知識や情報が不可欠であり、その用意も難しいと考えられる。

一方、市は、柏市耐震改修促進計画において、特定建築物の耐震診断及び耐震改修等の適確な実施のため、それらの所有者等に対し必要に応じて指導、助言、指示及び公表等を行うものとしている。短期間で状況を画期的に改善することは難しいが、今後においても、啓発活動や知識の普及を丁寧に行い、1棟でも多く耐震化が図されることを期待する。

## 4. 駐輪場整備事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

駅周辺の自転車等の放置を防止し、自転車等の利用者の利便を図るため、新規駐輪場の整備や、整備した駐輪場を改良し、長寿命化を図る。

「柏市市有建築物中長期保全計画」や「市営駐輪場及び篠籠田自転車保管所小規模修繕計画」に基づき、各工事等を実施する。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	112,084	89,445	7,788
決算額	90,616	82,212	8,072

令和4年度及び5年度は大規模な駐輪場整備改修工事を実施したが、令和6年度は実施していない。

#### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
工事請負費	8,072	駐輪場整備改修工事
合計	8,072	

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 4】工事請負業者から提出を受けた書類の日付未記載について

令和 6 年度の駐輪場整備事業では、1 件の工事を実施しており、その契約概要は次のとおりである。

**図表 24 令和 6 年度の駐輪場整備事業における建設工事の概要**

工事件名	北柏駅北口第一駐輪場拡張工事
工事場所	柏市根戸294番地
受注者	C 社
工期	令和6年7月12日～令和6年11月15日
請負代金額	7,832,000 円(うち、消費税 712,000 円)
契約保証金	保険会社等の保証で代替

(出所:市提出資料より監査人作成)

当建設工事については、受注者から複数の書類の提出を受けており、監査の過程で書類を閲覧したところ、下記書類について、書類の作成日付の記載が漏れていた。

**図表 25 日付の記載が漏れた書類の一覧**

1	下請業者選任届(工事)
2	法第 12 条第 1 項に基づく書面
3	建設業退職共済証紙購入状況報告書
4	引渡書
5	完成届

(出所:市提出資料より監査人作成)

工事契約書第 32 条第 1 項では、受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならないとされ、同条第 2 項では、発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない、とされている。

契約事務の手引き(第 7 版)によれば、工事・土木設計の第 1 項の通知は「検査願届」を受領する旨が記載されており、受注者が提出した「完成届」については、正式書類ではなく、提出を受けたとしても柏市の手続が生じるものではない。

その他の下請業者選任届(工事)等 4 点の書類についても、日付未記載が直ち

に支払い手続等に影響するものではないが、必要書類が適時に提出されていることを確認し、提出後の差替え等の不当な操作等を防止するためにも、受注者に、提出書類には日付記載を求めることが望ましい。

## 5. 駐車場管理事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

市では、路上駐車を防止し、自動車の利用者の利便性を図るため、柏市市営駐車場を設置している。

柏駅東口から徒歩 5 分の立地にあり、24 時間利用可能な自走式立体の大型駐車場である。駐車後 24 時間適用の最大料金が 1,000 円で設定されているため買い物客の利便性が高く、また、柏駅近くの特約店で割引時間の合算が可能な「店舗割引合算サービス」や、「交通 IC パーク&ライド優待サービス」なども利用できる。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	31,499	35,167	30,654
決算額	29,795	28,816	28,851

#### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
需用費	1,388	空調設備修繕、非常用発電設備修繕
役務費	82	
委託料	132	
使用料及び賃借料	26,695	土地建物(定期借地)、AED
工事請負費	541	
償還金、利子及び割引料	12	
合計	28,851	

#### ④ 柏市市営駐車場の概要について

現在の指定管理業務の状況は次のとおりである。

図表 26 柏市市営駐車場の概要

名称	柏市市営駐車場	
場所	柏市中央町1番1号	
指定管理者	D 社共同事業体	
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日(5 年間)	
設置の根拠	柏市駐車場条例	
設置目的	路上駐車を防止し、自動車の利用者の利便性を図ること	
構造・規模	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地下 2 階・地上 7 階建、10 層
	形態	自走式・連続傾床式
	敷地面積	1,418.7 m <sup>2</sup>
	延床面積	8,760.68 m <sup>2</sup>
収容台数	270 台(うち障害者用 2 台)	
共用時間	午前零時から午後 12 時まで(24 時間)	
休場日	柏まつり開催日休業	
料金	最大料金(繰り返し適用) 全日:駐車後 24 時間最大料金 1,000 円	
	通常料金 30 分 210 円	

#### (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

#### (3) 監査対象事業に対する意見

##### 【意見 5】指定管理者制度における回数券の取扱いについて

柏市市営駐車場は、平成 18 年 4 月に指定管理者制度を導入している。平成 29 年度までは市が指定管理者に指定管理料を支払っていたが、平成 30 年度以降、市が指定管理料を支払うのではなく、指定管理者が利用料金収入を基として運営する方式に移行した。

ここで、当駐車場では回数券の利用も可能であり、回数券については「柏市市営駐車場の管理に関する業務仕様書」にて、次のとおり取扱いが定められている。

## 柏市市営駐車場の管理に関する業務仕様書より抜粋

### 第13 回数券の取り扱い

- 1 乙(※指定管理者)は、回数券について、印刷及び管理並びに駐車場での販売を行うとともに、平成30年3月31日までに販売された甲指定の回数券について、特段の事情がない限り、期限を設けることなく乙が発行する回数券等と無償で交換するものとする。
- 2 乙は、甲が発行した210円回数券を回収した際には、回数券一枚につき168円を甲に請求するものとする。なお、甲が発行したその他回数券については、同等の価値を持つ乙発行のサービス券と無償で交換するものとし、回収した回数券について乙が甲に請求する金額は、100円回数券については80円、200円回数券については160円とし、その他回数券の請求金額は、甲と協議の上、決定するものとする。
- 3 甲が発行した回数券と乙が発行した回数券、サービス券等は無期限で利用できるものとする。
- 4 甲が発行した回数券の回収枚数は各月ごとに集計し、各年度終了後速やかに甲へ請求するものとする。なお、合計額に端数が出た場合には、1円未満を切り捨てるものとする。

指定管理者制度導入後における、前指定管理者が発行した回数券の使用状況について資料を確認した。

**図表 27 前指定管理者が発行した回数券の使用状況** (単位:円)

平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
870,624	103,480	47,544	23,528	12,528	7,592	12,600

(出所:市提供資料より監査人作成)

上表より前指定管理者が発行した回数券による利用は減少傾向にあるものの、有効期限のない現行の回数券では、前指定管理者が発行した回数券の対応についての準備が必要となり、効率的ではない。

また、旧回数券の交換は、券面額の2割引で行われており、仮に、利用者が現金等の回数券以外での支払いであったならば、駐車場利用料の全額を受け取ることができるところ、旧回数券の利用があった場合には、駐車場利用料の8割しか受け取ることはできないため、現管理者が不利益を負担する状況にある。

一方で、旧回数券の未利用分が残る場合には、市営駐車場を積極的に利用する要因にもなるため、現管理者に有利に働くことも考えられる。

さらに、指定管理期間の終了時において指定管理者が交代することを前提とする指定管理者制度では、前指定管理者は、販売した回数券の未利用分については、役務提供を行っていないにもかかわらず収入だけは得ていることになる。

以上のように、指定管理者制度のもとでの駐車場回数券については、手続的にも収入金額にも影響があり、公平な取扱いが難しいと考えられる。

したがって、回数券については、有効期限や発行時期等を明確に定め、指定管理者の交代時には可能な限り未利用分が残らないように工夫し、運用することが望

まれる。

## 【意見 6】収支実績における事務費の内容確認について

柏市市営駐車場の管理に関する業務仕様書(以下、本意見において「仕様書」という。)では、指定管理者の収入等について次のように規定されている。

### 仕様書より抜粋

#### 第7 乙の収入等

- 1 駐車場の利用に係る利用料金は、乙の収入とする。また、乙が管理業務を行うために要する経費は、利用料金をもって充てるものとし、甲は指定管理料の支払いは行わないものとする。
- 2 管理業務の実施に際して、収入額の減少等があった場合、甲は、その損失を補てんしないものとする。
- 3 利用料金の額は、柏市駐車場条例別表に定める額の範囲内において、甲の承認を得て定めるものとする。なお、利用料金の額を改定しようとする場合は、事前に甲と協議するものとする。
- 4 その他駐車場施設の行政財産目的外使用許可を受けて乙が行う自主事業による収入は、乙の収入とする。この場合において、駐車場の目的外使用に係る使用料は、柏市行政財産使用条例(昭和40年柏市条例第25号)に基づき、別途甲が徴収するものとする。
- 5 管理業務に関する会計は、明確にするとともに、法人の本体と独立した会計を行うものとする。

柏市市営駐車場の指定管理業務は、利用料金制を採用しており、駐車場の利用にかかる利用料金は、指定管理者の収入とされ、指定管理者が管理業務を行うために要する経費は、利用料金をもって充てるものとし、市は指定管理料の支払いは行っていない。その上で、指定管理者は管理業務に関する会計は、明確にするとともに、法人の本体と独立した会計を行わなければならない。

市は、指定管理者が作成した事業報告書をモニタリングし、指定管理業務が適正に実施されていることを確認している。指定管理業務に必要な経費には、人件費や施設管理費等の経費があるが、事務費について、仕様書に記載された内容と事業報告書の実績額を比較すると次のとおりである。

図表 28 仕様書と事業報告書の事務費の比較

仕様書の記載内容	事業報告書の収支実績
事務費 報告書及び計画書等の作成に要する経費、郵送料、消耗品費(事務用品、電球、蛍光灯等の購入費)等	事務費(本社人件費、システム利用料) 3,200,000円

仕様書の記載内容のうち、「報告書及び計画書等の作成に要する経費」については具体的な記載がなく、どのような経費を指しているかが明確になっていない。指定管理者の事業報告にある本社人件費やシステム利用料が「報告書及び計画書等の作成に要する経費」に該当するのであれば、仕様書の記載内容を見直し、より具体的な記載に変更することが望まれる。

また、収支実績では、事務費に 320 万円がかかったとのことであるが、その計算根拠が示されていないため、当該金額の適正性については判断することが出来ない。

当指定管理業務においては、利用料金収入が一定額を超えると市への納入が発生する仕組みであり、この上限額を決めるためには、管理業務に必要な経費の総額等を正確に把握することは非常に重要と考えられる。

仕様書や実績報告の記載方法等をもう一度見直し、仕様書に準じた実績報告が行われるように見直すことを検討されたい。

## 6. 道路の敷地施設等管理事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

道路の敷地施設等管理事業では、鉄道駅の自由通路など、バリアフリーに対応するため、及び乗降客の利便性のためにエレベーター、エスカレーターを設置し、維持管理を行っている。

柏駅南口自由通路及び小柳町上空通路の土地賃借をし、また電気料、清掃費、共益費を支払っている。

主に鉄道駅の自由通路、駅前広場の清掃業務を行い、街の美化をし、イメージアップを行っている。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	193,703	171,401	188,500
決算額	192,043	174,242	187,123

#### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
需用費	35,970	修繕料
役務費	290	建物火災保険料
委託料	136,909	保守・点検等委託、道路清掃委託
使用料及び賃借料	376	土地賃借料
負担金補助及び交付金	13,576	ファミリかしわ改修工事負担金
合計	187,123	

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 7】南柏駅東口前広場上空通路等清掃業務報告について

南柏駅東口前広場上空通路等清掃業務委託では、南柏駅東口広場上空通路、同駅東口のエレベーター1基、エスカレーター2基、同駅西口エレベーター1基の清掃業務を委託して実施している。

「南柏駅東口前広場上空通路等清掃業務委託仕様書 5(5)ア.」においては、日誌に必要事項を記入し写真とともに業務報告を受託者に求めている。受託者は業務報告として、南柏駅東口前広場上空通路清掃業務実施表(以下「清掃業務実施表」という。)、南柏駅東口前広場上空通路清掃業務実施(日誌)(以下、本意見において「日誌」という。)及び清掃に関する写真を提出しているが、清掃業務実施表、日誌の間に不整合な箇所があった。

清掃業務実施表では、1か月業務・特殊清掃が6月3日と8日に○の記載があったが、清掃に関する写真の実施日は「2024年6月3日、10日実施」との記載があり、日誌では6月のどの日にも作業項目に✓(=実施)の記載がなかった。ただし、日誌の作業者数は1か月業務・特殊清掃実施日以外は2名であるのに対して、6月3日は4名、6月10日は7名の作業者名の記載であったため、清掃に関する写真に記載されていた6月3日と10日に1か月業務・特殊清掃が実施されたものと推測できる。

また日誌では6月以外の月でも1か月業務・特殊清掃の作業項目に✓(=実施)の記載がない月が散見された。

提出書類間に疑義がある場合には、受託者に確認を行い、適切に修正を依頼すべきである。また日誌に1か月業務・特殊清掃を行った際には、作業項目に✓(=実施)を記載するように指導すべきである。

### 南柏駅東口前広場上空通路等清掃業務委託仕様書より抜粋

#### 5 業務

##### (5) 業務報告

- ア. 受託者は、日誌に必事項を記入し写真とともに業務完了時もしくは委託者が求める時に提出するものとする。
- イ. 作業については作業前・中・後で撮影するものとる。
- ウ. タイルやガラス等の破損及び昇降機の異常、照明の玉切れ等を発見した場合は速やかに委託者に報告するとともに日誌に記入するものとする。

## 6 業務内容

### (1) 日常業務

- ア. 委託区域内の巡回点検
- イ. 同 の貼紙及びガム等の除去清掃
- ウ. 同 の排水施設の清掃
- エ. 同 の手摺りの清掃
- オ. 同 のゴミ投棄物の清掃他
- カ. 上空通路内の床・階段の清掃
- キ. エスカレーターの床、側面、手摺り清掃他
- ク. エレベーターの床、蜘蛛の巣清掃他

### (2) 月業務

- ア. 清掃作業員によるガラス清掃(内側 324 m<sup>2</sup>)

### (3) 特殊業務

- ア. 床・階段の機器洗浄(2 回)
- イ. 清掃器具によるガラス清掃(外側 6 回)
- ウ. 除雪時の除雪作業

## 【意見 8】南柏駅東口前広場上空通路等清掃業務委託仕様書の文言について

南柏駅東口前広場上空通路等清掃業務委託仕様書を確認したところ、仕様書の文言に記載誤りが散見された。具体的には以下の項目で記載誤りがあった。

同仕様書 5(1)エ. では、「各業務に従事する作業員指名と、作業を行うする時間帯に」との記載になっており、「作業員氏名」や「作業を行う時間帯」とすべき文言を「作業員指名」と「作業を行うする時間帯」と誤って記載されていた。

同仕様書 5(2)の業務時間について、「業務時間は毎月午前 8 時 30 分から午後 5 時まで」との記載になっており、「毎日」とすべき文言を「毎月」と誤って記載されていた。

同仕様書 5(4)イ. では「作業上の危険及び責任を故意に回避しないこと。」との記載になっており、「作業上の危険を故意に回避しないこと。」と解釈することもできる記載内容となっていた。

同仕様書 5(5)ア. では「受託者は、日誌に必事項を記入し」との記載になっており、「必要事項」の「要」が脱字していた。

南柏駅東口前広場上空通路等清掃業務委託仕様書を適切に修正すべきである。

## 南柏駅東口前広場上空通路等清掃業務委託仕様書より抜粋

### 5 業務

#### (1) 業務日程

- ア. 日常業務は毎日とする。
- イ. 1か月業務は毎月初旬に行うものとし、日程は、予め委託者に届け出ること。
- ウ. 特殊業務の日程は委託者と協議し決定すること。
- エ. これらの各業務に従事する作業員指名と、作業を行うする時間帯について、前月 20 日までに予め書面にて委託者に届け出ること。

- (2) 業務時間  
業務時間は毎月午前 8 時 30 分から午後 5 時までを基本とし、詳細は委託者と協議すること。
- (3) 業務管理  
受託者は次の各項及び関係法令を遵守し、清掃作業の完全遂行に努めること。  
ア. 作業員の指導教育・健康管理については、責任をもってあたること。  
イ. 作業員は業務に従事するときは必ず制服を着用すること。
- (4) 作業員の勤務心得  
ア. 受託者は、作業員の指導監督をするとともに、常に作業状況の良否を確認し、作業の完全遂行に努めること。  
イ. 作業上の危険及び責任を故意に回避しないこと。  
ウ. 作業中に酒気を帯びていたり、雑談や娯楽にふけり作業を怠ってはならない。
- (5) 業務報告  
ア. 受託者は、日誌に必事項を記入し写真とともに業務完了時もしくは委託者が求める時に提出するものとする。  
イ. 作業については作業前・中・後で撮影するものとする。  
ウ. タイルやガラス等の破損及び昇降機の異常、照明の玉切れ等を発見した場合は速やかに委託者に報告するとともに日誌に記入するものとする。

### **【意見 9】柏駅ダブルデッキグリストラップ清掃報告書について**

柏駅東口エスカレーター清掃業務委託では、柏駅東口エスカレーター1・2・3・4号機グリストラップ清掃を年4回行っている。そのうち、令和6年度の第1回目について、柏駅東口ダブルデッキエスカレーター前1・2号機グリストラップ清掃の日付が「2024年6月28日」となっているが、柏駅東口ダブルデッキエスカレーター前3・4号機グリストラップ清掃の日付が「2021年3月26日」となっていた。清掃前・清掃中・清掃後の写真も添付されているが、実際に「2024年6月」に実施した写真であるか、過年度に実施した写真データを誤って出力して添付の上、提出されたものであるか、不明である。

不適切な記載があった場合には、受託者への確認、修正依頼を適切に実施すべきである。

### **柏駅東口エスカレーター清掃業務委託仕様書より抜粋**

- 4 業務内容  
甲は、柏駅東口に設置されたエスカレーターのグリストラップ清掃に対し「廃棄物処理及び清掃に関する法律」を遵守し、清掃業務を委託する。
- (1) 業務日  
清掃業務は、年4回行うものとし、その日程を事前に届けること。
- (2) 報告書  
作業完了の都度書面を以てこの内容報告書を作成し提出すること。

## **【意見 10】柏駅東口昇降機監視業務委託の8月度の監視業務委託報告書の提出漏れについて**

柏駅東口昇降機監視業務委託では、柏駅東口ダブルデッキのエレベーター1基、柏駅東口エスカレーター1・2・3・4号機の計4基について、安全運行を確保することを目的として、監視業務等を行っている。

受託者は毎月「柏駅東口ダブルデッキエレベーター監視業務報告書」と「柏駅東口ダブルデッキエスカレーター監視業務報告書(NO1号機、NO2号機用)」と「柏駅東口ダブルデッキエスカレーター監視業務報告書(NO3号機、NO4号機用)」の計3枚を報告書として市に提出していた。

毎月の監視業務報告書を閲覧したところ、令和6年8月度の「柏駅東口ダブルデッキエレベーター監視業務報告書」が提出されてなく、令和6年9月度の「柏駅東口ダブルデッキエレベーター監視業務報告書」が2枚提出されていた。そのため、往査時点では令和6年8月度の柏駅東口ダブルデッキエレベーター監視業務の報告書を受け取っていなかった。

受託者からの報告書を適切に確認し、誤謬等があった場合には、受託者に修正の上、再提出を依頼すべきである。

### **柏駅東口昇降機監視業務委託仕様書より抜粋**

#### 6 業務内容

##### (5)報告書

乙は当該月の翌月末日までに報告書を甲に提出すること。

## **【意見 11】柏駅昇降機保守点検業務委託の清掃報告書の記載誤りについて**

柏駅昇降機保守点検業務委託では、柏駅東口デッキのエレベーター1基、柏駅東口エスカレーター1・2・3・4号機の計4基、柏駅西口デッキのエレベーター1基、柏駅西口エスカレーター1・2号機の計2基を対象施設として、常に安全で最良の運転状態を維持すること目的として、保守点検業務等を行っている。この保守点検業務は昇降機保守点検業務、監視装置保守点検業務、清掃業務で構成されている。清掃業務には柏駅東口エスカレーター用ゲートの清掃、柏駅東口シェルター屋根清掃等が含まれている。

令和7年3月度のゲート清掃報告書、シェルター清掃報告書を確認したところ、それぞれ表紙の作業日が「2025/2/28」となっていた。

ゲート清掃報告書に綴られていた「(2025年3月分)写真付作業報告書」の作業実施日は「2025年3月28日(金)9:00～10:00」となっていた。またシェルター清掃報告書に綴られていた作業前・作業状況・作業後の写真的撮影日が「2025/3/28」となっていた。

提出書類に記載誤りがあった場合には、適切に修正を依頼すべきである。

#### **柏駅昇降機保守点検業務委託仕様書より抜粋**

##### 4 業務内容

###### (2)当該委託における保守点検業務の内容

保守点検業務は、後に示す「昇降機保守点検業務」、「監視装置保守点検業務」、「清掃業務」で構成する。

##### 6 昇降機保守点検業務

###### (5)報告

乙は、点検及び検査後、当該月の翌月末日までに報告書を甲に提出すること。

##### 8 清掃業務

###### (1)エスカレーター用ゲート清掃(月に1回)

東口エスカレーター用ゲートの清掃を行うこと。

###### (2)シェルター屋根清掃(月に1回)

東口シェルター屋根の清掃を行うこと。

#### **【意見 12】柏駅前広場等清掃業務委託の特記仕様書について**

柏駅前広場等清掃業務委託では、柏駅東口・西口広場床面清掃、新柏駅前広場床面清掃、北柏駅連絡通路床面清掃、柏駅東口・西口エスカレーター清掃、柏駅東口・西口エレベーター床面清掃、柏駅東口・西口エレベーター外面ガラス清掃、柏たなか駅エレベーター床面清掃、柏たなか駅エレベーター外面ガラス清掃、柏駅南北自由通路清掃、柏駅周辺跨線橋清掃、柏たなか駅西口広場清掃、柏駅東口屋根清掃、柏の葉プロムナードデッキ清掃、柏たなか駅連絡通路床面清掃等を行っている。

柏駅前広場等清掃業務委託(柏市内)特記仕様書では、日常業務の業務時間は「毎日午前 8 時から午後 5 時までとする。」と定めている。しかし、柏駅前広場等清掃業務の実際の作業時間は毎日午前 8 時から午後 5 時までの全ての時間を行っているものではない。

このままの特記仕様書の文言の場合、「原則として」等の文言がなく、毎日午前 8 時から午後 5 時までの全ての時間帯で柏駅前広場等清掃業務を実施していかなければ、柏駅前広場等清掃業務の受託者は特記仕様書に違反して業務を行っていることになってしまう。

「業務時間は毎日 8 時から午後 5 時までを基本とし、詳細は委託者と協議すること」等に文言を改定し、柏駅前広場等清掃業務の実際の作業と齟齬が生じないように特記仕様書の文言を改定すべきである。

### **柏駅前広場等清掃業務委託（柏市内）特記仕様書より抜粋**

#### 第14条 業務時間等

##### 1 業務日

- ア. 日常業務は、毎日とする。
- イ. 上記ア以外の業務については、施工計画書に予め実施予定日を定めたうえで監督職員の同意を得ること。

##### 2 業務時間

日常業務は、毎日午前8時から午後5時までとする。

### **【意見 13】柏駅前広場等清掃業務委託の清掃作業報告書について**

柏駅前広場等清掃業務委託では、受託者に毎月、業務日誌及び写真の提出を求めており、業務日誌に該当する受託者提出の清掃作業報告書を確認したところ、作業者による自署と作業者の押印が行われている。清掃作業報告書の様式は受託者が作成しているものであり、受託者が自主的に作業者による自署と押印を行っているものである。

市として作業者の自署と押印の双方が必要でなければ、受託者との協議の場等で自署と押印の両方を行わなくても問題ない旨を伝えてよいものと考える。作業者の負担を大きく減じるものではないが、作業員が毎回、印鑑を持ち歩く必要がなくなる利点があるものと考える。

### **柏駅前広場等清掃業務委託（柏市内）特記仕様書より抜粋**

#### 第3条 業務管理

- 3 本業務委託請負者は毎月1回業務日誌及び写真を監督職員に提出すること。

## 7. 道路の維持管理

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

道路の維持管理では、市が維持する市道について、適正に維持管理し、安全で快適な通行ができるような道路環境を確保することを業務としている。

老朽化等が原因で発生した道路の穴、ひび割れ、陥没についての修繕及び道路側溝などの補修工事を行っている。また突発的な路面の陥没に伴う原因調査及び緊急時の復旧工事さらにガードレールの設置及び撤去、車止めの設置工事等を実施している。

主な業務として、道路パトロール、道路の維持及び修繕、道路の災害復旧工事及び応急工事に関するこを行っている。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	560,438	704,081	756,229
決算額	537,909	725,209	673,454

#### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度	主な内容
需用費	3,443	修繕料
役務費	144	検査手数料、自動車損害賠償保険料
委託料	364,061	道路管理委託、応急措置委託(単価契約)、道路維持日常管理業務委託
使用料及び賃借料	1,144	電算システム・機器等借上料(長期継続契約)
工事請負費	292,489	道路小規模修繕工事(単価契約)
原材料費	8,591	維持補修用原材料費
備品購入費	166	事業用備品代
負担金補助及び交付金	3,190	北部中央地区街路樹等負担金
公課費	223	自動車重量税
合計	673,454	

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 14】道路植樹帯年間管理委託 特記仕様書について

道路植樹帯年間管理委託は委託場所を北部 1～北部 5、南部 1～南部 6 の市内 11 地域に分けて、道路植樹帯の年間管理を委託している。

「道路植樹帯年間管理委託 特記仕様書」では、受注者に毎月 5 日までに前月分の作業日報、写真を提出することを求めているが、受注者からの毎月の作業日報、写真の提出は行われてなく、作業を実施していない月もある地域も存在している。

同特記仕様書では、業務完了時に毎月提出した写真(全記録)を数枚のDVD等に取りまとめたもの(シール等ではなく、年度・業務名・受注者名・記録内容を印刷又は手書きによる記載)を提出することを求めている。しかし、写真(全記録)を取りまとめたDVD等を提出していない受注者もあり、DVD等を提出している受注者でも年度・業務名・受注者名・記録内容をシールで記載されているDVD等が散見された。

現状の道路植樹帯年間管理委託業務の業務管理では、特記仕様書に反している箇所が散見されている。道路植樹帯管理業務を実施していない月がある地域もあり、地域により道路植樹帯管理の業務量も異なり、委託料も大きく異なっている。特記仕様書に反している状態であるが、そもそも全ての受注者に対して、毎月の作業日報、写真の提出が必要であるか、年度末に写真(全記録)を取りまとめたDVDの提出が必要であるか等、特記仕様書の内容で市として真に必要な報告であるかを検討すべきである。

報告事項、報告頻度等の必要性等の検討後、道路植樹帯年間管理委託業務特記仕様書を実際の道路植樹帯年間管理委託業務の内容に即して改定すべきである。

### 道路植樹帯年間管理委託 特記仕様書より抜粋

#### 第3条 業務管理

- (1)受注者は、業務着手前に、主任者を選定して発注者に報告すること。
- (2)業務着手前に業務計画書を提出し、発注者の承認を受けること。
- (3)写真管理は、共通仕様書に準じるものとする。共通仕様書に記載のない業務については、作業前、作業中及び作業後の状況写真による。
- (4)毎月 5 日(5 日が休日等の場合はその翌開序日)までに前月分の作業日報、写真を提出すること。
- (5)受注者は、毎月末までに翌月分の実施予定工程表を提出すること。

## 第8条 提出書類

### (1)業務着手前

#### ①業務着手届

契約締結後 7 日以内に必要書類を添付して提出すること。

#### ②業務計画書

業務着手前に、業務概要、実施予定工程表、作業方法、主用資機材、業務従事者名簿、緊急時連絡体制表、安全管理方法を記載の上、関係機関への届出の写しを添付して提出すること。

### (2)毎月

以下の書類を整理して提出すること。

#### ①工程表

前月の実施工程表及び当月の実施予定工程表

#### ②作業日報

作業実施日、作業内容、報告事項などを取りまとめたもの

#### ④安全管理

訓練等の実施状況が分かる資料

#### ⑤写真

作業状況等の写真。全記録(CD等に格納)と紙媒体(A4 両面印刷)の概要版を提出すること。なお、CD等はレーベル面に対象年月を記載すること。月毎に提出されたCD等は、業務完了時に受注者に返却する。

### (3)業務完了時

#### ①交通誘導員の配置総数が把握できる伝票の写し

#### ②清掃ごみの搬出数量が把握できる伝票の写し

#### ③除草及び剪定処分数量が把握できる伝票の写し

#### ④毎月提出した写真(全記録)を数枚のDVD等に取りまとめたもの

提出するDVD等はレーベル前に年度・業務名・受注者名・記録内容を記載すること。なお、記載は印刷もしくは手書きによるものとし、シール等の使用は認めない。また、写真の収納に際しては工事写真管理ソフトを活用する等、収納データの圧縮や閲覧性の向上に努めること。

### (4)その他

年末年始などで長期休暇がある場合には、その 14 日前までに、当該期間中の緊急連絡先を 2 件以上記載した休暇届と提出すること。

## 【意見 15】道路植樹帯年間管理委託の報告について

道路植樹帯年間管理委託では、交通誘導員の配置総数、清掃ごみの搬出数量、除草及び剪定処分数量により委託料が変更されることがあるため、業務完了時又は部分払い時にそれらを把握できる伝票の写しの提出を受注者に求めている。

道路植樹帯年間管理委託では、市内を 11 地域に分けて委託しているため、受注者により、交通誘導員の配置数、清掃ごみの搬出数量、除草及び剪定処分数量の報告様式が異なっていた。そのため、受注者により、交通誘導員の配置数、清掃ごみの搬出数量、除草及び剪定処分数量の報告集計表とそれらを把握できる伝票の写しとの突合にやや時間を要する報告書も散見された。

特に部分払い時の報告ではそれぞれの該当期間の交通誘導員の配置数、清掃ごみの搬出数量、除草及び剪定処分数量の報告集計表とそれらを把握できる伝票の写しのみが提出されている。そのため、年度末では部分払い分を除いた期間の交通誘導員の配置数、清掃ごみの搬出数量、除草及び剪定処分数量の報告集計表とそれらを把握できる伝票の写しのみが提出されており、年度の合計数確認時には、部分払いの数も合算する必要があり、追加の時間を費やすことになる。

年度を通じた交通誘導員の配置数、清掃ごみの搬出数量、除草及び剪定処分数量の確認を効率的に行うために、例えば以下の報告書(案)や調書(案)のような累計数を容易に把握できるような報告書様式等を各受注者に対して表計算ソフト等を配布し、その様式で報告するように依頼、効率的に業務を行うことが望ましい。年度内に部分払いの報告が行われている場合でも、部分払い分も含めて記載するよう依頼し、年度を通じた交通誘導員の配置数、清掃ごみの搬出数量、除草及び剪定処分数量の累計数を容易に把握できるようにして、効率的に業務を行うことが望ましい。

維持管理警備報告書(案)						
令和 年 月 日						
受注者						
現場代理人						
委託名 :						
委託工期:						
名称	単位	設計人員	月日	実地人員	累計	市道名称
7月度		18				市道○号線
交通誘導警備員	人		7月1日	1	1	
	人		7月25日	2	3	
小計					3	
8月度						
交通誘導警備員	人		8月16日	2	5	
	人		8月17日	2	7	
小計					7	
合計					7	

維持管理発生処分調書(案)

令和 年 月 日  
受注者  
現場代理人

委託名 :

委託工期:

月 日	発生材処分		道路植樹帯維持管理		備考
	発生材量(kg)	累計(kg)	除草(kg)	剪定枝(kg)	
7月度					市道○号線
7月 1日	830.0	830.0	420.0	410.0	
7月 25日	740.0	1,570.0	510.0	230.0	
小計	1,570.0	1,570.0	930.0	640.0	
8月度					
8月 16日	870.0	2,440.0	570.0	300.0	
8月 17日	680.0	3,120.0	500.0	180.0	
小計	1,550.0	3,120.0	1,070.0	480.0	
合計		3,120.0	2,000.0	1,120.0	

**道路植樹帯年間管理委託 特記仕様書より抜粋**

**第2条 適用**

(3)本契約は総価契約とし、支払回数は完成払いを含めて4回まで(契約書第27条の規定による部分払いは3回まで)とする。また、部分払いを行う場合については事前に期間・回数を監督職員へ報告を行うこと。

**第8条 提出書類**

(3)業務完了時

- ①交通誘導員の配置総数が把握できる伝票の写し
- ②清掃ごみの搬出数量が把握できる伝票の写し
- ③除草及び剪定処分数量が把握できる伝票の写し
- ④毎月提出した写真(全記録)を数枚のDVD等に取りまとめたもの

提出するDVD等はレーベル前面に年度・業務名・受注者名・記録内容を記載すること。なお、記載は印刷もしくは手書きによるものとし、シール等の使用は認めない。また、写真の収納に際しては工事写真管理ソフトを活用する等、収納データの圧縮や閲覧性の向上に努めること。

**【意見 16】応急措置業務委託(除草)の報告について**

市では市道の管理にかかる倒木した街路樹の撤去、視距不良又は通行の妨げとなる樹木の伐採や剪定、街路樹落葉の路面清掃、歩行者の通行空間を狭さくしている雑草の除草等の応急措置業務を委託している。

応急措置業務委託契約書では各依頼分の委託業務が終了したときは、速やかに市の指定する報告書を作成し市に提出することにより、終了した旨の報告を行うことを求めている。

しかし、応急措置業務委託報告書の綴りを確認したところ、除草依頼分の委託業

務が 8 月から 10 月に終了していた業務について、一定の受託者からの報告が 3 月となっている委託業務が散見された。委託業務終了後、半年超も応急措置業務委託報告書の提出が遅延している委託業務もあった。

市では受託者に応急措置業務委託報告書の提出の催促はしているが、一定の受託者からの提出がどうしても遅延する場合があるとのことであった。

除草依頼分の応急措置業務が終了しているにもかかわらず、受託者からの報告がなければ、応急措置業務委託の完了の確認ができず、委託料の支払いも行うことができない状態が続くこととなる。市は応急措置委託業務報告書をできる限り、速やかに提出するように適時、指導すべきである。

#### **応急措置業務委託契約書より抜粋**

(委託業務終了の報告及び完了確認)

- 第 5 条 乙は、各依頼分委託業務が終了したときは、速やかに甲の指定する報告書を作成し甲に提出することにより、各依頼分委託業務が終了した旨の報告を行うものとする。  
2 甲は、前項の規定の報告を受けたときは、当該報告を受けた日から起算して 10 日以内に各依頼分委託業務の完了の確認を行うものとする。

#### **【意見 17】道路の維持管理に関する報告方法について**

令和 6 年度では、除草の応急措置業務委託が 500 件、道路小規模工事が 350 件を超える業務委託や工事が行われていた。これらの業務委託や工事では、施工前、施工中及び施工後等の写真を付した報告書が受託者から紙で提出されており、膨大な量の紙の報告書を担当課で綴じて保管している。手作業で紙の報告書を綴じているため、各業務委託や工事の管理番号通りの順番に綴じられていない場合もあり、管理番号で報告書を探索した際、すぐに見つけることができない報告書も散見された。

報告書の検査にあたっては、紙の報告書の方が従来からの検査方法であり、担当者も慣れていることは十分に承知しているが、将来的にはクラウド等を活用した電子データでの報告書の提出も検討することが望ましい。

クラウドやサーバーの容量等の保管場所の確保が必要にはなるが、電子データでの報告書になれば、紙の報告書の管理に比べると報告書の管理が容易になるものと想定している。

現状、検査や決裁などの一連の事務手続きは電子化されていないため、クラウド等を活用した電子データでの報告書の提出が困難な面がある。将来、市の一連の事務手続きが電子化するためのシステム導入の際には、道路の維持管理でもクラウド等を活用した電子データでの報告書の提出、管理を検討することが望ましい。

## 8. 交通安全施設整備事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

交通安全施設整備事業では、道路交通の安全及び円滑な運行を図るため、路面標示、案内・警戒標識、カーブミラー(道路反射鏡)、視線誘導標等の交通安全施設の整備を行っている。

路面標示(白線)は、道路に描かれている区画線や減速標示などのことである。重要な交通制御施設の一つとして、交通の流れを整え、運転者の注意力を必要な場所に集中させるための、規制、警戒、案内、指示などの情報を道路利用者に適切に与え、交通の安全と円滑にとって有効な手段で、近代的な道路には必要不可欠な施設である。

カーブミラーは、道路の交差部やカーブなどで、見通し距離が不足している場所を通行する車両を安全かつ円滑に走行させるため、他の車両を確認するために設置している。カーブミラーはあくまでも、道路を利用する車両の安全確認を支援する補助的なものである。

また柏市道路照明設置基準(内規)に基づき、道路交通の安全及び円滑な運行を図るため、道路照明を設置、改修を行っている。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	105,875	109,030	142,830
決算額	113,144	109,363	139,161

#### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
使用料及び賃借料	41,745	賃借料
工事請負費	97,415	道路反射鏡・標識等整備工事
合計	139,161	

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 18】十余二字翁台先道路照明灯設置工事の作業員名簿について

市は令和 6 年度に工事請負契約で十余二字翁台先道路照明灯設置工事を行っている。

当工事の提出書類を確認したところ、元請会社の作業員名簿で建設業退職金共済制度の項目で「無」と記載されている作業員が建設業退職金共済証紙貼付実績書の被共済者氏名に記載があった。また、下請会社の作業員名簿では記載のない作業員が建設業退職金共済証紙貼付実績書の被共済者氏名に記載があり、提出書類の間に不整合な箇所があった。

担当者から工事請負者に確認すると、元請会社の作業員名簿で建設業退職金共済制度の項目で「無」との記載が誤っているとのことであった。また、下請会社の作業員名簿に記載のなかった作業員が当工事に従事していた理由は、作業員名簿提出時点では、作業員名簿の者の従事を予定していたが、その者の都合がつかなかつたため、他の者を当工事に従事させこととなつたとのことであった。

工事請負者からの提出書類間に疑義がある場合には、工事請負者に確認を行い、適切に修正を依頼すべきである。

#### 十余二字翁台先道路照明灯設置工事 特記仕様書

##### 第 8 章 建設業退職金共済証紙貼付実績書

###### 8-1 適用

建設業退職金共済証紙貼付実績書は、実際に共済証紙を貼付した事業主が作成し、受注者は自社分の実績書と下請事業主(二次以下の下請事業主も含む)分の実績書を取りまとめ、工事完了時に監督職員へ 1 部提出すること。

### 【意見 19】柏駅西口シェルター照明改修工事の工事別共済証紙受払簿について

市は令和 6 年度に工事請負契約で柏駅西口シェルター照明改修工事を行っている。

当工事の提出書類を確認したところ、「【2024 年 11 月】週休 2 日制適用工事 休日確保状況チェックリスト」では、建設業退職金共済制度の対象者の工事実績は 17 日であったが、工事別共済証紙受払簿では 16 日分となっており、提出書類の間に不整合な箇所があった。

担当者から工事請負者に確認すると、実際の工事実績は 17 日であり、工事別共

済証紙受払簿の記載が誤っているとのことであった。

工事請負者からの提出書類間に疑義がある場合には、工事請負者に確認を行い、適切に修正を依頼すべきである。

#### **柏駅西口シェルター照明改修工事 特記仕様書**

##### 第 8 章 建設業退職金共済証紙貼付実績書

###### 8-1 適用

建設業退職金共済証紙貼付実績書は、実際に共済証紙を貼付した事業主が作成し、受注者は自社分の実績書と下請事業主(二次以下の下請事業主も含む)分の実績書を取りまとめ、工事完了時に監督職員へ 1 部提出すること。

#### **【意見 20】大室二丁目先区画線設置工事の週休2日制適用工事チェックリストについて**

市は令和 6 年度に工事請負契約で大室二丁目先区画線設置工事を行っている。

当工事の提出書類を確認したところ、「週休 2 日制適用工事 休日確保状況チェックリスト」で作業員氏名が 1 名のみの記載であった。

担当者から工事請負者に確認すると、「週休 2 日制適用工事 休日確保状況チェックリスト」について、他の作業員を記載することを失念し、作業員の記載が漏れていたとのことであった。

工事請負者からの提出書類に疑義がある場合には、工事請負者に確認を行い、適切に修正を依頼すべきである。

## 9. 私道整備事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

私道整備事業は、私道の整備を促進し生活環境の向上を図るために、柏市私道整備事業補助金交付要綱に基づき、補助の対象要件を満たしている場合において、私道の舗装、私道に係る排水施設の設置又は改修を行う者(私道の整備を行う者)に対して補助金の交付を行う事業である。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	9,000	9,000	5,000
決算額	7,975	6,674	—

#### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	—	
合計	—	

#### ④ 柏市私道整備事業補助金について

柏市私道整備事業補助金は、私道の整備の促進を図り、もって市の生活環境の向上に資することを目的として私道の整備を行う者に対し交付する補助金である。私道の舗装及び私道に係る排水施設の設置又は改修、私道に係る階段等への手すりの設置又は改修が対象となる。

**図表 29 柏市私道整備事業補助金の概要**

名称	柏市私道整備事業補助金
補助対象者	私道の整備を行う者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの ①当該私道について所有権又は地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者(以下「所有者等」という。)の全員から当該私道の整備に関する一切の権限の委任を受けた者。 ②当該私道の敷地の管理について組合等の団体が設立されている場合には、当該団体の代表者

補助対象事業及び 経費	対象事業	私道の整備事業のうち、別図に掲げる基準により工事を行うものであって、次に掲げる要件を備えるもの (1) 当該事業を行うことについて、当該私道の敷地の所有者等の同意があるもの (2) 当該事業に係る私道について当該私道上に当該事業の施工の支障となる物件又は法令等の規定に適合しない建築物が存しないもの (3) 当該事業に係る私道について、当該私道に面する法面がある場合にあっては、当該法面について当該事業の施工に支障を及ぼさないための措置が講じられているものの (4) 排水設備の設置又は改修の場合にあっては、幅員が4メートル以上の私道に係るもので、当該事業を行うことにより国又は地方公共団体の設置する排水施設等に自然流下によって有効に排水することが可能となるもの (5) 補助金の額が50万円を超えるもの													
	対象経費	対象事業に要する経費のうち、工事費、測量調査費及び原材料費													
(注 1) 補助金の交付を受けようとする事業に係る私道について、当該補助金の交付を受けようとする日から1年を経過する日までの間に掘削を行う予定がある場合は、当該私道の整備事業は、対象事業としない。 (注 2) この要綱により補助金の交付を受けて整備された私道で、工事完了後10年を経過していない場合、当該私道の整備事業は、対象事業としない。															
<p>[補助金額]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象事業に係る私道の区分</th> <th>補助金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通り抜ける ことができる もの</td> <td>公道と接続している箇所が2以上 のもの</td> <td>対象経費の10分の8の額</td> </tr> <tr> <td>公道と接続している箇所が1の もの</td> <td>対象経費の10分の7の額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通り抜ける ことができ ないもの</td> <td>その一端が公道に接続し、残り の一端が公共施設に接続して いるもの</td> <td>対象経費の10分の8の額</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td>対象経費の10分の7の額</td> </tr> </tbody> </table> <p>[限度額] 8,000,000円。ただし、私道の舗装のみを行う場合にあっては、4,000,000円</p>			対象事業に係る私道の区分		補助金の額	通り抜ける ことができる もの	公道と接続している箇所が2以上 のもの	対象経費の10分の8の額	公道と接続している箇所が1の もの	対象経費の10分の7の額	通り抜ける ことができ ないもの	その一端が公道に接続し、残り の一端が公共施設に接続して いるもの	対象経費の10分の8の額	上記以外のもの	対象経費の10分の7の額
対象事業に係る私道の区分		補助金の額													
通り抜ける ことができる もの	公道と接続している箇所が2以上 のもの	対象経費の10分の8の額													
	公道と接続している箇所が1の もの	対象経費の10分の7の額													
通り抜ける ことができ ないもの	その一端が公道に接続し、残り の一端が公共施設に接続して いるもの	対象経費の10分の8の額													
	上記以外のもの	対象経費の10分の7の額													

(出所:柏市私道整備事業補助金交付要綱より監査人作成)

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 21】不明な私道所有者が存在する場合における取扱いの見直しについて

令和 6 年度においては柏市私道整備事業補助金の補助実績はなく、令和 4 年度～5 年度においても各々 1 件及び 2 件にとどまっている。市によれば、令和 6 年度中に 7 件程の相談があったものの、関連する私道所有者全員の同意が得られない等の理由により補助金の申請に至らなかつたものと推測している。その多くは個人負担となる工事費の面で同意が得られなかつたことを要因とするものとのことだが、中には、関連する私道所有者の所在を把握することが困難なこと等から同意が得られなかつたことによるものも想定される。

交付要綱においては、私道の舗装や排水施設の設置又は改修を行う場合、当該私道について私道所有者(所有権又は地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者)の全員から当該私道の整備に関する一切の権限の委任を受けることを補助要件として定めている。これは、複数の者が共有する共有私道について、従前の民法においては共有物の保存・管理等の解釈が必ずしも明確ではなかつたこと等から、共有者全員の同意を得ることを補助要件としてきたものと考えられる。

一方、令和 3 年 4 月の民法改正(令和 5 年 4 月 1 日施行)により、共有私道の舗装や排水施設の再設置又は改修といった共有物の軽微な変更(共有物の形状又は効用の著しい変更を伴わないもの。排水施設の新設等は軽微な変更に含まれない。)については、持分の価格の過半数で決定することができるようになっている。これに伴い、従前は、共有者の所在を把握することが困難なために必要な舗装工事等が進められなかつたものであっても、一定の要件が整った場合には、所要の手続を踏むことにより舗装工事等を行うことが可能である。

現状における柏市私道整備事業補助金の利用実績を踏まえると、市民にとって少しでも使いやすい制度とすることが必要であり、市においても当該法改正を踏まえ、例えば、私道所有者の登記上の住所及び住民票上の住所(登記上の私道所有者の死亡が確認される場合は法定相続人の住所)に連絡文書を郵送しても宛先不明で返送される場合等のように、一部の私道所有者の所在が確認できない場合においては、各共有者の持分の価格に従い、その過半数の同意を得ることを要件に補助対象とする運用が考えられる。

いずれにしても、私道の整備を促進し市民の生活環境の向上を図るため、柏市

私道整備事業補助金の相談事案が申請につながらなかった要因等をあらためて整理し、市民にとってより使いやすい制度となるよう運用の見直しを検討されたい。

**図表 30 令和4年度～6年度における補助件数の推移**

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助件数(件)	1	2	0
補助金額(千円)	7,975	6,674	—

(出所:市提供データより監査人作成)

### 民法より抜粋

(共有物の変更)

第二百五十一条 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更(その形狀又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。次項において同じ。)を加えることができない。

2 共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、当該他の共有者以外の他の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。

(共有物の管理)

第二百五十二条 共有物の管理に関する事項(次条第一項に規定する共有物の管理者の選任及び解任を含み、共有物に前条第一項に規定する変更を加えるものを除く。次項において同じ。)は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。共有物を使用する共有者があるときも、同様とする。

### 【意見 22】市ウェブサイトにおける周知内容等の充実について

柏市私道整備事業補助金に関して、柏市ウェブサイトの「よくあるご質問(Q&A)」にその存在は示されているが、その要件や補助金額等は記載されていない。実際に補助金申請を行う前に市の所管課へ問い合わせを求めるることは補助金の円滑な交付のために重要であるが、利用促進の観点からは、具体的な情報提供を市民からの問い合わせに委ねる前に、先ずは補助要件や交付上限額等の概要をアクセスの容易な方法で周知することが有用である。

特に、補助要件については、私道所有者が私道の整備等を進める上で重要な情報の一つと考えられることから、私道所有者の一部の所在が不明な場合の手続き等を含む補助要件や補助金額等について市民に分かりやすく周知されるよう、その内容及び周知方法の充実を図られたい。

### **柏市ウェブサイト「よくあるご質問（Q&A）」より抜粋**

Q 私道の整備

私道の整備は、どこに要望すればいいのか。

A 回答

柏市では、私道の整備を促進し生活環境の向上を図るために、柏市私道整備事業補助金交付要綱に基づき、補助の対象要件を満たしている場合において、私道の整備を行うものに対して補助金の交付を行っています。

また、補助を受けるためには申請が必要となります。

詳しくは、道路保全課で事前の審査がありますのでお問い合わせください。

## 10. 道路改良事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

令和6年度における道路改良事業は以下の細事業から構成される。

細事業名	所管課	決算額(千円)
ア. 道路整備事業	道路保全課	844,065
イ. 橋梁長寿命化事業	道路保全課	249,237
ウ. 橋梁維持に要する経費	道路保全課	13,636
エ. 橋梁長寿命化事業(継続費)	道路保全課	1,893
道路保全課所管分 小計 ①		1,108,832
オ. バリアフリー道路特定事業	道路整備課	3,708
カ. 柏たなか駅エスカレーター整備事業	道路整備課	22,400
道路整備課所管分 小計 ②		26,108
合計 ①+②		1,134,940

(注)柏たなか駅エスカレーター整備事業は令和5年度に設定された繰越明許費である。

#### ア. 道路整備事業

安全で快適な通行ができるよう市道を適正に維持管理するため、部分的な補修では対応が難しい道路や劣化の著しい道路を「柏市道路維持管理計画<sup>1</sup>」に基づき、計画的に道路改良を行う事業である。

#### イ. 橋梁長寿命化事業

「柏市橋梁維持管理計画」に基づく橋梁の定期点検及び予防保全型の補修工事等を計画的に実施し、橋梁の長寿命化及びライフサイクルコストの適正化を推進する事業である。

#### ウ. 橋梁維持に要する経費

柏市が維持管理する橋梁について、大規模補修工事以外の小規模な補修工事(緊急工事を含む。)を行う事業である。

#### エ. 橋梁長寿命化事業(継続費)

橋梁長寿命化事業のうち、工事が数年間にわたることから継続費として予算計上した東日本旅客鉄道株式会社の路線をまたぐ跨線橋の補修工事を行う事業である。

<sup>1</sup> 『第3章 監査対象の基本的事項 1. 土木費の概要 (3) 道路・橋梁について』参照。

#### 才. バリアフリー道路特定事業

「柏市バリアフリー道路特定事業実施計画」に基づき、各駅周辺の整備において歩道等のバリアフリー化を行う事業である。

#### カ. 柏たなか駅エスカレーター整備事業

首都圏新都市鉄道株式会社(つくばエクスプレス)柏たなか駅利用者の利便性向上を目的に、東口及び西口に上下方向のエスカレーターを設置する事業である。

### ② 事業費の推移

道路保全課所管分 (単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	1,274,724	1,668,435	1,376,797
決算額	1,094,099	1,374,891	1,108,832

道路整備課所管分 (単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	40,469	2,607
決算額	6,802	9,698	26,108

### ③ 事業費の主な内訳

道路保全課所管分 (単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
委託料	102,203	第一流山街道跨線道路他 5 橋定期点検調査業務委託、柏市路面下空洞調査業務委託他
工事請負費	944,315	道路改良工事(手賀 1418 番先)、浅間橋補修工事他
負担金補助及び交付金	62,314	橋梁点検補修設計負担金他
合計	1,108,832	

道路整備課所管分 (単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
委託料	26,108	柏たなか駅エスカレーター設置設計委託他
合計	26,108	

#### ④ 柏市道路維持管理計画について

市では、平成 25 年度から生活の中心となる幹線道路とその他の主要な道路を対象に路面性状調査(舗装の劣化度合いの調査)を行い、平成 27 年度に、調査結果から補修工事区間の優先順位の決定方法等を定めた「柏市道路維持管理計画」(以下「道路維持管理計画」という。)を策定した。

その後、道路修繕の効率的な実施により、道路特性に応じた走行性及び快適性の確保に資することを目的とした舗装点検要領(国土交通省道路局 平成 28 年 10 月)が策定され、道路の分類や舗装種別毎の点検の考え方等が示されたことから、道路維持管理計画においても、優先順位の考え方等の見直しや今後の劣化状況と長期的な予算の予測を行った上で補修を行う区間を定める等している。

また、令和 2 年度に実施した路面性状調査(約 302km)の結果を踏まえて、令和 3 年度に、新たに補修を行う区間を定める等の見直しを行っている。

##### ア. 計画期間

令和 4 年～令和 8 年(5 カ年)

##### イ. 管理道路の分類

効率的な維持管理を行うため、令和 2 年度時点にて市が管理している道路(延長約 1,506km)を、舗装点検要領を参考に、道路特性に応じて分類 B～D に分類する。

図表 31 管理道路の分類

分類	舗装点検要領 の道路特性	柏市の対象道路	路線数	延長 (km)
分類 A	高規格幹線道 路等	該当なし	—	—
分類 B	損傷の進行が 速い道路等	主要な 1 級市道、2 級市道 国道県道・国道県道と 1 級市道、2 級市道 を結ぶその他市道 主要な工業団地内のその他市道 他自治体へ連絡するその他市道	476	303
分類 C	損傷の進行が 緩やかな道路 等	幅員の狭い 1 級市道、2 級市道 乗合タクシーに該当するその他市道 分類 B 以外の工業団地内のその他市道	337	77
分類 D	生活道路等	上記の条件に当てはまらない路線	7,677	1,126
合計			8,490	1,506

(出所:道路維持管理計画概要版より監査人が作成)

## ウ. 管理手法

分類 C 及び分類 D の道路は損傷の進行が比較的緩やかな道路や生活道路であることから、職員の目視点検等で補修が必要とされた段階で補修を行うが、分類 B の道路は損傷の進行が早い道路であることから、補修基準を定めて計画的に補修を行う。

分類 B の道路については、舗装状態を示す 2 つの指標(MCI、IRI)を用いて劣化度を 3 つの診断区分に分けた上で、これに安全・環境・快適・防災の観点から重要度の評価指標を定め、劣化度と重要度が高い区間から優先順位を付けて補修工事を実施する。

**図表 32 道路分類毎の管理手法**

分類	管理手法
分類 B の道路	MCI4.0 以下及び IRI8.0mm/m 以上を補修対象
分類 C の道路	職員の目視点検及び簡易舗装計測データで補修が必要とされた段階
分類 D の道路	職員の巡回により補修が必要とされた段階

(出所:道路維持管理計画より監査人が作成)

**図表 33 劣化度の診断区分と基準値**

診断区分	状態	基準値
I 健全	劣化の程度が小さく、舗装が健全な状態	MCI 4.0 超
II 表層機能保持段階	劣化の程度が中程度である状態であり、早期に劣化が進行することが懸念される場合は路盤以下の保護を目的として補修対策が必要とされる状態	MCI 3.5 超～4.0 以下
III 修繕段階	管理基準を超過している又は早期の超過が予見される状態	MCI3.5 以下及び IRI 8.0mm/m 以上

(注 1) MCI(Maintenance Control Index) : 路面状態を表す指標であり、「ひび割れ」、「わだち掘れ」、「平坦性」の 3 つの要素により算出される。10 点満点の減点法で評価され、国の基準では MCI が 4.0 を下回ると修繕が必要と評価される。

(注 2) IRI(International Roughness Index) : 路面の凹凸から「乗り心地」の観点で平坦性を評価する指標であり、値が高くなるほど運転者が振動・うねりにより乗り心地が悪いと感じるようになり、8.0mm/m 以上が補修の目安とされる。

(出所:道路維持管理計画概要版より監査人が作成)

## エ. 取組み

分類 B の道路については、「MCI が修繕段階(MCI3.5 以下)にある延長が、路面性状調査を実施した令和 2 年度よりも常に下回る計画とすること」とし、本計画で定めた補修工事の優先順位に基づき、計画的に維持管理を行う。

なお、令和 2 年度において MCI が修繕段階(MCI3.5 以下)にある延長は 2.5km である。また、5 年以内毎に路面性状調査を実施し、計画を適宜更新することとしている。

#### 才. 長期的な補修費用の見通し

計算期間を約 40 年間としてシミュレーションを行い、長期的に計画策定時の状態を維持(MCI3.5 以下の区間が現在より常に少なくなる)することを前提として、年間約 14 億円の補修予算を想定している。

ただし、令和元年度から令和 3 年度における改定前の道路維持管理計画に従い補修を進めてきた結果、早急な修繕を行う区間の対象が減少したとして、令和 4 年度から令和 8 年度の 5 カ年では年間約 6.7 億円を目標に舗装工事を実施することを想定している。

### ⑤ 柏市橋梁維持管理計画について

現在、市内全体で 172 橋の道路橋と 11 橋の歩道橋を市が管理しているが、1980 年代をピークに建設されていることから、橋梁の寿命と言われる建設後 50 年を経過する橋梁は年々増加し、令和 22 年度には全体の約 79%、令和 26 年度には約 84% 程度にまで増加することが見込まれている。市では、維持補修を計画的・効率的に行い橋梁の寿命を延ばすため、「柏市橋梁維持管理計画」(以下「橋梁維持管理計画」という。)として平成 24 年度に「橋の長寿命化計画」を策定している。

一方、平成 25 年度の道路法改正等を受け、平成 26 年度より道路管理者は全ての橋梁、トンネル及び道路附属物等について、5 年に一度の近接目視による点検が義務付けられている。これを受けて全国の道路管理者は、平成 30 年度に一巡目点検、令和 5 年度に二巡目点検を完了させ、令和 6 年度から三巡目点検を実施しているところである。この流れを受け柏市においても、平成 27 年度に耐震補強と維持補修とを併せて計画的かつ効率的に行うことを目的とした計画の改定を行うとともに、令和元年度には、平成 26 年度以降に実施した一巡目の橋梁定期点検の結果を踏まえた計画の改定を行っている。

その後、二巡目の定期点検結果を踏まえ、令和 7 年 3 月に、道路橋を対象とした「柏市橋梁長寿命化修繕計画」と歩道橋を対象とした「柏市道路附属物長寿命化修繕計画」とを策定し現在に至っている。なお、柏市では、両計画を合わせて橋梁維持管理計画と称している。

**図表 34 道路維持管理計画の改定経緯等**

年度	内容
平成 24 年度	「橋梁維持管理計画」策定
平成 26 年度	道路法改正に伴う 5 年に一度の点検義務付け
平成 27 年度	「橋梁維持管理計画」改定
平成 26 年度～平成 30 年度	一巡目点検
令和元年度	「橋梁維持管理計画」改定(令和 2 年 3 月)
令和元年度～令和 5 年度	二巡目点検
令和 6 年度	「橋梁維持管理計画」改定(令和 7 年 3 月) ・柏市橋梁長寿命化修繕計画 ・柏市道路付属物長寿命化修繕計画
令和 6 年度～	三巡目点検

(出所:市提供資料より監査人が作成)

今般の監査対象年度である令和 6 年度は、令和元年度に改定された橋梁維持管理計画の計画期間に含まれていることから、当該計画の概要を以下に記載する。

#### ア. 計画期間

5 年に一度の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかとなるよう計画期間は 10 年(令和 2 年度～令和 11 年度)とする。なお、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新する。

#### イ. 対象施設

令和 2 年度改定橋梁維持管理計画における対象橋梁は、柏市が管理する 178 橋であり、これを 5 年に一度の近接目視による点検に基づき健全度を評価している。

**図表 35 対象橋梁とその内訳**

区分	市道 1 級	市道 2 級	市道その他	合計
柏市内に位置する橋梁数	18	10	154	182
うち計画の対象橋梁数	18	10	150	178

(注 1) 令和 2 年 3 月における計画改定時の橋梁数であり、道路橋と歩道橋を含む。

(注 2) 柏市内に位置する橋梁数のうち 4 橋は白井市管理のため、計画対象外となる。

(出所:橋梁維持管理計画より監査人が作成)

**図表 36 健全度の判定基準と各ランクの橋梁数**

健全性			橋梁数
ランク		定義	
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。	80
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。	94
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。	4
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。	0
合計			178

(出所:橋梁維持管理計画より監査人が作成)

#### ウ. 対応等に係る基本的な方針

柏市が管理する橋梁のうち、架設後 50 年を超える橋梁の割合は、令和 22 年度には全体の約 79%程度にまで増加することが見込まれ、近い将来一斉に更新新時期を迎えることが予想される。このため、計画的かつ予防的な修繕対策の実施により、修繕及び更新に要するコストの縮減を目指している。

また、①点検(定期的に橋梁の点検を実施し、損傷状況の把握に努める。)、②診断(定期点検結果に基づき、損傷原因に関する所見をまとめ、対策区分の判定を行う。)、③措置(補修・補強計画を策定し、的確かつ効率的に補修・補強を行う。)、④記録(各種点検結果、補修等の履歴を記録する。)からなる維持管理のマネジメントサイクルを回すこととし、具体的に補修工事等を行う優先順位は、以下の重要性を考慮して決定することとしている。

- 定期点検の健全性の診断に基づき、健全性の低い(劣化している)橋梁を優先
- 個々の橋梁の立地条件、規模、使用形態などを考慮した優先順位の高い橋梁を優先

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 23】より実行可能性の高い道路維持管理計画の策定について

道路維持管理計画に基づき実施される市道の補修については、「補修区間進捗管理表」を作成しその実施状況を集約している。これによると、計画総延長 30.203km のうち、令和 6 年度末における補修工事の実施延長は 9.886km であり、進捗率は 32.7% である。既に道路維持管理計画の計画期間である 5 年間のうちの 6 割の期間(3 年間:令和 4 年度～令和 6 年度)が経過しており、計画に対する実施状況は芳しくない。

現状の進捗状況が続いた場合、計画期間が満了する令和 8 年度末においても計画の 5 割程度の進捗にとどまることが想定される。改定前の前道路維持管理計画は 3 か年の計画(計画期間:令和元年度～令和 3 年度)であったが、当該計画期間を通した進捗率は 37.9% であり、これを上回る可能性は高いものの、進捗率自体は計画に照らして低い水準にとどまる可能性が高い。

図表 37 令和 6 年度末における現道路維持管理計画の進捗状況

対象区間数	計画総延長 ①	実施済延長 ②	進捗率 ②÷①
175 区間	30.203km	9.886km	32.7%

(出所:市提供資料より監査人が作成)

図表 38 改定前道路維持管理計画（令和元年度～令和 3 年度）における進捗状況

計画総延長 ①	実施済延長 ②	進捗率 ②÷①
43.078km	16.320km	37.9%

(出所:市提供資料より監査人が作成)

そもそも道路維持管理計画においては、令和 4 年度から 40 年間の舗装状態と舗装工事にかける予算をシミュレートし、長期的に現在の状態を維持(MCI3.5 以下の区間が現在より常に小さくなる)するには年間約 14 億円の費用が必要とする一方、改定前の道路維持管理計画に基づく補修の結果、早急な修繕を行う区間の対象が減少したとして、令和 4 年度～令和 8 年度の 5 か年は年間約 6.7 億円を目標に舗装工事を実施することとしている。

**図表 39 道路維持管理計画における年間工事費用** (単位 : 億円)

予定年数	道路再生工事費用	維持補修工事費用	合計
令和 4 年度	6.55	0.25	6.80
令和 5 年度	6.51	0.21	6.72
令和 6 年度	6.38	0.18	6.56
令和 7 年度	6.48	0.20	6.68
令和 8 年度	6.62	0.25	6.87
合計	32.54	1.09	33.63

(注)道路再生工事:補修区間の最大幅員が 5.0m 以上のもの。

維持補修工事:補修区間の最大幅員が 5.0m 未満のもの。

(出所:市提供資料より監査人が作成)

市によれば、毎年度、市財政当局への予算要望とともに国・県への補助金交付要望を行っているものの、必ずしも要望通りの財源が措置される訳ではないことが進捗率低迷の主要因とのことであり、特に計画上の優先順位が相対的に低い区間を中心に対応できていないことである。

令和 6 年度の道路改良事業における工事費(工事請負費)上位 6 件をサンプルとして道路維持管理計画と比較すると、そのうちの 5 件は令和 4 年度及び令和 6 年度に修繕を予定していたものであり、計画よりも実際の工事が遅延しているものが多い。

また、道路維持管理計画の工事費には工事請負費以外の設計委託料等も含まれるとともに、実際に補修工事を行う際には、区間を区切って行う場合や道路の状況に応じて隣接する道路を工事契約に追加して行う場合等もあり単純な比較はできないが、工事請負費の実績値は計画上の工事費を 35.8% (+135,131 千円) 上回っており、労務費や材料費の高騰等に伴う昨今の工事費の上昇も進捗が遅延する一要素と推測される。

**図表 40 道路改良工事の道路維持管理計画と実績との比較 (令和 6 年度施工分)** (単位 : 千円)

工事箇所	修繕 予定年度	工事請負費① (実績)	工事費② (計画値)	差額 ①-②
手賀 1418 番先	令和 6 年度	74,800	39,648	35,152
松ヶ崎 540 番先	令和 4 年度	68,541	7,358	61,182
風早一丁目 6 番先	令和 5 年度	68,255	64,280	3,974
加賀一丁目 3 番先	令和 5 年度	59,220	32,793	26,426
藤ヶ谷 805 番先	令和 4 年度	58,531	49,963	8,567
新利根 519 番先 <sup>(注)</sup>	令和 5 年度	48,246	48,417	△171
合計		377,593	242,461	135,131

(注)「新利根 519 番先」は計画上 2 つの区間(①区間:延長 100m、②区間:延長 620m)に分かれており、令和 5 年度に②のうちの 456m の補修工事を実施し、令和 6 年度には②の残りの 164m と①100m を合わせた 264m の補修工事を実施している。その際、①に隣接する道路が傷んでいたことから、当該道路 153m についても併せて工事を行っている。

(出所:市提供資料より監査人が作成)

道路維持管理計画においては、予防保全の観点から望ましい補修工事の規模やスケジューリングを行っており、計画に基づいて適切に実施されることが道路の維持管理の上からは望ましいものである。しかし、市のみならず国や県の財政状況も厳しい状況を踏まえると、実際に確保し得る工事財源に照らした場合には、その実行可能性が担保されていない計画であったものといえる。

道路維持管理計画は 5 年に一度の定期点検に基づき改定されるが、計画の実効性を高めるには計画期間中に適切な進捗管理を行うことが必要であり、そのためには各年度における補修工事のスケジューリングを、実際の事業進捗の基準値となり得るよう実行可能な水準で設定することが適切である。

この先、令和 8 年度における計画期間満了時には道路維持管理計画の改定がなされるものと思われるが、例えば、過去における道路改良事業の予算規模等を参考に財源的な制約を加味し、市の財政状況等を考慮した、より実行可能な道路維持管理計画の策定を検討されたい。

その際、財源的な制約を加味することによる長期の予算シミュレーションや将来の費用削減効果・舗装の劣化状況等に与える影響についても併せて試算し、その影響が予防保全の趣旨を大きく損なうような場合には、市単費による補修工事についても、その要否をあらためて検討されたい。

#### **【意見 24】橋梁維持管理計画に係る進捗状況の集計等について**

令和元年度に改定された橋梁維持管理計画においては、対象となる全 178 橋について、令和 2 年度から令和 11 年度までの各年度における点検と修繕に係る概ねの実施時期を定めている。

しかし、実際には、協議に時間を要する東日本旅客鉄道株式会社等の鉄道跨線橋を優先的に施工しているが、実際に工事を施工する鉄道会社側の理由により遅延する場合があることや、市においては、大規模な橋梁の補修工事について当該年度における国や県の補助対象から外れた場合には、柏市橋梁維持管理計画において計画されていた場合であっても市単費による施工を行わない方針であること等から、必ずしも計画通りに修繕工事等が行われる訳ではない。

○国や県の補助金交付時期の関係から修繕工事が計画通りに施工できなかった事例

[柏ふるさと大橋]

令和 4 年度に修繕工事等が計画されていたものである。令和 6 年度に「柏ふるさと大橋補修工事」(工事請負費 42,350 千円)が施工されているものの、当該工事は柏ふるさと大橋に係る一連の修繕工事の一部であり、令和 7 年度においても引き続き修繕工事が行われている。

[浅間橋]

令和 6 年度に修繕工事等が計画されていたものである。令和 5 年度から工事が施工されたが、工期延長のため、令和 6 年度に「浅間橋補修工事(繰越)」(工事費 96,294 千円)として施工されている。柏ふるさと大橋と同様、令和 7 年度においても引き続き修繕工事が行われている。

[金富橋]

令和元年度の計画見直し時において健全度のランクが「III:早期措置段階(道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態)」であった 4 橋(大津川 17 号橋、新富 3 号橋、新富 5 号橋、金富橋)については、「健全度区分IV(道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態)」の損傷を発生させず、健全度区分IIIの段階で対応を行うことを基本としている。

このうち金富橋については、令和 3 年度に工事設計、令和 4 年度に架替工事を行う計画であったが、国・県からの補助金対象とならなかつたことから令和 7 年度の監査時点においても工事自体は行われておらず、通行車両の重量制限及び交互通行とすることで当面の安全性を確保している。

○その他、県等による拡幅工事等が予定されており、当該工事を待っている事例

[大津川 17 号橋]

金富橋と同様に健全度のランクが「III:早期措置段階」であった大津川 17 号橋については、将来、県による拡幅が予定されていることから、市においては軽微な補修にとどめている。

橋梁維持管理計画を策定し、対象橋梁の健全度を踏まえた次回点検時期及び修繕・更新時期をスケジューリングすることは適切な予防保全を行う前提となるものであり、策定自体は評価できるものである。

しかし、現状においては、計画策定後における橋梁ごとの点検や修繕・更新工事等の実施状況が集約されていない。5 年に一度の定期点検の結果等を踏まえ、適宜、計画を更新することとされているが、修繕・更新工事等の実施状況を網羅的に集計し把握することは、計画に沿って適切に修繕・更新工事等を行っていくために必須の基礎情報である。

市においても、令和 7 年度から修繕・更新工事等の実施状況を計画に照らして集計することを予定しているとのことであるが、橋梁維持管理計画の進捗管理に用いるだけではなく、その進捗状況を定期的に評価し、市単費による工事実施の要否についてあらためて検討する機会とする等、橋梁の適切な予防保全に資する運用方法を検討されたい。

## **【意見 25】道路維持管理計画等に対応する実績の公表について**

本来、一旦策定した計画は、その実施した結果をもってその効果等を評価し、評価結果を基礎として計画を見直していくことで実効性を担保し得る。その際、進捗の大幅な遅延や当初想定していなかった大きな環境変化等が生じた場合には、その要因等を分析した上で判断することとなる。これは道路維持管理計画や橋梁維持管理計画についても同様であり、市所管課等による内部管理面だけではなく、市民や議会等に対する説明責任を果たす上でも重要である。特に、厳しい財政状況が継続する中においては、多額の財源を要する道路や橋梁の維持管理業務の実態に対して、市民や議会等の正確な理解を得ていくことは、その重要性を増しているものといえる。

現状、道路維持管理計画については、市のウェブサイトに概要版のみが掲載され、計画本体やその進捗状況等は公表されていない。市民や議会等に対して、道路の維持管理が当所の想定に沿って適切に行われていることを示し、当該業務に係る説明責任を果たす材料の一つとなるよう、計画本体とその進捗状況並びに遅延の要因等に関する説明を併せて公表していくことを検討されたい。

また、橋梁維持管理計画については、現状、市のウェブサイトに計画本体及び概要版が掲載されているが、その進捗状況等は公表されていない。橋梁維持管理計画についても同様に、計画の進捗状況並びに遅延の要因等に関する説明を付し公表していくことを検討されたい。

## **【意見 26】歩道橋の利用実態等の把握について**

市では令和 7 年 3 月時点において 11 橋の歩道橋を管理しているが、主に昭和 45 年以降に架設されたものであり、当該時点において建設後 50 年を経過する橋梁は 1 橋であるが、令和 26 年には 5 橋まで増加し、将来的な維持管理費用の増大が見込まれている。

「道路橋等の集約・撤去事例集」(令和 7 年 3 月国土交通省)においても、歩道橋について、「これらの老朽化対策が課題となっているとともに、少子高齢化や人口減少等による利用者の減少やバリアフリー化に伴うニーズの低下等が生じている歩道橋も散見される」として、「老朽化対策の一つとして地域の実情や利用状況に応じて集約・撤去を選択肢とすることが、一時的な負担が生じたとしても、長期的な視点で見た際には有効な手段となりうる」旨が示されており、一般論としては合理的な考え方と言える。

市においても、令和 7 年 3 月に策定された「柏市道路付属物長寿命化修繕計画」において、計画的かつ予防的な修繕対策による修繕及び更新コストの縮減を目指すとともに、歩道橋の集約・撤去を推進し歩道橋の維持管理コストの縮減を図ること

も必要であるとし、今後の 10 年間で 1 橋の集約・撤去を検討することにより約 8,000 万円のコスト縮減を目指すこととしているが、現状、特段の検討はなされていない。

既設の歩道橋には個々に設置した理由や利用者が存在することから、その集約・撤去のためには、客観的な利用実態の把握や修繕及び更新コストの試算額等に基づく利用者や地域住民等への丁寧な説明と合意形成が求められる。そのためには一定の時間が必要となることが想定され、今後の 10 年間にて集約・撤去を行うとしても、早期に候補となる歩道橋の選定作業に取り掛かることが必要である。

先ずは基礎情報となる実際の利用者数やその内訳等の実態を把握するとともに、通学路選定の有無、信号機や横断歩道等の代替経路の有無、老朽化の程度等の要素を加味した選定基準等についても具体的な検討を進められたい。

### **柏市道路付属物長寿命化修繕計画（令和 7 年 3 月）ルールより抜粋**

#### 1. 長寿命化修繕計画の目的

#### 2) 目的

このような背景から、「柏市道路付属物長寿命化修繕計画」について、これまでに実施した定期点検結果及び既存の歩道橋の集約・撤去についても積極的に取り組むことで、歩道橋の維持管理に関わるコストの縮減も図る。

#### 8. 撤去・集約

歩道橋の集約・撤去を推進し歩道橋の維持管理コストの縮減を図ることが必要である。柏市では、今後の 10 年間で 1 橋の集約・撤去を検討し、約 8,000 万円のコスト縮減を目指す。

## 1.1. 道路新設・拡幅事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

道路新設・拡幅事業は地域要望路線の整備、交差点改良整備及び駅前広場の整備等を図る事業であり、令和6年度においては以下の細事業から構成される。

(単位:千円)		
細事業名	所管課	決算額
ア. ウイングホール柏斎場周辺整備事業	道路整備課	189,217
イ. 南部クリーンセンター周辺整備事業	道路整備課	37,952
ウ. クリーンセンターしらさぎ周辺整備事業	道路整備課	79,200
地域要望路線 小計 ①		306,370
エ. 道路交通円滑化事業	道路整備課	57,396
オ. 高柳駅東口駅前広場整備事業	道路整備課	49,987
カ. 市道01070号線外①道路拡幅事業	道路整備課	66,933
キ. 市道01153号線外③道路拡幅事業	道路整備課	3,033
ク. 緊急対応道路整備事業	道路整備課	103,817
その他 小計 ②		281,167
合計 ①+②		587,537

このうち、「ア. ウイングホール柏斎場周辺整備事業」、「イ. 南部クリーンセンター周辺整備事業」及び「ウ. クリーンセンターしらさぎ周辺整備事業」は地域要望路線であり、「第3次柏市都市計画道路等整備プログラム」<sup>2</sup>等の諸計画において想定されていない路線であるが、令和6年度における道路新設・拡幅事業決算額の52%程度を占めている。

また、「エ. 道路交通円滑化事業」は交差点の改良工事であり、「ク. 緊急対応道路整備事業」は安全対策の要請等に応じて擁壁の設置や歩道照明修繕等を行うものである。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)			
区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	795,270	726,080	565,449
決算額	330,685	500,284	587,537

<sup>2</sup> 『第3章 監査対象の基本的事項 1. 土木費の概要 (3) 道路・橋梁について』参照。

### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
需用費	39	
委託料	78,907	市道 02102 号線他道路詳細設計及び排水管整備設計委託、市道 30140 号線道路詳細設計委託他
工事請負費	248,438	市道 01148 号線道路改良工事(第一工区)、市道 30156 号線道路改良工事他
公有財産購入費	82,848	土地購入費
負担金、補助及び交付金	5,229	
補償、補填及び賠償金	172,073	家屋等損失補償金
合計	587,537	

### (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

### (3) 監査対象事業に対する意見

#### 【意見 27】道路用地取得時における残地補償の検討について

道路用地の取得に際しては、必ずしも既存の土地の区画と事業用地(道路用地)とが一致する保証はないが、事業用地に供する部分のみを買取りの対象とし、事業用地外側の敷地(残地)については買取りの対象としないことが原則的な考え方である。

ただし、当該残地について有効利用が図られると認められる場合や事業用地と残地とにまたがって建物が建設され、残地に建物を残すことが困難な場合等においては残地を含めて買取ることがある。確かに、土地の所有者にとっては、残地が不整形になることにより利用価値が著しく低下するような場合等には買取りに応じることが困難な場合が想定されるため、一定の条件において事業用地と併せて残地を買取ることも容認されるものと言える。

市では、事業用地と残地とにまたがって建物が建設され、残地に建物を残すことが困難な場合等においては、事業用地とともに残地も買取ることを原則としている。このため、令和 6 年度における道路用地の取得に際しては、取得した土地面積の半分以上が残地により構成されるものも存在する。当該残地についてはその後の有

効利用が想定されていることであるが、所在する場所や土地の形状等によっては有効利用やその後の売却等が想定されず、場合によっては、市が長期にわたり管理責任や管理コストを負担することとなる可能性もある。

このため、例えば、事業用地と併せて残地部分も買取る現状の方法と併せて、残地については、その経済価値の低下等に相当する金額を補償金として交付（残地補償）し、事業用地のみを買取る方法についても選択肢とする余地を検討されたい。

なお、本件については道路新設・拡幅事業にかかる意見として記載しているが、街路整備事業等における道路用地の取得に際しても同様である。

### 【意見 28】地域要望路線に係る総事業費等の試算について

地域要望路線として細事業が設定されているウイングホール柏斎場周辺整備事業、南部クリーンセンター周辺整備事業及びクリーンセンターしらさぎ周辺整備事業は、清掃工場等といった市の事業と密着した施設を建設する際に、周辺に隣接する町会等と締結した協定書もしくは覚書（以下、本意見において「協定書等」という。）に基づき実施する事業である。

各協定書等の締結管理を始めとする関連町会等との対応全般については、ウイングホール柏斎場に関しては企画部が、南部クリーンセンター及びクリーンセンターしらさぎに関しては環境部が行っている。いずれの協定書等も道路整備以外の周辺環境整備等を含むものであり、道路整備課は当該協定書等に基づく道路の新設・拡幅工事等を行っている。

また、3 事業ともに協定書等の締結から 20 年以上が経過しているものの合意事項に係る整備等は完了しておらず、定期的に関連町会等に対して進捗状況等の報告が行われている。

図表 41 地域要望路線の概要

事業	概要
ウイングホール柏斎場周辺整備事業	<p>柏市、流山市及び我孫子市をもって組織する東葛中部地区総合開発事務組合による新火葬場（ウイングホール柏斎場：平成 7 年 11 月竣工）の建設に際して平成 3 年 3 月に布施火葬場対策委員会、東葛中部地区総合開発事務組合及び柏市の 3 者にて締結された「火葬場改築に伴う周辺整備に関する覚書」に基づき、道路の新設・拡幅等を行う事業である。</p> <p>[令和 6 年度末における進捗状況等（道路整備関係に限る。）]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○実施中（予定を含む。）：6 事項</li><li>○継続協議中：1 事項</li><li>○取下げ済：1 事項</li></ul>

事業	概要
南部クリーンセンター周辺整備事業	<p>平成 17 年に稼働を開始した柏市第二清掃工場(柏市南部クリーンセンター)の建設に際して平成 14 年 3 月に第二清掃工場隣接町会対策連絡会議及び関連町会と柏市との間で締結された「柏市第二清掃工場建設に関する協定書」に基づき、道路の新設・拡幅等を行う事業である。</p> <p>[令和 6 年度末における進捗状況等(道路整備関係に限る。)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実施中(予定を含む。):5 路線</li> <li>○調整中:1 路線</li> </ul>
クリーンセンターしらさぎ周辺整備事業	<p>柏市、白井市及び鎌ヶ谷市をもって組織する柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合によるごみ焼却施設(クリーンセンターしらさぎ:平成 11 年 9 月竣工)の建設に際して平成 10 年 12 月に(旧)千葉県東葛飾郡沼南町藤ヶ谷区と(旧)沼南町との間で締結された「地域環境整備に関する協定書」に基づき、道路の新設・拡幅等を行う事業である。</p> <p>[令和 6 年度末における進捗状況等(道路整備関係に限る。)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実施済:1 事項</li> <li>○実施中:1 事項</li> <li>○未実施:1 事項</li> </ul>

(出所:市提供資料より監査人が作成)

道路の新設・拡幅等には時間を要することが多く、その事業の全体像や進捗状況等を把握するためには複数年度にわたる総事業費や要整備延長等を把握する必要があるが、地域要望路線については整備内容が具体化していない路線も含まれており総事業費等が明確にされていない。

しかし、協定書等の内容は関連町会等と合意した事項であり、市が一定の履行義務を負っているものである。また、令和 6 年度における事業費(306,370 千円)は道路新設・拡幅事業決算額の 52%程度を占めており、金額的にも重要性を有するものである。

のことから、少なくとも整備内容が具体化した路線に係る総事業費や残事業費の想定額を試算することにより市の将来負担を明確化し、今後の整備方針等の策定や進捗管理を行う際の基礎データとして用いるとともに、対外的な説明にも利用することを検討されたい。併せて、整備内容が具体化されていない路線についても一定の仮定に基づく概算事業費や要整備延長等を試算する等、事業の全体像を示し得る方策を検討されたい。

## **【意見 29】協定書等の変更内容等の明確化について**

関連町会等と締結された協定書等においては、「〇〇から△△に通じる道路を整備する。」等のように方面等のみを定め、具体的な整備方法等は事後の協議に委ねられている場合や、一旦、合意した内容であっても、その後の協議により内容の変更や取下げとなる場合もある。しかし、当初に締結された協定書等は変更されていないため、協定書等の内容だけでは、必ずしも現状の地域要望路線の整備内容を特定できない場合がある。

確かに、関連町会等への定期的な報告資料には事業の進捗状況や変更内容等が記載されているが、市と第三者との合意事項として市が一定の履行義務を負うものであることから、例えば、要望路線のルートや整備水準等について具体化された場合や要望路線のルート変更や要望事項自体の変更等のように合意内容が大きく修正された場合等には、当該事項を明示した覚書を別途締結する等、市が履行すべき範囲を明確化する運用を検討されたい。

特に、協定書等に定める事項への対応が完了した場合には、当該内容を明示した覚書等を締結し、合意事項の履行が完了したことを当事者間で明確化する運用を検討されたい。

## 12. 雨水処理施設管理事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

水害に備え設置している排水処理施設(ポンプ等)が適切に作動するよう、保守点検及び施設修繕等の維持管理を実施し、排水処理施設の動作に必要となる光熱水費を負担するものである。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	52,127	42,709	36,809
決算額	25,006	31,197	31,428

#### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
需用費	20,439	光熱水費 8,279 千円 修繕費 12,160 千円
役務費	10	通信運搬費 10,560 円
委託料	10,978	保守点検委託 10,978 千円
合計	31,428	

#### ④ ポンプ施設

雨水排水施設の一つであるポンプ施設は、市街地に滞留した雨水を水路や河川に排水することで、冠水や浸水等による被害を防ぐための施設である。

市街地に降った雨は通常、道路側溝や雨水管を通って自然に水路や河川へ流れるが、道路側溝や雨水管で流すことができる量を超える大雨が降った場合や、水路や河川の増水で道路側溝や雨水管に流れる水を排水できない場合に、市街地に雨水が滞留し、道路冠水や浸水が発生する。

一部のポンプ施設内には、雨水が流入するピットがあり、ピット内に一定の水位まで水が溜まるとポンプが稼働し、水路や河川へ強制的に排水し、ピット内の水が排水されるとポンプが止まる。

ポンプ施設は、ポンプ本体やその駆動装置などの機械施設及び、ポンプの運転や施設の維持に必要な電力を供給するための電気施設などから構成される。

ポンプ施設について個別施設計画では、市内 33 箇所に設置した電気施設に 66 基の機械施設を設置しており、それらの施設に 2 か月に 1 回実施する保守点検において異常が確認された場合は、原因調査や修繕などを行うとしている。ただし、現在は毎月保守点検を行っている。

## ⑤ ポンプ施設一覧

令和 6 年度においては、市は、ポンプ施設(電気施設)を 36 箇所、ポンプ施設(機械施設)を 71 基設置している。36 箇所の内訳は下表のとおりである。

**図表 42 ポンプ施設一覧**

名称		設置年月	名称		設置年月
1	増尾雨水貯留池	平成 31 年	21	四ツ久保ポンプ	令和 3 年 平成 29 年
2	酒井根雨水貯留池	昭和 62 年	22	宮後ポンプ	平成 29 年 令和 4 年
3	増尾三本松雨水貯留池	昭和 63 年	23	小山ポンプ	平成 25 年
4	布施雨水マンホール	平成 4 年	24	中島込ポンプ(No.3)	令和 5 年
5	豊四季第三調整池	平成 13 年 平成 25 年	25	中島込ポンプ(No.4)	令和 5 年
6	南柏駅東口雨水貯留池(No.1)	平成 15 年	26	中島込ポンプ(No.5)	平成 29 年
7	南柏駅東口雨水貯留池(No.2)	平成 15 年	27	中島込ポンプ(No.6)	平成 30 年
8	青葉台一丁目ポンプ (No.1)	平成 23 年 平成 6 年	28	インター第一地区第一調整池	平成 19 年
9	青葉台一丁目ポンプ (No.2)	平成 12 年 平成 19 年	29	インター第一地区第二調整池	平成 19 年
10	青葉台一丁目ポンプ (No.3)	平成 19 年 平成 4 年	30	インター第一地区第三調整池	平成 19 年
11	青葉台一丁目ポンプ (No.4)	平成 18 年	31	青葉台二丁目調整池	令和 5 年
12	豊四季字向屋敷ポンプ	平成 19 年 平成 22 年	32	北柏 1 号調整池	平成 29 年
13	永楽台一丁目ポンプ	平成 13 年 平成 24 年	33	逆井第 16 調整池 (No.1)	令和元年 5 月 帰属
14	寂土ポンプ(No.1)	令和 2 年	34	逆井第 16 調整池 (No.2)	令和元年 5 月 帰属
15	寂土ポンプ(No.2)	平成 6 年	35	ウイングホール柏ポンプ	令和 2 年
16	新堀ポンプ	令和 4 年	36	藤ヶ谷新田雨水マンホールポンプ	令和 5 年
17	中島込ポンプ(No.1)	平成 12 年	37	常盤台雨水マンホールポンプ	令和 5 年
18	藤ヶ谷寂土調整池	平成 18 年	(出所:市資料より監査人作成)		
19	欠番				
20	しいのき台ポンプ	平成 12 年			

## ⑥ 個別施設計画で定める管理方針

個別施設計画では、ポンプ施設を含む雨水排水施設の管理方針を下表のように定めている。

**図表 43 雨水排水施設の管理方針**

管理方針		内容	対象施設
予防保全	状態監視保全	調査方法の確立などにより、劣化状況の把握や不具合発生時期の予測が可能な施設を対象として、設備の状態に応じた対策を行う。	水路施設(開水路) ポンプ施設(機械施設) 雨水調整池
	時間計画保全	劣化状況の把握や不具合発生時期の予測が困難な施設を対象として、一定の周期(目標耐用年数など)ごとに対策を行う。	ポンプ施設(電気施設)
事後保全		予防保全になじまない施設を対象として、整備計画は特に定めず、異常の兆候(機能低下など)や障害が発生した後に対策を行う。現在はこの方法により施設を管理している。	本計画の対象外としている施設

(出所:個別施設計画より監査人作成)

## ⑦ 排水ポンプ施設保守点検委託

増尾雨水貯留池ポンプ施設をはじめとする全 36 箇所の排水施設(ポンプ・配管・操作盤等)が常に正常に機能するように保守点検及び維持管理するものである。委託先の選定は一般競争入札によって行われ、E 社が 10,978,000 円(税込み)落札率 48.73%で落札している。

低入札となっているが、業務は問題なく進められているとのことである。

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 30】ポンプ施設の個別施設計画における取扱いについて

管理計画では、インフラ系施設について、施設ごとに劣化状況を把握するとともに、劣化の進みやすさや、機能が損なわれた際の社会的な被害(リスク)の大きさなどを勘案して管理水準を定めるなど、優先順位を設定し、効率的に維持管理、修繕、更新等を実施するとしている。

個別施設計画では、ポンプ施設について、被害規模(影響度)と発生確率(不具合の起こりやすさ)の2項目を評価項目としてリスク評価を行っている。被害規模(影響度)では、「機能面の影響度(浸水被害状況による影響度)」、「能力面の影響度」及び「コスト面の影響度」の視点から評価し、発生確率(不具合の起こりやすさ)では、経過年数を標準耐用年数や目標耐用年数と比較した結果に、維持管理情報(機能不全や劣化の状況)の結果を加えて評価するとしている。

個別施設計画の策定にあたっては、すべてのポンプ施設についてリスクを5段階で評価している。下表は、個別施設計画策定時におけるリスク評価が上位2段階(リスク5、リスク4)に該当するポンプ施設を示したものである。

図表 44 リスク5、リスク4に該当するポンプ施設

	機械施設	電気施設
リスク5	寂土ポンプ(No.1) 1基	酒井根雨水貯留池
		増尾三本松雨水貯留池
		布施雨水マンホール
		青葉台一丁目ポンプ(No.1)
		寂土ポンプ(No.1)
		寂土ポンプ(No.2)
		四ツ久保ポンプ
		北柏1号調整池
リスク4	酒井根雨水貯留池 1/2基	豊四季第三調整池
	増尾三本松雨水貯留池 3基	南柏駅東口雨水貯留池(No.1)
	布施雨水マンホール 1基	南柏駅東口雨水貯留池(No.2)
	青葉台一丁目ポンプ(No.1) 1/2基	青葉台一丁目ポンプ(No.2)
	青葉台一丁目ポンプ(No.2) 1/2基	青葉台一丁目ポンプ(No.3)
	永楽台一丁目ポンプ 1/2基	青葉台一丁目ポンプ(No.4)

	機械施設	電気施設
	寂土ポンプ(No.2) 2 基	永楽台一丁目ポンプ
	中島込ポンプ(No.1) 1 基	中島込ポンプ(No.1)
	しいの木台ポンプ 2 基	しいの木台ポンプ
	四ツ久保ポンプ 1/2 基	
	北柏 1 号調整池 2 基	

上表のリスク 5 と評価された電気施設 8 施設のうち北柏 1 号調整池を除く 7 施設は、令和 8 年度から開始する第 2 期計画期間に整備を行うとしている。一方、北柏 1 号調整池は第 2 期計画期間での整備は予定されていない。

機械施設については、寂土ポンプ(No.1)がリスク 5 と評価されているが、第 2 期計画期間での整備は予定されていない。

どのポンプ施設をどのタイミングで整備するかは、個々のポンプ施設の状況を踏まえて決められるべきものであり、リスク 5 であることだけをもって第 2 期計画期間での整備が必要とは言い切れないと思われる。しかしながら、リスク 5 のポンプ施設の大部分が第 2 期計画期間で整備対象とされていることを踏まえると、北柏 1 号調整池電気施設と寂土ポンプ(No.1)(機械施設)が整備対象とされていないことの説明は個別施設計画においてなされるべきであったと考える。

市においては、第 2 期計画期間で整備対象とするポンプ施設の抽出基準について、個別施設計画を補足する情報としての開示のあり方を検討することが望ましい。

### 【意見 31】ポンプ施設の整理について

個別施設計画第 5 章では、雨水排水施設自体を整理するとともに、費用の縮減を図っていくとして、暫定的なポンプ施設などは、施設の稼働状況や公共下水道の整備状況などを踏まえつつ、施設の統廃合を図るとしている。

このことについて、どのポンプ施設が暫定的なものとして整理の対象となるのか、どのような方法でいつまでに統廃合を進めるのか、などの考え方は明示されていない。

市においては、ポンプ施設の整理の具体的な方法について、個別施設計画を補足する情報としての開示のあり方を検討することが望ましい。

### 【意見 32】酒井根雨水貯留池ポンプ修繕の入札不調について

市は、酒井根雨水貯留池ポンプ施設の機械施設(水中ポンプ交換)の修繕業務を発注している。3,850,000 円(税込み)で F 社と契約しているが、第 3 回目の入札での事業者決定となっている。第 1 回目は 5 者が応札してうち 3 者が無効、第 2 回では 1 者が無効となっている。

本事案のように、近年入札不調や複数回応札が増えているとのことである。

入札不調が発生した場合、入札条件の見直しや、再公告などの対応が必要となり、事業の遅延や事務手続きの増加などのデメリットが考えられる。

入札公告や入札のタイミング、履行時期や履行期間など見直す余地がある事項を洗い出すなどして、入札不調の削減に努める必要がある。

## 13. 雨水排水施設管理事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

水害に備え、排水路や排水管を常に良好な状態に保つため、浚渫、清掃及び除草を定期的に実施するものである。また、台風等による浸水区域に対する緊急的な土のう積みやポンプ設置などの緊急対応を実施するものである。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	126,662	143,272	150,592
決算額	131,034	142,912	139,545

#### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
報酬	1,685	業務支援員報酬(事務) 1,685 千円
職員手当等	602	
共済費	106	
旅費	27	
需用費	242	
役務費	154	通信運搬費 154 千円
委託料	118,566	施設管理委託 116,836 千円 緊急災害出動委託 1,730 千円
使用料及び賃借料	9,195	土地賃借料 8,252 千円
負担金、補助及び交付金	8,775	高柳新田貯留池維持管理負担金 683 千円 金谷堤維持管理負担金 2,459 千円 北部中央二号調整池維持管理負担金 5,322 千円
補償、補填及び賠償金	189	賠償金 189 千円
合計	139,545	

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 33】調整池清掃及び水路清掃・除草委託の入札状況について

市は、調整池並びに水路が、常に正常に機能するよう清掃及び除草等の維持管理を委託している。委託は、対象とする場所を 11 のブロックに分け、それぞれ一般競争入札により受託者を選定することとしている。

下表は、令和 6 年度の入札状況を示したものである。

図表 45 調整池清掃及び水路清掃・除草委託

ブロック	設計額 (税抜き)(円)	落札価格 (円)	落札率	応札者	応札回数
A-1	6,090,000	5,800,000	95.2%	2 者	1 回
A-2	8,670,000	8,600,000	99.2%	1 者	2 回
B-1	2,510,000	2,400,000	95.6%	1 者	2 回
B-2	6,370,000	6,300,000	98.9%	1 者	3 回
C	7,490,000	7,400,000	98.8%	1 者	3 回
D-1	9,960,000	9,900,000	99.4%	3 者	2 回
D-2	6,970,000	6,900,000	99.0%	1 者	3 回
E-1	19,250,000	19,100,000	99.2%	1 者	3 回
E-2	7,750,000	7,700,000	99.4%	1 者	3 回
北部中央1号調整池	12,230,000	12,150,000	99.3%	3 者	1 回
上大津川河川用地 除草委託	2,220,000	2,220,000	100.0%	1 者	3 回

(出所:市資料より監査人作成)

11 ブロック中、8 ブロックが 1 者応札となっており、複数回応札となっているブロックが 9 ブロックある。1 者応札かつ複数回応札が 8 ブロックあり、受託者の選定がスムーズに進んでいないブロックが散見される。

市によると、応札業者に聴き取りを行った結果、水路清掃・除草は、1 つのブロックに作業箇所が複数あること、個々の作業箇所の除草範囲が比較的狭く、作業に手間がかかること、作業内容が複数あることなどがネックとなって、応札者が少ない可能性があるとのことである。

なお、上表の北部中央 1 号調整池は、作業箇所が 1 箇所であること、作業内容が除草のみであることなどから、複数者の応札になったと想定され、D-1 地区は、一

般競争入札を行ったが不調となったため、改めて見積り合わせによる随意契約を行い、複数の指名業者が見積書を提出している。

調整池清掃及び水路清掃・除草委託については、受託者の事務手続きが増加するなどメリットのない複数回応札を避けるための対応が必要である。

A-1 地区は 2 者が応札し、1 回の入札で受託者が決定している。A-1 について、他のブロックとの相違点を分析し、他のブロックに活かせる試みがあるかを検討することも一つの方法と考える。

また、上表以外の除草業務の一つである高柳 1074 番先他除草委託については、見積り合わせにより受託者を選定しているが不調に終わり、再度見積り合わせを行っている。再度の見積り合わせでは、当初一括で計上していた除草した草の処分運搬費について、作業場所を踏まえた各々適切な処分費を計上することに改め、仕様を見直している。このような取組が調整池清掃及び水路清掃・除草委託にも適用できるか検討することも一つの方法である。

市においては、調整池清掃及び水路清掃・除草委託の発注のあり方を再検討することが望ましい。

#### 【意見 34】除草委託の発注時期について

大津川樋管除草委託について、10月 17 日に見積り合わせを実施している。2 者が見積書を提出しているが、いずれも予定価格を上回っており、その後、見積書の提出を辞退しており、不調に終わっている。繁茂の時期が過ぎ、既に草が枯れていることから委託の必要性がなくなったため、その後、見積り合わせ及び委託は行われていない。

一方、下表の除草委託は、大津川樋管除草委託の見積り合わせ日後に見積り合わせを行い、除草業務を委託している。大津川樋管除草委託と同様、繁茂の時期は過ぎていると思われ、この時期に除草業務を委託する必要性が不明確である。

除草を委託する必要があるならば、発注時期に十分に留意する必要がある。

図表 46 令和 6 年 10 月以降に工期を設定している除草業務

件名	契約日	工期	契約額 (千円)
松ヶ崎第 7 調整池除草委託	令和 6 年 11 月 11 日	令和 6 年 11 月 12 日～ 令和 6 年 12 月 25 日	165
柏下 319 番先他除草委託	令和 6 年 11 月 14 日	令和 6 年 11 月 15 日～ 令和 6 年 11 月 29 日	115
箕輪 848 番先他除草委託	令和 6 年 12 月 24 日	令和 6 年 12 月 25 日～ 令和 7 年 2 月 14 日	176
柏インター第4調整池除草等委託	令和 7 年 1 月 29 日	令和 7 年 1 月 30 日～ 令和 7 年 3 月 17 日	1,243

(出所: 市資料より監査人作成)

### 【意見 35】ポンプ施設以外の雨水排水施設の整理について

個別施設計画第 5 章では、雨水排水施設自体を整理するとともに、費用の縮減を図っていくとして、暫定的なポンプ施設以外の雨水排水施設については次の対応を図るとしている。

- 公共下水道を整備するまでの暫定施設と位置付けられる雨水排水施設のうち、流下能力や健全性などが公共下水道の基準を満たす施設については、公共下水道への移管を図る。
- 小規模な開発において整備された小規模な雨水調整池については、施設の稼働状況や公共下水道の整備状況などを踏まえつつ、施設の統廃合を図る。
- 道路と宅地との間に設置されている水路施設(開水路)については、当該水路施設(開水路)及び道路を、道路下に水路施設(暗渠)を設置した道路として整備し直すことで、周辺住民の利便性と安全性の向上なども図っていく。

上記について、具体的な動きを示すデータを確認することができなかつたが、市においては、上記事項を着実に進めていく必要がある。

### 【意見 36】雨水排水施設の管理方法について

令和 2 年度の事務事業シートでは、雨水排水施設管理事業の課題、課題の解決方法、手段及び今後の事業の方向性が下表のように示されている。

図表 47 雨水排水施設の課題等について

項目	内容
次年度以降の課題	<ul style="list-style-type: none"><li>○ ゲリラ豪雨などの自然災害が増加しており、雨水管理に対する市民要望も増加しているが、雨水のすべてを管理、対応することは困難であるため、今後の雨水施設の維持管理方法について検討していく必要がある。</li><li>○ 緊急時の災害対応については、対応委託の発注にあたり特定業者に偏らないよう配慮するとともに、対応可能業者の育成にも配慮する必要がある。</li></ul>
課題の解決方法、手段	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 柏市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、即時対応が望ましい施設を優先するなどの予防保全型管理への移行を検討する。</li><li>○ 環境変化も踏まえ、雨水貯留浸透施設の民間管理など、管理</li></ul>

項目	内容
	<p>主体や管理対象を含めた雨水排水施設の管理方法見直しを検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予防が困難な緊急時の災害対応については、防災ネットワーク会員各社が協力して対応できるような配置を計画するよう、代表会社に依頼する。</li> </ul>
今後の事業の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雨水排水施設についても老朽化が進み、より計画的な修繕及び改築が必要となっている。</li> <li>○ 排水ポンプと同様に、柏市雨水排水処理個別施設計画に従い事業を進める。</li> </ul>

令和 2 年度の事務事業シートでは、「雨水のすべてを管理、対応することは困難であるため、今後の雨水施設の維持管理方法について検討していく必要がある。」ことを雨水排水施設管理事業の課題の一つとしている。このことについて現況を確認したところ、雨水排水施設の修繕・補修工事の実施については、河川排水課が発見した箇所や他課からの情報提供等に基づく箇所もあるが、市民からの要望によるものも多いとのことである。

住民からの要望・苦情があった場合には、速やかに現地を確認し、必要な対応を図っているとのことである。このことは重要ではあるが、対処療法的な対応を中心となっている印象を受ける。

河川排水課の人員構成を踏まえれば対処療法的な対応もやむを得ないが、雨水排水施設の老朽化が進むに伴い、また、ゲリラ豪雨などの自然災害が増加することに伴い、市民の要望も増え、その内容も多様化する可能性がある。

市においては、引き続き、雨水排水施設の管理方法の見直しを検討していく必要がある。

## 14. 橋管管理事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

堤防内に設置されている橋管の維持管理を行う事業である。

河川排水課では、排水路、調整池、排水管及び橋管などの排水施設の維持管理を行っている。橋管は、河川に排水を流すために堤防を突き抜いて設置されている施設で、台風、大雨等により河川が増水した際には、河川からの逆流を防止するために扉(水門)を閉められる構造となっている。

河川排水課では、利根川の 8 か所(内 7 か所は国所管の橋管を受託管理)、利根運河の 2 か所、手賀沼の 2 か所などの橋管を管理している。

本事業の主な支出は橋管操作に係る委託料である。なお、市が管理している橋管には、緊急時に橋管操作員の操作が必要なものと、緊急時の操作が不要なものがある。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	2,711	2,816	2,938
決算額	2,296	2,392	2,457

#### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
需用費	2	消耗品費 2 千円
役務費	16	通信運搬費 16 千円
委託料	2,424	橋管操作委託 2,424 千円
負担金、補助及び交付金	14	傷害保険料 14 千円
合計	2,457	

#### ④ 柏市公共施設等総合管理計画

市は、公共施設等の最適化を図るための取組等を推進するための計画として、柏市公共施設等総合管理計画<sup>3</sup>(以下、本項において「管理計画」という。)を策定し、平成 29 年 3 月に公表している。

管理計画は、平成 28 年度(2016 年度)から令和 7 年度(2025 年度)までの 10 年間を第 1 期計画として、以後 10 年ごとに、第 2 期、第 3 期及び第 4 期の計画を定め、5 年をめどに検証・見直しを行うとしている。

管理計画のうち「基本方針編」の第 1 章「1-5 対象施設」に管理計画の対象となる公共施設等が示されている。公共施設等を建築物系施設とインフラ系施設に区分し、雨水排水施設は、上水道、下水道、道路、公園とともにインフラ系施設の一つとされている。管理計画における雨水排水施設の内訳は下表のとおりである。

**図表 48 雨水管路施設**

大分類	中分類	保有量	単位
雨水排水施設	管路	409	総延長(km)
	調整池	126	箇所
	学校貯留施設	7	箇所
	雨水ポンプ	27	箇所
	樋管	3	箇所

(出所:管理計画より監査人作成)

#### ⑤ 雨水排水施設個別施設計画

市は、管理計画を受け、柏市雨水排水施設個別施設計画(以下「個別施設計画」という。)を策定、公表している。

個別施設計画では、従来は、公共下水道を整備するまでの暫定施設との位置付けから、破損した場合に修繕することで対応してきた雨水排水施設について、今後は、計画的な整備の実現により、引き続き雨水排水機能を確保するとしている。

#### ⑥ 柏市公共施設等総合管理計画第 2 期計画

市は、柏市公共施設等総合管理計画第 2 期計画(以下「第 2 期管理計画」という。)を策定し、令和 7 年 3 月に公表している。

第 2 期管理計画は計画期間を令和 7 年度から令和 16 年度としている。管理計画策定時は、第 2 期の計画期間の始期を令和 8 年度としていたが、地域によって変動の大きい人口動向、今後より厳しさを増すことが予想される財政状況、新型コロ

<sup>3</sup> 『第3章 監査対象の基本的事項 1. 土木費の概要 (4) 柏市公共施設等総合管理計画』参照。

ナウイルス感染症等による経済活動・社会活動等の変化など、当初の予測を上回る大きな変化が起きていることから、策定時期を前倒ししている。

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 37】樋管を個別施設計画の対象外としていることについて

個別施設計画は、市が管理する雨水排水施設のうち下表に記載した施設を対象としており、樋管は個別施設計画では対象外としている。

**図表 49 個別施設計画の対象施設**

(1)水路施設(開水路)	:約 61 km
(2)ポンプ施設(電気施設)	: 33 箇所
(機械施設)	: 66 基
(3)雨水調整池	: 144 箇所

個別施設計画の対象施設は、防災上の重要度や、公共下水道整備の進捗状況等を総合的に判断したうえで決定しており、強固なコンクリート構造物である樋管は耐用年数が長く、かつ一部の樋管は操作員による定期的な点検を行っており、当面は更新の必要がないことなどから計画の対象外としている。

管理計画で雨水排水施設の一つとして取り上げられている樋管について、個別施設計画では対象外とされていることや、その理由などについて、外部者が把握しやすいよう、開示方法を検討することが望ましい。

### 【意見 38】樋管操作業務の委託について

令和 2 年度の事務事業シートでは、樋管管理事業の課題、課題の解決方法、手段及び今後の事業の方向性が下表のように示されている。

**図表 50 樋管管理事業の課題等について**

項目	内容
次年度以降の課題	○ 緊急時の樋管操作には迅速な対応が求められるため、現在は地元居住者に委託しているが、操作員の高齢化に伴う対策が必要となっている。

項目	内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市が所管する施設については、老朽化による維持補修の増大が予想される。</li> <li>○ 河川等の占有物の適正管理に係る制度が拡充され、管理点検対象となる樋管（大堀川、大津川）が増加する。</li> </ul>
課題の解決方法、手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 樋管操作員の委託については、後任者候補の事前選定や近隣民間企業への委託など新たな操作員確保を検討するとともに、平常時と緊急時の操作員を分けるなど、今後も適切かつ継続的に樋管を操作できる方法についても検討していく。</li> <li>○ 施設の管理については、維持補修を含め、引き続き適切な管理を実施していく。</li> <li>○ 下水道会計部門が土木部から分離するにあたり当課に引き継がれる大津川の樋管の中に、公共下水道（雨水）に位置づけられる樋管があると考えられることから、適切な管理主体について検討していく。</li> </ul>
今後の事業の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 樋管操作員の委託について、その内容も含め、引き続き検討していく。</li> <li>○ 千葉県から移管される樋管についても、管理主体及び管理方法について検討していく。</li> </ul>

上表のうち樋管操作員の現状を確認したところ、平常時と緊急時の操作員を分けることを一つの手段として、近隣企業等への委託を検討したが、法人の場合、夜間休日の緊急連絡時の伝達徹底が困難であるとして、法人への委託は進めていないとのことであった。現在は、高齢化が課題となっている操作員の若返りを図るために、現職の操作員に後任の適任者について適宜確認を進めており、令和7年度は80代の操作員1名、70代の操作員1名がそれぞれ60代に交代しているとのことであった。

法人への委託が困難なことから、後任の適任者を探す現在の方法が現実的な対応と思われる。市においては、後任の選定において現職の操作員に過度の負担をかけることなく、適切な連携を図り、樋管操作員の対応を図っていくことが望ましい。

## 15. 都市計画事務、都市計画調査等事務、都市景観形成関係事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的、内容及び成果

都市計画課の監査対象の事務事業は、都市計画事務、都市計画調査等事務及び都市景観形成関係事業に分けられる。

##### ア 都市計画事務

本事務は、一般事務経費と照会、証明及び都市計画図販売事務に分けられ、その目的は、課の業務を適切に遂行すること及び窓口サービスの向上、業務の効率化を図ることである。具体的な事務内容はそれぞれ以下のとおりである。

###### 《一般事務経費》

- ・会計年度任用職員2名の毎月報酬、6・12月の期末勤勉手当、共済組合負担金、社会保険料、雇用保険料
  - ・課の業務を適切に遂行するための消耗品費、旅費、研修参加負担金等
- 《照会、証明及び都市計画図販売事務》
- ・都市計画窓口業務支援システムのPC、プリンター、課金機、レシートプリンタの賃貸借
  - ・都市計画決定及び変更した内容に基づきシステム更新するための委託業務

##### イ 都市計画調査等事務

本事務の目的は、都市計画の決定及び変更にかかる調査・事務である。具体的な事務内容は以下のとおりである。

- ・都市計画道路の見直しにかかる委託等
- ・地区計画案内板の表示面の更新委託
- ・都市計画(生産緑地地区)の変更図書等の作成を行うための委託
- ・「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」などの都市計画の見直しに係る図書等を作成するための委託

## ウ 都市景観形成関係事業

本事業の目的は、より快適で魅力ある都市景観づくりであり、具体的な事務内容は以下のとおりである。

- ・景観デザイン委員会を開催するための委員会委員の報酬等
- ・公共サイン看板の表示面を更新するための委託業務
- ・公共サイン看板の安全点検を行うための委託(3年に1回実施)

### ② 事業費の推移

都市計画事務			
区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	13,142	15,294	18,326
決算額	8,980	14,116	13,352

都市計画調査等事務			
区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	29,130	6,105 (明許 11,000 除く)	26,527
決算額	15,453	12,933	16,519

都市景観形成関係事業			
区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	616	504	1,872
決算額	643	183	1,587

### ③ 事業費の主な内訳

都市計画事務(一般事務経費)の内訳		
節	令和6年度 決算額	主な内容

報酬	3,342	会計年度任用職員2名の毎月報酬
職員手当等	1,287	会計年度任用職員2名の6月、12月の期末勤勉手当
共済費	268	会計年度任用職員2名の共済組合負担金
報償費	3	流山市内物流施設視察・町田市視察に伴う手土産代
旅費	713	・出張、研修、視察の交通費 ・会計年度任用職員2名の通勤費
需用費	1,055	・フラットファイルなどの事務用消耗品費 ・法令追録代 ・新聞購読料 ・被服購入費

## 都市計画事務(一般事務経費)の内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
		・図書購入費 ・コピー用紙購入代 ・複合機プリンタートナー代
役務費	29	・切手購入代 ・都市計画審議会委員宛の開催通知、資料送付代
委託料	33	刊行物の販売額変更に伴うレジボタン変更委託
負担金、補助 及び交付金	677	・研修参加料 ・学会・協議会等の年会費 ・会計年度任用職員2名の社会保険料、雇用保険料
補償、補填及 び賠償金	56	公用車での物損事故
合計	7,467	

## 都市計画事務(照会、証明及び都市計画図販売事務)の内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
需用費	0	都市計画図印刷
役務費	0	柏市地図情報配信サービス業務委託
委託料	2,860	都市計画窓口業務支援システムデータ更新業務委託
使用料及び賃 借料	3,025	・柏市都市計画窓口業務支援システム等賃貸借(その2) 令和7年1月1日～令和7年3月31日再リース分 154千円 ・柏市都市計画窓口業務支援システム等賃貸借(長期継 続契約)令和6年12月31日までの長期継続契約 2,871千円
合計	5,885	

## 都市計画調査等事務の内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
報酬	8	柏市プロポーザル方式選定委員会(柏市都市計画道路 の見直し方針検討業務委託)の外部委員報酬
旅費	1	柏市プロポーザル方式選定委員会の外部委員交通費
需用費	0	柏市プロポーザル方式選定委員会の外部委員お茶代 (※91円の支出あり。)
委託料	16,509	・柏市都市計画道路の見直し方針検討業務委託 ・公共サイン看板及び地区計画案内板表示面作成等業 務委託 ・生産緑地地区標柱シール作成委託

## 都市計画調査等事務の内訳

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
		・都市計画の変更(生産緑地地区)業務委託 ・区域マスターープラン等見直し業務委託
使用料及び賃 借料	0	柏北部地域都市計画変更説明会の会場使用料(※480 円の支出あり。)
合計	16,519	

## 都市景観形成関係事業の内訳

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
報酬	0	景観デザイン委員会の委員報酬
旅費	0	景観デザイン委員会の委員交通費
需用費	0	景観デザイン委員会の委員お茶代
委託料	1,587	・公共サイン安全点検業務委託 ・公共サイン看板表示面作成業務委託
合計	1,587	

**(2) 監査の結果**

指摘すべき事項はない。

**(3) 監査対象事業に対する意見****【意見 39】公共サイン安全点検業務委託のフォロー**

都市景観形成関係事業における公共サイン安全点検業務は、柏市の公共サインの安全性と視認性等の確認をするため実施する点検であり、屋外広告物の許可期間は最大 3 年間であり、許可更新時には安全点検が必要であることから、この屋外広告物の許可期間を参考に 3 年に 1 度実施している。令和 6 年度に実施した結果は以下のとおりである。

**図表 51 公共サイン安全点検業務実施結果（令和 6 年度）**

管理部署	公共サイン数	点検結果(状態)						
		本体				表示面		
		A	B	C	D	A	B	C
都市計画課	21	0	20	1	0	10	10	1
北部整備課	18	15	3	0	0	17	1	0

管理部署	公共サイン数	点検結果(状態)						
		本体				表示面		
		A	B	C	D	A	B	C
公設市場	2	0	1	0	1	0	1	1
道路総務課	2	0	2	0	0	0	1	1
道路保全課	16	11	4	1	0	10	4	2
子育て支援課	4(注2)	0	2	1	0	0	3	0
医療公社管理課	3	0	3	0	0	0	2	1
地域支援課	4	0	4	0	0	0	4	0
公園緑地課	4	0	3	0	1	0	3	1
福祉政策課	1	0	1	0	0	0	1	0
交通政策課	6	0	6	0	0	0	6	0
公園緑地課(指定管理者:G団体)	8	0	4	4	0	0	4	4
計	89	26	53	7	2	37	40	11

(注1) 本体:A(健全な状態)、B(軽微な劣化がある状態)、C(修繕の必要な劣化がある状態)、D(緊急な修繕または撤去が必要な状態)

表示面:A(健全な状態)、B(軽微な汚れ、退色がある状態)、C(著しい汚れ、退色があり修繕が必要な状態)

(注2) 公共サイン数は4だが、看板が撤去されており、確認ができなかつものが1点あり。

(注3) 全体で90基確認しているが、上表では都市計画課の整理番号A-20(1)南柏駅東口周辺図とA-20(2)柏市広域図を1点としているので、合計89基となっている。

上記の結果、本体においては、A及びBの他に、C(修繕の必要な劣化がある状態)が7基、D(緊急な修繕または撤去が必要な状態)が2基確認された。また、表示面では、C(著しい汚れ、退色があり修繕が必要な状態)が11基確認された。さらに、その他にもすでに撤去され確認ができなかつものが1基確認された。

市としては、点検及び点検後の必要な措置を行う義務は、設置者(各公共サイン管理部署)にあるが、都市計画課が一括して安全点検業務委託を行っているので、評価結果の事後フォローとして、各課には評価結果を受け対応を求めているとのことである。また、撤去されたものも含めて、台帳を最新のものに更新するように1年に1回程度依頼もしているとのことである。

ただし、委託結果によると、本体においてD評価となった2件はなるべく早く修繕を行うべきとなっており、また、表示面におけるC評価となった11件については、退色等により判読不能となっており更新が必要との見解が出されている。都市計画課としては、点検及び点検後の必要な措置を行う義務はなく、あくまで効率化を図るた

め、一括して点検委託を行っていることは承知しているが、今後の安全面にもかかわることなので、安全点検業務を一括して行った課として、本体の D 評価、表示面の C 評価について各課でどのような対応が取られたか確認し、また、撤去されて点検ができなかった 1 点についてもその後の状況を確認しておくことが望ましいと考える。

#### 【意見 40】都市計画窓口業務支援システムデータ更新業務委託について

市は、都市計画事務の一環として都市計画窓口業務支援システムデータ更新業務委託を行っている。本業務の目的は、GIS データにおける図形・属性情報を更新し、現行稼働中の都市計画窓口業務システム等で使用するデータの更新を行うことにある。市では、以下の理由により、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用して一者随意契約を締結しており、予定価格 2,904,000 円に対して、契約額は 2,600,000 円(税込み 2,860,000 円)となっている。

##### 《一者随意契約理由》

都市計画窓口業務支援システム(SonicWeb)は、H 社が開発したアプリケーションソフトをベースに、同社が本市に即したかたちでカスタマイズを施したものであることから、同社以外には業務を行うことが困難であり、他の業者と契約すると業務に著しい支障を生じる恐れがある。よって、H 社は、本業務を円滑且つ効率的に実施することが唯一可能な業者である。

ここで自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当し、法律、条例等で契約の相手方が特定されている場合や排他的権利の使用などが該当する。つまり、他者との契約が 100% 考えられないときである。本件の場合、限りなく他者の実施は難しいが、多額の費用を投じるなどによって不可能ではないとも考えられる。この場合、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号ではなく、第 6 号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」を適用することが妥当だったとも考えられる。第 6 号は、具体的には、追加工事など、現に契約履行中の契約に直接関連する契約で契約者以外の者に履行させることが、安全性及び技術力等において明らかに不利である場合に該当する。

今後、同様の随意契約の場合、自治令第 167 条の 2 第 1 項のいずれの号を適用するかは慎重に検討するべきであるが、第 2 号を適用する場合には、随意理由には、「他の業者と契約すると業務に著しい支障を生じる恐れがある。」とは記載せずに、必要な技術は 1 者しか持っていないなど、当該業者しかできない理由を明確に示す必要がある。

## 16. 宅地開発の調査指導事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

都市計画法第 29 条に基づく都市計画区域又は準都市計画区域の開発行為や、都市計画法第 43 条第 1 項に基づく市街化調整区域内の開発行為・建築行為に関する相談、協議及び許可を行う業務である。

都市計画法第 29 条より、都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事もしくは指定都市、中核市の長の許可を受けなければならない。

また、都市計画法第 43 条第 1 項より、市街化調整区域内で開発行為を伴わない建築物の新築、改築、用途変更や第一種特定工作物(アスファルトプラント、クラッシャープラントなど)を新設する際に許可を受けなければならない。

開発行為とは、都市計画法第 4 条第 12 項より、主として建築物の建築や特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画・形・質の変更をいう。

開発許可制度は、市街化の要因となる開発行為を規制することによって、乱開発を防止し、秩序ある都市環境を整備することを目的としており、開発行為を行うには、原則として都道府県知事もしくは指定都市、中核市の長の許可(開発許可)を受けなければならないとされている。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	3,046	4,061	6,491
決算額	2,922	3,872	5,909

#### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
報酬	2,673	事務補助員(会計年度任用職員)報酬
職員手当等	978	事務補助員期末勤勉手当
共済費	94	会計年度任用職員共済組合負担金
旅費	35	事務補助員通勤費 26,145 円
需用費	562	情報処理用消耗品 393,279 円
役務費	7	郵便料

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
委託料	517	電算システム等保守管理委託 517 千円
使用料及び賃借料	803	電算システム・機器等借上料(長期継続契約) 803 千円
負担金、補助及び交付金	238	社会保険料 143 千円
合計	5,909	

#### ④ 区域区分

都市計画法に基づき都道府県知事や国土交通大臣が指定するエリアを都市計画区域といい、市街化区域、市街化調整区域及び非線引き区域に分けられる。市街化区域は市街化として積極的に整備する区域をいい、市街化調整区域は当分の間市街化を抑制する区域で、開発、建築行為には原則許可を要する。非線引き区域は、都市計画区域内にあるが市街化区域や市街化調整区域といった区分が定められていない地域をいう。柏市の都市計画区域は 11,490ha で、市街化区域が 5,484ha、市街化調整区域が 6,006ha である。

**図表 52 市街化区域と市街化調整区域**

分類	内容	
市街化区域	許可が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域面積が 500 m<sup>2</sup>以上の開発行為</li> </ul>
	許可が不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域面積が 500 m<sup>2</sup>未満の開発行為・公益上必要な建築物・都市計画事業・市街地再開発事業・非常災害のため必要な応急措置・通常の管理、軽易な行為</li> </ul>
市街化調整区域	許可が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開発審査会<sup>4</sup>を経るもの</li> <li>・幹線道路沿いの流通業務施設・調剤薬局・介護老人保健施設・社会福祉施設・医療施設</li> <li>○開発審査会を経ないもの</li> <li>・周辺市街化調整区域居住者のための店舗など・公益上必要な建築・観光資源利用施設・道路関連施設、休憩所、給油所・分家住宅、既存集落、専用住宅建替等</li> </ul>
	許可が不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用建築物、農家住宅・公益上必要な施設・都市計画事業・土地区画整理事業・市街地再開発事業・非常災害のため必要な応急措置として行う行為・通常の管理、軽易な行為</li> </ul>

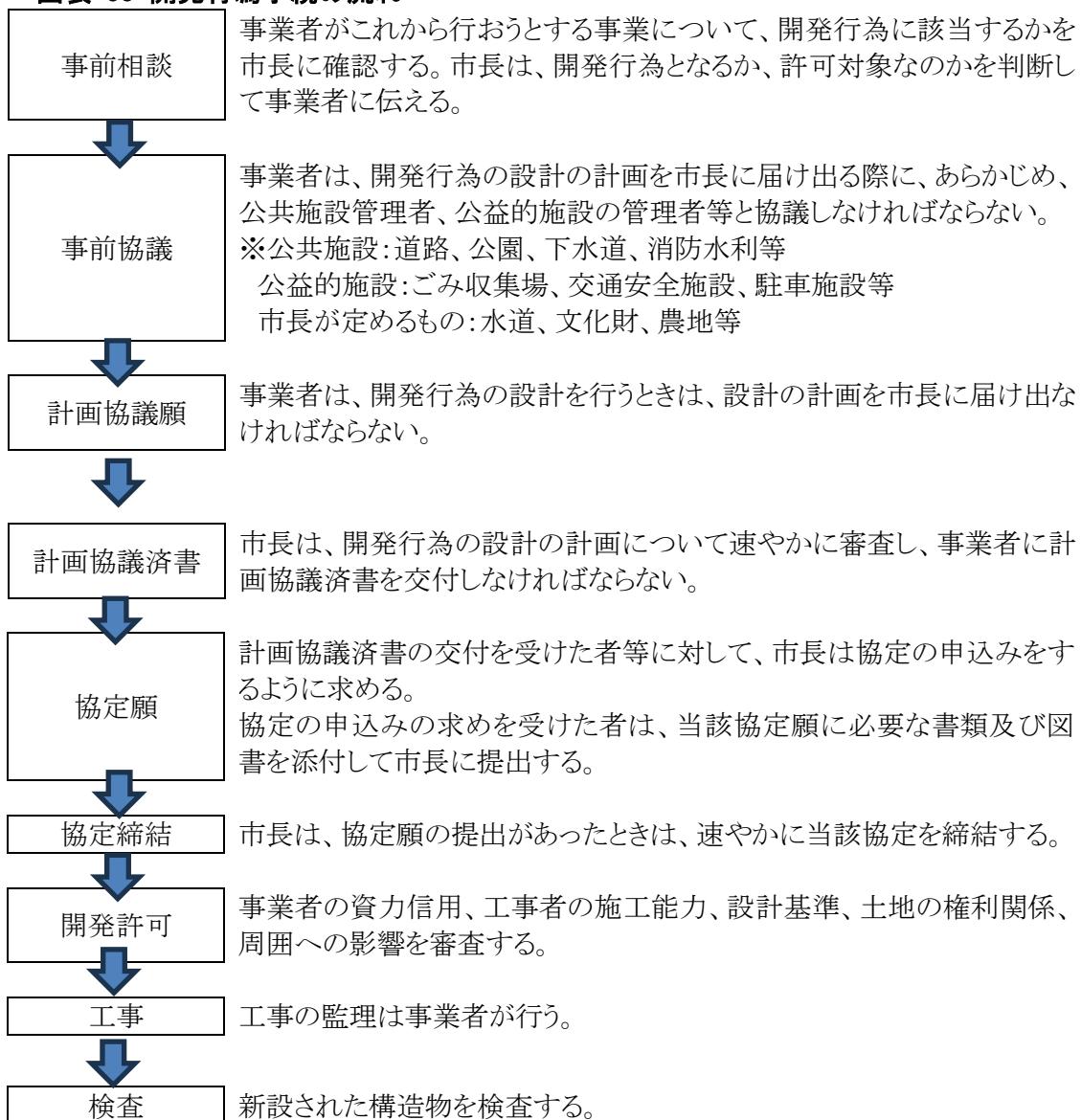
(出所:市提供データより監査人作成)

<sup>4</sup> 都市計画法に基づく市街化調整区域内での開発許可や、都市計画法に定められた特定の建築許可、開発許可処分等に対する審査請求について、審議・議決・裁決を行う機関。

## ⑤ 開発許可の手続の流れ

開発行為をしようとする者(以下、本項において「事業者」という。)が行う開発許可に関する手続の流れは次図のとおりである。

**図表 53 開発行為手続の流れ**



## ⑥「窓口支援システム」保守管理及び運用サポート業務委託

窓口支援システムは、高度化する開発許可事務や窓口での日常多数の物件照会に対応するために、プロポーザル方式で選定した H 社と平成 23 年度から平成 24 年度にかけて協議を重ねて開発し、導入したシステムである。

令和 6 年度において市は、窓口支援システムについて H 社と、「窓口支援シス

ム」機器等賃貸借契約(以下、本項において「賃貸借契約」という。)と、「窓口支援システム」保守管理及び運用サポート業務委託契約(以下、本項において「保守契約」という。)の2つの契約を締結している。

賃貸借契約は、契約日令和6年4月1日、賃貸借期間は令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間。4年間の契約金額は3,190,000円(税込)、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間は年額803,000円、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年間は781,000円としている。

保守契約は、契約日令和6年4月1日、委託期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、委託料は517,000円(税込)である。

賃貸借契約、保守契約とも一者随意契約となっている。市が作成している一者随意契約理由書によると、契約の相手方を選定した理由は次のとおりである。

#### 図表 54 賃貸借契約の一者随意契約理由

「窓口支援システム」は、プロポーザル方式で業者選定を行い、平成23年度から平成24年度にかけてH社と本市が、実際の運用に即すような協議を重ねて独自に開発したものである。当該システムは、高度化する開発許可事務や窓口での日常多数の物件照会に対応するため宅地課業務に不可欠なシステムである。本案件については「窓口支援システム」の機器の賃貸借を行うものである。当該システムの開発を行っているH社が、システムを内蔵した機器等の提供が唯一可能な業者であることからH社を選定した。

#### 図表 55 保守契約の一者随意契約理由

「窓口支援システム」は、開発データなどの窓口案内業務の迅速化及び許可事務等における利便性向上を図るべく、プロポーザル方式により下記の業者を選定し、システムを開発し構築したものである。当該システムは、窓口業務等において日常的に一般の利用にも供されるものであり、システムの不具合等が生じた場合は、業務に支障をきたさないよう迅速かつ適切な対応が求められる。

当該システムと関連機器の保守管理を行うものが相違する場合、不具合等の原因追及に時間を費やし、復旧までの作業が遅延し、円滑な窓口業務に支障をきたすこととなる。したがって、当該システムの保守及び運用上のサポートを行う者は、内容に熟知している者でないと履行できない。

そのため、本契約は専門性を有するシステム開発と保守管理が一体的な性質をもつものであり、性質・目的が競争入札に適さないものとして、下記の業者と一者随意契約を締結するものである。

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 41】「窓口支援システム」の一者随意契約について

窓口支援システムについて市は、H 社と賃貸借契約と保守契約を締結している。賃貸借契約は、賃貸借期間を令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとした長期継続契約、保守契約は単年度契約で、いずれも一者随意契約としている。

保守契約の令和 7 年度の委託料は 1,595,000 円で、令和 6 年度の 517,000 円から大幅に増額している。両年度の仕様書を比較すると、令和 6 年度に規定のなかった月 1 回以上の定期的な点検保守管理の実施などが新たに規定されている。

仕様書の見直しを行い、委託料が増加した理由を市に確認したところ、その理由は次のとおりであった。

- ・土地使用図データ(公図)を平成 25 年より更新しておらず、土地の検索等に支障が生じていたため更新を行った。
- ・元号が令和に変更後も平成で対応していたため、システム内の元号の切り替えを行った。
- ・令和 7 年 5 月から宅地造成及び特定盛土等規制法の運用が開始されたことに伴い、許可書等の様式を更新するためシステムの改修を行った。
- ・数値(航空)写真を平成 30 年より更新しておらず、違反指導等において最新の航空写真が必要であるため更新を行った。

上記理由については、システムの改修やデータの追加を行うものであり、対応が必要だったのであれば、令和 6 年度は、賃貸借契約を一者随意契約とするのではなく、プロポーザル方式等で事業者を募り、システムの再構築を行う余地もあったと考える。

現在の賃貸借期間以降の窓口支援システムの取扱いについては、一者随意契約を前提とするのではなく、プロポーザル方式の導入などによるシステムの再構築も考慮した対応を図る必要がある。

## 【意見 42】賃貸借契約における保守の取扱いについて

窓口支援システムの令和 7 年度の保守契約の仕様書(「窓口支援システム」保守管理及び運用サポート等業務委託仕様書)では、業務の一つとして「機器等不具合及びシステム異常時の対応」を求めている。その内容は次のとおりである。

機器等の不具合またはシステムの異常があるときは、発注者からの連絡に基づき、受託者は遅滞なくこれを修繕または改善するものとする。

この場合、受託者は発注者から連絡を受けた日から起算して、3 日以内(閏序日は除く)に改善のための作業を実施することとし、止むを得ない事由により期間内に作業を実施できない場合は、発注者に対して理由書を提出し、事前に承認を受けるものとする。

上記については、令和 6 年度の保守契約の仕様書にも同様の定めがある。

一方、賃貸借契約にも保守の定めがある。窓口閲覧用 1 台、職員用 1 台の計 2 台のデスクトップ型パソコン、職員用として 2 台のノートパソコンの計 4 台が賃貸借契約の対象となっているが、これら 4 台について、仕様書には保守として次の定めがある。

4 年間の当日訪問修理対応のこと

※サービス時間帯: 平日午前 8 時半～午後 7 時

(祝日および 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

保守契約を締結している状況で賃貸借契約にも保守の定めがあることについて市は、賃貸借契約の保守は「機器」に対するもの、保守契約の保守は「システム」に対するものとして取り扱っているとのことである。しかしながら、保守契約の仕様書には「機器等の不具合」の表現があり、機器の不具合も保守の対象に含めていると読める。また、実際に窓口システムに不具合が生じた場合、それが機器に起因するものなのか、システムに起因するものなのかを明確に区別することは困難と思われる。

令和 6 年度の賃借料 803,000 円について、市は事業者から令和 5 年 10 月 2 日付けの見積書を受領しているが、見積書では賃借料のなかに保守料が含まれているかは明確となっていない。賃借料に保守料が含まれていないとしても、保守契約を締結している以上、賃貸借契約で別途保守を求める必要性は低い。市においては賃貸借契約の内容を見直す必要がある。

## **【意見 43】委任状の取扱いの明確化について**

開発許可に関する手続は原則として事業者が行うことになるが、事案によっては代理人が手続きを代行する場合がある。令和 6 年度に許可を行った事案からサンプリングして関連書類を確認したところ、代理人である設計業者が代理人として手続を実施している事案が確認された。

自身が行うべき手続を他人に代行してもらう場合、その手続が本人の意思に基づくものであることを証明するものとして委任状を作成する必要があるが、開発許可に関しても、事業者は委任状を市(許可権者)に提出する必要がある。

このことについては、市のホームページや市が公表している「柏市開発行為等審査基準」などで委任状に言及している個所が確認できなかった。

例えば、千葉市はホームページの「都市計画法、宅地開発指導要綱に基づく申請様式」に委任状に関する記載があり、「委任者作成(署名または記名押印)」とされている。

今回、サンプリングした事案では事業者の委任状を確認した。事業者などは委任状の必要性を認識しているケースが多いとは思われるが、市においてはホームページ等で委任状について言及しておくことが望ましい。

## 17. 柏駅周辺整備事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的、内容及び成果

中心市街地整備課は、柏駅周辺整備事業を所管しているが、当該事業はさらに柏駅周辺整備一般事務経費、柏駅周辺まちづくり事業、公民学連携によるまちづくりの推進の3つの細事業に分けられる。それぞれの事業概要は以下のとおりである。

##### ア 柏駅周辺整備一般事務経費

課の業務を適切に遂行するための事務用消耗品費や旅費等の支出。

##### イ 柏駅周辺まちづくり事業

市のイメージを印象づける柏駅周辺の再編に取り組むことで、エリア全体の発展につなげることを目的としており、現在行っている業務内容は以下のとおりとなっている。

- ・ 柏駅東口駅前再整備実現化方策の検討委託業務
- ・ 柏駅前空間に関するアンケート結果初期分析委託業務
- ・ 柏駅東口の再整備の実現のため、「柏駅東口地権者会合」を開催し、地権者との意見交換や議論の深化を図る。

所管課である中心市街地整備課は、柏駅東口の再整備について、地権者の意見集約を促しながら、整備計画を早期に策定する必要があるとしており、今後、地権者やその他関係者との協議を綿密に行うことで合意形成を進めつつ、実現可能な整備計画を検討していくとしている。

##### ウ 公民学連携によるまちづくりの推進

柏駅周辺に關係のある様々な主体や大学などが連携し、新たなスキームのもと、柏駅周辺エリアが抱える課題を解決することを目的とし、現在以下の業務を実施している。

- ・ 「公・民・学」が日常的・多面的に連携するための「まちづくりプラットフォーム」として設立された一般社団法人柏アーバンデザインセンター（通称「UDC2」）の管理運営費や活動等の事業費に係る負担金支出
- ・ まちづくり活性化を測る指標となる「柏駅周辺の歩行者通行量」を、AIカメラで計測するために要した調査費やシステム関連費の支出

所管課である中心市街地整備課は、UDC2をより質の高い団体として運営させる

ため、UDC2 の活動内容や人員についての妥当性を検討する必要があるとしており、そのために今後も、UDC2 の決算報告書や活動報告書などの内容精査を行い、活動内容や人員の妥当性について引き続き検討し、フィードバックを行うとしている。

## ② 事業費の推移

柏駅周辺整備事業 (単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	37,764	72,899	62,484
決算額	34,181	56,466	54,908

## ③ 事業費の主な内訳

柏駅周辺整備一般事務経費の内訳 (単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
報償費	3	関係機関報償品
旅費	260	普通旅費、研修旅費、視察旅費
需用費	92	事務用消耗品費、事業用消耗品費、図書購入費、被服購入費
役務費	116	郵便料、口座振替手数料、建物火災保険料
負担金、補助及び交付金	133	研修参加負担金
補償、補填及び賠償金	137	交通事故賠償金
合計	742	

柏駅周辺まちづくり事業の内訳 (単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
報酬	16	プロポーザル委員報酬
需用費	307	印刷製本費 他
委託料	8,981	計画策定委託、まちづくり関連事業業務委託
使用料及び賃借料	5	会場使用料
工事請負費	1,996	解体撤去工事
負担金、補助金及び交付金	11,566	柏駅周辺にぎわい創出イベント補助金(市制施行70周年記念事業)
合計	22,872	

公民学連携によるまちづくりの推進の内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
役務費	1,496	システムライセンス料
委託料	10,846	意識調査業務委託、電算システム作成(開発)委託、電算システム等保守管理委託
負担金、補助金及び交付金	18,951	公民学連携によるまちづくりの推進のための負担金、ストリートミュージシャン登録制度事業負担金
合計	31,293	

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 44】柏駅東口駅前再整備実現化方策検討業務委託に関する事業者選定

柏駅東口駅前は施設や機能の更新の必要性が高まってきていることから、市が新たに取得する旧そごう柏店本館土地を含め、柏駅東口駅前の再整備に伴う「交通広場の再編」や「新たな改札口の配置」等の実現化方策の検討を行うことを目的として、令和6年度に事業者を選定して以下の業務を行うこととなった。

- ・ 柏駅東口駅前交通広場等配置計画の実現化方策検討
- ・ 柏駅新改札(北側)設置の実現化方策検討
- ・ 関連機関との協議資料作成

事業者の選定にあたっては、プロポーザル方式によって選定することとし、選定のための「柏市プロポーザル方式選定委員会(柏駅東口駅前再整備実現化方策検討業務委託)」を設置した。

参加意思を表明した事業者は2者であり、プロポーザル方式による選定の結果I社が選定され、業務委託料8,756,000円で令和6年11月29日(履行期限令和7年3月31日)に業務委託契約が締結された。

プロポーザル方式による選定は選定委員5名(学識経験者1名、その他市長が認める者1名、市職員3名)によって行われている。ここで委員の構成は、「柏市プロポーザル方式選定委員会規則」第2条に基づき、学識経験者、その他市長が認める者、市職員のうちから市長が委嘱し又は任命することとなっており問題はない。ただし、より公平な選定を行うためには、過半数を外部の学識有識者によって構成

されることが望ましかったと思われる。今後、同様の選定を行う際には、「柏市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」にも記載があるとおり、案件等の性質を勘案し、必要に応じて関係部署と調整の上、選定委員を決定されたい。

#### **【意見 45】柏市制施行 70 周年記念事業イベントに係る補助金の収支確認について**

市では、市制施行 70 周年記念事業イベントについて、様々な関係者と事業内容を検討し、円滑な管理・運営を実現することを目的として実行委員会を設立し、当該実行委員会に補助金を交付することとした。市は補助金を交付するにあたり、「柏市制施行 70 周年記念事業補助金交付要綱」を新たに制定し、補助金交付の目的、対象事業及び補助金交付の対象とする経費を明確にしている。

実行委員会は、業務完了後「補助金等実績報告書」とともに「収支報告書」を市に提出し、市は支出の妥当性を確認している。しかしながら、実際に提出された(変更)収支報告書の内容は、支出内容と事業者等が簡単に記載されているのみで、交付要綱の補助金交付の対象とする経費との整合性を確認するものとはなっていない。実際には領収書等の証憑書類と交付要綱とは不合しているとのことだが、本来は整合の過程を文書等で残す必要がある。

#### **【意見 46】令和 6 年度柏市中心市街地歩行者通行量調査委託**

市は、令和 6 年度柏市中心市街地歩行者通行量調査委託業務として、I 社と自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により一者随意契約を締結した。市によると一者随意契約とした理由は、本委託で使用するカメラ及びシステムは、令和 5 年度柏市中心市街地歩行者通行量調査委託において導入したものであり、当該業者はその際にシステムの構築及び運用に携わっており、本業務内容に熟知していること、エラーが発生した際に短期間で対応できること、システムの遠隔操作によりデータの解析・整理を行えるのは当該事業者のみであるため随意契約を締結したとしている。

ここで、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当し、法律、条例等で契約の相手方が特定されている場合や排他的権利の使用などが該当する。つまり、他者との契約が 100% 考えられないときであり、業務の性質上不可能か否かについて十分な検討を行う必要がある。一方、本業務は、当該事業者以外による実施は困難ではあるが不可能ともいえないと考えられる。したがって、本来は入札の実施が望ましいと思われる。

また、随意契約を締結する場合においても、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号ではなく、競争入札に付すことが価格面や品質面等で不利な契約として第 6 号を適用することも検討の余地がある。

## 18. 街路整備事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

街路整備事業は都市計画道路の整備を図る事業であり、令和6年度においては以下の細事業から構成される。都市計画道路の整備は「柏市都市計画道路等整備プログラム」に基づき行われており、令和6年度は、「第3次柏市都市計画道路等整備プログラム」(計画期間:平成29年度から令和8年度まで:10年間)の期間内にある。

また、街路整備事業の細事業のうち柏駅周辺街路整備事業は中心市街地整備課所管である。

図表 56 街路整備事業の内容

(単位:千円)

細事業名	所管課	決算額
ア. 吉野沢高野台線整備事業	道路整備課	202,865
イ. 豊四季宿連寺線整備事業	道路整備課	41,887
ウ. 高柳藤ヶ谷新田線整備事業	道路整備課	10,230
エ. 県施行街路事業負担金(箕輪青葉台線)	道路整備課	37,321
オ. 県施行街路事業負担金(十余二船戸線)	道路整備課	2,883
道路整備課所管分 小計 ①		295,187
カ. 柏駅周辺街路整備事業	中心市街地整備課	1,978
中心市街地整備課所管分 小計 ②		1,978
合計 ①+②		297,165

#### ② 事業費の推移

道路整備課所管分

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	306,463	270,255	403,227
決算額	241,626	138,484	295,187

中心市街地整備課所管分

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	5,086	29,629	2,200
決算額	30,181	29,514	1,978

### ③ 事業費の主な内訳

道路整備課所管分 (単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
需用費	31	
委託料	33,440	柏都市計画道路 3・4・22 号吉野沢高野台線道路詳細設計委託、柏都市計画道路 3・4・22 号吉野沢高野台線地質調査委託他
工事請負費	49,423	柏都市計画道路 3・4・52 高柳藤ヶ谷新田線歩道改良工事(1 工区)、柏都市計画道路 3・4・6 豊四季宿連寺線歩道築造工事他
公有財産購入費	114,345	
負担金、補助金および交付金	40,205	
補償、補填及び賠償金	57,742	
合計	295,187	

中心市街地整備課所管分 (単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
委託料	1,978	都市計画道路用地測量等委託単価契約
合計	1,978	

### ④ 柏駅周辺街路整備事業について

街路整備事業の細事業のうち柏駅周辺街路整備事業は、道路等の都市基盤整備が不十分なため商業地としての街の活力低下が懸念されている柏駅周辺について、市街地再開発事業と一体的に路線を整備することで、街全体の回遊性の向上により賑わいを創出し、柏駅周辺地区の活性化と機能強化を図るものである。

令和6年度現在において事業認可されている路線は、「柏都市計画道路 7・5・3 号 元町通り線」(以下「元町通り線」という。)、「柏都市計画道路 7・6・4 号 中通り線」(以下「中通り線」という。)及び「柏都市計画道路 7・6・2 号 南通り線」である。

#### 柏市都市計画マスタープランより抜粋

第4章 地域別構想(中央2地域)

4) 中央2地域の分野別方針

④交通体系

イ. 良好的な歩行者・自転車環境の創出

○歩行者環境の向上

- ・中心市街地である柏駅周辺地区においては、回遊性を向上し、賑わいを創出するため、7・5・3 号元町通り線、7・6・4 号中通り線、7・6・2 号南通り線、8・7・1 号小柳町通り線などの歩行者系都市計画道路の整備を進めます。

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 47】柏駅周辺街路整備事業に係る今後の整備方針の見直しについて

このうち元町通り線及び中通り線は都市計画決定後、平成 14 年 2 月に事業認可を取得し事業を開始しているが、用地取得交渉が難航したことから当初の事業認可後も変更認可を繰り返し、当初事業認可から 23 年が経過した令和 6 年度末時点においても用地進捗率は 46% にとどまっている。

市によれば、①駅至近の商業地であり賃貸需要が高く、用地取得時における補償交渉の相手方となるテナント入居者の入れ替わりが激しいこと、②面積当たりの賃料収入や売上高が大きく、わずかな面積の買収であっても地権者やテナント入居者等にとっては大きな収益ダウンにつながる可能性もあること等から用地取得交渉が難航したことである。また、収用手続きへの移行は、市と他の地権者や周囲の店舗、商店会等との関係性に影響が及び難いことから、令和 7 年度末において終了する現事業認可を 5 年間延長し、用地買収を継続したいとのことである。

しかし、これまでに進捗した箇所は、主に柏駅東口 A 街区第二地区第一種市街地再開発事業(以下「A 街区市街地再開発事業」という。)と併せて用地取得及び整備を行ったものであり、それ以外の箇所は地権者との関係もあり、進捗が芳しくない。街全体の回遊性の向上による賑わいの創出という事業趣旨は認めるものの、平成 14 年 2 月の当初事業認可から 23 年が経過し、その後にそごう柏店、柏マルイ及びイトーヨーカドー柏店の閉店等もあり、環境は大きく変化しつつある。また、「千葉県都市計画道路見直しガイドライン」(平成 22 年 3 月 千葉県)においても、見直しの検討路線の条件の一つとして「当初計画決定から 20 年以上経過した路線・区間」が挙げられており、23 年という経過期間は一つの時間的な区切りの目安が到来したものと言える。

コスト面でも、全体事業費を 2,468 百万円、残事業費を 1,607 百万円と想定されているが、これは平成 18 年の第 1 回変更認可時に積算したものであり、それ以降の地価を始めとする物価変動や労務費の上昇等は反映されておらず、実際の事業完了までには相当程度の事業費の増加が見込まれる。

令和 10 年度には、中通り線のうち用地取得が先行している A 街区市街地再開発事業に接する区域において片側歩道部分の整備が一旦完了することが想定されている。このため、現状を踏まえた街路整備による効果と価格水準の変動等を反映した残事業費とを試算した上で、令和 11 年度以降においても同区間の未整備側の道路拡幅及び歩道整備を継続するのか、もしくは限られた財源を他の区間の整備に充当するのか優先順位を明確にし、費用対効果の観点から整備方針を見直されたい。

**図表 57 事業の概要及び進捗率等**

区分	内容
延長、幅員	7・5・3 号元町通り線: 延長: 214m、幅員: 12m 7・6・4 号中通り線: 延長: 191m、幅員: 8m
事業認可変更等の推移	○当初事業認可: 平成 14 年 2 月 8 日 ～平成 18 年 3 月 31 日 (用地進捗率 24%) ○第 1 回変更: ~平成 23 年 3 月 31 日 (用地進捗率 46%) ○第 2 回変更: ~平成 28 年 3 月 31 日 (用地進捗率 46%) ○第 3 回変更: ~令和 3 年 3 月 31 日 (用地進捗率 46%) ○第 4 回変更: ~令和 8 年 3 月 31 日 (用地進捗率 46%)
全体事業費	2,468 百万円
残事業費	1,607 百万円
用地残件数	33 件 (元町通り: 14 件、中通り: 19 件)

(出所: 市提供データより監査人作成)

#### 千葉県都市計画道路見直しガイドラインより抜粋

##### 4. 見直しの基本的な考え方

###### (1) 検討路線の考え方

見直しの検討の対象とする都市計画道路(検討路線)は、当面、見直しの必要性が高い次の2つの条件に該当する路線とする。

- 1) 未整備の区間を含む路線(自動車専用道路を除く)
- 2) 当初都市計画決定から 20 年以上経過した路線・区間

なお、上記の条件によらず見直し検討が必要と判断される路線・区間は、その根拠を明らかにした上で、検討対象に加えることが望ましいものとする。

- 2) 当初都市計画決定から 20 年以上経過した路線である。

○都市交通施設等の計画では、計画策定時の 20 年後を目標年次と考えており、20 年以上未着手状態にある路線・区間は、計画としての意義が低下している可能性が高く、今後も事業着手の見通しが立たない可能性が高い。したがって、見直しを優先的に検討すべき路線として捉えるのものとする。

## 19. 交通政策事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

市では、柏市地域公共交通計画<sup>5</sup>(令和6年3月策定)、柏市自転車活用推進計画(令和7年4月策定)に従い下記業務を実施している。

##### ア 公共交通に関すること

- ・かしわコミュニティバス「ワニバース(市役所ルート・逆井/南増尾/沼南コース)」
- ・予約型相乗りタクシー「カシワニクル」
- ・鉄道の利便性向上に向けた要望活動や市内鉄道駅のバリアフリー化の推進
- ・路線バスの利便性向上や利用促進(モビリティ・マネジメント)
- ・タクシー事業の活性化

##### イ 道路交通に関すること

- ・自転車通行環境の整備
- ・道路整備に関する国・県等への要望活動
- ・道路に関する情報提供(国道16号ライブカメラ)
- ・ITS(高度道路交通システム)の研究
- ・柏版図柄入りナンバープレート

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	199,524	276,863	203,169
決算額	59,151	89,972	304,617

令和4年度の当初予算額と決算額の差額は140,373千円である。これは、初石駅整備事業(継続費)の繰越及びコミュニティ交通実証運行事業の未執行等によるものである。

令和5年度の当初予算額と決算額の差額は186,891千円である。これは、初石駅整備事業(継続費)の繰越等によるものである。

令和6年度の当初予算額と決算額の差額は△101,448千円である。これは、初石駅整備事業(継続費)の過次繰越分を含む執行及び自動運転バス走行空間実証実験の追加執行(6月補正)等によるものである。

<sup>5</sup> 『第3章 監査対象の基本的事項 1. 土木費の概要 (5) 柏市地域公共交通計画』参照。

### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
報酬	935	
職員手当等	125	
報償費	16	
旅費	228	
需用費	2,807	時刻表、ポスター、シルバーチケット等 印刷代
役務費	619	
委託料	84,672	自動運転バス走行空間実証実験業務 委託、沼南地域デマンド交通運行等業 務委託
使用料及び賃借料	1,276	
工事請負費	7,612	自転車通行環境整備工事
備品購入費	535	
負担金、補助及び交付金	205,788	路線バス運行補助金、乗合タクシー運 行補助金、初石駅整備事業(継続費)
合計	304,617	

### (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

### (3) 監査対象事業に対する意見

#### 【意見 48】路線バス運行補助金について

市では、地域のバス路線網の整備充実を図り、市民生活の利便性向上に寄与するため、柏市役所線運行に関する協定書に基づき運行を行う者に対し、柏市補助金等交付規則(昭和 60 年市規則第 29 号(以下、本意見において「規則」という。)及び柏市役所線運行事業補助金交付要綱(以下、本意見において「要綱」という。)に従い、補助金を交付している。

令和 6 年度における柏市役所線の運行状況等は次のとおりである。

**図表 58 令和 6 年度における柏市役所線の運行状況等**

名称	ワニバース(市役所ルート)
運行事業者	J 社
運行台数	2 台(定員 28 人)
運行経路	定時定路線 柏駅～市役所本庁舎～ウェルネス柏
運行日	平日(土日祝は除く)
運休日	年末年始
運賃	柏駅 ⇄ 市役所本庁舎 170 円 柏駅 ⇄ ウェルネス柏 200 円
決算額	20,382,000 円

**図表 59 ワニバースの車両と運行ルート**



(出所:市 HP より)

要綱では、補助金の額について次のとおり定めている。

#### 柏市役所線運行事業補助金交付要綱より抜粋

- (補助金の額)
- 第3条 補助対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。
- 2 市は、協定第2条の事業計画書(以下「事業計画書」という)で定める事業計画の遂行において、運賃等による収入が運行に要する経費に満たない場合、補助対象者に対し、運行に要する経費から運賃等による収入を差し引いた額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を補助するものとする。
- 3 前項の運賃等による収入については、消費税相当額を控除した額により、運行経費補助額を算定するものとする。
- 4 天災その他やむを得ない理由により運行不能が生じた場合における運行経費補助額は、市と補助対象者で協議のうえ決定するものとする。

(その 1) 補助金交付決定における審査書類について

市は、事業者から補助金交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付する補助金の額を決定する(要綱第 5 条)。審査の対象となる、令和 6 年度の補助金交付申請書と同時に提出された「補助事業等の経費の総額及び内訳」は**図表 60** のとおりである。

経費は費目と金額に加え、備考欄に主な内容が記載されているが、備考欄には主な内容が記載されているのみで、その内訳金額は明らかにされていない。また、市の担当者はこれらの金額の正確性等を確認するために、事業者を訪問して総勘定元帳や証憑類のチェックを実施したことであるが、その記録は残されておらず、どのような項目についてどのような証憑類と突合を行ったかを事後的に確認することはできない。

当補助金の補助対象は市と協定を締結した者とされており、広く一般の事業者に交付される補助金ではない。したがって、その審査も複数行われ、他の事業者の状況と比較し精度を上げるといった効果は期待できないため、より慎重に実施し、その内容や証跡を保存する必要性が高いと考えられる。

今後の補助金交付時の審査においては、例えば主項目の内訳明細やその証憑類の提出を求め、経費金額との整合性や要綱に規定した補助対象経費の算定基準との適合性などをチェックした証跡を保管することが求められる。

**図表 60 補助事業等の経費の総額及び内訳**

区分		金額	備考
経常費用 営業費用	人件費	12,819,000 円	乗務員・事務員
	燃料油脂費	1,578,000 円	燃料・油脂等
	車両修繕費	1,008,000 円	3ヶ月法定点検・車検等
	賦課税	82,000 円	自動車税・自動車重量税・環境性能割・車両諸費用
	施設使用料	0 円	借地料等
	償却費	9,521,000 円	新規購入小型 1 ドアポンチョ専属 2 両・予備 0.5 両(我孫子市コミュニティバスと共に用) 定額 5 年償却
	保険料	380,000 円	自賠責・任意保険
	一般管理費	3,168,000 円	一般管理人件費・水光費・備消品費他
	その他経費	1,042,000 円	通信費・施設管理費・社用車維持管理費
	営業外費用	0 円	車両売却損等(柏市役所線にかかるもの)
経費総額		29,598,000 円	

## (その 2) 経費についての消費税の規定について

要綱第 3 条第 3 項では、運賃等による収入については、消費税相当額を控除した額により、運行経費補助額を算定するものとすると規定されているが、経費についての消費税の規定が記載されていない。補助金を交付する場合には、補助対象者が消費税の課税事業者か否か、また、課税事業者である場合には、仕入税額控除の計算方法等によって補助金の返還を求めるかどうかを検討する必要がある。

要綱には、補助対象経費に関する消費税相当額の取扱についても明確にし、補助金の返還の取扱についても検討することが望まれる。

## 【意見 49】乗合タクシー等事業補助金について

市では、公共交通の空白地域及び不便地域の住民の移動手段を確保し、公共交通の空白地域及び不便地域の解消を図ることを目的として、乗合タクシー等事業を実施する事業者に対し、補助金を交付している。

乗合タクシー等事業とは、柏市乗合タクシー運行事業に係る協定書、及び、市長が別に定める運行計画に基づき実施する道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。

令和 6 年度における柏市乗合タクシーの運行状況等は次のとおりである。

図表 61 令和 6 年度における柏市乗合タクシーの運行状況等

名称	ワニバース(南部ルート)
運行事業者	K 社
運行台数	3 台(定員 9 人)
運行経路	・逆井コース 南部老人福祉 C～南部近隣 C～南部老人福祉 C ・南増尾コース 南部老人福祉 C～南増尾～南部老人福祉 C ・沼南コース 沼南庁舎バス乗継場～逆井駅東口・高柳駅～沼南庁舎バス乗継場
運行日	毎日運行
運休日	年末年始
運賃	大人 200 円、小学生・障害者 100 円
決算額	27,935,482 円

図表 62 ワニバース（南部ルート）



(出所: 市 HP より)

柏市乗合タクシー等事業補助金交付要綱(以下、本意見において「要綱」という。)では、補助対象経費並びに補助金の額及び限度額について規定しているが、補助対象経費にかかる消費税についての規定はない。令和6年度柏市乗合タクシー事業報告書を見ると、補助事業等に要した経費のうち、一般管理費に含まれる求人広告費用(264千円)は消費税込みの金額で計算されていた。

補助を受ける運行事業者が消費税の課税事業者である場合、補助対象経費について仕入税額控除が行われると、消費税等の仕入控除税額相当額は会社内に留保される結果となるため、原則的には、消費税等の仕入控除税額相当額は市に返還すべきと考えられる。

市は、補助対象経費に消費税を含めるかどうか、含めた場合には、仕入控除税額の返還をどのように取り扱うかについて、要綱上明確化することが求められる。

## 20. 北部総合整備事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的、内容及び成果

北部整備課では、現在、事務 4 名(他派遣 4 名)、土木 6 名(他派遣 5 名)体制のもと、千葉県が事業主体となり進められている柏の葉キャンパス駅周辺の土地区画整理事業や、柏の葉キャンパス・柏たなか地域のまちづくり推進など(北部総合整備事業)に取り組んでいる。

北部整備課の所掌事務としては、大きく区画整理担当とまちづくり担当に分けられ、それぞれ以下の担当業務を行っている。

##### ○ 区画整理担当

- ・土地区画整理事業の計画及び整備に係る調整に関すること
- ・土地区画整理事業区域の整備に係る地元対策に関すること
- ・柏北部中央地区の土地区画整理事業施行区域内の建築行為等の許可に係る申請の受理及び進達に関すること
- ・大室東地区のまちづくりに関すること

##### ○ まちづくり担当

- ・まちづくりに係る関係機関との連絡調整に関すること
- ・まちづくりの計画及び推進に関すること

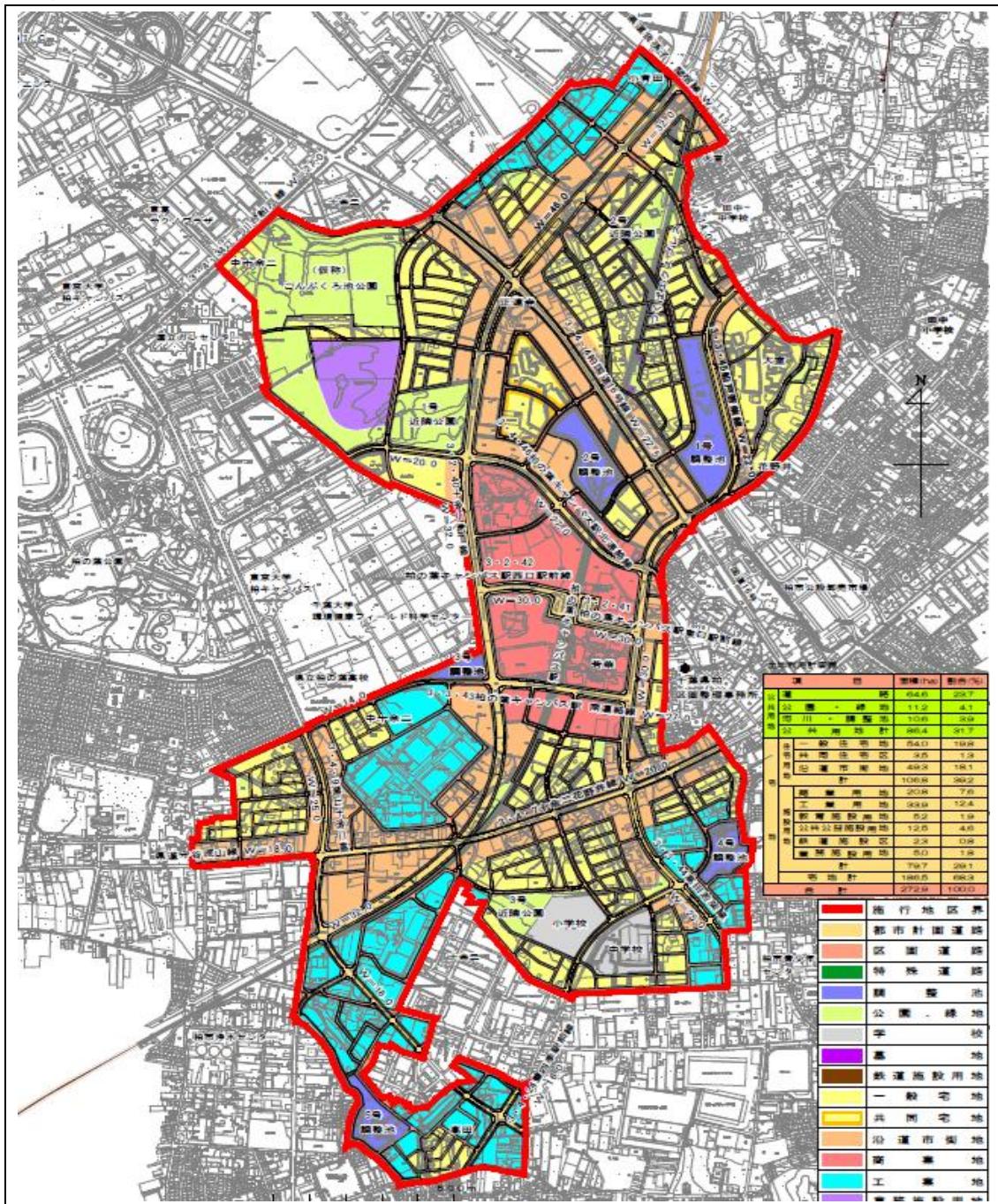
以上を踏まえ、主な北部整備課の支出は、現在、組織運営に係る一般的経費支出のほか、柏北部中央地区土地区画整理事業負担金、TX 沿線活性化対策に係る支出及び区画整理区域外用地に係る事業の支出に区分される。

#### ア 柏北部中央地区土地区画整理事業負担金

「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」及び「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法」に基づき、つくばエクスプレスの重点地域における土地区画整理事業により、都市基盤整備と市街地環境整備を実施するものである。具体的な内容としては、「柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業の費用負担協定書」(平成 12 年 3 月 23 日締結)に基づき、事業に要する費用から国庫補助金、保留地処分金及び公共施設管理者等の負担金を除いた額を、原則、千葉県と柏市が折半している。施行者は千葉県となり、柏市は負担金を負担している。総事業費は 1,091 億円(当初 963 億円(平成 12 年度))で、令和 6 年度末時点での進捗率は 79.3%となっている。市負担は、全体で約 124 億円となるが、令和

6 年度末までに約 86 億円を負担しており、残りの負担額は約 38 億円となっている。

図表 63 柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業・土地利用計画図



## イ TX 沿線活性化対策

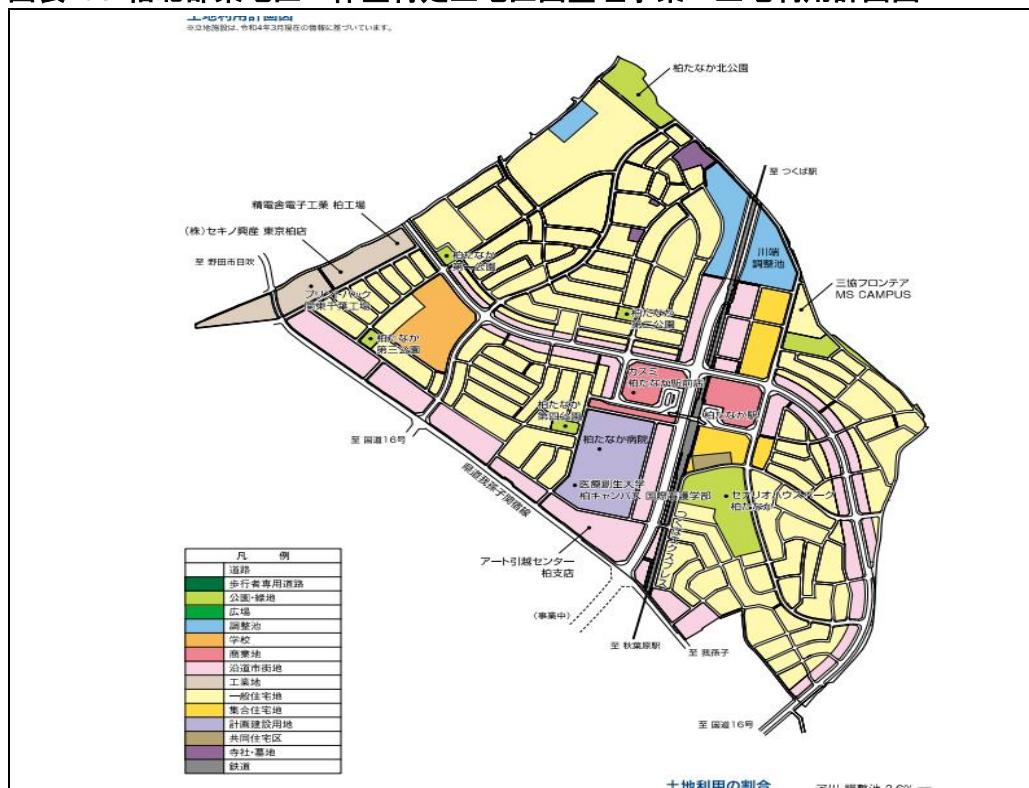
公・民・学連携により、先進的で自立したまちづくりを進めるためのビジョンとなる「柏の葉国際キャンパスマウン構想」に基づき、新たな知と産業、文化を創造する「国際学術研究都市」、健康で高質の居住・就業環境が実現される「次世代環境都市」を形成するための事業となっている。

具体的な内容は、柏の葉地域公共サイン整備方針に基づき、地区内に公共サインを設置するための委託事業、工事を実施とともに柏の葉アーバンデザインセンター(UDCK)の運営に係る負担金を支出している。

## ウ 区画整理区域外用地に係る事業

市では柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業に加え、柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業も独立行政法人都市再生機構(以下「UR」という。)とともに推進してきたが、当該土地区画整理事業はすでに終了しており、現在は主にまちづくりに関する事業の推進に注力している。

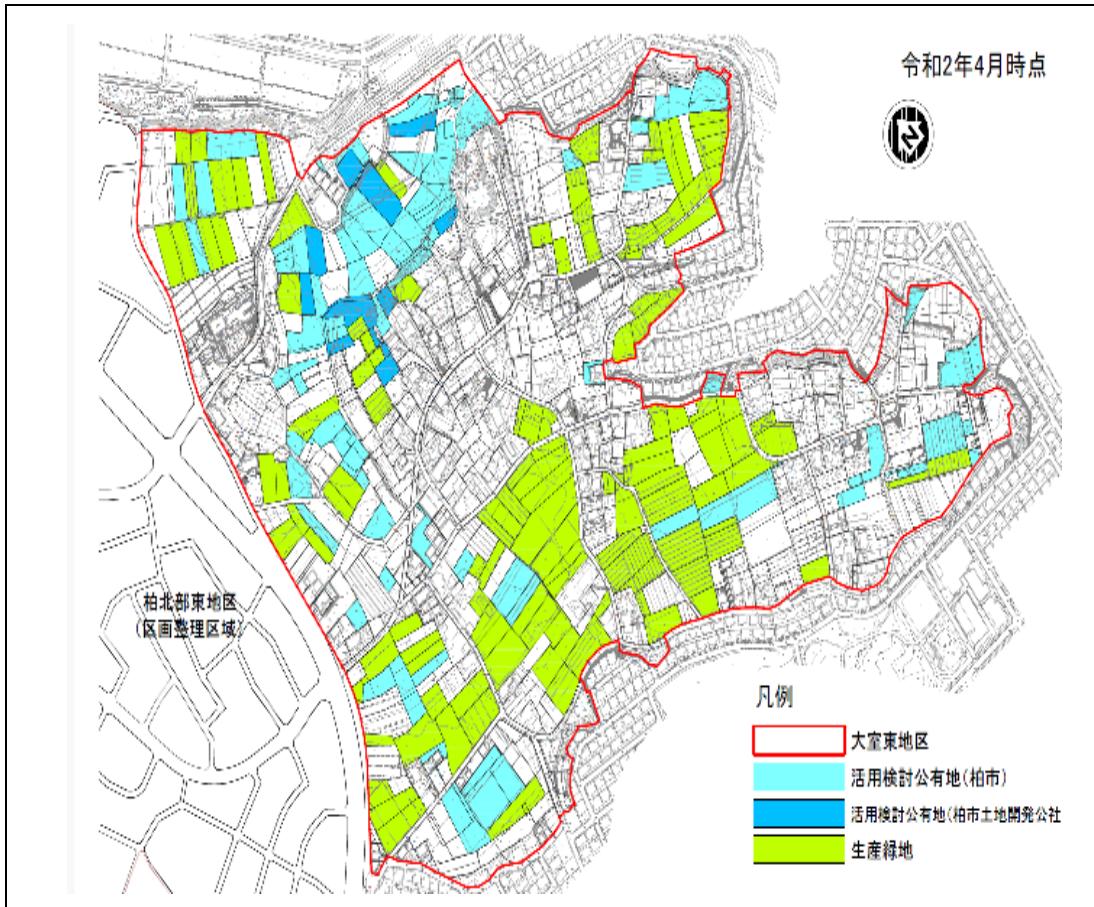
図表 64 柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業・土地利用計画図



(出所:UR ホームページより)

一方、区画整理区域外用地は、もともと柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業区域であったが、柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業の区域から除外となり、北部整備課が所管する土地となったものである。具体的には、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 閣議決定)により UR のニュータウン事業は「現在実施中の事業については、平成 25 年度までに工事を完了し、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、平成 30 年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進する。」こととされ、平成 24 年 9 月の柏市議会において、大室東地区の区域縮小に向けた方針についてやむを得なく受け入れる旨を報告し、柏市が引き取ったものである。全部で 94 件(普通財産)あり、登記地積は 43,906.06 m<sup>2</sup>となっている。北部整備課は当該用地の所管課として、除草、防草等の適正な管理を実施しており、今後も、用地測量を順次実施し土地活用に向けた検討を行うことになる。

**図表 65 大室東地区 活用検討公有地・生産緑地位置図**



## ② 事業費の推移

北部総合整備事業 (単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	1,084,075	710,360	597,588
決算額	951,123	471,058	448,756

(内訳)

一般事務経費 (単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	608	547	572
(補正予算額)	(313,684)	(49,576)	(0)
(配当替)	(0)	(32)	(49)
予算額計	314,292	50,155	621
決算額	314,056	50,021	460

柏北部中央地区土地区画整理事業負担金 (単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	366,665	728,125	561,056
(前年度繰越額)	(58,741)	(124,664)	(229,552)
(補正予算額)	(△2,764)	(△259,894)	(△247,282)
予算額計	422,642	592,895	543,326
決算額	294,406	361,177	399,059

TX 沿線活性化対策(新駅周辺活性化対策) (単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	33,309	51,054	37,395
(補正予算額)	(0)	(0)	(0)
(配当替)	(710)	(0)	(0)
予算額計	34,019	51,054	37,395
決算額	30,461	45,555	35,342

区画整理区域外用地に係る事業 (単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	14,872	16,256	16,246
(前年度繰越額)	(298,960)	(0)	(0)
(補正予算額)	(0)	(0)	(0)
(配当替)	(△710)	(0)	(0)
予算額計	313,122	16,256	16,246
決算額	312,200	14,305	13,895

### ③ 事業費の主な内訳

一般事務経費

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
報償費	30	講師謝礼金(3名分)
旅費	236	普通旅費及び特別旅費
消耗品費	166	事務用消耗品、被服購入費
食糧費	5	会議用賄料(お茶)
通信運搬費	2	郵便料
負担金、補助及び交付金	20	研修参加負担金、傷害保険料
合計	460	

柏北部中央地区土地区画整理事業負担金

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
負担金、補助及び交付金	399,059	(1)つくばエクスプレスの重点地域における土地区画整理事業により、都市基盤機構と市街地環境整備を実施 (2)柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業に関する市負担分
合計	399,059	

TX 沿線活性化対策

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
委託料	1,310	資材価格特別調査委託 297 千円 ・設計単価の基礎資料 公共サイン更新業務委託 444 千円 ・誘導・小拠点サインの盤面作成 電算処理業務委託 568 千円 ・北部中央・東地区内他の居住者人口調査 ・北部中央・東地区内他の転出者調査 ・市内転居調査
工事請負費	9,570	公共サイン設置工事 ・小拠点 3 基、誘導 2 基
負担金、補助及び交付金	24,462	・柏の葉アーバンデザインセンター負担金 (市制施行70周年記念事業を含む)
合計	35,342	

## 区画整理区域外用地に係る事業

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
委託料	8,439	大室東地区他除草業務委託 5,522 千円 大室東地区支障木伐採業務委託 467 千円 大室東地区伐採木処分業務委託 462 千円 大室東地区害虫駆除業務委託 49 千円 地積更正登記業務委託 1,938 千円
工事請負費	5,456	大室東地区防草シート設置工事
合計	13,895	

**(2) 監査の結果**

指摘すべき事項はない。

**(3) 監査対象事業に対する意見****【意見 50】UDCKへの負担金の検証**

市では、毎年度一般社団法人柏の葉アーバンデザインセンターとの間で、管理運営費用の負担に関する協定書を締結した上で、負担金を支出している。令和 6 年度においては、協定金額が 24,470,000 円であり、精算後の最終確定額が 24,462,288 円となっている。基本協定書締結後の年度別の負担金支出の経緯は以下のとおりである。

**図表 66 負担金の推移**

(単位 : 円)

年度	市の負担額 (前年度増減額)	負担対象
平成 28 年度	3,000,000	○センターの管理運営費:光熱費、保険料、施設管理費(管理スタッフ、清掃用具リース、通信費) (注 1)
平成 29 年度	4,324,936 (1,324,936)	○センターの管理運営費:光熱費、保険料、施設管理費(管理スタッフ、清掃用具リース、コピー機リース料、通信費)
平成 30 年度	4,112,402 (△212,534)	○センターの管理運営費:光熱費、保険料、施設管理費(管理スタッフ、清掃用具リース、コピー機リース料、通信費)
令和元年度	4,455,464 (343,062)	○センターの管理運営費:光熱費、保険料、施設管理費(管理スタッフ、清掃用具リース、コピー機リース料、通信費)
令和 2 年度	16,862,398 (12,406,934)	○センターの管理運営費:光熱費、保険料、施設管理費(管理スタッフ、清掃用具リース、コピー機リース料、通信費) ○基幹事業運営費:まちづくりの啓発・情報発信・活動支援、都市デザイン協議・推進に係る事業 (注 2)
令和 3 年度	17,442,394 (579,996)	○センターの管理運営費:光熱費、保険料、施設管理費(管理スタッフ、清掃用具リース、コピー機リース料、通信費)

年度	市の負担額 (前年度増減額)	負担対象
		○基幹事業運営費:まちづくりの啓発・情報発信・活動支援、都市デザイン協議・推進に係る事業
令和 4 年度	22,676,329 (5,233,935)	○センターの管理運営費:管理全般、受付業務、施設管理 ○環境コンビニステーションの管理運営費:受付、施設管理 ○基幹事業運営費:まちづくりの啓発・情報発信・活動支援、都市デザイン協議・推進、農あるまちづくりに係る事業（注 3）
令和 5 年度	23,221,548 (545,219)	○センターの管理運営費:管理全般、受付業務、施設管理 ○環境コンビニステーションの管理運営費:受付、施設管理 ○基幹事業運営費:まちづくりの啓発・情報発信・活動支援、都市デザイン協議・推進、農あるまちづくり、柏の葉国際キャンパスタウン構想の推進に係る事業（注 4）
令和 6 年度	24,462,288 (1,240,740)	○センターの管理運営費:管理全般、受付業務、施設管理 ○環境コンビニステーションの管理運営費:受付、施設管理 ○基幹事業運営費:まちづくりの啓発・情報発信・活動支援、都市デザイン協議・推進、農あるまちづくり、柏の葉国際キャンバスタウン構想の推進に係る事業 ○柏市制施行 70 周年記念事業の運営（注 5）

(注 1) 基本協定締結日:平成 28 年 3 月 31 日。

(注 2) 基幹事業運営を、一般財団法人柏市まちづくり公社から引継ぎを受けた。これに伴う変更協定締結。

(注 3) 柏の葉国際キャンパスタウン構想にもとづき、令和 4 年度から「農あるまちづくりに係る事業」を UDCK に位置づけた。

(注 4) 別途、委託していた「柏の葉キャンパス駅周辺まちづくり検討業務」の効率化を図るために負担金事業として位置づけた。

(注 5) 柏の葉に立地するラグビースクールジャパンにて実施した柏市制施行 70 周年記念事業を追加。

上表のとおり、市から UDCK への負担金の額は、平成 30 年度を除き毎年度増加している。これは、令和 2 年度の基幹事業運営の引継ぎや、令和 4 年度の「農あるまちづくりに係る事業」を負担金として追加したことなどが主な理由となっている。

UDCK への負担金は、柏の葉キャンパス・柏たなか地域のまちづくりの推進を図ることを目的として「公・民・学」が共同で設立・運営している UDCK の運営の安定化に寄与することを意図しており、令和 6 年度の具体的な使途としては、1) UDCK の管理運営関係支出、2) 環境コンビニステーションの管理運営支出、3) 基幹事業の運営に関する支出、及び 4) 市制 70 周年記念事業に関する支出となっている。所管課である北部整備課では、毎年度 3 月 31 日に負担金に係る事業報告書(経費一覧を含む)を求め年間の業務内容を確認している。

千葉県・柏市、大学、民間企業、市民等が連携・協働し、策定された「柏の葉国際キャンパスタウン構想」の推進については、「フォローアップ調査 2024」において、現状の達成状況と今後の課題及び展望が述べられており、この点においては UDCK の活動のフォローアップが行われており評価できる。一方、市としては「柏の葉国際キャンパスタウン構想」に加えて、負担金支出そのものの評価についても行う必要が

ある。市が行う事業は、常に費用対効果が問われるべきであり、これは負担金についても同様と考えるからである。

一般的に負担金については法令または契約(協定含む)によって地方公共団体が負担することとなる経費で、次のいずれかの性格を有している。

- 特定の事業について、自治体が当該事業から特別の利益を受けることに対する、その事業に要する経費の全部または一部の金額を支出するもの。原則として法令等で負担が義務付けられている。土地区画整理事業における負担金はこのような性質の負担金に該当する。
- 財政政策上またはその他の見地から自治体が任意に支出するもの。自治体が任意に構成員の一部となっている各種団体(市町村関係団体)において、その団体の必要経費に充てるために行われる各種団体への支出などが該当する。

UDCKに対する負担金は、公(柏市)、民、学(東京大学、千葉大学)によって共同運営されているといえ、市とUDCKとの間において基本協定書を締結して実施するもので、法令等で負担が義務付けられているものではないので、イ)に近い性格を有していると考えられる。このような負担金については実質的には補助金に近い性格を有していると考えられ、この場合に、このような負担金も補助金と同じ目線で継続か見直しの検討を進めていくのであれば問題は無いが、負担金の場合、通常法令等で支出が義務付けられている場合が多いので、一般的に負担金の見直しが十分に進んでいないケースも見受けられる。本来であれば、常に負担金そのものを見直そうとする気運が必要と考える。

本負担金についても同様であり、市としては増加している負担金が、その支出に見合う効果があったかどうかについては継続的な検証が必要である。具体的には、

- ① UDCKの管理運営については、センターの管理運営に係る人件費、つまり組織そのものの維持運営に関わる支出などが対象なので、事業に対する補助金のように個々の負担金の支出項目(費用)に必要性を見出すことは難しい。この場合、UDCKそのものが、その目的に十分寄与していることを評価して、負担金の支出が、市として妥当な支出金額、内容になっているかを評価することとなる。
- ② 次に基幹事業については、事業を遂行するために必要な支出に対して交付するのであるから、事業とその事業の遂行に必要な支出項目が基本協定書・年度協定等に明確に規定され、両者の関係が明確になっているか、また基幹事業の実施によって負担金支出が妥当な金額・内容になっている

かを評価する必要がある。

- ③ 環境コンビニステーションの管理運営についても、①と同様となる（【意見52】を参照。）。

以上より、毎年度負担金支出の内容の評価について、費目の妥当性（支出費目が基本協定書、年度協定書に合致しているか）に加えて、UDCK の活動内容を精査した上で、効果に比して妥当な支出規模になっているかについて検証し、PDCA のサイクルの中で次年度以降の計画に反映することが必要である。

#### 【意見 51】負担金として支出する関係経費について

【意見 50】に記載したとおり、負担金支出の妥当性を評価するためには、UDCK が事業を実施する上で妥当な支出金額及び支出内容になっているかを評価する必要がある。

また、毎年度締結している管理運営費用の負担に関する協定書の別紙、事業計画書の関係経費においても、具体的にどのような費目で支出可能か不明である。

#### 基本協定書別紙

項目	備考
施設賃借料	
共益費	
光熱費	電気料金、上・下水道料金
…	…

#### 管理運営費用の負担に関する協定書の関係経費

実施項目	実施細目	負担割合
センターの管理運営	①管理全般 ②受付業務 ③施設管理	10割を上限とする。
環境コンビニステーションの管理運営	①受付 ②施設管理	
…	…	

管理運営費用の負担に関する協定書の別紙事業計画書で示している実施細目は、業務内容であり具体的な費目ではないので実際に支出しても良い費目まで示す必要がある。

**事業報告書の精算表**

項目	内容		事業計画時	精算時	差
...	...	...	...	...	...
基幹事業運営費	まちづくり啓発・情報発信・活動支援に係る事業	業務委託料	5,000,000 円	5,002,640 円	2,640 円
	都市デザイン協議・推進に係る事業	人件費	5,000,000 円	4,960,080 円	△39,920 円
	農あるまちづくりに係る事業		2,200,000 円	2,202,938 円	2,938 円
	市制 70 周年記念事業		300,000 円	299,908 円	△92 円
	柏の葉国際キャンパスタウン構想の推進に係る事業		1,500,000 円	1,640,129 円	140,129 円

事業報告書の精算表においては、農あるまちづくりに係る事業以下において具体的な費用の記載がないので、基本協定等における支出の妥当性を判断できない。事業報告書の添付資料として、領収書(写)などが提出されており、実際には、各証憑とのチェックを行い、基本協定書等の費目との整合性を確認しているが、一部、その検証が不明となっている。

### 【意見 52】環境コンビニステーションの意義について

環境コンビニステーションは、柏たなか駅前公園内にある施設を「農あるまちづくり実行委員会」が使用しているもので、実行委員会の構成団体や登録団体(地域クラブなど)が主に利用する施設である。登録団体の利用にあたっては、登録の時期にかかわらず、農あるまちづくりに関する活動を行う団体は年額 5,000 円を、地元住民間の交流促進に資する各種サークル活動等を行う個人・団体においては、活動する月ごとに月額 3,000 円を施設利用負担金として徴収している。

一方、市は UDCK に対して、令和 6 年度に受付業務として 2,247 千円、施設管理として 199 千円を負担している。利用概要及び令和 6 年度の利用実績は次のとおりである。

図表 67 環境コンビニステーション(スタジオ棟) 監査人撮影



### ○概要

・開館日 月、木、金、土、日(週 5 日)

※令和 7 年度から、月曜日 午前 10 時から午後 1 時まで

※休館日 火、水曜日、12 月 26 日～1 月 5 日、臨時休館日

・開館時間

午前 10 時から午後 5 時まで

※休憩時間 午後 0 時～午後 1 時

・利用区分

1 コマ 2 時間とし、午前 10 時から 12 時、午後 1 時から 3 時、午後 3 時から 5 時

図表 68 令和 6 年度の利用実績

区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
開館日数 ①	21	22	22	21	23	22	21	22	17	18	20	23	252
利用日数 ②	5	10	10	9	8	7	11	9	10	11	9	8	107
稼働率 ②/①	24%	45%	45%	43%	35%	32%	52%	41%	59%	61%	45%	35%	42%
利用者数 (人)	145	144	167	275	59	75	161	74	210	133	112	120	1,675

(注 1) 上表は団体利用実績。

(注 2) 上記団体利用の他に、施設の休館日である火曜及び水曜日(15 時～17 時)に、地域ボランティアを活用しながら、地域の居場所(まちづくりの推進)づくりを目的とし、令和 7 年 3 月から実証実験を開始しており、現在も継続中。

負担金支出の効果の検証については、【意見 50】でも記載したが、環境コンビニステーションについても、負担金としての支出に見合うだけの利用頻度があるかなどの効果の検証は十分に行う必要がある。

上記実績のとおり、利用日数ベースの稼働率となっているが、負担金支出に見合う十分な効果があるかについて判断するためには、どの程度の稼働率が必要かを決めておく必要がある。その上で、施設の健全な維持のため何らかの課題がある場合には解決策を検討すべきである。

### 【意見 53】緊急性の随意契約

TX 沿線活性化対策の一環として、公共サイン設置工事（小拠点 3 基、誘導 2 基）を行っている。本来であれば競争入札によって事業者を選定すべきところ、一度応札者なしで不調となっており、その後業務に必要となる期間を踏まえ、再度競争入札に付しては契約の目的を達成できないとして、見積り合わせによって事業者を選定している。これは自治令第 162 条の 2 第 1 項第 6 号の「競争入札に付することが不利と認められるとき。」を適用したものと思われる。

このような見積り合わせに至った経緯は理解できる。ただし、同様の時期に公募した防草シート設置工事については、不調後に再度入札を行い、事業者を決定していることからも、今後、入札に際しては、業務の履行期限等を十分に配慮し、余裕のある計画を立てることが求められる。

### 【意見 54】大室東地区の土地について

区画整理区域外用地は、もともと柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業区域であり UR の土地であったが、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 閣議決定）により、UR のニュータウン事業は「現在実施中の事業については、平成 25 年度までに工事を完了し、地価動向等の市場環境の変化にも留意しつつ、平成 30 年度までの土地の供給・処分完了に向けた取組を促進する。」こととされ、平成 24 年 9 月の柏市議会において、大室東地区の区域縮小に向けた方針についてやむを得なく受け入れる旨を報告し、市が引き取ったものである。

全部で 94 件（普通財産）あり、登記地積は 43,906.06 m<sup>2</sup> となっている。北部整備課は当該用地の所管課として、除草、防草等の適正な管理を実施しており、今後も、用地測量を順次実施し土地活用に向けた検討を行うこととしている。

本用地については、柏北部東地区一体型特定土地区画整理事業の一部であったことから、北部整備課の所管のもと管理されている事情については理解できる。しかしながら、当該用地は普通財産であり、本来普通財産は行政財産とは異なり、直接行政目的のために供されるものではないことから、事務事業を実施する北部整備課が所管する性質のものではないとの考えもある。一方、当該除外区域を含む北部

地域のまちづくりについては、北部整備課が実施しており、当該用地の売却も含めた活用の検討を北部整備課がインフラ整備状況をみながら検討し実施しているとの実態もある。

市では、普通財産の大部分を占める未利用地については、総務部資産管理課を中心となり、売却に向けた手続きや有効活用策として一時的な貸付けなどを検討している。北部整備課としては、今後も総務部資産管理課との連携の上、あるべき管理の方法を検討する必要がある。

## 2 1. 土地区画整理事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的、内容及び成果

##### ア 市街地整備課の所掌

市街地整備課は、土地区画整理事業を施行する組合等への指導・監督・助言等が主な所掌事務となっており、主な所掌事務は以下のとおりである。

- ・土地区画整理事業を施行する組合等への指導・監督・助言等
- ・土地区画整理法第76条(注)に係る建築行為等の制限の許可に関すること
- ・土地区画整理事業完了後の確定図や地番変更証明の交付に関すること

##### (注) 土地区画整理法第76条について

建築行為等が制限されている区域内(土地区画整理事業地区内)で、土地区画整理法第76条第1項の規定に基づき、次のような建築行為等を行う場合は自治体の許可が必要となる。

- ・建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築
- ・盛土、切土、埋立等土地の形質の変更
- ・移動の容易でない物件の設置若しくはたい積

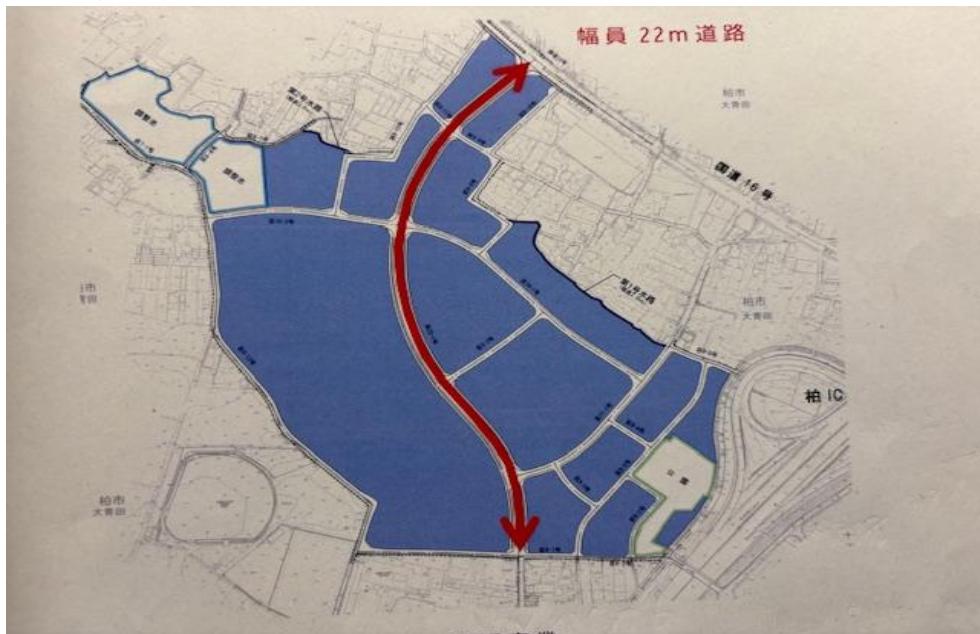
これは、建物の建築などが土地区画整理事業の実施の支障とならないようにするためのものである。

##### イ 柏市柏インター西土地区画整理事業

令和6年度の決算額において支出の大部分を占めるのが、柏市柏インター西土地区画整理事業に係る公共施設管理者負担金となる。公共施設管理者負担金とは、都市計画決定された幹線道路やその他重要な公共施設用地を取得する場合に、施行者(組合)がその公共施設管理者(市)に対して求めることができる負担金である。柏市柏インター西土地区画整理事業に係る公共施設管理者負担金は、施行者である柏市柏インター西土地区画整理事業組合が施行する柏市柏インター西土地区画整理事業(注)において整備される幅員22m道路の用地費、補償費、道路設計費、道路測量費、工事費等について、市が負担するものである。

市の資料によると、柏市柏インター西土地区画整理事業の概要は以下のとおりである。

(注)柏市柏インター西土地区画整理事業の概要



- a. 事業名称 柏市柏インター西土地区画整理事業
- b. 事業面積 30.4ha(保留地 10.00ha、保留地以外の宅地 12.82ha)
- c. 場所 柏市大青田字出山及び字五反田の全部の区域、並びに大青田字南田、字庚塚、字塚下、字小川、字耕地、字中山新田、字稻荷山、字小川向、及び字馬場の各一部の区域
- d. 施行者 柏市柏インター西土地区画整理組合
- e. 施行期間 令和 2 年 1 月 27 日から令和 8 年 3 月 31 日
- f. 都市計画との関係
  - 市街化区域 令和元年 9 月 20 日 千葉県告示第 201 号
  - 用地地域 工業地域 令和元年 9 月 20 日 柏市告示第 172 号
  - 地区計画 令和元年 9 月 20 日 柏市告示第 173 号
  - 生産緑地地区 令和元年 9 月 20 日 柏市告示第 174 号
  - 生産緑地地区 令和 3 年 3 月 19 日 柏市告示第 96 号(追加)
- g. 主な土地利用 工業用地・新産業用地
- h. 総事業費 11,047,296 千円
- i. 平均減歩率 54.93% (保留地減歩 35.16%、公共減歩 19.77%)  
(減歩とは、土地区画整理事業において地権者が保有する土地の一部を公共用地等として提供する仕組みであり、土地が減少することを減歩といい、元の土地面積に対して減少する土地の割合が減歩率となる。)

## j. 計画概要

### ⑦土地利用計画

本地区は、柏インターチェンジ周辺という立地特性を活かし、地域振興拠点として周辺環境と調和を図った工業・物流等の工業系土地利用を目指す。地区内の既存家屋については、既存集落に近い南側へ集約する方針とし、住工の混在を解消できるように努める計画とする。地区内の新設幹線道路の西側に大街区を設け、原則、換地を定めないものとし、保留地を設定する。

### ①人口計画

本地区は、全域を工業系土地利用とするため、人口フレームは設定しない。

### ⑦道路計画

#### i 地区内幹線道路

地区中央を南北方向に走る道路で、北側の国道 16 号からアクセスする道路となる。南側は既存の市道 01017 号線へ接続する。幅員は 22m で、歩行者及び自転車の通行環境に配慮し、両側に歩道(2.5m)と自転車道(2.0m)を設置する。

#### ii 補助幹線道路

地区内の発生交通を円滑に地区内幹線道路へ導く路線として整備し、幅員 10.0~11.0m(片側歩道 2.5m)とする。11.0m の補助幹線道路には、「柏市自転車総合計画」に基づき自転車通行の矢羽根を設置する。

#### iii 区画道路

新設幹線道路及び補助幹線道路を補完し、交通を円滑に集散するため、適宜幅員 6.0~8.0m の区画道路を設置する。

### ⑤排水計画

雨水排水処理は、側溝及び管渠により雨水を集水し、地区北側に調整池を設け、流水量を調整する。さらに調整池から放流管を経由して、柏市が管理する水路に接続して放流する。

污水排水処理は、柏市手賀沼流域関連公共下水道全体計画区域に含まれているが、当該区域の整備は未定で流末が整備されないため、各戸浄化槽での処理とし管路の整備は行わない。

### ④公園計画

公園、地区面積の 3%以上となる約 0.9ha の街区公園とし、地区南側に 1ヶ所配置する。

### ⑥供給施設の整備計画

上水道は、柏市営水道により公共施設の整備に合わせ、配水管の新設及び移設を図り、各区画に給水するよう計画する。また消防水利施設については、柏市消防局との協議に基づき適切な配置を行う。

電気・電話については、各企業から供給及び通信サービスを受けるものとするが、本事業における公共施設整備に併せて

各企業者と協議し、適切な整備を行うものとする。

ガスは、地区南側の住宅を集約する街区の範囲の各区画に整備し、ガス事業者から供給を受ける。

## ② 事業費の推移

土地区画整理事業

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	314,550	369,699	280,071
補正予算額	△214,108	△123,031	△4,885
次年度繰越額	67,765	—	—
繰越分決算額	—	67,765	—
予算額計	32,676	314,433	275,186
決算額	32,051	313,470	275,092
執行率	98.09%	99.69%	99.97%

## ③ 事業費の主な内訳

都市計画事務(一般事務経費)の内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
報償費	0	
旅費	29	道路協議等交通費
需用費	129	消耗品、図書購入
役務費	1	郵便料
負担金、補助及び交付金	274,933	研修参加負担金 233,020 円 年会費 214,130 円 負担金 274,485,956 円
合計	275,092	

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 55】覚書、協定書の変更について

柏市柏インター西土地区画整理事業に関しては、柏市と柏市柏インター西土地区画整理組合との間で、覚書を締結することにより、負担金の額と期間、土地の帰属、負担方法等を取り決めている。また、令和 2 年度以降毎年度、協定書を締結することにより、毎年度の負担金の額、負担の範囲、支払の手続きその他必要な事項を定めている。一方、覚書については計 3 回、協定書(公共施設管理者負担金)については令和 2 年度に 2 回、令和 4 年度に 2 回、さらに協定書(道路築造設計費負担金)については 2 回、協定書(道路築造工事費等負担金)についても 2 回、協定書が変更されている。

そこで、今回の監査においては、それぞれの変更内容に関して変更理由の確認を行った。その結果、協定書については、コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により業務が完了しなかったなど、外的要因によるものであった。

一方、覚書については、コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により業務が完了しなかったなど外的要因によるものもあったが、本来覚書(当初)にも織り込むことも可能だったのではないかと思われる、内的要因による変更も複数見受けられた。覚書の変更内容と変更理由及び監査人が判断した外的要因、内的要因の別は以下のとおりである。

図表 69 覚書の変更内容、変更理由及び監査人が判断した要因

覚書		変更内容	変更理由	要因(注)
覚書(当初) 令和 2 年 10 月 8 日	変更 1 令和 3 年 3 月 23 日	覚書第 1 条第 3 項中「道路築造負担金のうち設計費に係るもの費用の対象となる土地区画整理事業の期間は令和 2 年度とし…」の次に「令和 3 年度」を追加	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により一部の業務が完了しなかったことから道路築造設計費負担金の工期を延伸したため	外的要因
		覚書第 3 条第 3 項の「…範囲を変更しようとする場合において、その変更が公共施設管理者の負担金等の額の変更を必要とするものであるときは、あらかじめ甲と協議する。」文言を「…範囲を変更しようとする場合は、あらかじめ甲に協議する。」に変更	負担金の範囲は覚書別紙で定められていることから別紙の内容を変更するには協議を要すると判断したため	内的要因

覚書	変更内容	変更理由	要因(注)
	覚書第4条第3項の文言を「乙は、公共施設管理者の負担金の対象となる費用については第1項の実施設計に基づく事務が完了したときに、道路築造設計費負担金の対象となる前項の令和2年度に乙が甲に提出する実施設計に基づく事業が完了したときに、当該事業を施行した範囲に係る実績報告書をそれぞれ作成し、甲に提出する。」に変更	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により一部の業務が完了しなかったことから次年度へ事務を繰り越すこととなり、実績報告書の提出時期について「事務を完了したときに」という表現へ変更する必要があったため	外的要因
	覚書第4条第4項として「乙は、道路築造工事費等負担金の対象となる費用については、各事業年度ごとに、当該年度に施行した範囲に係る実績報告書を作成し、甲に提出する。」を加えた	上記のとおり	外的要因
変更2 令和4年3月9日	覚書第4条2項中「…道路築造工事費等負担金の額、負担の範囲、支払の手続等については令和4年度…」を「令和3年度」に変更	道路築造工事費等負担金に係る協定を令和4年4月1日に締結するにあたって、令和3年度中に実施設計書を受領し協議を整える必要があったため	内的要因
	覚書第4条第4項の文言を「…当該実施後最初に到来する3月3日までに当該実施した工事…」に変更	年度内に県から補助金額確定通知を受領するためには、事務処理の都合上3月3日までに実績報告書を受領する必要が生じたため	内的要因
	別紙1の負担金額の変更	事業が進んだことにより測量費及び工事費の設計精度があがり、金額が精査されたため	外的要因
変更3 令和5年2月24日	別紙1の負担金額の変更	公共施設管理者負担金(令和4変更1／令和4年12月9日)及び道路築造工事費等負担金(変更1／令和5年2月17日)の変更に併せたもの	外的要因

(注)要因については、内容に基づいて監査人が判断。

上表のとおり、変更の内容によっては、本来当初の覚書にも織り込むことができたのではないかと思われるものもある。覚書は、負担金の内容を決定する重要なものであるとの認識に立ち、今後できる限り変更が行われないように留意する必要がある。

## 2.2. 旧吉田家住宅歴史公園管理事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

旧吉田家住宅は、苗字帯刀を許された士分格の家柄・豪農・商家といった3つの側面をもった大型民家の屋敷構えが特徴的で、当地方の農家における住宅形式の到達点として高い価値を有している。また、屋敷林や庭園を含めて屋敷構え全体が今日まで良好な状態で伝えられ、周囲に宅地化の波が押し寄せる中で、屋敷への眺望も意識して守り伝えられてきた。旧宅地・建物と芝地は、平成16年に柏市に遺贈され、修理工事の後、平成21年に歴史公園として開園した。平成22年には、主屋・書院・新座敷・長屋門・向蔵・新蔵・道具蔵・西門の8棟が国の重要文化財に指定され、庭園及び屋敷林などは、平成24年に国登録記念物(名勝)に登録されている。

旧吉田家住宅歴史公園は、“歴史”的継承、生きた“文化”的創造、“ひと”との交流、“環境”的保全、地域に貢献する“ボランティア精神”的育成の5つを基本方針として整備された公園であり、5つの基本方針を基に歴史と文化を体験・学習できる場の提供を目的として、指定管理者制度による管理運営を行っている。

旧吉田家住宅歴史公園の施設概要は下表のとおりである。

図表 70 旧吉田家住宅歴史公園の施設概要

施設の名称	旧吉田家住宅歴史公園	
所在地	千葉県柏市花野井974-1	
施設の構造及び規模	① 公園面積	21,511 m <sup>2</sup>
	② 建物面積(延床面積)	1,218 m <sup>2</sup>
建造物(国指定重要文化財) ※指定管理範囲内施設	主屋(床面積。以下同じ) 書院 新座敷 向蔵 長屋門 新蔵 道具蔵 西門 味噌蔵	306.71 m <sup>2</sup> 135.92 m <sup>2</sup> 128.53 m <sup>2</sup> 83.98 m <sup>2</sup> 151.48 m <sup>2</sup> 130.33 m <sup>2</sup> 63.07 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup> 14.12 m <sup>2</sup>
建造物(その他建物) ※指定管理範囲内施設	水廻り棟 西堀 東堀 トイレ	50.32 m <sup>2</sup> 18.67 m <sup>2</sup> 6.64 m <sup>2</sup> 43.95 m <sup>2</sup>

	物置(ポンプピット)	44.62 m <sup>2</sup>
	作業員詰所兼書庫	40.13 m <sup>2</sup>
国登録記念物その他 ※指定管理範囲内施設	芝生地	約 5,000 m <sup>2</sup>
	主屋前庭	約 800 m <sup>2</sup>
	書院表庭園	約 400 m <sup>2</sup>
	書院裏庭園	約 500 m <sup>2</sup>
	多目的広場・落葉樹林	約 1,600 m <sup>2</sup>
	斜面林	約 3,000 m <sup>2</sup>
	来園者駐車場 48 台	
	管理用駐車場 20 台	
	池	約 30 m <sup>2</sup>
	駐輪場	約 140 m <sup>2</sup>
	井戸	2 基
	避雷針	1 基
	消防用設備	
	機械警備設備	

(出所:市提供データより監査人作成)

## ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	36,719	35,449	28,157
決算額	33,588	33,462	27,712

## ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
需用費	1,100	施設修繕料 旧吉田家住宅歴史公園階段修繕 1,100 千円
委託料	25,990	旧吉田家住宅歴史公園指定管理料
使用料及び賃借料	19	
補償、補填及び賠償金	602	休業等損失補償金 旧吉田家住宅歴史公園の茅葺屋根保存 修理工事による営業損失補償金
合計	27,712	

#### ④ 旧吉田家住宅歴史公園指定管理事業について

令和4年3月1日付「旧吉田家住宅歴史公園の管理に関する基本協定書」に基づき、令和4年度から令和10年度までの7年間を指定期間として、一般財団法人柏市みどりの基金が指定管理者となり、下表の業務を行っている。

**図表 71 旧吉田家住宅歴史公園指定管理事業の主な業務内容**

業務	主な内容												
運営	<p>事業の企画及びその実施に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収蔵品の展示等による活用(年4回以上)</li> <li>・ ホームページの作成・更新</li> <li>・ リーフレット、ポスター等による広報</li> <li>・ 市民やボランティア等との協働事業(維持管理、施設案内等)</li> </ul>												
利用者対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有料公園入場者の案内、受付、予約管理等</li> <li>・ 公園内の巡回</li> <li>・ 負傷者、急病人への対応</li> <li>・ 苦情、要望への対応</li> </ul>												
利用料金徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用料金の徴収、減免の決定           <table border="1"> <thead> <tr> <th>入園料</th> <th>個人</th> <th>団体(20名以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>300円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>200円</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>18歳未満・障害者等</td> <td colspan="2">無料</td></tr> </tbody> </table> </li> <li>・ 利用料は、指定管理者が自己の収入として徴収する</li> </ul>	入園料	個人	団体(20名以上)	大人	300円	250円	高齢者(65歳以上)	200円	150円	18歳未満・障害者等	無料	
入園料	個人	団体(20名以上)											
大人	300円	250円											
高齢者(65歳以上)	200円	150円											
18歳未満・障害者等	無料												
ガイド	施設見学の予約、受付、ガイド等												
公園維持管理	<p>重要文化財旧吉田家住宅保存活用計画に則した計画的な維持管理を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園内清掃</li> <li>・ 排水施設清掃</li> <li>・ トイレ清掃</li> <li>・ 除草業務</li> <li>・ 芝生、低木、植栽地管理</li> <li>・ 重要文化財(建造物)周辺の点検</li> <li>・ 高木剪定</li> <li>・ 公園施設点検業務</li> <li>・ 病害虫防除業務</li> </ul>												
建造物維持管理	基礎、壁、床・畳の管理												
公園内全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の定期点検、保守点検</li> </ul>												

業務	主な内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設維持等のための小破修繕</li> <li>収蔵品の維持管理等</li> </ul>
建物管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>室内、外観の定期清掃</li> <li>茅葺屋根の燻蒸(年2回)</li> <li>日常の維持管理</li> </ul>
自主事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史と文化を体験・学習できる場の提供、地域住民等と連携したイベント等を年12回以上開催</li> <li>SDGsを意識したイベント開催の検討</li> <li>指定期間開始から6か月以内に飲食提供又は飲料提供</li> </ul>
緊急対応(災害時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等の開設、管理運営への協力</li> <li>関係機関への通報、連絡等</li> </ul>

(出所:市提供データより監査人作成)

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 56】指定管理者による年次事業報告について

旧吉田家住宅歴史公園指定管理事業に係る旧吉田家住宅歴史公園の指定管理者募集時業務仕様書(以下、本意見において「仕様書」という。)によれば、柏市が本指定管理業務の実施内容を把握する手段として、下記内容の事業報告書を指定管理者が作成し、柏市に報告することとしている。

#### 仕様書より抜粋

##### 9 業務実施状況の把握と反映

指定管理者は、施設利用者の満足度、提供事業の満足度、施設管理上の指摘等についてアンケート等により意見を聴取するとともに、業務の実施状況や成果を図る指標を設定し、経年での変動や達成度合いを把握するものとします。

また、その結果を分析し、その結果及び業務改善への反映状況について、事業報告書等により市長に報告するものとします。

指定管理者から提出された令和6年度年次事業報告を閲覧したところ、入場者数について計画値(目標値)と実績値の比較・分析が行われていたものの、報告の内容は活動実績に留まるところが大半であり、上記仕様書で求められている指標を

活用した業務評価や、中長期的スパンでの目標値の達成度合いの評価が実施されていない。このような現状の報告内容では、柏市が意図した方向(5つの基本方針を基に歴史と文化を体験・学習できる場の提供)で事業が進んでいるかを把握できず、指定管理者への指導に際しても有意な情報とは言い難い。今後の年次事業報告においては、「計画(目標)→実績→分析→次年度への反映」といった構成を意識した内容に改善し、将来における旧吉田家住宅歴史公園の活用により意味のある年次事業報告書が作成されることを望む。

## 23. リフレッシュプラザ柏管理事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

リフレッシュプラザ柏は、柏市南増尾にある南部クリーンセンターのごみ焼却余熱を利用した余熱利用型健康増進施設であり、市民の交流・学習・健康増進・憩いの場の提供を目的として平成18年4月にオープンした施設である。

リフレッシュプラザ柏は、安心、安全、安定した施設運営及び施設周辺町会や地元住民等との連携強化を図りながら、地域活性化に繋がる事業を展開することを目的として、指定管理者制度による管理運営を行っている。

リフレッシュプラザ柏の施設概要は下表のとおりである。

図表 72 リフレッシュプラザ柏の施設概要

施設の名称	リフレッシュプラザ柏	
所在地	千葉県柏市南増尾 58-3	
施設の構造及び規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上3階・地下1階 建築面積 4,036.63 m <sup>2</sup> 延床面積 7,895.97 m <sup>2</sup> (内訳) 1階 3,941.37 m <sup>2</sup> 2階 1,228.22 m <sup>2</sup> 3階 1,584.30 m <sup>2</sup> 地下1階 1,142.08 m <sup>2</sup>	
主要施設・管	主要室名	内容
地下1階 1,142 m <sup>2</sup>	備蓄倉庫	災害時用の食糧、生活必需品等を保管(市管理)
	各機械設備室	地下水取水浄化施設、ろ過機、ボイラー、空調機、受水槽等
	各電器設備室	受変電設備、自家発電設備等
1階	ロビー兼展示ギャラリー	展示スペース、ピクチャーレール 13m分
	多目的ホール	500人程度の集会(移動椅子500席) 卓球・ダンス等の軽スポーツの利用可能
	食べ物工房	食品加工などの調理が可能 調理台3セット
	会議室	一般団体、地域自治会利用
	喫茶室	利用者に飲食などを提供
	救護室	寝台、薬品机棚等を設置
	温水プールゾーン	25mプール(6コース)、スロープ、歩行用スペース 流水プール(巾約3m)延長約58m 子どもプール

		採暖浴槽:1箇所 採暖室:2室設置
		地域包括支援センター 指定管理者の管理区域外
2 階 1,228 m <sup>2</sup>	トレーニング室	トレーニング器具は、指定管理者が用意
	更衣室	男子更衣ロッカー 216 人分 女子更衣ロッカー 246 人分
	シャワー室	男子・女子各 7 箇所
3 階 1,584 m <sup>2</sup>	和室(10畳)	流しを併設、茶道教室等に利用
	和室(大広間)	約 36 畳(2 室に仕切り可能) プール、温浴施設利用後の休憩スペースとして利用
	洋室-1	会議等に利用
	洋室-2	可動間仕切りにて 2 分割可能、会議等に利用 (LAN 対応)
	温浴施設(a、b)	全身浴、車いす対応全身浴、気泡・圧注浴、 寝湯、サウナ、ミストサウナ、露天風呂
	更衣室(a、b)	更衣ロッカー 132 人分×2
	ラウンジ	利用料金精算機 1 台、休憩スペース
	屋上庭園	ウッドデッキ、植栽
	付帯施設	駐車場(一部借地) 南側駐車場 75 台 北側駐車場 48 台 未舗装駐車場 18 台 駐輪場 100 台 植栽帶 一

(出所:市提供データより監査人作成)

## ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	157,152	191,171	143,112
決算額	135,518	181,587	143,920

## ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
需用費	16,537	設備修繕料(3 件) リフレッシュプラザ柏加圧給水ユニット更新工事 リフレッシュプラザ柏電気設備修繕工事 リフレッシュプラザ柏冷却塔制御三方弁修繕工事

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
委託料	123,585	リフレッシュプラザ柏指定管理料 電算システム等保守管理委託
負担金、補助及び交付金	1,258	指定管理者負担金 リフレッシュプラザ柏プール内窓ガラス破損に伴う費用負担
補償、補填及び賠償金	2,539	補償金 余熱供給停止に伴うガス代の補償
合計	143,920	

#### ④ リフレッシュプラザ柏指定管理事業について

令和 3 年 3 月 31 日付「柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏の管理に関する基本協定書」(以下、本項において「基本協定書」という。)に基づき、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間を指定期間として、L 団体が指定管理者となり、下表の業務を行っている。

図表 73 リフレッシュプラザ柏指定管理事業の主な業務内容

業務	主な内容
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用料金の徴収、減免の決定(利用料は、指定管理者が自己の収入として徴収する)</li> <li>・ 個人使用業務(プール、トレーニング室、温浴施設)</li> <li>・ 貸し切り使用業務(プール、多目的ホール、会議室等)</li> <li>・ 喫茶室管理運営(自主事業)</li> <li>・ その他施設使用業務(ロビー兼展示ギャラリー、和室(大))</li> <li>・ プログラムの実施(義務的プログラム、裁量的プログラム)</li> </ul>
施設等の利用促進	<p>施設周辺町会や地元住民等との連携強化を図りながら、地域活性化に繋がる事業を行い、利用促進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域交流事業の企画</li> <li>・ 宣伝広報(ホームページ、施設案内パンフレット等)</li> </ul>
施設及び設備等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設等の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるよう、施設等の日常点検や保守及び法定の環境測定等の保守管理業務を行う</li> <li>・ 適切な管理運営のため、年間計画及び日常運転管理計画に基づく施設の点検を行い、美観を維持する</li> <li>・ 施設を安全かつ安心して利用できるよう法令に基づき施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合を発見した際は、速</li> </ul>

業務	主な内容
	<p>やかに改善を図るなど適切に対応する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期点検の年間計画を立案し、柏市の承認を得る</li> <li>・ 施設の清掃、衛生管理</li> <li>・ 施設の修繕費は、1件当たり130万円を超えない場合は指定管理者の負担とする。ただし、年間の上限額は850万円</li> <li>・ 保安警備(人的警備、機械警備)</li> <li>・ 本施設及びその周囲の植栽樹木及び芝生等の維持管理</li> <li>・ 駐車場管理(駐車場3ヶ所、駐輪場1カ所)</li> </ul>

(出所:市提供データより監査人作成)

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 57】指定管理者による年次事業報告について

リフレッシュプラザ柏指定管理事業に係る柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏の指定管理者業務仕様書(以下、本意見において「仕様書」という。)によれば、柏市が本指定管理業務の実施内容を把握する手段として、下記内容の事業報告書を指定管理者が作成し、柏市に報告することとしている。

#### 仕様書より抜粋

##### 9 業務実施状況の把握と反映

指定管理者は、施設利用者の満足度、提供事業の満足度、施設管理上の指摘等についてアンケート等により意見を聴取するとともに、業務の実施状況や成果を図る指標を設定し、経年での変動や達成度合いを把握するものとします。

また、その結果を分析し、その結果及び業務改善への反映状況について、事業報告書等により市長に報告するものとします。

指定管理者から提出された令和6年度年次報告書を閲覧したところ、維持管理について計画(実施予定時期)と実施月の記載があるものの、報告書の内容は利用者数や各プログラムの参加者数といった活動実績の報告に留まっており、上記仕様書で求められている指標を活用した業務評価や、中長期的スパンでの目標値の達成度合いの評価が実施されていない。このような現状の報告内容では、柏市が意図した方向(地元住民等との連携強化を図りながら、地域活性化に繋がる事業の展開)

で事業が進んでいるかを把握できず、指定管理者への指導に際しても有意な情報とは言い難い。今後の年次事業報告においては、「計画(目標)→実績→分析→次年度への反映」といった構成を意識した内容に改善し、本施設の有効活用により意味のある年次事業報告書が作成されることを望む。

### 【意見 58】施設の修繕に係る費用について

リフレッシュプラザ柏の管理施設に係る修繕費用については、基本協定書において以下のとおり規定されている。

#### 基本協定書より抜粋

##### 第 16 条(管理施設の修繕等)

管理施設の修繕については、1 件につき 1,300,000 円(消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。)を超えるものについては甲(柏市)が自己の費用と責任において実施するものとし、1 件につき 1,300,000 円(消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。)以下のものについては乙(指定管理者)が自己の費用と責任において実施するものとする。

令和 6 年度において、本施設のプール内窓ガラスが破損したことに伴い、指定管理者は修繕費用 1,258,400 円(消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。)を上記基本協定書の規定内容に基づき負担したが、後日、当該破損が柏市で加入していた建物保険の適用対象であることが判明したため、本来、指定管理者が負担する当該修繕費について保険金で補填している。

本件について、柏市が契約者及び受取人となっている建物保険による保険料をもって、当該保険料の受け取りの原因となったプール内窓ガラスの破損に係る修繕費を賄ったことに異論はないが、指定管理の対象施設が建物保険の対象になっており、今後も本件と同様に、本来、指定管理者が負担する修繕費を保険金で補填する事案が生じる可能性が十分にあることから、保険対象となる施設に係る修繕費用の負担について、基本協定書等に明示することが望まれる。

## 【意見 59】過年度における余熱供給停止に伴うガス代の補償について

リフレッシュプラザ柏指定管理事業における余熱供給に係る責任分担は、仕様書において以下のとおり規定されている。

### 仕様書より抜粋

16 本市と指定管理者の管理・責任分担区分表

種類	内容	負担者	
		本市	指定管理者
余熱供給	南部クリーンセンターの運転状況によって必要な熱エネルギーが供給されない場合	●	—
	南部クリーンセンターの定期点検によって必要な熱エネルギーが供給されない場合(年間 40 日以内)	—	●

令和 6 年度の余熱供給停止に伴うガス代の補償費用は下表のとおりであり、余熱供給停止期間が令和 5 年度分のものも含まれている。

図表 74 令和 6 年度の余熱供給停止に伴うガス代の補償費用

費用補償期間		補償費用
令和 5 年度	令和 6 年 1 月 6 日～12 日(7 日分)	1,292 千円
	令和 6 年 3 月 22 日～23 日(2 日分)	
令和 6 年度	令和 7 年 1 月 3 日～9 日(7 日分)	1,246 千円
合計		2,539 千円

(出所:市提供データより監査人作成)

令和 6 年度の支出に令和 5 年度分が含まれたのは、令和 5 年度に指定管理者からの余熱供給停止に係る報告がなく、令和 6 年度になって過年度分の余熱供給停止の報告があったことによる。柏市では、上記仕様書において、南部クリーンセンターの定期点検によって余熱供給が停止した場合、余熱供給停止期間が 40 日を超えた分については市が費用負担する旨規定しているが、指定管理者の請求期限等は規定していない。柏市においては、当該過年度分の請求について支出の要否を検討した結果、仕様書に請求期限等の記載がなく、また、市がガス代の補填を約束している点を考慮し、過年度分の請求について支出を行う決定をしている。

現状の仕様書において請求期限等の記載がないことを考慮すると、令和 6 年度における過年度分の余熱供給停止に伴うガス代の補償については致し方ないものと考える。一方、請求期限等が仕様書に記載されていれば、過年度分の余熱供給停止に伴うガス代の補償費用を支出する必要がなかった可能性も考えられることから、費用補填の請求期限や対象年度を仕様書に明記されたい。

## 24. あけぼの山公園・あけぼの山農業公園管理事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

あけぼの山公園及びあけぼの山農業公園(以下、両公園を総称する場合は「本公園」という。)は、都市公園法及び柏市都市公園条例に基づく都市公園と柏市あけぼの山農業公園条例に基づく農業公園の2つの公園によって構成され、年間約50万人が訪れる柏市を代表する観光スポットである。

あけぼの山公園は、関東三大弁天の一つである布施弁天に隣接し、古く江戸時代から、地域で守り育ててきた曙山(桜山)を昭和45年に市が用地を取得・再整備し開園した公園である。一方、あけぼの山農業公園は、農業振興政策の一環として昭和57年に農業研修センター(現本館)を開設後、市制施行40周年の年でもある平成6年に、従来の農業振興に加え、都市化により高まった「自然や土とのふれあいを求める市民の余暇のニーズ」にこたえるために設置された公園である。

本公園の大きな特徴は、四季を通じた「花の景観」であり、春は桜やチューリップ、秋にはコスモスなど、花の名所として評価を得ている。特に、曙山の歴史ある桜や、地域の営農組合と市が連携し生み出してきた大花畠は、本公園周辺の賑わいや農業振興に寄与している。

本公園は、①他公園とは差異化された柏市の都市イメージを牽引する「象徴的な公園」となること、②市民が誇る「花とともに大切なひとときを過ごすことができる余暇の場」となること、③本公園、布施弁天、農といった本地域独自の財産を活かしつつ、多様な主体と共に新たな価値を創造する地域の拠点となることを基本理念として、指定管理者制度による管理運営を行っている。

本公園の施設概要は下表のとおりである。

図表 75 あけぼの山公園・あけぼの山農業公園の施設概要

施設の名称	あけぼの山公園	柏市あけぼの山農業公園
所在地	柏市布施 1940 他	柏市布施 2005 番 2
公園面積	58,963 m <sup>2</sup>	177,600 m <sup>2</sup>
主要施設		
主なゾーン	曙山(水生植物園)	農業公園地区、体験農業地区
主な施設 (市管理)	柏泉亭(茶室)、駐車場等	本館、資料館、加工実習館、バーベキューガーデン(BBQ ハウス)、風車、駐車場等
主な施設 (営農組合管理)	—	花畠 <sup>※1</sup> 、果樹園 <sup>※1</sup> 、市民農園 <sup>※2</sup> 、トマトハウス <sup>※2</sup>
開設年月日	昭和45年6月2日	平成6年4月29日

指定管理区域	58,963 m <sup>2</sup>	116,600 m <sup>2</sup>
--------	-----------------------	------------------------

(出所:市提供データより監査人作成)

※1 柏市からの委託により、富勢地区ふるさと農園営農組合が管理運営

※2 富勢地区ふるさと農園営農組合が管理運営

## ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	180,183	180,141	210,753
決算額	179,338	179,373	205,864

## ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
需用費	1,078	設備修繕料 あけぼの山農業公園ひょうたん池修繕
委託料	176,483	あけぼの山農業公園ふれあい農園植栽・管理委託 36,683 千円 あけぼの山公園及び柏市あけぼの山農業公園指定管理料 139,800 千円
賃借料	4,110	土地賃借料(17件) 3,835
工事請負費	24,192	維持補修工事(8件) あけぼの山農業公園風車外装改修工事 あけぼの山農業公園肥料置場解体工事 あけぼの山農業公園ボイラー室解体工事 あけぼの山公園縁台更新工事 他
合計	205,864	

## ④ あけぼの山公園及び柏市あけぼの山農業公園指定管理事業について

令和6年3月27日付「あけぼの山公園及び柏市あけぼの山農業公園の管理に関する基本協定書」に基づき、令和6年度から令和10年度までの5年間を指定期間として、M団体が指定管理者となり、下表の業務を行っている。

図表 76 あけぼの山公園及び柏市あけぼの山農業公園指定管理事業の主な業務内容

業務	主な内容
運営(指示業務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 余暇の提供を目的としたイベント等の自主事業(目的内事業)の実施に伴う企画(収益は指定管理者に帰属)</li> <li>・ 有料施設(会議室・研修室、加工実習室、芝生広場等)における利用料金の徴収、減免の決定</li> </ul>

業務	主な内容																								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>有料施設以外(本館、資料館、バーベキュー場)の積極的な活用</li> <li>繁忙期における公園周辺対策</li> <li>来場者へのワンストップ窓口としてパークセンターを設置</li> <li>ホームページや SNS 等を活用した情報発信</li> <li>柏市内の花とみどりを守り育てる活動を支える人材育成を目指し、ボランティアを育成</li> <li>本公園の利用促進や利用価値向上に資する市民活動の支援</li> </ul>																								
維持管理(指示業務)	<p>来園者、公園スタッフの安全を確保し、本公園の運営に必要な維持管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の修繕費は、1件当たり130万円未満の場合は指定管理者の負担とする。ただし、年間の上限額は500万円</li> <li>公園内の全ての施設、設備等の点検(日常、法定)</li> </ul>																								
主要事業(提案業務)	<p>本公園の基本理念を実現するため、指定管理者のノウハウを最大限發揮し、下記の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヘッドガーデナーを配置し、本公園全体の花修景の企画提案、管理監修等の高度な花きのプロデュース</li> <li>Trial Garden 事業(これまで関係者のみにしか公開していなかった圃場での花き試験を本公園内で公開し、他では見ることのできない花景観を作り出し、本公園の魅力を向上させると共に、維持管理のし易さも考慮した花きを見出す事業)の実施</li> </ul>																								
指定管理者が実施する自主事業	<p>本公園におけるサービスの向上を目的に、体験型・交流型の自主事業を積極的に実施するものとし、主に実施する事業は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>時期・回数</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フード事業</td><td>通年</td><td>BBQ ハウスにて BBQ の提供 カフェ・テイクアウトの軽飲食の提供</td></tr> <tr> <td>ショップ事業</td><td>通年</td><td>レジャー用品、市内事業者・在住者の菓子・リース等の販売 花きみどりに関連する商品の販売</td></tr> <tr> <td>レンタル事業</td><td>通年</td><td>アウトドアグッズ等の有料レンタル</td></tr> <tr> <td>シーズンイベント事業</td><td>年 4 回</td><td>桜や風車前花畠の見頃時期に合わせたイベントの実施</td></tr> <tr> <td>体験ワークショップ事業</td><td>通年</td><td>事業コンセプトに沿ったイベント・ワークショッププログラムの展開</td></tr> <tr> <td>マルシェ・フリマ事業</td><td>年 12 回</td><td>柏市の文化発信と交流のマルシェ・フリマイベントの実施</td></tr> <tr> <td>キャンプイベント事業</td><td>年 32 回</td><td>イベント形式のキャンプイベントの実施</td></tr> </tbody> </table>	項目	時期・回数	内容	フード事業	通年	BBQ ハウスにて BBQ の提供 カフェ・テイクアウトの軽飲食の提供	ショップ事業	通年	レジャー用品、市内事業者・在住者の菓子・リース等の販売 花きみどりに関連する商品の販売	レンタル事業	通年	アウトドアグッズ等の有料レンタル	シーズンイベント事業	年 4 回	桜や風車前花畠の見頃時期に合わせたイベントの実施	体験ワークショップ事業	通年	事業コンセプトに沿ったイベント・ワークショッププログラムの展開	マルシェ・フリマ事業	年 12 回	柏市の文化発信と交流のマルシェ・フリマイベントの実施	キャンプイベント事業	年 32 回	イベント形式のキャンプイベントの実施
項目	時期・回数	内容																							
フード事業	通年	BBQ ハウスにて BBQ の提供 カフェ・テイクアウトの軽飲食の提供																							
ショップ事業	通年	レジャー用品、市内事業者・在住者の菓子・リース等の販売 花きみどりに関連する商品の販売																							
レンタル事業	通年	アウトドアグッズ等の有料レンタル																							
シーズンイベント事業	年 4 回	桜や風車前花畠の見頃時期に合わせたイベントの実施																							
体験ワークショップ事業	通年	事業コンセプトに沿ったイベント・ワークショッププログラムの展開																							
マルシェ・フリマ事業	年 12 回	柏市の文化発信と交流のマルシェ・フリマイベントの実施																							
キャンプイベント事業	年 32 回	イベント形式のキャンプイベントの実施																							

業務	主な内容														
一民間団体として実施する自主事業	パークフィットネス事業	年 48 回	屋外実施のヨガ・ランニング等のフィットネスイベントの実施												
	ドッグランイベント事業	年 12 回	イベント形式のドッグランイベントの実施												
	団体受入事業	通年	本公園の複数機能を組み合わせたパッケージ企画の実施												
	コミュニケーション事業	通年	利用者と交流しながら公園の利活用を促進するイベント等の実施												
	自動販売機事業	通年	公園利用者の利便性を考え、熱中症対策や災害ベンダーとして自動販売機を設置												
本公園施設の PR に資する事業、収益による本公園への還元が期待できる事業、渋滞やアクセスといった本公園の課題解決に資する事業を実施できるものとし、主に実施する事業は以下のとおりである。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>時期・回数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フォトエディング事業</td> <td>通年</td> <td>本公園のロケーションを活かした取組</td></tr> <tr> <td>ロケ・撮影誘致事業</td> <td>通年</td> <td>本公園のロケーションを活かした取組</td></tr> <tr> <td>衣装レンタル事業</td> <td>通年</td> <td>本公園のロケーションを活かした取組</td></tr> </tbody> </table>				項目	時期・回数	内容	フォトエディング事業	通年	本公園のロケーションを活かした取組	ロケ・撮影誘致事業	通年	本公園のロケーションを活かした取組	衣装レンタル事業	通年	本公園のロケーションを活かした取組
項目	時期・回数	内容													
フォトエディング事業	通年	本公園のロケーションを活かした取組													
ロケ・撮影誘致事業	通年	本公園のロケーションを活かした取組													
衣装レンタル事業	通年	本公園のロケーションを活かした取組													

(出所:市提供データより監査人作成)

また、本指定管理事業の実施状況や成果を図る指標を、あけぼの山公園及び柏市あけぼの山農業公園指定管理者業務仕様書(以下、本項において「仕様書」という。)において以下のとおり規定しており、その結果の分析と業務改善への反映状況について、事業報告書等により市に報告することを求めている。

### 仕様書より抜粋

#### 9 業務実施状況の把握と反映

##### 指標 1 あけぼの山公園及び柏市あけぼの山農業公園の入場者数

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
706,000 人	727,000 人	748,000 人	770,000 人	793,000 人

##### 指標 2 ボランティアの登録者数

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
30 人	50 人	80 人	130 人	200 人

##### 指標 3 利用者アンケートにおける施設利用の満足度(大変満足及び満足の合計)

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
75%	80%	85%	88%	90%

指標4 利用者アンケートにおけるスタッフ対応の満足度(大変満足及び満足の合計)

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
80%	90%	93%	96%	98%

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 60】フード事業の早期再開について

指定管理者が実施する自主事業の一つであるフード事業は、BBQ ハウスにおいてバーベキューの提供等を実施することとされており、前指定管理者時のテナントが引き続き、本フード事業を展開することが想定されていた。しかし、現指定管理者とテナントとの協議の結果、テナントが撤退することとなり、令和 6 年度におけるフード事業の稼働実績はない。なお、令和 7 年 4 月に資機材の撤去や原状回復工事が完了している。

また、テナント撤退までの間、新たなテナント出店者の募集や、期間限定店舗としての活用を模索しているが、フード事業の展開には至っていない。

本公園の周辺は飲食店が少なく、魅力的な飲食店が本公園内に存在することは、来園者の誘致にとって大きな強みになると考える。また、BBQ ハウスは柏市が所有する公有財産であり、1 日でも早く遊休状態から脱し、有効な活用がなされることを望む。

## 25. 公園樹木管理事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

本事業は、柏市内約 700 ケ所の公園等にある公有林の危険樹木処理及び公園樹木の間伐を適切に行い、老朽化した樹木、隣接地への越境や電線類への接触、また枝葉の繁茂による園内における防犯上の問題を改善するため、適切な樹木管理を実施するものである。一部の間伐木については、伐採後にチップ化を行い、市内公園の園路等に敷き均す等、環境に配慮した間伐木の有効利用を図っている。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	29,400	29,061	51,611
決算額	29,602	37,841	58,950

令和 5 年度までは旧吉田家住宅歴史公園及び手賀の丘公園の樹木管理事業を各々の事業で実施していたが、令和 6 年度より当該 2 公園の樹木管理事業を本事業に一本化している。令和 4 年度及び令和 5 年度の当該 2 公園における樹木管理事業を含めた場合の事業費の推移は図表 77 のとおりである。

図表 77 組替後の事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	49,400	47,061	51,611
決算額	49,880	44,270	58,950

#### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
委託料	58,950	危険樹木処理委託(55 件) 40,319 千円 樹木間伐委託(6 件) 18,630 千円
合計	58,950	

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 61】危険樹木処理委託に係る契約事務の効率化について

危険樹木の処理は、住民からの苦情、柏市職員や公園管理受託事業者が現場で枯木等を発見した場合等に、公園内及び公園周辺の安全衛生を確保すべきと判断されるものについて、危険木の伐採・剪定を行うものである。令和 6 年度に実施した危険樹木処理委託の受託者属性と契約形態は下表のとおりである。

図表 78 令和 6 年度の危険樹木処理委託の内訳 (単位 : 件、千円)

受託者属性	緊急発注		通常契約	
	件数	金額	件数	金額
公園管理受託事業者	44	22,569	7	15,977
上記以外の事業者	4	1,772	—	—
合計	48	24,341	7	15,977

(出所: 市提供データより監査人作成)

ここで、公園管理受託事業者とは、みどりを守り・育てる一般事務費において予算措置がされている公園管理委託事業の受託者であり、市内を 11 ブロックに区分し、各受託事業者は当該ブロックにある公園等の日常的な通常管理を行っている。また、契約形態のうち緊急発注とは、市民の安全衛生確保を速やかに行う必要がある等の場合において、平時原則適用することとしている一般競争入札、見積り合わせ等の手続きに時間を要することから、このような手続きを経ずに市が適切な業者に業務を発注できる契約形態である。

令和 6 年度における危険樹木処理委託の件数は合計 55 件であり、うち 48 件 (87.3%) が緊急発注となっている。受託者属性で見ると、緊急発注 48 件のうち 44 件 (91.7%) が公園管理受託事業者による受託であり、各受託事業者が請け負っているブロック内での危険樹木処理は、多くの場合、当該受託事業者が実施している。

公園管理受託事業者が危険樹木の処理を行うことは、現場周辺の特徴を熟知し、迅速な対応が可能である点から合理性に問題はないと考えるが、緊急発注が通常契約より契約事務の面で簡略されているとはいっても、稟議書や契約書等の作成は必要である。この点、契約事務の効率化の観点から、みどりを守り・育てる一般事務費内の公園管理委託事業(総価契約)において、緊急時の危険樹木伐採に係る業務を単価契約で織り込むことができないか検討されたい。

## 26. 柏リフレッシュ公園整備事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

柏リフレッシュ公園は、健康増進や憩いの場となり、周辺における緑のネットワークの拠点として整備・活用されている公園であり、リフレッシュプラザ柏と一体の公園である。本事業は、当該公園敷地の一部(56,634.62 m<sup>2</sup>のうち 13,561.09 m<sup>2</sup>)を土地所有者から借り受けるものである。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	2,065	1,728	1,391
決算額	2,064	1,727	1,390

#### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
使用料及び賃借料	1,390	土地賃借料(2件) 13,561.09 m <sup>2</sup>
合計	1,390	

### (2) 監査の結果

#### 【指摘 1】土地譲渡時における市の事前承諾漏れについて

平成 21 年 7 月 23 日付の「土地賃貸借契約書」によれば、賃貸人(土地の所有者)が当該土地を売却する際は、以下のとおり市の事前承諾を必要としている。

#### 土地賃貸借契約書より抜粋

第 8 条(本件土地の譲渡時の措置)

乙(土地の所有者)は、賃貸借期間中に本件土地を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめその内容を明らかにして書面による甲(柏市)の承諾を得た上、甲がこの契約と同一の条件で本件土地を使用することができるよう措置するものとする。

当該土地の全部事項証明書を確認したところ、令和 6 年 4 月 1 日に売買を原因とする所有権移転が生じていたが、従前の所有者からの書面による事前承諾申請ではなく、譲受人からの事後通知があるのみであった。当該土地の所有者が変更する

際の市における事前承諾は、公園緑地の恒久性を担保するための重要な手続きとして契約書に規定されているものであり、当該土地の所有者変更に際しては、書面による事前承諾が必要であった。なお、市においては、事後通知を受けた際に、契約書に基づく書面による事前の承諾が必要である旨の指導を行っているとのことである。

### (3) 監査対象事業に対する意見

#### 【意見 62】賃貸借土地の地積について

本事業の契約対象となっている賃借土地のうち 1 件について、土地賃貸借契約書、全部事項証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書(以下「固定資産課税台帳」という。)の地積は下表のとおりである。

**図表 79 土地賃貸借契約書、全部事項証明書及び固定資産課税台帳の地積**

地番	土地賃貸借契約書 (平成 24 年 9 月 19 日)	全部事項証明書 (令和 5 年 10 月 4 日)	固定資産課税台帳 (令和 5 年度)
南増尾字南割 56-1	7,703.08 m <sup>2</sup>	3,492 m <sup>2</sup>	3,492 m <sup>2</sup>
逆井字中台 1194-1	30.03 m <sup>2</sup>	30 m <sup>2</sup>	30 m <sup>2</sup>
逆井字中台 1194-3	113.34 m <sup>2</sup>	113 m <sup>2</sup>	113 m <sup>2</sup>
合計	7,846.45 m <sup>2</sup>	3,635 m <sup>2</sup>	3,635 m <sup>2</sup>

(出所: 市提供データより監査人作成)

登記情報である全部事項証明書の地積と固定資産課税台帳の地積は、同一のデータに基づいて作成されているため一致しているが、土地賃貸借契約書と全部事項証明書等については、南増尾字南割 56-1 の地積に 4,211.08 m<sup>2</sup> の差異が生じている。同一の地番で地積が異なることは考え難く、また、当該地積が公園緑地行政における指標の一つである都市公園の面積にも影響を与える可能性があるため、地積の相違の理由を把握しておくことが必要と考える。

## 27. 緑化推進事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

本事業は、門松カードの印刷及び配布と市役所施設の緑化から構成されている。

門松カードの印刷及び配布は、新年の風習としてある門松飾りについて、松林の保護、緑化推進の観点から門松の代わりに、門松の絵柄をカード化した門松カードを作成し、市役所等で希望者に配布するものであり、柏市における門松カードの配布開始時期は不明であるが、相当の期間継続して行われている事業である。なお、同カードは市のホームページからもダウンロードして利用できる。

市役所施設の緑化は、人々の目に触れる機会の多い緑のカーテンを設置することで、訪れる人々の心を和ませるとともに、質の高い緑の空間づくりを行っている。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	2,091	2,200	2,646
決算額	1,928	2,145	2,062

#### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
印刷製本費	49	門松カードの印刷 15,000枚
工事請負費	2,013	公共施設モデル緑化工事(2件) 公共施設モデル緑化工事(その1) 公共施設モデル緑化工事(その2)
合計	2,062	

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 63】門松カードの印刷・配布の廃止検討について

令和 6 年度における門松カードの印刷については、令和 5 年度末の在庫数量 11,154 枚と令和 6 年度配布予定数量 24,800 枚から 15,000 枚を印刷した。令和 6 年度の配布及び利用状況は下表のとおりである。

**図表 80 令和 6 年度 門松カードの配布及び利用状況** (単位：枚)

配布先	配布予定枚数	配布枚数	利用枚数	利用率 (利用枚数/配布枚数)
田中近隣センター	1,600	1,600	436	27.3%
松葉近隣センター	2,000	2,000	600	30.0%
豊四季台近隣センター	1,000	1,000	618	61.8%
増尾近隣センター	1,000	1,000	436	43.6%
光ヶ丘近隣センター	3,000	3,000	527	17.6%
南部近隣センター	1,500	1,500	417	27.8%
藤心近隣センター	500	500	236	47.2%
高柳近隣センター	500	500	162	32.4%
西原近隣センター	600	600	600	100%
柏ビレジ近隣センター	200	200	22	11.0%
北部近隣センター	200	200	31	15.5%
布施近隣センター	500	500	186	37.2%
根戸近隣センター	500	500	176	35.2%
高田近隣センター	500	—	—	—
手賀近隣センター	100	100	6	6.0%
新富近隣センター	1,500	1,500	865	57.7%
旭町近隣センター	500	500	240	48.0%
富里近隣センター	500	500	74	14.8%
新田原近隣センター	1,500	1,500	915	61.0%
永楽台近隣センター	1,000	1,000	380	38.0%
酒井根近隣センター	500	500	199	39.8%
沼南近隣センター	400	400	43	10.8%
柏駅前行政サービスセンター	1,100	1,100	486	44.2%
富勢出張所	600	600	48	8.0%

配布先	配布予定枚数	配布枚数	利用枚数	利用率 (利用枚数/配布枚数)
柏の葉サービスコーナー	200	200	42	21.0%
中央公民館	500	500	9	1.8%
沼南支所	500	500	443	88.6%
市民活動支援課(本庁舎)	300	300	62	20.7%
守衛室(本庁舎)	100	100	5	5.0%
行政資料室(本庁舎)	1,000	1,000	314	31.4%
公園緑地課(分庁舎)	500	37	8	21.6%
パレット柏	100	100	100	100%
アミュゼ柏	300	300	188	62.7%
合計	24,800	23,837	8,874	37.2%

(出所:市提供データより監査人作成)

配布先別の利用率を見ると、80%超の利用率がある地区も僅かに見られるが、総じて利用率は低い状況である。また、市が公表している毎月常住人口(世帯)で見た場合、令和 6 年 12 月 1 日の総世帯数は 201,212 世帯であり、総世帯数を基準とした利用率は 4.4%(8,874 枚 ÷ 201,212 世帯)であり、門松カードの利用は非常に低位であることが分かる。

近年、正月の迎え方や生活様式が変化しており、市民における門松カードに対する需要は低下しているものと考える。また、柏市では平成 23 年度より同カードを市のホームページからダウンロード配布しており、紙資源や保管コストの削減等を考慮すれば、同カードを印刷・配布する必要性は大きく低減していると考えられるため、同カードの印刷・配布の廃止を検討されたい。

#### 【意見 64】公共施設モデル緑化工事の分割発注について

令和 6 年度の公共施設モデル緑化工事は下表のとおり、2 工事を行っている。

図表 81 令和 6 年度に実施した公共施設モデル緑化工事

件名	工事概要	場所	工期	工事請負者
公共施設モデル緑化工事 (その 1)	緑のカーテン設置工 (プランター18 基)	柏市役所	令和 6 年 5 月 14 日 ～10 月 18 日	N 社
公共施設モデル緑化工事 (その 2)	緑のカーテン設置工 (プランター27 基)	分庁舎 1 別館	令和 6 年 5 月 14 日 ～10 月 18 日	O 社

(出所:市提供データより監査人作成)

両工事の内容は対象施設の一部壁面に緑のカーテンを設置するものであり、施工場所以外は同一の内容である。

両工事の施工場所は近接しており、それぞれ分割して発注する理由は乏しいと考える。両工事を一体発注することで、予定価格や契約価格の低減が期待できるため、一体発注の検討を望む。

## 28. アクションプランの推進

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

本事業は、「柏市緑の基本計画<sup>6</sup>」(令和2年3月改定)の88施策からなるアクションプランを推進し、同計画の目標年次である令和7年度までの緑化目標数値の達成を目的としている。同計画のアクションプランは多岐に渡るが、重点施策の目標数値は以下のとおりである。

- ・ 制度などによる永続性のある緑を市域の30%以上確保
- ・ 都市公園を含む緑のオープンスペースを市民一人当たり10m<sup>2</sup>確保
- ・ 都市公園を市民一人当たり7m<sup>2</sup>確保
- ・ 緑のオープンスペースを歩いて行ける範囲(250m)に確保
- ・ 市民の緑や自然環境の満足度を30%に増加

なお、同計画のアクションプラン実現のための施策は本事業(アクションプランの推進)に限らず、公園緑地課が所管する複数の事業で行われている。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	7,931	4,003	15,726
決算額	—	4,003	13,739

令和4年度の決算額がゼロの理由は、当該年度に実施を予定していた旭町八丁目市民緑地の園路整備に係る工事について、地権者との協議等が整わず工事の実施が翌年度となつたためである。

<sup>6</sup> 『第3章 監査対象の基本的事項 1. 土木費の概要 (6) 柏市緑の基本計画』参照。

### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
委託料	5,775	調査委託(2件) こんぶくろ池公園涵養機能等検討業務委託 他
工事請負費	7,964	整備工事(2件) 旭町八丁目市民緑地整備工事 他
合計	13,739	

### ④ 都市公園及び緑のオープンスペースの整備状況

柏市における都市公園及び緑のオープンスペースの整備状況と市民一人当たりの敷地面積は下表のとおりである。

**図表 82 都市公園及び緑のオープンスペースの整備状況と市民一人当たりの敷地面積の推移**

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口(人) 人	427,603	429,865	432,540	434,023	436,292
都市公園 か所	648	650	654	664	669
	m <sup>2</sup>	2,552,300	2,559,100	2,562,100	2,566,100
	m <sup>2</sup> /人	5.97	5.95	5.92	5.88
緑のオープンスペース m <sup>2</sup>	3,690,200	3,711,800	3,711,900	3,590,900	3,589,700
	m <sup>2</sup> /人	8.63	8.63	8.58	8.27
					8.23

(出所:市提供データより監査人作成)

- 都市公園: 都市公園法に基づき、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園または緑地。都市公園法施行令第1条の2において、市町村の全区域及び市街地における住民一人当たりの都市公園面積の標準について、それぞれ「10 m<sup>2</sup>以上」、「5 m<sup>2</sup>以上」と斟酌すべき基準として定めている。
- 緑のオープンスペース: 上記の都市公園に、児童遊園、子供の遊び場、農業公園、運動場、運動広場、その他の緑地、市民緑地、みどりの広場を加えた、市民が自由に利用することができる公園的な空間。

柏市においては、「都市公園を市民一人当たり 7 m<sup>2</sup>確保」及び「都市公園を含む緑のオープンスペースを市民一人当たり 10 m<sup>2</sup>確保」の目標達成に向け都市公園等の整備を毎年行っているが、人口が増加傾向にあること、既存公園の用途変更による公園面積の減少等により、市民一人当たりの敷地面積は微減している。なお、「柏市緑の基本計画」(令和2年3月改定)における計画最終年度である令和7年度の推計人口は433,481人であり、これを令和6年度の人口として市民一人当たりの各敷地面積を計算すると、都市公園は5.92 m<sup>2</sup>/人、緑のオープンスペースは8.28 m<sup>2</sup>/人となる。

## **(2) 監査の結果**

指摘すべき事項はない。

## **(3) 監査対象事業に対する意見**

### **【意見 65】目標数値のモニタリングについて**

柏市における緑の基本計画は、平成 17 年 3 月の旧沼南町との合併や緑を取り巻く社会情勢の変化、市民要望の多様化等から平成 21 年 6 月に改訂され、この策定から 10 年が経過し、地球温暖化現象や少子高齢化が顕著となり、また、緑に関する法律も大きく改定され、緑のオープンスペースの整備や保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現する方針が示されたことから、令和 2 年 3 月に再度改定されている。

令和 2 年 3 月の計画改定作業の一環として、旧計画(平成 21 年 6 月改定計画)の 84 項目の施策のうち特に重点施策となる 22 項目について中間評価を行い、現計画の具体的なアクションプランの内容を策定した。

令和 2 年 3 月に策定された現計画は令和 7 年度末に再び改訂が見込まれているが、アクションプランの進捗状況評価については、計画改定後は実施されていない。中長期的な計画においては、計画策定時と現状で計画の前提に乖離が生じやすく、アクションプランの内容が現状にそぐわないケースも出てくるため、少なくとも重点施策と位置付けられるものについては、毎年度、進捗状況の点検等を実施し、計画的かつ効果的に目標達成ができる業務体系の構築を望む。

## 29. あけぼの山周辺地域振興事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

あけぼの山公園及び柏市あけぼの山農業公園(以下、両公園を総称する場合は「本公園」という。)を核として構成されるあけぼの山周辺地域は、花の名所として市内外から年間 50 万人以上が来園する柏市有数の観光地である。これまでには、古くからの歴史や花の魅力を活かし賑わいを創出してきた一方で、周辺道路の渋滞問題や施設の老朽化、まとまりのない土地や施設、年間を通じた魅力的な飲食・物販サービスの不足、担い手の高齢化など、更なる魅力の向上や公園の持続性を確保していくためには、解決すべき課題が山積している。

本事業は、このような背景を受け、あけぼの山周辺地域の観光振興に焦点を当てた施策を実施しており、令和 6 年度は柏市制 70 周年及び柏市あけぼの山農業公園開園 30 周年に係る記念事業を実施するとともに、本公園に通じる新たなアクセス道路を整備するための測量を実施している。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	15,652	30,798	34,500
決算額	14,530	27,272	22,975

令和 6 年度の決算額が予算額の 66.6% である主な理由は、あけぼの山アクセス道路予備設計に係る委託料 17,094 千円を繰越明許したためである。

#### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
報償費	6	
旅費	31	
委託料	22,920	測量委託(2 件) あけぼの山公園用地測量業務委託 あけぼの山測量業務委託 あけぼの山 7030 周年記念事業業務委託
使用料及び賃借料	16	
合計	22,975	

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 66】あけぼの山アクセス道路の施工に係る実施体制について

あけぼの山周辺地域へのアクセスについては、来園者の多くが自家用車を利用しているが、どこが公園でどこが民地か分かりづらいため、どこを通って良いか分からぬ点や、本公園に向かう際にあぜ道を通過することや周辺道路が混雑していることに不安を感じている点を解消する目的で、最寄りの幹線道路である県道 47 号線から本公園に通じる「あけぼの山アクセス道路」の整備に着手している。

本アクセス道路の整備につき、令和 6 年度において、当初、測量と併せ予備設計を実施する予定であったが、本アクセス道路は、利根川堤防の法面を利用した勾配道路等を計画しているため、事業調整のための関係者が千葉県警察本部及び千葉県柏警察署(交通管理者)、国土交通省利根川河川事務所(河川管理者)、柏市(道路管理者)の 4 者と多く、これらとの調整に 5 か月間の不測の日数を要したため、令和 6 年度において本アクセス道路の予備設計を完了できず、翌年度に繰越明許している。

本アクセス道路は、前述のとおり複数の特殊な条件を有しており、事務的にも技術的にも高度な専門性が必要になると考えられるため、行政事務の効率化の観点から、道路行政に関連する事務・技術を専門とする道路部局との緊密な連携をもつて事業を進めていくことが望まれる。

## 30. みどりを守り・育てる一般事務費

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

本事業は、令和2年3月に改訂された「柏市緑の基本計画」に掲げられている計画を推進するための一般事務経費であり、事業費の主な内容は既存都市公園等の管理運営等に係るものである。柏市緑の基本計画は、「みんなで育てよう 環境にやさしい 水と緑豊かなまち 柏」を計画の基本理念とし、**図表 83** の体系で、目標、基本方針及び施策の方向を定めている。

**図表 83 柏市緑の基本計画の概要**

目標	基本方針	施策の方向
I 受け継がれてきた緑 を守ります	1 骨格・拠点となる緑を守ります	1-1 骨格・拠点の緑を保全していきます
	2 暮らしの中の身近な緑を守ります	2-1 身近な樹林地・湧水を保全していきます 2-2 身近な農地を保全していきます
II 快適に暮らせる緑を つくります	3 拠点の緑の整備や緑の中心 市街地づくりを進めます	3-1 特徴のある骨格・拠点の緑 の整備を進めます 3-2 緑豊かな中心市街地づくり を進めます
	4 愛着の持てる身近な緑のまち づくりを進めます	4-1 質の高い緑の空間づくりを 進めます 4-2 街並みを彩る多様な緑づく りを誘導・支援します
III 未来に伝える緑を 育てていきます	5 市民・団体・学校・事業者・市 の協働により緑を育てていけ ます	5-1 良好的な緑を維持していくた めの仕組みづくりを進めます 5-2 緑を育成する取り組みを支 援します
	6 緑に関する知識を広め、緑へ の思いやりを育てていきます	6-1 緑を知り、理解する機会を 充実します 6-2 緑に関する調査研究と情報 の提供を推進します

(出所:市提供データより監査人作成)

## ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	870,976	751,509	805,391
決算額	866,900	755,106	794,635

## ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
旅費	116	
需用費	52,844	消耗品費 5,517 千円 光熱水費 26,761 千円 施設修繕料(86 件) 19,962 千円
役務費	1,297	通信運搬費 571 千円 保険料 677 千円
委託料	638,520	施設清掃委託(38 件) 4,850 千円 保守・点検等委託(5 件) 5,615 千円 公園等年間管理委託(11 件) 573,667 千円 増尾城址公園他 2 箇所維持管理業務委託 24,987 千円 柏駅東口植栽等の清掃業務委託 4,399 千円 蜂・害虫駆除委託等(44 件) 4,504 千円 緑地協働事業委託(20 団体、60 公園) 12,684 千円 警備委託 1,569 千円
使用料及び賃借料	34,007	土地賃借料(6 ヶ所) 22,777 千円 LED 照明賃借料 10,782 千円
工事請負費	33,589	維持補修工事(50 件)
備品購入費	230	
負担金、補助及び交付金	33,284	北柏周辺地区都市再生整備事業負担金 32,450 千円
補償、補填及び賠償金	744	公園内事故に伴う賠償金(3 件)
合計	794,635	

## ④ 公園等年間管理委託について

柏市では、700 か所を超える管理公園等の維持管理を行うため、市内全域を北部 5 か所、南部 6 か所の計 11 区域に分け(図表 84 参照)、効率的な維持管理を行っている。なお、緑地協働事業委託等の他の委託方法により管理している公園の清掃・除草は、本委託には含まれていない。単価は、清掃・除草を含む公園と含まない公園の割合で大きく異なっており、清掃・除草を含む公園の割合が大きいほど単価は高くなる傾向にある。

**図表 84 公園等年間管理委託の概要**(単位:か所、m<sup>2</sup>、円、円/m<sup>2</sup>)

区域	管理公園等数	管理面積	委託費	単価 (委託費/管理面積)
北部 1	46	109,029	41,698,800	382.4
北部 2	75	211,702	92,082,100	434.9
北部 3	60	109,930	46,937,000	426.9
北部 4	89	161,285	65,538,000	406.3
北部 5	43	42,787	22,070,400	515.8
南部 1	38	219,044	73,389,800	335.0
南部 2	92	239,314	46,252,800	193.2
南部 3	116	79,850	58,740,000	735.6
南部 4	51	105,093	49,731,000	473.2
南部 5	69	175,229	50,607,700	288.8
南部 6	72	359,494	26,620,000	74.0
合計	751	1,812,757	573,667,600	316.4

(出所:市提供データより監査人作成)

公園等年間管理委託の業務内容は、契約区域に属する個々の公園の特色で異なるが、概ね共通した主な業務内容は下表のとおりである。

**図表 85 公園等年間管理委託の主な業務内容**

項目	主な業務内容
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>倒木や施設の破損等、公園利用の支障となる事態等を発見した場合は、速やかに担当職員に報告する</li> </ul>
園内清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>雑木、塵取り清掃等による園路・広場・植込地などの清掃、空き缶・吸殻・落ち葉等の回収、犬猫の糞・死骸等の撤去</li> <li>予定看板に実施予定日を記載する</li> </ul>
砂場清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>砂場の敷均し・消毒作業を毎月 1 回以上実施</li> <li>天地返し作業を年 1 回以上実施</li> <li>砂の量を、砂場枠天端より 10cm 程度の下がりを標準として、適宜補充</li> </ul>
トイレ清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常清掃、建物等清掃の実施</li> <li>排水管等の簡易な詰まりは本業務において対処</li> <li>トイレットペーパーの補充</li> </ul>
除草	<ul style="list-style-type: none"> <li>除草作業は 4 月から 11 月までの間に公園の利用に支障をきさないように実施</li> <li>予定看板に実施予定日を記載する</li> </ul>

項目	主な業務内容
低木、中木等管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業中は、防護ネット等の飛石対策を確実に行う</li> </ul>
高木管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯上の観点から、低木の刈込み高さは 70cm を標準とする</li> <li>病虫害・枯損枝の発生防止のため、必要に応じて切口等の防腐処理を行う</li> <li>垂れ枝・ひこばえ・胴吹きは、公園利用者等の支障とならないように随時剪定する</li> </ul>
公園点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月 1 回の頻度で、公園内にある全ての施設・設備・樹木の状態について点検する</li> </ul>

(出所: 市提供データより監査人作成)

## (2) 監査の結果

### 【指摘 2】施設の維持補修時における緊急発注について

柏市随意契約ガイドラインにおいて、緊急の必要により競争入札に付することができない場合として、下記のように規定されている。

#### 柏市随意契約ガイドラインより抜粋

第 5 号 緊急の必要により競争入札に付することができない場合(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号)

緊急に施工等をしなければならないものであって、競争に付す時間的余裕がないとき。(単に事務処理が間に合わないという理由のみでは適用しないこと。)

#### <事例>

- ア 道路陥没等により交通に支障をきたしている場合の応急工事を行うとき。
- イ 地すべり等の災害に伴う応急工事を行うとき。
- ウ 施設の破損、不具合等施設維持管理に伴う応急工事を行うとき。
- エ 施設の電気又は機械設備等の故障により緊急復旧工事をおこなうとき。
- オ 災害の未然防止のため応急工事を行うとき。
- カ 災害時の緊急物資の購入をするとき。
- キ その他市民生活に著しい支障が生じるとき。

参考) 特に急迫を要する工事又は業務が発生した場合は、公正性の確保を図りつつ契約金額の確定前に概算金額で発注することが可能である。

令和 6 年度に実施された維持補修工事の中で、**図表 86** が緊急発注として実施されていた。

**図表 86 緊急発注された維持補修工事の概要**

工事名	工事内容	金額
柏ビレジ近隣公園テニスコートネット交換工事	テニスコートのネット交換	135,300 円

(出所:市提供データより監査人作成)

当該工事は市民からの苦情・要望等への対応で実施された補修工事であるが、柏市随意契約ガイドライン第 5 号で規定する緊急性があるとは考えられず、緊急発注による随意契約を行うべきではなかった。

### (3) 監査対象事業に対する意見

#### 【意見 67】夏場の除草作業について

芝生が敷設されている管理公園等については、公園等年間管理委託の中で除草作業が実施されており、その頻度は 4 月から 11 月の間に概ね 4 回計画されている。図表 87 は令和 7 年 8 月 5 日に監査人が現地を訪れた際の公園敷地内の芝生の状況であるが、草が膝丈まで伸びており、公園利用に支障が生じる状態であった。

**図表 87 令和 7 年 8 月 5 日 柏インター東公園の状況（監査人撮影）**



当該公園においては、令和 7 年 7 月 7、8 日に本年度 2 回目の除草作業が実施されており、上記写真は除草 1 ヶ月後の状態である。近年の猛暑により芝の生育が想定よりも著しく早く、特に夏場において公園利用を妨げるほどの高さに芝生が生育してしまう状況となっている。

この問題に対しては、単純に除草頻度を増やすことが解消の一手段ではあるが、財政的な観点から安易に除草回数を増やすことは難しいため、利用頻度の高い公園に限定して除草回数を増やすことや、人体・環境に影響のない除草剤の活用等の検討が望まれる。

## 3 1. 都市公園整備事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

本事業は、都市公園の整備、改修及び補修等により、都市公園の新設並びにリニューアル化を推進している。

柏市は千葉県内で最も公園数が多い市町村（千葉市は区単位とした場合）であり、公園内の遊具数も非常に多い状況である。今後、少子高齢化が進行していく中、遊具の維持管理が市の財政に大きな負担となることから、令和3年3月に「柏市公園施設長寿命化計画」（計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間）を策定し、本計画に基づいた計画的な補修及び更新を行っている。令和6年度末の進捗率は33%であり、計画上の39%に対し若干の遅れが生じている。この主な要因は、全国の市町村においても、柏市同様、公園遊具の老朽化に係る問題が顕在化しており、公園遊具の修繕に充てる国庫補助金の割当額が減少傾向にあるためである。

#### ② 事業費の推移

（単位：千円）

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	6,688	48,737	24,888
決算額	3,287	154,662	178,630

令和5年度及び令和6年度における当初予算額と決算額との乖離の主な要因は、両者とも補正予算による「豊四季低見台子供の遊び場」に係る土地購入費（令和5年度 127,269千円、令和6年度 139,158千円）である。

#### ③ 事業費の主な内訳

（単位：千円）

節	令和6年度 決算額	主な内容
報酬	473	会計年度任用職員報酬 健康遊具利用実態調査(市内6か所)
旅費	2	
需用費	7,553	施設修繕料(9件) 柏ビレジ近隣公園テニスコート修繕 酒井根第五公園他6箇所遊具修繕工事 他
委託料	17,164	測量委託(1件) 調査委託(2件) 16,291千円 遊具更新設計等業務委託 他

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
工事請負費	14,278	都市公園整備工事(前年度繰越明許) 東花野井第一公園法面保護工事
公有財産購入費	139,158	土地購入費(補正予算) 柏市豊四季 543-1 1,414.21 m <sup>2</sup>
合計	178,630	

## (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 68】健康遊具設置公園の周知について

市においては、健康遊具(背伸ばしベンチを除く)が設置されている公園は、令和6年度末において23公園ある。このうち6公園において、令和6年度にアンケート形式による健康遊具の利用実態調査を実施しており、本調査に係る結果の概要は下表のとおりである。

図表 88 健康遊具利用実態調査結果の概要

項目	調査結果																																																																																
健康遊具の利用者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者利用の多い公園は、健康遊具の利用者が多い &lt;健康遊具利用者の年代&gt;</li> </ul>																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th><th>10代</th><th>20代</th><th>30代</th><th>40代</th><th>50代</th><th>60代</th><th>70代</th><th>80代</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たなか北</td><td>0%</td><td>13%</td><td>50%</td><td>8%</td><td>5%</td><td>8%</td><td>10%</td><td>8%</td></tr> <tr> <td>リフレッシ</td><td>5%</td><td>2%</td><td>8%</td><td>5%</td><td>3%</td><td>14%</td><td>48%</td><td>15%</td></tr> <tr> <td>手賀の杜中央</td><td>11%</td><td>0%</td><td>16%</td><td>32%</td><td>13%</td><td>11%</td><td>18%</td><td>0%</td></tr> <tr> <td>大堀川リバーサイド</td><td>0%</td><td>7%</td><td>8%</td><td>10%</td><td>7%</td><td>13%</td><td>36%</td><td>19%</td></tr> <tr> <td>柏ふるさと</td><td>0%</td><td>10%</td><td>12%</td><td>10%</td><td>16%</td><td>13%</td><td>30%</td><td>8%</td></tr> <tr> <td>豊四季台</td><td>3%</td><td>3%</td><td>19%</td><td>3%</td><td>3%</td><td>8%</td><td>30%</td><td>30%</td></tr> <tr> <td>総計</td><td>2%</td><td>6%</td><td>14%</td><td>10%</td><td>8%</td><td>12%</td><td>33%</td><td>15%</td></tr> </tbody> </table>									公園名	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	たなか北	0%	13%	50%	8%	5%	8%	10%	8%	リフレッシ	5%	2%	8%	5%	3%	14%	48%	15%	手賀の杜中央	11%	0%	16%	32%	13%	11%	18%	0%	大堀川リバーサイド	0%	7%	8%	10%	7%	13%	36%	19%	柏ふるさと	0%	10%	12%	10%	16%	13%	30%	8%	豊四季台	3%	3%	19%	3%	3%	8%	30%	30%	総計	2%	6%	14%	10%	8%	12%	33%	15%
公園名	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代																																																																									
たなか北	0%	13%	50%	8%	5%	8%	10%	8%																																																																									
リフレッシ	5%	2%	8%	5%	3%	14%	48%	15%																																																																									
手賀の杜中央	11%	0%	16%	32%	13%	11%	18%	0%																																																																									
大堀川リバーサイド	0%	7%	8%	10%	7%	13%	36%	19%																																																																									
柏ふるさと	0%	10%	12%	10%	16%	13%	30%	8%																																																																									
豊四季台	3%	3%	19%	3%	3%	8%	30%	30%																																																																									
総計	2%	6%	14%	10%	8%	12%	33%	15%																																																																									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康遊具数が少ない、公園利用者数が少ない公園は、利用者が少ない &lt;公園別の健康遊具&gt;</li> </ul>																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th><th>健康遊具</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たなか北</td><td>・うんてい渡り・ハイジャンプ</td></tr> </tbody> </table>									公園名	健康遊具	たなか北	・うんてい渡り・ハイジャンプ																																																																				
公園名	健康遊具																																																																																
たなか北	・うんてい渡り・ハイジャンプ																																																																																

	<table border="1"> <tr><td>リフレッシュ</td><td>・腹筋ベンチ ・足つぼマッサージ ・チンニングバー ・吊り輪 ・ヘルスサークル</td></tr> <tr><td>手賀の杜中央</td><td>・腹筋ベンチ ・かいきやく ・足つぼマッサージ ・ぜんくつ ・ぶらさがり ・上半身ひねり</td></tr> <tr><td>大堀川リバーサイド</td><td>・上体のばし ・バランス円盤 ・踏み板ストレッチ ・うあげアーチ ・ぶらぶらストレッチ</td></tr> <tr><td>柏ふるさと</td><td>・腕のばし測定 ・バランス円盤 ・ダブル踏み台昇降 ・うあげアーチ ・ぶらぶらストレッチ</td></tr> <tr><td>豊四季台</td><td>・上半身ひねり ・ぶらさがり ・背伸ばしベンチ</td></tr> </table> <p>・ 健康遊具の主な利用者は男性(男性割合 66%)</p>	リフレッシュ	・腹筋ベンチ ・足つぼマッサージ ・チンニングバー ・吊り輪 ・ヘルスサークル	手賀の杜中央	・腹筋ベンチ ・かいきやく ・足つぼマッサージ ・ぜんくつ ・ぶらさがり ・上半身ひねり	大堀川リバーサイド	・上体のばし ・バランス円盤 ・踏み板ストレッチ ・うあげアーチ ・ぶらぶらストレッチ	柏ふるさと	・腕のばし測定 ・バランス円盤 ・ダブル踏み台昇降 ・うあげアーチ ・ぶらぶらストレッチ	豊四季台	・上半身ひねり ・ぶらさがり ・背伸ばしベンチ																																															
リフレッシュ	・腹筋ベンチ ・足つぼマッサージ ・チンニングバー ・吊り輪 ・ヘルスサークル																																																									
手賀の杜中央	・腹筋ベンチ ・かいきやく ・足つぼマッサージ ・ぜんくつ ・ぶらさがり ・上半身ひねり																																																									
大堀川リバーサイド	・上体のばし ・バランス円盤 ・踏み板ストレッチ ・うあげアーチ ・ぶらぶらストレッチ																																																									
柏ふるさと	・腕のばし測定 ・バランス円盤 ・ダブル踏み台昇降 ・うあげアーチ ・ぶらぶらストレッチ																																																									
豊四季台	・上半身ひねり ・ぶらさがり ・背伸ばしベンチ																																																									
健康遊具の利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>男性は運動や健康を目的に利用、女性は散歩中に目について利用する人が多い</li> </ul> <p>&lt;健康遊具の利用者が公園に来た目的&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr><th></th><th>運動</th><th>休息</th><th>散歩</th><th>通過</th><th>遊び</th><th>その他</th><th>なし</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>女性</td><td>14%</td><td>6%</td><td>67%</td><td>3%</td><td>4%</td><td>5%</td><td>1%</td></tr> <tr><td>男性</td><td>43%</td><td>4%</td><td>47%</td><td>3%</td><td>1%</td><td>1%</td><td>1%</td></tr> <tr><td>総計</td><td>33%</td><td>5%</td><td>54%</td><td>3%</td><td>2%</td><td>2%</td><td>1%</td></tr> </tbody> </table> <p>&lt;健康遊具を利用したきっかけ&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr><th></th><th>たまたま目に聞いた</th><th>健康づくりのため</th><th>友達に誘われたから</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>女性</td><td>64%</td><td>25%</td><td>1%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>男性</td><td>40%</td><td>51%</td><td>2%</td><td>8%</td></tr> <tr><td>総計</td><td>48%</td><td>42%</td><td>1%</td><td>8%</td></tr> </tbody> </table>		運動	休息	散歩	通過	遊び	その他	なし	女性	14%	6%	67%	3%	4%	5%	1%	男性	43%	4%	47%	3%	1%	1%	1%	総計	33%	5%	54%	3%	2%	2%	1%		たまたま目に聞いた	健康づくりのため	友達に誘われたから	その他	女性	64%	25%	1%	10%	男性	40%	51%	2%	8%	総計	48%	42%	1%	8%					
	運動	休息	散歩	通過	遊び	その他	なし																																																			
女性	14%	6%	67%	3%	4%	5%	1%																																																			
男性	43%	4%	47%	3%	1%	1%	1%																																																			
総計	33%	5%	54%	3%	2%	2%	1%																																																			
	たまたま目に聞いた	健康づくりのため	友達に誘われたから	その他																																																						
女性	64%	25%	1%	10%																																																						
男性	40%	51%	2%	8%																																																						
総計	48%	42%	1%	8%																																																						
健康遊具利用者の居住地と公園の距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には、公園周辺に居住する者の利用が多い</li> <li>駐車場がある公園は、遠方からの利用割合も増加する</li> </ul> <p>&lt;居住地と公園の距離との関係&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>公園名</th><th>駐車場</th><th>0.25km 以下</th><th>~0.5km 以下</th><th>~1.0km 以下</th><th>~2.0km 以下</th><th>2.0km 以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>たなか北</td><td>有 14 台</td><td>15%</td><td>43%</td><td>10%</td><td>5%</td><td>28%</td></tr> <tr><td>リフレッシュ</td><td>有 166 台</td><td>11%</td><td>43%</td><td>24%</td><td>8%</td><td>13%</td></tr> <tr><td>手賀の杜中央</td><td>有 13 台</td><td>39%</td><td>32%</td><td>5%</td><td>8%</td><td>16%</td></tr> <tr><td>大堀川リバーサイド</td><td>有 6 台</td><td>1%</td><td>19%</td><td>43%</td><td>20%</td><td>17%</td></tr> <tr><td>柏ふるさと</td><td>有 29 台</td><td>2%</td><td>3%</td><td>20%</td><td>20%</td><td>55%</td></tr> <tr><td>豊四季台</td><td>なし</td><td>19%</td><td>68%</td><td>8%</td><td>3%</td><td>2%</td></tr> <tr><td>総計</td><td></td><td>10%</td><td>31%</td><td>24%</td><td>13%</td><td>21%</td></tr> </tbody> </table>	公園名	駐車場	0.25km 以下	~0.5km 以下	~1.0km 以下	~2.0km 以下	2.0km 以上	たなか北	有 14 台	15%	43%	10%	5%	28%	リフレッシュ	有 166 台	11%	43%	24%	8%	13%	手賀の杜中央	有 13 台	39%	32%	5%	8%	16%	大堀川リバーサイド	有 6 台	1%	19%	43%	20%	17%	柏ふるさと	有 29 台	2%	3%	20%	20%	55%	豊四季台	なし	19%	68%	8%	3%	2%	総計		10%	31%	24%	13%	21%	
公園名	駐車場	0.25km 以下	~0.5km 以下	~1.0km 以下	~2.0km 以下	2.0km 以上																																																				
たなか北	有 14 台	15%	43%	10%	5%	28%																																																				
リフレッシュ	有 166 台	11%	43%	24%	8%	13%																																																				
手賀の杜中央	有 13 台	39%	32%	5%	8%	16%																																																				
大堀川リバーサイド	有 6 台	1%	19%	43%	20%	17%																																																				
柏ふるさと	有 29 台	2%	3%	20%	20%	55%																																																				
豊四季台	なし	19%	68%	8%	3%	2%																																																				
総計		10%	31%	24%	13%	21%																																																				

(出所:市提供データより監査人作成)

また、令和5年度に実施した公園利用実態調査によると、健康遊具は市民の約3割が求める施設であり、特に70代以上では約半数が健康遊具の設置を望んでいるとの結果が出ている。

これらの調査結果から分かる重要な点として、下記3点が挙げられる。

- ① 高齢者の公園利用促進に健康遊具は効果的である
- ② 健康意識と健康遊具の利用に正の相関関係がある可能性が高い
- ③ 健康遊具の利用者は、健康遊具が最寄りの公園にない場合でも、多少の距離であれば訪れる傾向がある

市においては、健康遊具が設置されている公園を市民に周知する施策を特に実施していないが、健康遊具の需要は高いと考えられ、健康遊具を求めている市民にその情報を届けることは、新たな公園に健康遊具を設置するのと同程度に、利用者にとって有用ではないかと考える。また、柏市ではフレイル予防を市の重要施策として取り組んでおり、フレイル予防に公園の健康遊具を使用する等、横断的に他の施策と組み合わせることで一層の利用促進に繋がることが期待できるため、健康遊具設置公園の周知について検討されたい。

## 3.2. 森林環境譲与税基金活用事業

### (1) 事業の概要

#### ① 事業の目的及び内容

本事業は、森林環境譲与税を活用し、里山の保全及び整備活動に取り組む市民との協働連携事業を実施するとともに、特別緑地保全地区(民有林)の保全を目的とした危険木の伐採等を実施している。

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度より国からの譲与がされており、森林整備、森林整備の担い手の人材育成、木材の利用や普及啓発に充てることとされている。森林には環境保全、防災、水の浄化、地域の景観維持、快適環境維持といった多面的な機能があり、これらを維持するための森林整備の役割は重要である。森林の少ない都市部においては、地方の間伐材などの積極的な活用により、国全体の森林整備に寄与することも期待されている。都市部に位置する柏市においても木材利用を促進していく選択肢もあるが、市内に有する、地域住民の日常生活の維持発展に寄与している貴重な森林が、機能を十分に發揮し、活かされるようにするために、森林保全を優先的に実施していく方針である。

#### ② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	53,258	45,107	53,259
決算額	50,234	34,377	31,317

令和6年度の決算額が当初予算額の58.8%である理由は、主に下記2点である。

- ア. 現地状況により危険木の調査委託を見送ったこと、危険木とナラ枯れ被害の対象木が想定を下回ったこと(想定の6割程度)
- イ. 森林整備等を行う団体からの補助金申請数が想定よりも少なかったこと

### ③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
委託料	29,727	危険木伐採委託(2件) 6,627 酒井根特別緑地保全地区他1箇所危険樹木処理委託 5,142千円 松ヶ崎特別緑地保全地区危険樹木処理委託 1,485千円 ナラ枯れ被害対策委託 23,100千円 こんぶくろ池公園他14箇所ナラ枯れ対策業務委託 23,100千円
負担金、補助及び交付金	1,589	緑地保全協働事業負担金 柏市里山林等活動推進基本協定に基づく負担金(1団体) 241千円 緑地保全協働事業補助金 柏市里山林等保全活動補助金(8団体) 979千円 柏市緑地保全等活動団体支援事業補助金(8団体) 369千円
合計	31,317	

### (2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

### (3) 監査対象事業に対する意見

#### 【意見 69】緑地保全協働事業補助金の活用状況について

緑地保全協働事業補助金は、「柏市里山林等保全活動補助金」と「柏市緑地保全等活動団体支援事業補助金」から構成され、各補助金の概要は下表のとおりである。

**図表 89 緑地保全協働事業補助金の概要**

項目	柏市里山林等保全活動補助金	柏市緑地保全等活動団体支援事業補助金
目的	森林の整備等の活動を行う市民団体等に対し、補助金を交付することにより、森林の整備及びその促進を図り、市民等との協働による良好な緑を持続していくこと。	森林整備等の活動を行う市民団体等に対し、補助金を交付することにより、森林の整備及びその促進を図り、市民等との協働による良好な緑を持続していくこと。
補助金交付の対象	(1) 対象活動 ・ 雜草木の刈払い、集積、処理 ・ 落ち葉搔き ・ 歩道、作業道の作設、改修 ・ 植栽、播種、施肥 等 (2) 対象経費 ・ 機材購入費、機械賃借費	(1) 対象活動 ・ 森林で市民団体が行う(以下同じ)清掃、除草、剪定、間伐 ・ 危険樹木等の報告 (2) 対象経費 ・ 活動場所までの交通費 ・ 資材費、機械器具費、事務用品費

項目	柏市里山林等保全活動補助金	柏市緑地保全等活動団体支援事業補助金																												
	・ 燃油代 ・ 苗木代 等	・ 活動を行う者の傷害保険料等 ・ 機械の取扱講習費、安全講習参加費																												
補助金の額	対象活動面積 1ha 当たり 120,000 円	50,000 円を限度とし、対象経費の 10/10																												
予算要求時の積算	里山ネットワークに加盟している 16 団体の活動面積合計 30ha 分の補助金を予算措置。 予算額: 120,000 円 × 30ha = 3,600 千円	里山ネットワークに加盟している 16 団体分の補助金を予算措置。 予算額: 50,000 円 × 16 = 800 千円																												
決算額	決算額 979,000 円の内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>団体数</th> <th>活動面積 (ha)</th> <th>補助金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里山ネットワーク加盟</td> <td>6</td> <td>7.15</td> <td>855</td> </tr> <tr> <td>里山ネットワーク非加盟</td> <td>2</td> <td>1.04</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8</td> <td>8.19</td> <td>979</td> </tr> </tbody> </table> 執行率は 27.2%		団体数	活動面積 (ha)	補助金額 (千円)	里山ネットワーク加盟	6	7.15	855	里山ネットワーク非加盟	2	1.04	124	合計	8	8.19	979	決算額 369,000 円の内訳 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>団体数</th> <th>補助金額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>里山ネットワーク加盟</td> <td>6</td> <td>269</td> </tr> <tr> <td>里山ネットワーク非加盟</td> <td>2</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8</td> <td>369</td> </tr> </tbody> </table> 執行率は 46.1%		団体数	補助金額 (千円)	里山ネットワーク加盟	6	269	里山ネットワーク非加盟	2	100	合計	8	369
	団体数	活動面積 (ha)	補助金額 (千円)																											
里山ネットワーク加盟	6	7.15	855																											
里山ネットワーク非加盟	2	1.04	124																											
合計	8	8.19	979																											
	団体数	補助金額 (千円)																												
里山ネットワーク加盟	6	269																												
里山ネットワーク非加盟	2	100																												
合計	8	369																												

(出所:市提供データより監査人作成)

里山林や緑地の保全については、今後も継続して市が単独で実施していくことは財政的に大きな負担となる状況であり、市民、団体、学校、事業者など様々な主体が連携・協力し、協働により緑を守り、育っていく方向で進めていかなければならぬと考える。その入り口として、当該補助事業を有効に活用してもらい、市民団体の基盤構築や活動を支援していく必要があるが、利用率は極めて低いと言わざるを得ない。当該補助金の周知方法は里山ネットワークを通じての案内が主なものとのことであるが、十分に周知されているとは言えないため、当該補助金の利用促進に向けた具体的な PR 手段を検討されたい。

### 3 3. 一般財団法人柏市みどりの基金

#### (1) 法人の概要

##### ① 設立目的

一般財団法人柏市みどりの基金(以下、本項において「財団」という。)の定款に記載されている目的は次のとおりである。

この法人は、市民、行政、企業及び専門家等が連携して進めるみどりの保全・再生・創出を支援することにより、花や緑を活かした美しい風景のあるまちの実現及び持続可能な地域の生態系の維持並びに自然と調和した快適な生活空間の形成とコミュニティの醸成に寄与することを目的とする。

##### ② 事業の概要

事業の内容は次のとおりである。

- ア みどりの保全・再生・創出の普及啓発に関する事業
- イ みどりの保全・再生・創出の相談、助言及び支援に関する事業
- ウ みどりの保全・再生・創出の調査研究及び成果の普及に関する事業
- エ 公共公益施設等の管理運営に関する事業
- オ 不動産の売買及び貸付に関する事業
- カ 物品の販売に関する事業
- キ まちづくりの推進に関する事業
- ク 駐車場の管理運営に関する事業
- ケ その他前各号の事業を達成するために必要な事業

##### ③ 所在及び主な管理施設

ア 事務所の所在地

千葉県柏市呼塚新田 204-2(北柏ふるさと公園内)

イ 主な管理施設

《北柏ふるさと公園》

所在地:千葉県柏市呼塚新田 204-2 ほか

公園敷地面積:3.0ha 駐車場、飲食施設(花小鳥)

《柏ふるさと公園》

所在地:千葉県柏市柏下 4 ほか

公園敷地面積:3.0ha 駐車場

《旧吉田家住宅歴史公園》

所在地:千葉県柏市花野井 974-1 ほか

旧吉田家住宅は、名主であった吉田家の豪農ぶりが分かる江戸時代末期建築の国指定重要文化財である。

財団は平成 27 年 4 月より指定管理者として管理運営にあたっている。

#### ④ 収支の状況

(単位:千円)

項目	令和 5 年度	令和 6 年度
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	3,164	5,720
特定資産運用益	1,825	3,056
事業収益	71,404	73,776
その他経常収益	1,637	3,193
経常収益計	78,031	85,747
(2) 経常費用		
事業費	89,069	89,317
管理費	10,266	11,095
その他経常費用	401	0
経常費用計	99,737	100,413
当期経常増減額	△21,706	△14,665
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	237
(2) 経常外費用	2,498	0
当期経常外増減額	△2,498	237
税引前当期一般正味財産増減額	△24,204	△14,428
法人税、住民税及び事業税	828	1,406
当期一般正味財産増減額	△25,032	△15,834
一般正味財産期首残高	168,447	143,414
一般正味財産期末残高	143,414	127,580
II 指定正味財産増減の部		
受取寄附金	24	193
基本財産運用益	3,164	5,720
特定資産運用益	1,819	2,970
一般正味財産への振替額	△5,169	△8,957
当期指定正味財産増減額	△160	△71
指定正味財産期首残高	1,192,873	1,192,712
指定正味財産期末残高	1,192,712	1,192,640
III 正味財産期末残高	1,336,126	1,320,220

## ⑤ 財産の状況

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
I 資産の部		
1. 流動資産		
(1)現金預金	342,815	119,857
(2)その他流動資産	8,468	15,106
流動資産計	351,284	134,963
2. 固定資産		
(1)基本財産	500,000	500,000
(2)特定資産	466,151	666,055
(3)その他固定資産	25,993	35,705
固定資産計	992,145	1,201,760
資産合計	1,343,429	1,336,724
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債計	7,302	16,503
負債合計	7,302	16,503
III 正味財産の部		
1. 指定正味財産	1,192,712	1,192,640
(うち基本財産への充当額)	(500,000)	(500,000)
(うち特定資産への充当額)	(692,712)	(692,640)
2. 一般正味財産	143,414	127,580
(うち特定資産への充当額)	(△226,560)	(△26,585)
正味財産合計	1,336,126	1,320,220
負債及び正味財産合計	1,343,429	1,336,724

## ⑥ 令和6年度に実施した主な事業の内容

### 【実施事業等会計】

#### ア みどりの普及啓発事業

- ・ カシニワ・フェスタ等イベントの実施
- ・ カシニワ・ウォークの実施
- ・ 緑化体験イベント
- ・ カシニワ講座の開催
- ・ 緑のボランティア活動の支援 他

※カシニワとは、「かしわ(柏)の庭」と「かす(貸す)庭」をかけ合わせた造語。地域の人々が身近にある空き地に手を加え、みんなが使える「地域の庭」にすること

で柏の緑を守っていこう・増やしていこうと、平成 22 年に誕生した。

イ みどりの支援事業

- ・ カシニワ制度等の助成金交付
- ・ 緑の保全助成金の交付
- ・ 花苗・花種等の提供

ウ みどりの調査研究事業

- ・ 農薬を使わない害虫駆除

エ 緑地保全事業

- ・ 購入緑地の管理

オ 募金事業

- ・ イベント開催時の募金活動 他

**【その他事業会計】**

ア みどりのコンサルティング事業

- ・ 協力会運営支援事業

※市内の山林所有者で構成される「かしわ里山の会」の事務局業務を受託し、役員会や総会の開催、会費の徴収等を行った。

イ 都市再生整備計画事業・手賀沼周遊レンタサイクル事業

- ・ 都市再生整備計画事業
  - 利便増進施設(花小鳥)事業
  - 北柏周辺地区公園等管理運営事業
  - 地域活性化イベント運営事業
  - 北柏ふるさと公園河川区域整備事業
- ・ 手賀沼周遊レンタサイクル事業

ウ 旧吉田家住宅歴史公園管理事業

- ・ 旧吉田家住宅歴史公園の指定管理業務
- ・ 飲食・物販事業 他

※指定管理の期間:令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

指定管理料:年額 26,120,000 円

令和 6 年度入場者(施設見学者)数:14,057 人(令和 5 年度 14,229 人)

エ 駐車場管理運営事業

オ 物販・貸出事業

- ・ チッパー貸出事業

## (2) 監査の結果

### 【指摘 3】事業収益(駐車場)の期間帰属について

財団は、収益事業として時間貸し駐車場事業を行っているが、令和 7 年 3 月の事業収益(駐車場)として、令和 7 年 4 月 1 日から 4 月 4 日 8 時 15 分までの利用分に係る駐車場収益 12,800 円が含まれていた。これは、令和 7 年 4 月 4 日に駐車場利用料金を職員が精算機から回収した金額が、令和 7 年 3 月 3 日 7 時 42 分から 4 月 4 日 8 時 15 分までを期間としていたため、令和 7 年度に帰属すべき令和 7 年 4 月 1 日から 4 月 4 日 8 時 15 分までの事業収益(駐車場)も含めて令和 6 年度の収益として計上してしまったためである。

事業収益の計上は発生主義に基づくべきであり、現金主義による事業収益の計上は改める必要がある。

## (3) 監査対象事業に対する意見

### 【意見 70】活動計画書における費用負担内容の明示について

『(1) 法人の概要 ⑥ 令和 6 年度に実施した主な事業の内容』に記載したとおり、財団では、市との協定に基づき、公園等管理運営事業を行っている。

この公園等管理運営事業は、市と財団の間で平成 29 年 2 月に締結した「北柏周辺地区都市利便増進等協定書」に基づいて実施しているものである。そして、公園等管理運営事業にかかる費用については、この協定書の第 4 条第 2 項に定められている年度ごとの費用負担協定により決定している。

令和 6 年 4 月 1 日に締結されていた「北柏周辺地区の都市利便増進に係る費用負担に関する協定書」には次のように記載されている。

#### 北柏周辺地区の都市利便増進に係る費用負担に関する協定書より抜粋

(活動計画)

第 2 条 令和 6 年度における活動計画は、別紙「令和 6 年度北柏周辺地区都市利便増進活動計画書(以下「活動計画書」とする。)」のとおりとする。

2 乙(※財団)は、前項の活動計画書に、基本協定書別表の費用負担区分にある自らの費用負担区分に係る内容について、実施予定月日、概算費用などを具体的に明示しなければならない。  
(以下、略)

一方で、財団が市に提出している「令和 6 年度 北柏周辺地区都市利便増進活動計画書」には、事業の詳細な実施内容や年間の工程表の記載は見られるが、概算費用の記載はされていない。

市においては、年度予算の決定において実施内容にかかる積算を行っているはずであるが、その根拠は財団におけるこれら費用の概算であると思われる。協定書に記載されている内容に従い、費用の概算を活動計画書に記載することが必要である。なお、令和 7 年度の計画書では費用の概算を記載しており、是正済みである。

### 【意見 71】緑地の取得価額に含まれる償却資産について

貸借対照表の特定資産に計上されている緑地(土地)のうち、緑地勘定で処理すべきではないと考えられるものが、図表 90 のとおり存在している。なお、図表 90 に記載した償却資産は、いずれも対象となる緑地の取得日から 1 年超経過した後に取得されている。

**図表 90 緑地の取得価額に含まれる償却資産** (単位：千円)

対象緑地	対象緑地 取得日	対象資産 取得日	対象資産の内容	取得価額
寺谷ツ緑地	平成 13 年 12 月 11 日	平成 16 年 3 月 6 日	門扉設置に伴う階段設置	525
		平成 16 年 3 月 30 日	銘板設置	295
イボ弁天緑地	平成 15 年 3 月 18 日	平成 16 年 3 月 30 日	銘板設置	295
カタクリ緑地	平成 15 年 3 月 18 日	平成 16 年 3 月 30 日	銘板設置	295
		平成 16 年 12 月 24 日	境界杭設置	87
		平成 17 年 3 月 25 日	銘板設置	48

(出所：財団提供データより監査人作成)

土地の取得費については、購入代価及び購入に直接要した費用(仲介手数料、登記費用等)のほかに、法人税基本通達において土地の取得費に含める費用、または、含めてもよい費用が例示されている。

## 法人税基本通達より抜粋

### 7-3-3 の 2 固定資産の取得価額に算入しないことができる費用の例示

次に掲げるような費用の額は、たとえ固定資産の取得に関連して支出するものであっても、これを固定資産の取得価額に算入しないことができる。

#### (1) 次に掲げるような租税公課等の額

- イ 不動産取得税又は自動車取得税
- ロ 特別土地保有税のうち土地の取得に対して課されるもの
- ハ 新増設に係る事業所税

#### ニ 登録免許税その他登記又は登録のために要する費用

#### (2) 建物の建設等のために行った調査、測量、設計、基礎工事等でその建設計画を変更したことにより不要となったものに係る費用の額

#### (3) 一旦締結した固定資産の取得に関する契約を解除して他の固定資産を取得することとした場合に支出する違約金の額

### 7-3-4 土地についてした防壁、石垣積み等の費用

埋立て、地盛り、地ならし、切土、防壁工事その他土地の造成又は改良のために要した費用の額はその土地の取得価額に算入するのであるが、土地についてした防壁、石垣積み等であっても、その規模、構造等からみて土地と区分して構築物とすることが適當と認められるものの費用の額は、土地の取得価額に算入しないで、構築物の取得価額とすることができる。上水道又は下水道の工事に要した費用の額についても、同様とする。

(注) 専ら建物、構築物等の建設のために行う地質調査、地盤強化、地盛り、特殊な切土等土地の改良のためのものでない工事に要した費用の額は、当該建物、構築物等の取得価額に算入する。

### 7-3-5 土地、建物等の取得に際して支払う立退料等

法人が土地、建物等の取得に際し、当該土地、建物等の使用者等に支払う立退料その他立退きのために要した金額は、当該土地、建物等の取得価額に算入する。

### 7-3-6 土地とともに取得した建物等の取壊費等

法人が建物等の存する土地(借地権を含む。以下7-3-6において同じ。)を建物等とともに取得した場合又は自己の有する土地の上に存する借地人の建物等を取得した場合において、その取得後おおむね1年以内に当該建物等の取壊しに着手する等、当初からその建物等を取り壊して土地を利用する目的であることが明らかであると認められるときは、当該建物等の取壊しの時における帳簿価額及び取壊費用の合計額(廃材等の処分によって得た金額がある場合は、当該金額を控除した金額)は、当該土地の取得価額に算入する。

財団からは、**図表90**の処理を行った理由として、「当法人が所有する緑地は柏市からの要請により購入したものであり、将来的に柏市に管理を移管する際、費用を明確にするため、会計方針として、緑地については土地代以外に、取得・整備にかかった費用のすべてを取得価額として計上することとしている」旨の回答を得ている。

財団が、上記理由により一般的な会計処理における土地の取得費以外の支出を土地の取得価額とする点につき、一定の理解はできるが、**図表90**の償却資産は法人税基本通達で示されている土地の取得費に含まれる費用、または、含めてよい費用のいずれにも該当せず、一般的な会計処理とは言えないため、本会計処理の方法については、別途、会計規則に定めておく必要があると考える。なお、本件は今般の包括外部監査後に会計規則を改正済である。

## 【意見 72】取得価額が 20 万円未満の車両運搬具の会計処理について

**図表 91** の車両運搬具については、租税特別措置法第 67 条の 5 における「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」(以下「少額減価償却資産の特例」という。)の規定を準用し、減価償却を行っているとの回答を得た。同法において少額減価償却資産の特例は下記のように規定されている。

### 租税特別措置法第 67 条の 5 より抜粋

中小企業者等が、平成 18 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が 30 万円未満であるものを有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小企業者等の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小企業者等の当該事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が 300 万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち 300 万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

**図表 91 取得価額が 20 万円未満の車両運搬具に係る減価償却** (単位 : 円)

資産名称	取得日	取得価額	耐用年数	令和 5 年度末帳簿価額	令和 6 年度末帳簿価額	令和 6 年度末推定帳簿価額
タンデム自転車	令和 5 年 11 月 6 日	188,100	2 年	1	1	—
電動自転車①	令和 5 年 12 月 22 日	128,700	3 年	1	1	—
電動自転車②	令和 5 年 12 月 22 日	128,700	3 年	1	1	—

(出所:財団提供データより監査人作成)

少額減価償却資産の特例に当てはめると、**図表 91** の少額減価償却資産は、取得価額の全額を取得時に費用(減価償却費等)として処理し、費用計上後の簿価はゼロになるはずであるが、財団の会計処理では、備忘価額を 1 円とし、残額を取得した会計年度に減価償却処理しており、備忘価額を設定している点において、少額減価償却資産の特例とは異なる会計処理となっている。

固定資産の現物管理の観点から備忘価額を残す処理を採用しているものと考えるが、当該処理はあくまでも少額減価償却資産の特例を参考とした処理であり、一般的な会計処理とは言えないため、本会計処理の方法については、別途、会計規則に定めておく必要があると考える。なお、本件は今般の包括外部監査後に会計規則を改正済である。

### 【意見 73】リース債権の回収総額について

財団は、財団が管理している公園内にある施設の事業者に対して、平成 30 年 5 月 19 日付の設置契約書(以下「契約 1」という。)及び平成 30 年 6 月 21 日付の物品売買契約書(以下「契約 2」という。)に基づき、本事業者が営業する施設の設備等を総額 6,991,152 円(契約 1 が 6,391,644 円、契約 2 が 599,508 円。いずれも、契約書の別表に記載されている売買代金総額の金額である。)で割賦販売している。

支払回数及び支払額は**図表 92** のとおりであり、これらの契約にかかる年度末の未回収分を貸借対照表においてリース債権としている。

**図表 92 割賦債務の支払スケジュール**

支払回	契約 1	契約 2	合計
第 1 回目 (平成 30 年 6 月 30 日)	84,644 円	4,408 円	89,052 円
第 2 回目 ～第 120 回目	53,000 円	5,000 円	58,000 円
支払合計	<b>6,391,644 円</b>	<b>599,408 円</b>	6,991,052 円

(出所:財団提供データより監査人作成)

**図表 92** の契約別の支払合計を見ると、契約 1 では支払合計と契約書における売買代金総額は一致しているが、契約 2 では支払合計が契約書における売買代金総額より 100 円少ない。

本来、契約 2 の支払合計は契約書における売買代金総額 599,508 円であるべきであり、契約書における売買代金の支払に関して修正が必要である。

なお、本件は今般の包括外部監査後に修正済みである。

### 【意見 74】公益事業の費用負担

財団の会計は、大きく分けて 2 つからなる。一つは、実施事業等会計であり、これは、事業内容に対応する収益がほぼ確保されていない事業であり、本来はこれらの事業に係る費用に基本財産や特定資産の運用益を充てることが予定されているものである。もう一つは、その他会計であり、事業内容に対応する収益が概ね確保されているもので、法人税法上の収益事業に該当するものである。以下に、令和 6 年度の正味財産増減計算書の内訳を当期経常増減額まで記載する。

図表 93 令和6年度正味財産増減計算書内訳表（一部）

(単位：千円)

実施事業等会計						
	みどりの普及啓発事業	みどりの支援事業	みどりの調査研究事業	緑地保全事業	募金事業	小計
経常収益計	490	826	0	0	0	1,317
経常費用計	7,044	6,423	662	7,626	32	21,789
当期経常増減額	△6,554	△5,596	△662	△7,626	△32	△20,472
その他会計						
	みどりのコンサルティング事業	公園等管理運営事業	指定管理者制度	駐車場管理運営事業	物販・貸出事業	小計
経常収益計	38	37,052	33,721	4,379	115	75,307
経常費用計	0	27,287	37,059	3,181	0	67,528
当期経常増減額	38	9,765	△3,337	1,197	115	7,778
法人会計		内部取引等消去	合計			
経常収益計 ※	9,123	0	85,747			
経常費用計	11,095	0	100,413			
当期経常増減額	△1,971	0	△14,665			

※基本財産や特定資産の運用益は法人会計の経常収益計に記載している。

これによると、実施事業等会計は合計で 20,472 千円の赤字であり、その他会計は合計で 7,778 千円の黒字である。そして、これらと法人会計の 1,971 千円の赤字を合わせると財団総計では 14,665 千円の赤字となっている。

財団の財務は、その他会計の黒字額と基本財産や特定資産の運用益をもって法人会計のいわゆる一般管理費を賄い、かつ実施事業等会計の費用もこれを充当することで安定すると考えられる。しかし、実際には、その他会計の黒字額及び基本財産や特定資産の運用益は、合計しても実施事業等会計及び法人会計の費用を全て賄うほどの金額にはなっていない。

財団が実施している事業のうち、実施事業等会計は、対価が得られない都市環境整備事業や緑化活動であることから、その費用は市が責任もって用意すべきである。確かに財団も都市環境整備事業や緑化活動を行うために設立された法人ではあるが、一民間法人である以上、財務的余力には限界があるため、費用を工面させ続けることは困難である。

また、基金を作り、その運用益をもって事業を行っていくという財務体制も今後は見直される必要がある。事業に係る費用は、昨今のインフレ傾向により予定を大幅に上回ることが頻発しており、加えて、財産の運用益についても安定的に期待でき

るものではなくなっている。財源と費用の両面で不確定な要素を含むこのような財務体制は財団の経営努力でカバーできる範囲を超えていることは明らかである。

今後は、一つ一つの事業について、その損益ができる限り的確に把握し、そこで大きく赤字が予定されるような事業については、市が実施するかどうか、また実施するとしたらその費用をどうするか決定し、財団を指導していく必要がある。

### 【意見 75】財団の公益認定について

平成 20 年に行われた公益法人改革により、民法を根拠として設立された財団法人や社団法人は特例民法法人とされ、平成 25 年 11 月 30 日までに新制度に移行することが求められた。そして、財団は公益財団法人の認定は受けずに、一般財団法人とすることとした。

当時、財団内においても、公益財団法人となるか一般財団法人となるかの検討は行われていた。その際の資料における結論は以下のように整理された。

図表 94 新法人移行方針について（平成 24 年時点）

○:有利 ▲:やや不利 ×:不利

区分	一般財団法人	公益財団法人
斜面緑地等の貴重な市街緑地を取得・保全する	○土地を自由に取得できる	▲認定取消時に遺失する可能性あり
時代のニーズに合わせて、様々な事業を機動的に実施する。	○財団独自の判断で事業を実施できる	×認定作業が伴うため、新規事業を機動的に実施することが難しい
収益事業により、財団を存続させる	○収益事業が公益事業を上回ってもよい	×収益事業が公益事業を上回ることができない
財団をよりPRし、寄附を募る	▲様々なPR活動は展開できるが、税制面の優遇はない	○信頼や税制面で有利

(出所:財団作成資料)

当時の財団としては、事業を自由に、かつ機動的に実施できることを優先し、非営利型の一般財団法人になることを選択した。

当時の財団の判断に問題があるわけではないが、その後に新規事業を立ち上げてもそれが十分な利益を上げることはできておらず、むしろ赤字になっている場合もある。加えて、平成 11 年度から受けていた運営費補助金(※令和 2 年度実績 22,034 千円)が令和 3 年度をもって廃止された。このように一般財団法人に移行した時点での方針を実行できるような事業環境は整っていない。

一方、令和 7 年 4 月に公益法人制度は大きく変更が加えられ、前回一般財団法人を選択した当時とは若干条件が変わっている。以下に令和 7 年度における公益法人制度改革の内容について概要を記載する。

**図表 95 令和 7 年 4 月における公益法人改革の内容**

改正項目	内容
財務規律の柔軟化	「収支相償原則」の見直し、公益充実資金の創設、予備財産の制度化など
行政手続の合理化	事業変更の届出化、認定申請書類の簡素化、定款変更手続の迅速化など
ガバナンスの強化	外部理事・監事の活用、ガバナンスの取組の事業報告記載など
情報開示の充実	行政庁による定期提出書類の公表、開示情報の拡充、区分経理の実施など

(出所:内閣府HPより抜粋)

また、公益財団法人になることで、現在は支払っている基本財産や特定資産の運用益にかかる源泉所得税(※令和 6 年度実績:約 130 万円)は免除される。さらに、特定公益増進法人として認定されることにより、寄付金控除の対象となるため、寄附を募りやすくなるなど収益面での改善は広がる余地ができる。

このような状況の変化を受け、また改めて現状を認識し直すことにより、財団においても公益財団法人への移行を検討することに意義があると考える。